

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」

平成29年4月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、24年10月25日、25年10月31日、27年3月2日及び28年4月6日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、28年の報告において、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その検査の結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することにした集中復興期間における復興事業の実施状況等に係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成29年4月

会計検査院

目 次

第1 検査の背景及び実施状況	1
1 検査の要請の内容	1
2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容	1
3 東日本大震災からの復興等に関する25年以降の決議	2
4 これまでの会計検査の実施状況	3
5 検査の観点、着眼点、対象及び方法	4
(1) 検査の観点及び着眼点	4
ア 東日本大震災に伴う被災等の状況	5
イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	5
(2) 検査の対象及び方法	6
第2 検査の結果	8
1 東日本大震災に伴う被災等の状況	8
(1) 被害等の状況	8
ア 人的被害及び建物被害の状況	8
イ 公共施設等の被災の状況	8
ウ 避難の状況	10
(2) 国の復旧・復興への取組	11
ア 復旧・復興に向けた主な取組	11
イ 原子力災害からの福島復興再生に向けた主な取組	15
ウ 復興財源フレーム	18
2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	23
(1) 復旧・復興予算の執行状況等	23
ア 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況	23
イ 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況	30
ウ 復興債の償還財源として位置付けられている株式の売却等の状況	36
エ まとめ	42
(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等	43
ア 特定被災自治体に対する国からの財政支援の状況	43
イ 補助事業等の実施状況	46
ウ 復興関連基金事業の実施状況	50

エ	復興交付金事業の実施状況	64
オ	福島再生加速化交付金事業の実施状況	83
カ	震災復興特別交付税に係る経費の執行状況	87
キ	国からの財政支援等による地方公共団体の財政への影響	89
ク	地方公共団体等が実施する復旧・復興事業に係る個別の検査結果	103
ケ	まとめ	107
(3)	集中復興期間における復旧・復興事業の成果の状況	110
ア	施策項目別の成果の状況	111
イ	津波防災に関する施策における復旧・復興事業の成果	114
ウ	住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果	145
エ	地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の成果	157
オ	まとめ	172
(4)	原子力災害からの復興再生	174
ア	原子力災害関係の事業の執行状況	175
イ	特措法3事業の実施状況	178
ウ	原子力災害関係経費の求償の状況	193
エ	まとめ	197
第3	検査の結果に対する所見	199
1	検査の結果の概要	199
2	所見	216
	別図表	219
	別添	342

事例一覧

- [効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金が交付された後、平成27年度末現在で事業内容の全てが未定となっているもの]
＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- [復旧・復興事業の費用等に充てられることになっている返納金の額が復興特会に繰り入れられるよう所要の措置が執られていなかったもの]
＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- [効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されていたもの]
＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- [災害公営住宅への入居を検討中としている者のほか、今後の再建方針が未定となっている者等を対象に入居を募集するなどしても入居者未定の空室が解消されないことが見込まれるもの]
＜事例4＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
- [除去土壌等を仮置場に保管することにより、維持管理費が多額に発生しているもの]
＜事例5＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
- [除去土壌等を保管するための仮置場が津波の浸水区域に設置されていたもの]
＜事例6＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

参考事例一覧

- [集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業について、事業終了後に同種事業を基金方式を採らずに実施していたもの]
＜参考事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- [防災集団移転促進事業により整備した宅地のうち、移転対象者への分譲等が見込めない空き区画を移転対象者以外に分譲し、国費相当額を国庫に納付していたもの]
＜参考事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154

本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明

らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

3 東日本大震災からの復興等に関する25年以降の決議

参議院は、25年5月20日に決算委員会において、平成22年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月22日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議は、前記の検査を要請する旨の決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

上記の警告決議以降、参議院決算委員会は、「平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議」「平成25年度決算審査措置要求決議」及び「平成26年度決算審査措置要求決議」において、図表1のとおり、東日本大震災からの復興等に関する項目について決議を行っている（決議の内容は219、220ページの別図表1参照）。

図表1 参議院決算委員会における東日本大震災からの復興等に関する決議の項目一覧

決議名（決議年月日）	項 目
平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議 （平成26年6月9日）	3 東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消について 9 東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策について
平成25年度決算審査措置要求決議 （27年6月29日）	4 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について 7 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について
平成26年度決算審査措置要求決議 （28年5月23日）	2 東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等について

4 これまでの会計検査の実施状況

東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たっては、東日本大震災復旧・復興関係経費（以下「東日本大震災関係経費」という。）に係る予算（以下「復旧・復興予算」という。）が、23年度については、一般会計の補正予算（第1次から第3次まで。以下、各次の補正予算を「23年度第1次補正予算」「23年度第2次補正予算」及び「23年度第3次補正予算」といい、これらを合わせて「23年度補正予算」という。）において、24年度以降については、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復旧・復興事業に関する経理を明確化することを目的として設置された東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）の24年度から27年度までの予算（以下、予算措置年度及び当初又は補正の別に「24年度当初予算」「24年度補正予算」「25年度当初予算」「25年度補正予算」「26年度当初予算」「26年度補正予算」「27年度当初予算」及び「27年度補正予算」といい、各年度の当初予算及び補正予算を合わせて「24年度予算」「25年度予算」「26年度予算」及び「27年度予算」という。）において措置されている。

（注1）

前記の要請により、会計検査院は、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、これまでに、24年10月25日、25年10月31日、27年3月2

日及び28年4月6日の4回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している（以下、それぞれの報告を「24年報告」「25年報告」「27年報告」及び「28年報告」という。）。

（注1） 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

前記の警告決議に関連して、25年報告では、復興予算の計上や用途について検査した結果を記述している。具体的には、24年11月に、復興推進会議において、23年度補正予算及び24年度当初予算に計上された事業の実態や国会での議論、行政刷新会議の整理等を踏まえて、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）が決定されたこと、23、24両年度の復興事業計1,401件を対象として、被災地又は被災者の復興との関連性について検査した結果、「基本的な考え方」において復興特会に計上しないこととされた事業が326件となっていて、このうち38件は執行を停止しており、288件は事業完了又は執行中となっていることを記述している。

また、直近の28年報告では、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、津波被害の大きかった青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県における復旧・復興事業の実施状況や復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告している。そして、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）に基づき23年7月に定められた「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとしている（各報告の概要及び所見については342～349ページの別添、復旧・復興予算に関する検査報告掲記事項については350～363ページの別添をそれぞれ参照）。

5 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

東日本大震災は、被災地域が極めて広範囲にわたる大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的な未曾有の大災害である。集中復興期間において、国は、総額27兆6231億余円を支出した。財源は49年12月までの長期にわたって確保される復興特別税（復興特別所得税等）や歳出削減等により賄うとし

ているが、多額の費用が限られた期間に生ずることから、事業の実施に当たり不足する資金を確保するために復興債等が発行されている。

会計検査院は、集中復興期間における復旧・復興事業の実施状況等の総括として、参議院から要請を受けた各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

ア 東日本大震災に伴う被災等の状況

東日本大震災に伴う被災の状況はどのようになっているか、避難者数はどのように推移しているか、国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するためにどのような取組を行っているか。

イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(ア) 復興特会において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか。また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか。その償還財源として位置付けられている株式の売却等はどのようになっているか。

(イ) 復興関連基金事業（国庫補助金等を原資として設置造成又は積増し（以下「設置造成等」という。）が行われる基金により復旧・復興事業として実施される事業。以下同じ。）及び復興交付金事業（東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）を原資として基金の設置造成等を行うなどして実施される事業。以下同じ。）において、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか。特に、復興関連基金事業や復興交付金事業は、計画に照らして適時に実施されているか。

(ウ) 被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県（以下「東北3県」という。）において、集中復興期間中に実施された復旧・復興事業によりどのような成果が得られているか。特に、国民生活の安全・安心の確保の面から、津波被害に対しては施設整備等のハード施策のみならず人命を重視した速やかな避難を可能とするソフト施策により、災害に強い地域づくりが図られているか。復旧・復興予算により整備した災害公営住宅等への入居等の促進により、地域における暮らしの再生が図られているか。各種産業に係る施設等の復旧・復興、資金繰り支援、企業立地支援等の復旧・復興事業により、地域経済活動の再

生が図られているか。

(エ) 原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。特に、除染等による放射能汚染対策、中間貯蔵施設の建設に向けた取組等の福島の再生加速化に資する事業等は計画に照らして適時に実施されているか。また、国から東京電力株式会社（28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。）に対する求償は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、28年次においては、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（同条第3項に規定する区域をいう。以下同じ。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村に、特定被災区域をその区域とする市町が所在する北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村（以下「特定被災自治体」という。内訳については221、222ページの別図表2参照）における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査した。特に東北3県及び管内127市町村（内訳については221ページの別図表2参照）に対して、国からの財政支援を受けて実施した復興関連基金事業や復興交付金事業の実施状況、成果等について検査した。

また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）に対して、事業者等への資金繰り支援の成果について検査した。

(注2)

(注3)

検査に当たっては、14府省庁等の内部部局等並びに東北3県を含む4県及び東北3県管内の沿岸31市町村を含む4県管内の45市町村（内訳については221ページの別図表2参照）に対して270人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

なお、本報告書は、集中復興期間における復興事業の実施状況等に係る検査の総括として取りまとめたものであり、既往の報告の主要な内容の概略も含めて報告してい

る。

(注2) 14府省庁等 国会、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部
科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注3) 4県 岩手、宮城、福島、栃木各県

(注4) 沿岸31市町村 岩手県の宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石各市、
上閉伊郡大槌、下閉伊郡山田、岩泉各町、田野畑、普代、九戸郡野
田各村、洋野町、宮城県の仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、多賀
城、岩沼、東松島各市、亶理郡亶理、山元、宮城郡松島、七ヶ浜、
利府、牡鹿郡女川、本吉郡南三陸各町、福島県のいわき、相馬両市、
双葉郡広野、相馬郡新地両町

第2 検査の結果

1 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 被害等の状況

23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北3県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらした。全国の被害等の状況は、次のとおりである。

ア 人的被害及び建物被害の状況

人的被害及び建物被害の状況について、図表2-1のとおり、28年12月9日時点で、死者、行方不明者等の人的被害は死者15,893人、行方不明者2,556人等となっており、また、建物被害は全壊121,739戸、半壊279,088戸、一部破損726,498戸等となっている。

図表2-1 人的被害及び建物被害の状況

都道府県	人的被害			建物被害				
	死者（人）	行方不明者（人）	負傷者（人）	全壊（戸）	半壊（戸）	一部破損（戸）	非住家被害（戸）	
北海道	1	0	3	0	4	7	469	
東北	青森県	3	1	112	308	701	1,006	1,402
	岩手県	4,673	1,123	213	19,507	6,568	18,921	4,700
	宮城県	9,540	1,232	4,145	83,000	155,129	224,198	26,796
	秋田県	0	0	11	0	0	5	3
	山形県	2	0	29	0	0	21	96
	福島県	1,613	197	183	15,194	79,597	141,352	1,010
東京都	7	0	117	15	198	4,847	1,101	
関東	茨城県	24	1	712	2,629	24,374	187,573	22,603
	栃木県	4	0	133	261	2,118	73,552	295
	群馬県	1	0	42	0	7	17,679	0
	埼玉県	0	0	45	24	199	1,800	33
	千葉県	21	2	258	801	10,152	55,044	660
	神奈川県	4	0	138	0	41	459	13
	新潟県	0	0	3	0	0	17	9
	山梨県	0	0	2	0	0	4	0
	長野県	0	0	1	0	0	0	0
	静岡県	0	0	3	0	0	13	0
中部	三重県	0	0	1	0	0	0	9
四国	高知県	0	0	1	0	0	0	0
計	15,893	2,556	6,152	121,739	279,088	726,498	59,199	

注(1) 警察庁が公表している「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成28年12月9日公表）を基に作成した。

注(2) 茨城県北部を震源とする地震（平成23年3月19日、9月10日、11月20日、24年2月19日及び25年1月31日）、宮城県沖を震源とする地震（23年4月7日、24年6月18日及び8月30日）、福島県浜通りを震源とする地震（23年4月11日）、福島県中通りを震源とする地震（23年4月12日）、千葉県北東部を震源とする地震（23年5月22日）、福島県沖を震源とする地震（23年7月25日、同月31日、8月12日、同月19日、10月10日及び25年10月26日）、茨城県沖を震源とする地震（24年3月1日）、千葉県東方沖を震源とする地震（24年3月14日）及び三陸沖を震源とする地震（24年12月7日）による被害を含む。

イ 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等の被災の状況は、図表2-2のとおり、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では道路（県及び市町村管理区間）における被災路線数6,293路線、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。

また、全壊等の被害を受けた施設は、医療・福祉関係では医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、文化・教育関係では学校施設等12,150施設等となっている。

図表2-2 公共施設等の被災の状況

項目 注(1)		被災規模		
基盤整備関係	海岸対策	被災地区海岸	677海岸	
	海岸防災林 注(2)	被災延長	164km	
	河川対策	直轄区間	被災河川管理施設	2,115か所
		県及び市町村管理区間	被災河川管理施設	1,076か所
	下水道	災害査定実施処理場	73施設	
	水道施設	災害査定実施事業数	230事業	
交通関係	道路（県及び市町村管理区間）	被災路線数	6,293路線	
	鉄道 注(3)	被災路線延長	2,330km	
	港湾	被災港湾施設	131か所	
農林水産業関係	農地 注(2)	津波被災農地面積	21,480ha	
	排水機場	復旧が必要な主要排水機場	97か所	
	漁港	被災漁港	319港	
医療・福祉関係	医療施設	全壊、一部損壊等施設	4,158施設	
	福祉施設	全壊、一部損壊等施設	1,626施設	
文化・教育関係	学校施設等	全壊、一部損壊等施設等	12,150施設等	

注(1) 基盤整備関係、交通関係及び農林水産業関係は復興庁が公表している「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」(平成28年6月)を、医療・福祉関係は厚生労働省が公表している「東日本大震災における被害状況(医療機関・社会福祉施設)」(平成23年12月)を、文化・教育関係は文部科学省が公表している「東日本大震災による被害情報について」(平成24年9月)等を基にそれぞれ作成した。

注(2) 東北3県及び青森、茨城、千葉各県におけるもの(避難指示区域を含む。)を計上している。

注(3) 東北3県の旅客鉄道分を計上している。

東日本大震災の発生直後、国は、被害の全体像が十分に把握できない中で、被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するために、官民全ての建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等のストックの被害額について推計を行うこととした。内閣府が取りまとめた23年6月に公表した資料によれば、施設等別の被害額は、建築物等10兆4384億余円、ライフライン施設1兆3458億余円、社会基盤施設2兆1669億余円、農林水産関係施設1兆8778億余円、その他の施設1兆0867億余円で、その合計は約16.9兆円であるとされた。会計検査院は、27年報告において、上記推計の経緯、状況等について検査した結果を記述しており、その推計方法について、再調達価格によるものと減価償却後の価格によるものが混在していたり、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかった

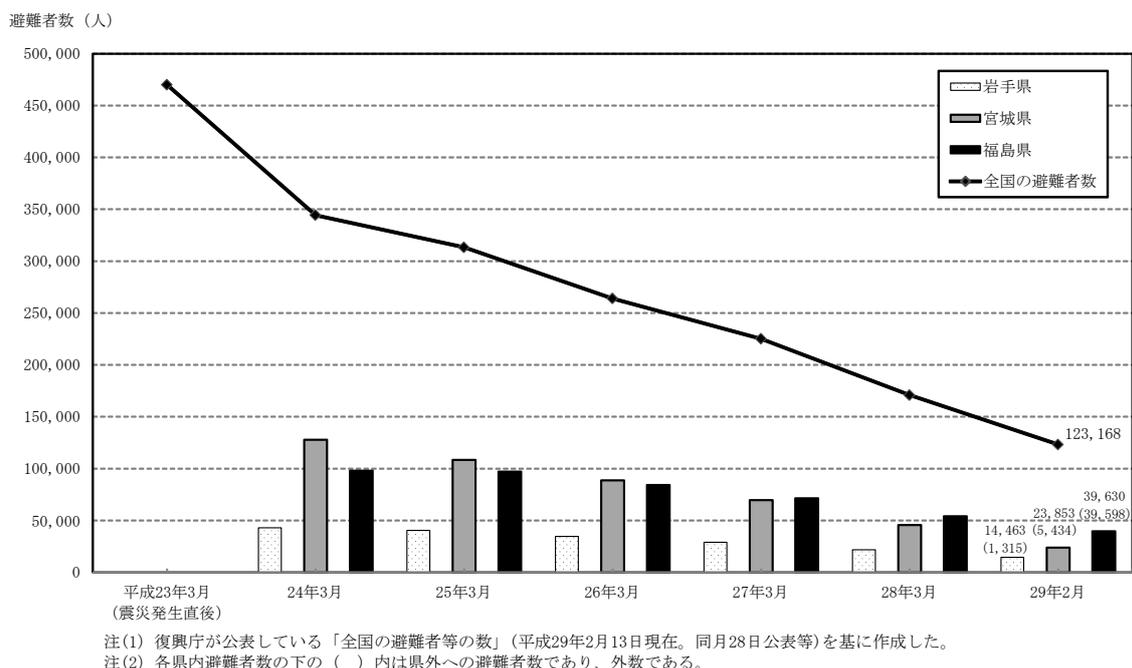
たりしていたものが見受けられたことなどを報告している。そして、被害額の推計は、被災後の復旧・復興の各方面での議論に資する資料になると同時に、復旧・復興予算の積算に当たっても参考となる資料であることから、各府省庁、地方公共団体等においては、今後想定される南海トラフ等の地震時に備えて、速やかに被害額を算出し、より正確な被害の全容が把握できるよう、体制等を整備しておくことが望まれるとしている。

ウ 避難の状況

復興庁等によれば、東日本大震災発生直後の避難者数は全国で約47万人とされており、東日本大震災の発生から1週間を経過した時点では約38万人が2,182か所の避難所に避難していたとされている。その後、避難者は帰宅したり、県が建設した応急仮設住宅（以下「建設型応急仮設住宅」という。）や市町村が民間住宅を借り上げるなどして避難者に供与する応急仮設住宅（以下「借上型応急仮設住宅」という。）等に移ったりするなどしたため、避難所は26年3月末までに全て解消されたが、29年2月13日現在の避難者数は、図表2-3のとおり、全国でなお123,168人に上っている。このうち東北3県の各県内の避難者数は、岩手県14,463人、宮城県23,853人、福島県39,630人、計77,946人であり、全体の63%を占めている。また、東北3県の各県から県外への避難者数は、29年2月13日現在、岩手県から1,315人、宮城県から5,434人、福島県から39,598人、計46,347人となっており、特に福島県に在住していた多くの被災者は、原子力災害により県外での避難生活を強いられている状況にある。

そして、内閣府によれば、応急仮設住宅に居住している避難者数は、28年9月末現在で、建設型応急仮設住宅に東北3県で45,827人（22,537戸）、借上型応急仮設住宅に全国で62,988人（27,268戸）とされている。

図表2-3 東日本大震災による全国及び東北3県における各県内の避難者数の推移



(2) 国の復旧・復興への取組

国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するために、国の支援体制及び法令・制度の整備を図りつつ各種施策を実施している。また、復旧・復興の事業規模とその財源を見込むとともに、その見直しを行っている。東日本大震災以降、国が実施してきた復旧・復興に向けた主な取組、原子力災害からの福島の復興再生に向けた主な取組及び復興財源フレームについて示すと次のとおりである。

ア 復旧・復興に向けた主な取組

(ア) 集中復興期間における主な取組

23年3月の東日本大震災の発生後、図表3-1に示すとおり、同年6月に復興基本法が施行され、同年7月には復興基本法に基づき復興基本方針が定められて、国による復興のための取組の全体像が明らかにされた。復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。

このうち復興支援の体制について、国は、被災後、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、直ちに緊急災害対策本部を設置して対応を行ってきたが、24年2月に復興庁を設置し、同本部の機能を同庁に引き継ぐとともに、同庁に内閣総理大臣を議長とする関係閣僚級の組織として復興推進会議を設置した。また、

国は、25年2月に住宅再建や復興まちづくりなどに関する復旧・復興事業の加速化に向けた対応等を具体的に検討し、速やかに対策を実現することを目的として、復興大臣の下に「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を設置し、さらに、26年4月、地域経済活動の再生に資することを目的として復興大臣の下に「産業復興の推進に関するタスクフォース」を設置するなどした。

復興施策について、23年12月に東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）が施行され、国は、被災した地方公共団体の申出により、区域を限って、地域における創意工夫を生かして行われる規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を創設するとともに、地方公共団体が自ら策定する復興計画の下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手の良い自由度の高い交付金として復興交付金を創設した。また、国は、住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの検討の下に、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施してきている。

さらに、国は、産業復興の推進に関するタスクフォースの検討の下に、26年6月に「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」（以下「産業復興創造戦略」という。）を策定した。産業復興創造戦略によれば、震災からの復興を単なる「最低限の生活再建」にとどめることなく進め、創造と可能性の地としての「新しい東北」を実現するためにも創造的な産業復興を強力に推進することが重要であるとされている。そして、創造的な産業復興を進めるに当たっては、民間団体・大学・研究機関・国・県・市町村等の幅広い関係者が連携して、産業復興の支援に取り組む必要があるとされ、国においては、復興庁の司令塔としての機能の下、同庁と関係省庁が適切に役割分担し、省庁横断的な対応を強化して、一般施策として行う地域活性化策や産業振興策も含め、関係省庁の有効な施策を総動員し、一丸となって創造的な産業復興を強力に推進する必要があるとされた。また、復興庁においては、被災地域における一元的窓口として、現場主義に立って、施策の推進の総合調整機能を果たしていくこととされた。

(イ) 復興・創生期間における取組の方針

27年6月に開かれた第13回復興推進会議において、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（以下「第13回復興推進会議決定」という。）が決定され、集中復興期間終了後の復旧・復興事業に関する基本的な考え方として、復興期間10

年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進めて、必要な支援を確実に実施することとされた。また、原子力事故災害被災地域においては、避難指示の影響等により長期の事業が予想されるため10年以内の復興完了は難しい状況にあるとされ、復旧から本格復興・再生の段階に向けて、国が前面に立って引き続き取り組むこととされた。

そして、国は、地震・津波被災地を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度以降の復興支援については、被災地の自立につながるものとしていく必要があるとし、28年度からの5年間で被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けた。

復興・創生期間に実施する復旧・復興事業については、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、復興特会で実施する事業、一般会計等に対応する事業等に整理し、このうち、復興特会で実施する事業は、被災者支援、災害復旧事業等、原子力事故災害特有の課題に対応する事業、復興交付金事業（基幹事業）等とされた。

そして、復興の基幹的事业や原子力事故災害に由来する復興事業等については、集中復興期間と同様に、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする一方、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うこととされた。

さらに、復興基本法に基づき、28年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が定められた。同方針では、復興・創生期間において、国は、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進めるとし、コミュニティの形成や産業・生業の再生等を通じて、新たなまちでの暮らしの再開や地域の再生を図ることとされた。また、今後の復興・創生に当たっては、まちに人が戻ることを目指すのみならず、被災地外からも多くの人々が訪問し、あるいは移り住むような魅力あふれる地域を創造することを目指して、震災と復興の取組を通じて得られた経験や教訓を活かしつつ、眠っている地域資源の発掘・活用や創造的な産業復興、地域のコミュニ

ティ形成の取組等も通じて、「新しい東北」の姿を創造していくとされた。また、原子力事故災害からの復興再生について、遅くとも29年3月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組むことなどとされた。

(注5) 避難指示解除準備区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域

(注6) 居住制限区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

図表3-1 東日本大震災からの復旧・復興に対する主な取組

	年月	災害復旧・復興関連		原子力災害関連	
集中復興期間	平成23年	3月	東日本大震災発生、緊急災害対策本部の設置	原子力災害対策本部の設置	
		4月		原子力損害賠償紛争審査会の設置	
		5月	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）施行 23年度第1次補正予算成立（東日本大震災関係経費4兆0153億円）		
		6月	東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）施行		
		7月	23年度第2次補正予算成立（東日本大震災関係経費1兆8106億円） 「東日本大震災からの復興の基本方針」決定		
		8月		平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）施行 「除染に関する緊急実施基本方針」決定、「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」閣議決定 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定	
		11月	23年度第3次補正予算成立（東日本大震災関係経費9兆2438億円）	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」閣議決定	
		12月	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）施行 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）施行	「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」決定	
		24年	2月	復興庁設置	
		3月		福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）施行	
		4月	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の改正、東日本大震災復興特別会計の設置 24年度当初予算成立（復興特会3兆7754億円）		
		7月		福島復興再生基本方針決定	
	9月		原子力規制委員会、原子力規制庁の設置		
	10月		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について 24年報告）		
	25年	1月	集中復興期間における事業規模と財源の見直し（19兆円→25兆円）		
	2月	24年度補正予算成立（東日本大震災関係経費3177億円） 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの設置			
	5月	25年度当初予算成立（復興特会4兆3840億円）	福島復興再生特別措置法の改正		
	8月		避難指示区域見直し完了		
	9月		「除染の進捗状況についての総点検」環境省公表		
	10月		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について 25年報告）		
	12月		「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」閣議決定		
	26年	2月	25年度補正予算成立（東日本大震災関係経費5638億円）		
	3月	26年度当初予算成立（復興特会3兆6464億円）			
	4月	産業復興の推進に関するタスクフォースの設置			
	5月	東日本大震災復興特別区域法の改正			
	6月	「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」策定			
	8月		原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）の改正		
	27年	2月	26年度補正予算成立（東日本大震災関係経費2597億円）		
	3月		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について 27年報告）		
	4月	27年度当初予算成立（復興特会3兆9087億円）			
	5月		福島復興再生特別措置法の改正		
	6月	第13回復興推進会議（集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み決定） 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」閣議決定	「原子力災害からの福島復興の加速に向けて改訂」閣議決定		
	12月		「復興・創生期間に向けた新たな課題への対応」復興庁公表		
	28年	1月	27年度補正予算成立（東日本大震災関係経費1020億円）		
	3月	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」閣議決定 28年度当初予算成立（復興特会3兆2469億円）	「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見直し」」環境省公表		
	4月		（東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について 28年報告）		
	8月		「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」原子力災害対策本部・復興推進会議決定		
	10月	28年度第2次補正予算成立（東日本大震災関係経費5460億円）			
	12月		「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」閣議決定		
	復興・創生期間				

イ 原子力災害からの福島の復興再生に向けた主な取組

(ア) 復旧・復興に向けた主な取組

23年3月の東日本大震災に伴う東京電力の福島第一原子力発電所（以下「福島第

一原発」という。)の事故発生後、国は、図表3-1のとおり、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき直ちに原子力災害対策本部を設置し、同本部の決定に基づき避難指示区域が設定された。このような状況を踏まえて、24年3月に福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)が施行され、国は、同年7月に同法に基づき福島復興再生基本方針(以下「福島基本方針」という。)を閣議決定して、福島全域での復興及び再生と避難解除等区域等の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。このうち避難解除等区域等における復興及び再生の進め方においては、住民の安全のための除染等による放射能汚染対策を始めとして、産業振興、インフラ整備、生活環境の整備等の各種対策について、計画的に講ずるものとしている。

除染等による放射能汚染対策は、23年8月に施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、関係原子力事業者である東京電力の負担の下に実施されるものとされており、環境省等は、放射性物質により汚染された土壌等の除染等(以下「汚染土壌等の除染等」という。)、放射性汚染廃棄物処理事業(以下「汚染廃棄物処理事業」という。)及び中間貯蔵施設の整備等(以下「中間貯蔵施設事業」といい、これらの3事業を合わせて「特措法3事業」という。)を実施している。

福島第一原発の事故による損害については、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原賠法」という。)等に基づき東京電力が賠償責任を負うこととなっており、23年4月に原賠法に基づき文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、損害賠償に関する円滑な合意形成のために、同年8月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して賠償すべき損害として類型化が可能なものを示すなどした。

(イ) 帰還支援等に向けた取組

国は、避難指示区域について、23年12月に福島第一原発の原子炉の冷温停止状態が達成されたことなどから、24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域を避難指示解除

準備区域とするなど、順次区域の見直しをしてきている（223、224ページの別図表3参照）。そして、避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組について、国は、図表3-2のとおり、24年度当初予算において、避難指示に起因して機能低下した公共施設等について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を行うことを目的として実施する福島避難解除等区域生活環境整備事業（以下「生活環境整備事業」という。）を、24年度補正予算において、既存の制度等では対応が難しい地方公共団体のニーズにきめ細かに対応することなどを通じて、福島第一原発の事故に伴い避難を余儀なくされた区域の住民の帰還と当該区域の再生を図ることを目的として実施する福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（以下「帰還・再生事業」という。）を市町村等に対する委託事業としてそれぞれ創設した。

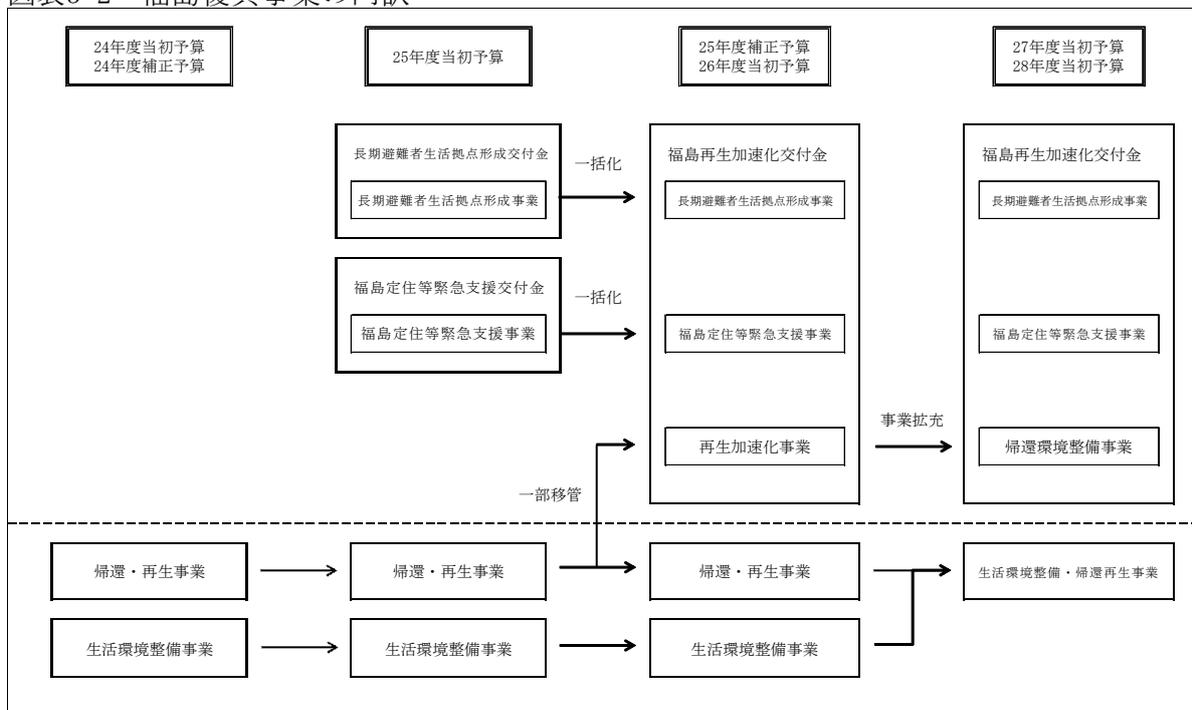
そして、25年度当初予算において長期避難者の生活拠点の形成を促進する長期避難者生活拠点形成交付金（以下、同交付金により実施する事業を「長期避難者生活拠点形成事業」という。）及び福島県の子育て世帯が安心して定住できる環境を整え地域の復興及び再生を促進する福島定住等緊急支援交付金（以下、同交付金により実施する事業を「福島定住等緊急支援事業」という。）をそれぞれ創設した。

さらに、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、25年度補正予算において、長期避難者支援から早期帰還までを一括して支援する福島再生加速化交付金を創設して、同交付金により長期避難者生活拠点形成事業及び福島定住等緊急支援事業を実施するとともに、福島の復興及び再生のための事業をそれぞれの地域が自主的、主体的に実施することを支援することを目的として帰還・再生事業の一部を移管するなどして創設した「再生加速化事業」を国庫補助事業として実施することとした。

また、27年5月に、福島復興再生特別措置法が改正され、国は、避難者の早期帰還の促進を図るために、27年度当初予算において、再生加速化事業を拡充して「帰還環境整備事業」とし、より使い勝手の良いものとなるようにするなどの取組を行っている（以下、「長期避難者生活拠点形成事業」「福島定住等緊急支援事業」及び「帰還環境整備事業」を合わせて「福島再生加速化交付金事業」という。）。さらに、帰還・再生事業と生活環境整備事業を合わせて福島生活環境整

備・帰還再生加速事業（以下「生活環境整備・帰還再生事業」という。）として再編し、福島再生加速化交付金事業の3事業と生活環境整備・帰還再生事業を合わせた4事業（以下、4事業を合わせて「福島復興事業」という。）を福島の復興再生の柱として実施している。

図表3-2 福島復興事業の内訳



(注) 破線の上は国庫補助事業、下部は国から市町村等に対する委託事業である。

ウ 復興財源フレーム

復旧・復興に係る財政面の取組として、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）が施行された。また、国は、道府県及び市町村が実施する補助事業等の負担額等に対処するために、地方交付税の総額に係る特例措置を講ずる財政措置として震災復興特別交付税等を創設した。そして、24年4月に、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）が改正され、国は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として復興特会を設置した。

復興基本方針において、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模について少なくとも19兆円程度見込まれるとされ、国は、復興財源の確保につ

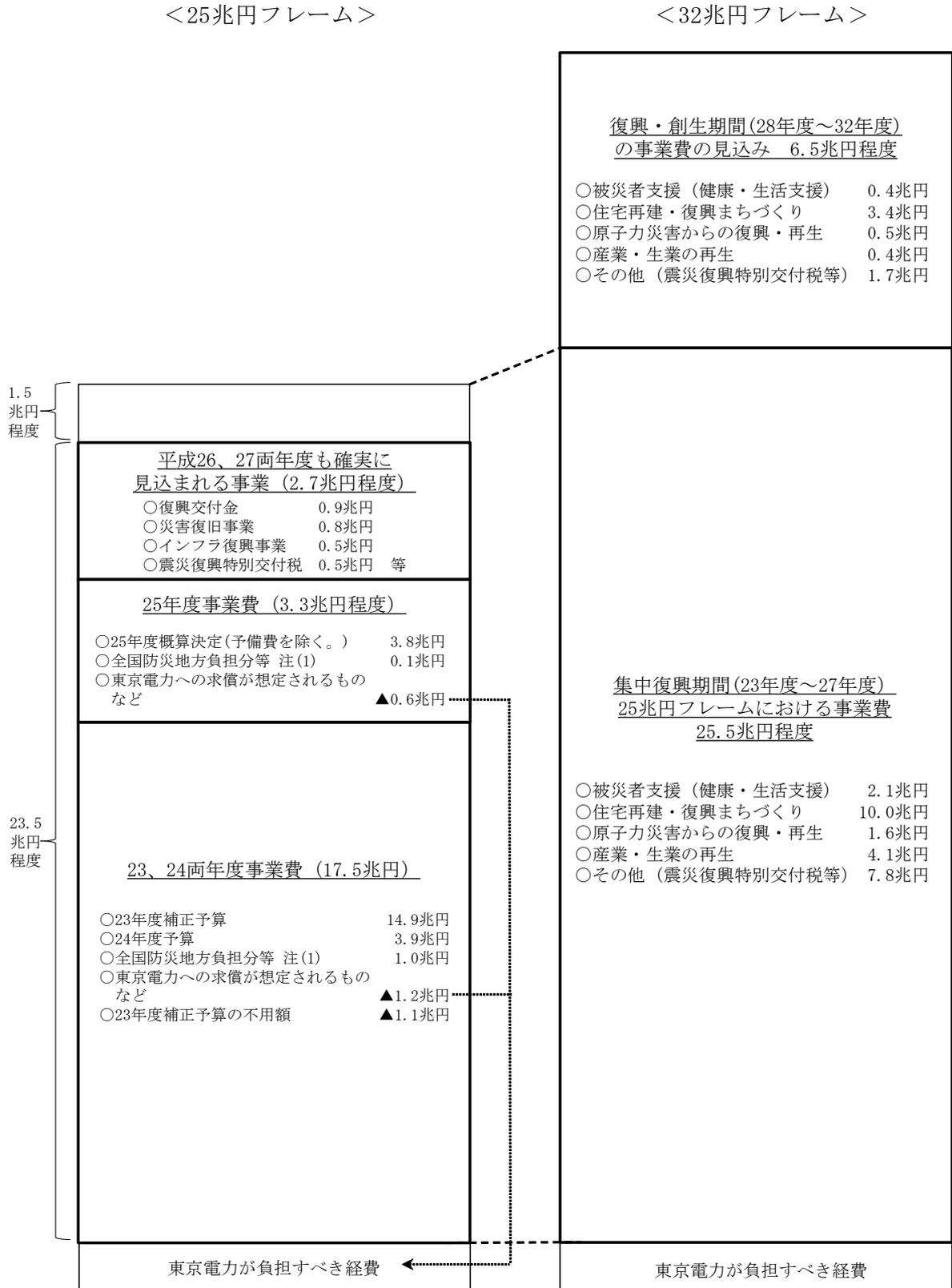
いて、時限的な税制措置である復興特別税（復興特別所得税、復興特別法人税等）により10.5兆円程度、歳出の削減や税外収入等により8.5兆円程度を確保する計19兆円程度の復興財源フレームを示した。

その後、国は、24年度補正予算及び25年度当初予算の編成過程において、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月復興推進会議決定）により復興財源フレームを見直し、集中復興期間5年間に係る見込みを25兆円程度の規模とする新たな復興財源フレーム（以下「25兆円フレーム」という。）を示した（図表3-3参照）。25兆円フレームでは、事業規模について、23、24両年度の事業費が計17.5兆円、25年度の事業費が3.3兆円程度、26、27両年度に確実に実施が見込まれる事業の規模が計2.7兆円程度であることから、集中復興期間に係る事業費を計23.5兆円程度とした。また、財源について、既に確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）株式の売却による収入見込額の4兆円程度及び23年度一般会計の決算剰余金等の2兆円程度を確保し、集中復興期間に係る財源の全体額として25兆円程度を確保することとした。

さらに、国は、第13回復興推進会議決定により、集中復興期間の25兆円フレームに復興・創生期間に係る事業規模と財源の見込みを加えて復興期間10年間に係る見込みを32兆円程度の規模とする新たな復興財源フレーム（以下「32兆円フレーム」という。）を示した（図表3-3参照）。32兆円フレームでは、事業規模について、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込み、復興期間10年間に係る事業費を計32兆円程度としている。また、財源について、25兆円フレームで計上されている25兆円に、26年度補正予算及び27年度当初予算において措置された計1.3兆円（25年度一般会計の決算剰余金約0.8兆円及び財政投融资特別会計（以下「財投特会」という。）財政融資資金勘定の積立金約0.6兆円の合計額）及び計上済みの財源の精査による2.5兆円を加えて28.8兆円程度が計上済みであり、さらに、新規の財源を、国の保有する資産の有効活用等による税外収入の0.8兆円及び決算剰余金の活用等による一般会計からの繰入れ2.4兆円の計3.2兆円程度とし、復興期間の財源の全体額として32兆円程度を確保するとしている。

図表3-3 25兆円フレーム及び32兆円フレームの事業規模と財源の内訳

○事業規模



注(1) 「全国防災」とは、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策である。

注(2) 32兆円フレームは、第13回復興推進会議(平成27年6月24日)資料を基に作成した。

○財源

<25兆円フレーム>

<32兆円フレーム>

<p style="text-align: center;"><u>追加的な財源 (6兆円程度)</u></p> <p>○23年度決算剰余金等 2兆円程度 ○日本郵政株式の売却 4兆円程度</p>	<p style="text-align: center;"><u>新規財源 3.2兆円程度</u></p> <p>○一般会計からの繰入れ 2.4兆円 決算剰余金の活用等</p> <p>○税外収入 0.8兆円 国の保有する資産の有効活用等</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>計上済財源の精査 2.5兆円</u></p> <p>○復興特別所得税 1.2兆円 ○復興特別法人税 0.7兆円 ○税外収入 0.6兆円</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>26年度補正予算計上財源 ○25年度決算剰余金 約0.8兆円</p> <p>27年度当初予算計上財源 ○財投特会財政融資資金勘定の積立金 約0.6兆円</p>	<p>28.8兆円程度</p>
<p style="text-align: center;"><u>復興特別税 (10.5兆円程度)</u></p> <p>○復興特別所得税 7.3兆円程度 ○復興特別法人税 2.4兆円程度 等</p>	<p style="text-align: center;"><u>25兆円フレームにおける計上済財源 25兆円</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>歳出削減・税外収入等 (8.5兆円程度)</u></p> <p>○23年度第1次補正予算見合いの歳出削減等 4.3兆円程度 ○23年度第2次補正予算見合いの前年度剰余金 1.8兆円程度 ○子ども手当の見直しなど 2.8兆円程度 ○財投特会の23年度剰余金 0.8兆円程度 ○公務員の人件費の見直しなど 0.6兆円程度 ○日本たばこ産業株式会社株式の売却 0.5兆円程度 ○東京地下鉄株式会社株式の売却 0.2兆円程度 ○年金臨時財源の補填 ▲2.5兆円程度 等</p>	<p style="text-align: center;">東京電力による賠償</p>	
<p style="text-align: center;">東京電力による賠償</p>	<p style="text-align: center;">東京電力による賠償</p>	

集中復興期間に係る事業費として見込んだ25.5兆円及び25兆円フレームにおける計上済財源について、27年度末現在の事業規模及び財源の状況を示すと、図表3-4のとおりである。

事業規模をみると、23年度から27年度までの支出済歳出額（以下「支出済額」という。）27.6兆円程度と28年度への繰越額1.4兆円程度の計29.0兆円程度から、復興財源フレームの対象外経費である東京電力への求償対象経費や復興債償還費等の計4.4兆円を除くなどした事業費は、24.6兆円程度となっている。この額に、平成28年度予算における予備費0.5兆円及び復興・創生期間に持ち越された事業に係る事業費0.4兆円を合わせて計25.5兆円程度となっている。

財源をみると、復興特別税収は、24年度から27年度までの間に3.4兆円が収納され、28年度から課税期間の最終年度である49年度までの復興特別所得税収の見込額6.1兆円程度を合わせると9.5兆円程度となる。歳出削減・税外収入等は、23年度から27年度までの間に11.3兆円程度が確保されている。また、日本郵政株式の売却収入は、27年度末までに1.4兆円が収納されていて、28年度以降に2.6兆円程度が確保される見込みとなっている。

図表3-4 集中復興期間において見込んだ事業規模及び財源の平成27年度末現在の状況



2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(1) 復旧・復興予算の執行状況等

ア 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

(ア) 復旧・復興予算の歳出予算額及び執行状況

復旧・復興予算の執行状況の検査に当たっては、予算措置年度別の予算現額（歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計）に予備費使用額及び流用等増減額を加減したものであり、前年度から繰り越された額は含めていない。以下同じ。）、支出済額、翌年度繰越額（以下「繰越額」という。）、繰越額のうち避け難い事故により年度内に支出が終わらなかったため翌年度へ繰り越した額（以下「事故繰越額」という。）及び不用額を調査し、復旧・復興事業に係る執行率（支出済額の予算現額に対する割合。以下同じ。）、繰越率（繰越額の予算現額に対する割合。以下同じ。）及び不用率（不用額の予算現額に対する割合。以下同じ。）をそれぞれ算出した。

本報告においては、各年度予算の執行状況について、予算措置年度別の予算現額ごとに、当該予算措置年度の翌年度以降の状況も含めた27年度末までの状況を分析した。すなわち、支出済額は、当該予算措置年度における支出済額に加えて、繰越額として翌年度以降に支出された額も含めている。また、繰越額及び不用額は、それぞれ予算措置年度別の予算現額が27年度末現在で繰り越されている額と不用とされている額を示している。したがって、本報告における執行率は、予算措置年度別の予算現額が27年度末までにどの程度支出されたかを示すものであり、繰越率及び不用率は、予算措置年度別の予算現額が27年度末現在でどの程度繰り越され、又は、不用とされているかを示すものである。

集中復興期間において各年度に措置された予算現額の合計額33兆4922億余円の27年度末現在における執行状況は、図表4-1のとおり、支出済額27兆6231億余円、繰越額1兆4111億余円、不用額4兆4579億余円であり、集中復興期間5か年度全体の執行率は82.4%、繰越率は4.2%、不用率は13.3%となっている。このうち27年度予算の執行状況をみると、執行率は63.9%、繰越率は29.0%、不用率は6.9%となっている。

図表4-1 集中復興期間における復旧・復興予算の執行状況

(単位：億円、%)

区分	平成23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	27年度 予算	計
予算現額 A	14兆8243	5兆0018	5兆4484	4兆1200	4兆0976	33兆4922
支出済額 B	12兆5622	4兆5251	4兆7679	3兆1471	2兆6206	27兆6231
繰越額 C	-	-	-	2195	1兆1915	1兆4111
うち事故繰越額	-	-	-	2195	88	2284
不用額 D=A-B-C	2兆2621	4766	6805	7532	2854	4兆4579
うち27年度の執行における不用額	-	-	541	1722	2854	5118
執行率 B/A	84.7	90.4	87.5	76.3	63.9	82.4
繰越率 C/A	-	-	-	5.3	29.0	4.2
不用率 D/A	15.2	9.5	12.4	18.2	6.9	13.3

- 注(1) 「平成23年度予算」は、平成23年度一般会計予算分（予備費、23年度補正予算）の合計額であり、予算現額14兆8243億余円は、歳出予算額14兆8354億余円から既定経費の減額分に係る重複を除いたものである。
- 注(2) 「24年度予算」の予算現額5兆0018億余円は、歳出予算額4兆9706億余円に、法令等に基づき国有林野事業特別会計（24年度末廃止）から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費35億余円及び社会資本整備事業特別会計（25年度末廃止）から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費275億余円の計311億余円を加算したものである。
- 注(3) 「25年度予算」の予算現額5兆4484億余円は、歳出予算額5兆3023億余円に社会資本整備事業特別会計（25年度末廃止）から復興特会に繰り越された東日本大震災関係経費1461億余円を加算したものである。
- 注(4) 「うち27年度の執行における不用額」として計上した25年度予算の不用額541億余円は、25年度予算のうち27年度への事故繰越額3541億余円から27年度に支出された3000億余円を差し引いたものである。
- 注(5) 「うち27年度の執行における不用額」として計上した26年度予算の不用額1722億余円は、26年度予算のうち27年度への繰越額1兆1810億余円から27年度に支出された7891億余円及び事故繰越額2195億余円、計1兆0087億余円を差し引いたものである。

(イ) 経費項目別の執行状況

集中復興期間における復旧・復興予算について予算の経費の内容から区分した項目（以下「経費項目」という。）ごとに支出済額をみると、図表4-2のとおりである。公共土木施設、文教施設、医療施設等の災害復旧事業の実施に係る経費項目については、「災害対応公共事業関係費」「施設費災害復旧費等」「公共事業等の追加」及び「復興関係公共事業等」の4経費項目で計4兆0144億余円となっており、また、特措法3事業の実施に係る経費項目については、「原子力災害復興関係経費」2兆5087億余円となっている。そして、これらの経費項目の累計予算現額に対する累計支出済額の割合（以下「累計執行率」という。）は、「災害対応公共事業関係費」等4経費項目の計で60.8%、「原子力災害復興関係経費」72.0%となっていて、他の経費項目と比べておおむね低くなっている。

一方、特定被災自治体が復旧・復興事業を実施するための財源の一部である「地方交付税交付金」及び「東日本大震災復興交付金」の累計執行率は、それぞれ95.7%、90.2%と高くなっているが、「地方交付税交付金」は復興特会から交

付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に繰り入れられた段階で、また、「東日本大震災復興交付金」は特定被災自治体における基金の設置造成等のために特定被災自治体に復興交付金が交付された段階で国の復旧・復興予算としては支出済みとなることによるものであり、これらの経費項目の累計執行率が高いことは、必ずしも復旧・復興事業の進捗が進んでいることを示すものではない（復興交付金事業の実施状況については64～83ページ、震災復興特別交付税に係る経費の執行状況については87～89ページ参照）。

27年度末現在における繰越額1兆4111億余円を経費項目別にみると、「復興関係公共事業等」7314億余円、「東日本大震災復興交付金」3092億余円、「原子力災害復興関係経費」2269億余円等となっている。繰越しの理由は、復興計画を具体的に事業化するための関係機関との協議や住民との合意形成等に不測の日数を要したことにより、27年度中に事業実施ができなかったことなどによるものである。

図表4-2 集中復興期間における復旧・復興予算の経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	予算現額 A	支出済額					計 B	繰越額	不用額(23年度 ～27年度計)	累計執行率 B/A
		平成23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	27年度 予算				
災害救助等関係経費	9877	6045	1256	648	535	435	8921	-	956	90.3
災害廃棄物処理事業費	1兆2428	6755	3162	987	125	43	1兆1073	57	1297	89.0
※ 災害対応公共事業関係費	1兆2019	6675	-	-	-	-	6675	-	5343	55.5
※ 施設費災害復旧費等	3884	2126	-	-	-	-	2126	-	1758	54.7
※ 公共事業等の追加	2兆0228	7595	4110	-	-	-	1兆1705	-	8522	57.8
※ 復興関係公共事業等	2兆9888	-	-	8677	7117	3840	1兆9636	7314	2937	65.6
災害関連融資関係経費	1兆6246	1兆2992	1322	1252	99	255	1兆5922	-	323	98.0
地方交付税交付金	4兆4304	2兆1408	6704	5771	4116	4415	4兆2416	-	1888	95.7
東日本大震災復興交付金	3兆1818	1兆5611	2867	6527	3637	80	2兆8723	3092	2	90.2
全国防災対策費	1兆1705	5186	5426	-	-	-	1兆0612	-	1092	90.6
その他の東日本大震災関係経費	5兆4668	2兆9775	4835	7719	2691	3003	4兆8025	1377	5265	87.8
被災者支援関係経費	3773	2318	-	-	-	-	2318	-	1455	61.4
東日本大震災復興対策本部運営経費	5	3	-	-	-	-	3	-	1	67.7
原子力損害賠償法等関係経費	2754	2595	-	-	-	-	2595	-	158	94.2
原子力災害復興関係経費	3兆4841	1840	4055	7443	5710	6037	2兆5087	2269	7484	72.0
国債整理基金特別会計への繰入等(復興債の債務償還費等の財源)	3兆4966	-	1兆0259	8650	7437	8095	3兆4442	-	523	98.5
予備費(23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度以降は復興加速化・福島再生予備費)	1兆1512	4691	1251	-	-	-	5943	-	5568	51.6
計	33兆4922	12兆5622	4兆5251	4兆7679	3兆1471	2兆6206	27兆6231	1兆4111	4兆4579	82.4
(うち※を付した災害対応公共事業関係費等4経費項目の計)	(6兆6020)	(1兆6397)	(4110)	(8677)	(7117)	(3840)	(4兆0144)	(7314)	(1兆8562)	(60.8)

注(1) 本図表の各計数は、歳出予算の経費項目により集計したものであり、決算の経費項目による集計とは一致しない。

注(2) 「平成23年度予算」は、平成23年度一般会計予算分(予備費、23年度補正予算)の合計額である。

注(3) 予備費の支出済額は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てた額である。

注(4) 平成24年度から27年度までの各年度の補正予算で実施している事業については、各年度の当初予算の経費項目により整理している。

集中復興期間における各年度の復旧・復興事業の執行において不用額が生じた事業は累計で2,538事業あり、不用額は計4兆4579億余円となっている。

不用額を事由別にみると、図表4-3のとおり、「①予定より実績が下回ったもの」が、836事業(32.9%)、不用額計1兆7178億余円(38.5%)と最も多く、その経費項目別の内訳をみると、「公共事業等の追加」(不用額4646億余円)、「災害対応公共事業関係費」(同2936億余円)等が多額となっている。これは、これらの経費項目で実施した事業において、復興計画の策定等に当たっての調整に時間を要したことなどのために事業に着手できなかったこと、早期の復旧や被災者支援の確実な実施の観点から予算が不足することがないよう積算していたことなどによるものである。

このほか、「②事業計画の変更により減額したもの」が、469事業（18.4%）、不用額計1兆0455億余円（23.4%）と多額であり、その経費項目別の内訳をみると、「原子力災害復興関係経費」（不用額3254億余円）が多額となっている。これは、特措法3事業実施前の測定で放射線量が低かったことにより事業規模を縮小したこと、廃棄物等の処分等に係る既存の処分場の確保や長期管理施設の整備に当たり関係する地方公共団体や地元住民との調整に不測の日数を要したことにより事業計画を見直したことなどによるものである。

図表4-3 集中復興期間における不用事由別の事業数及び不用額

(単位：事業、億円)

経費項目	①予定より実績が下回ったもの		②事業計画の変更により減額したもの		③事業執行に伴い節減したもの		④契約価格が予定を下回ったもの		⑤執行停止		⑥その他		計	
	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額	事業数	不用額
災害救助等関係経費	75	712	25	3	18	0	38	3	-	-	8	236	164	956
災害廃棄物処理事業費	11	616	11	667	1	0	4	12	-	-	-	-	27	1297
災害対応公共事業関係費	22	2936	18	822	3	22	17	84	-	-	12	1477	72	5343
施設費災害復旧費等	19	715	15	65	9	239	46	59	-	-	4	679	93	1758
公共事業等の追加	74	4646	60	2299	13	13	124	180	2	57	32	1323	305	8522
復興関係公共事業等	66	207	79	1907	11	14	80	172	-	-	38	634	274	2937
災害関連融資関係経費	41	317	1	1	1	0	1	0	-	-	4	3	48	323
地方交付税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1888	2	1888
東日本大震災復興交付金	2	0	1	0	-	-	7	1	-	-	1	0	11	2
全国防災対策費	46	181	30	115	11	6	160	706	7	50	13	32	267	1092
その他の東日本大震災関係経費	363	2818	155	1316	63	112	291	850	2	79	48	88	922	5265
被災者支援関係経費	5	1434	-	-	3	20	1	0	-	-	-	-	9	1455
東日本大震災復興対策本部運営経費	1	1	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	2	1
原子力損害賠償法等関係経費	8	109	2	0	2	1	10	30	-	-	2	16	24	158
原子力災害復興関係経費	90	2029	72	3254	13	24	102	115	2	4	15	2055	294	7484
国債整理基金特別会計への繰入等（復興債の債務償還費等の財源）	4	431	-	-	-	-	-	-	-	-	1	92	5	523
予備費（平成23年度は東日本大震災復旧・復興予備費、25年度以降は復興加速化・福島再生予備費）	9	17	-	-	2	177	-	-	-	-	8	5372	19	5568
計	836 (32.9%)	1兆7178 (38.5%)	469 (18.4%)	1兆0455 (23.4%)	150 (5.9%)	634 (1.4%)	882 (34.7%)	2217 (4.9%)	13 (0.5%)	192 (0.4%)	188 (7.4%)	1兆3900 (31.1%)	2,538 (100%)	4兆4579 (100%)

注(1) 本図表の各計数は、歳出予算の経費項目により集計したものであり、決算の経費項目による集計とは一致しない。

注(2) 平成24年度から27年度までの各年度の補正予算で実施している事業については、各年度の当初予算の経費項目により整理している。

(ウ) 事業類型別の執行状況

復興基本方針では、「あらゆる力を合わせた復興支援」として、平時とは異なる復興の局面に際して、既存の行政制度等の弊害を取り除き、被災した地方公共団体による取組を、総力を挙げて支援するとともに、被災しなかった地方公共団体、民間の力も十分に活用し、活力ある日本の再生を目指した抜本的な対策を講じていくこととするとしている。

上記方針の下、復旧・復興予算について事業の実施主体別にみると、国が自ら復旧・復興事業として執行するもの、地方公共団体等の各種団体に様々な方法で

財政支援を行うために執行するもの及び独立行政法人に運営費交付金を交付するなどして執行するものに大別され、また、財政支援の方法や経費の性質別にみると、各種団体の復旧・復興事業に要する経費や事業を実施するための基金や拠出金に対する補助によるもの、各種団体に対する出資によるもの、地方公共団体への地方交付税交付金の交付によるものなどに大別される。

そこで、集中復興期間における復旧・復興予算の執行状況について、上記のような事業の実施主体や財政支援の方法等に着目して、図表4-4の事業類型別に区分することにより復旧・復興事業を整理して分析した。

図表4-4 復旧・復興事業の事業類型の区分

事業類型	内 容
① 直轄	各府省庁等が、請負契約や委託契約を締結する場合を含め、直接事業を実施するもの
② 補助	国以外の者が行う事業等に助成等を行う補助事業の事業類型のうち、基金、運営費交付金及び拠出金による補助事業を除いたもの。単年度で実施する復興交付金事業を含む。
③ 直轄、補助等	①又は②を含めて複数の方法で行うもの
④ 補助（基金）	国が地方公共団体、公益法人その他の団体に国庫補助金等を交付して、復旧・復興事業を実施するための基金を設置造成等させるもの。復興関連基金事業や基金を設置造成等して複数年度で実施する復興交付金事業を含む。
⑤ 補助（運営費交付金）	国が独立行政法人等に対して業務に必要な金額の一部又は全部を交付等しているもの
⑥ 補助（拠出金）	国が団体等に対して拠出金を交付しているもの
⑦ 出資	国が特殊法人等に対して出資しているもの
⑧ 地方交付税交付金	国が東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置しているものなど
⑨ その他	①～⑧以外のもの

事業類型別にみると、図表4-5及び図表4-6のとおり、支出済額は「④補助（基金）」が6兆5291億余円、「②補助」が5兆6614億余円、「⑧地方交付税交付金」が4兆2416億余円等となっていて、特定被災自治体が発行する事業等への財政支援を行う方法において多額となっている。また、累計執行率は「②補助」が65.7%、「③直轄、補助等」が69.8%と他の事業類型に比べて低くなっている。これは、施工方法の見直しによる事業計画の変更等により事業規模が縮小したこと、地元

住民や関係機関との協議等が整わず、事業実施までに相当の日数を要したことなどによるものである。一方、「④補助（基金）」から「⑧地方交付税交付金」までは、基金の設置造成等に係る資金、交付金、出資金等の支出に係るものであり、予算措置年度に特定被災自治体や独立行政法人、政策金融機関等に対して支出される場合が多いことなどから、累計執行率はいずれも95%以上と高くなっている（「④補助（基金）」のうち、復興関連基金事業の実施状況については、50～63ページ参照）。

図表4-5 集中復興期間における復旧・復興事業の事業類型別の執行状況

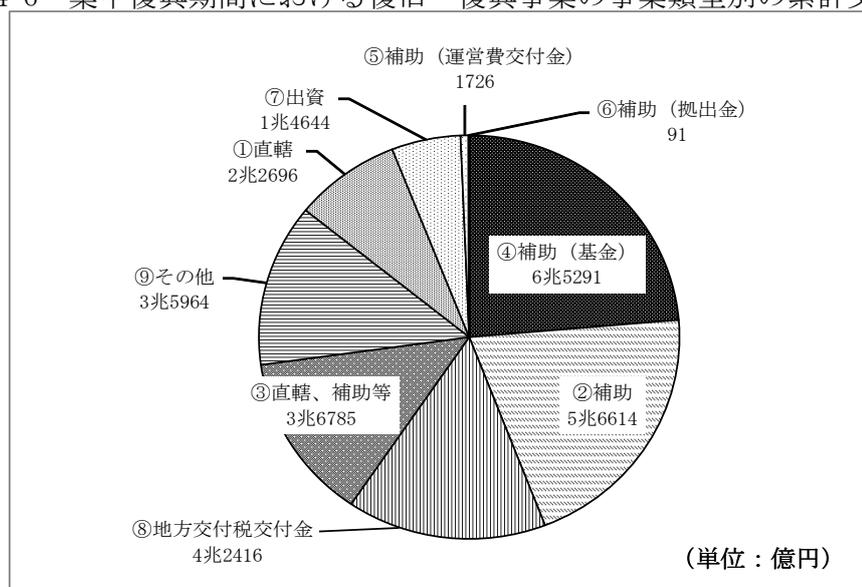
（単位：上段は予算現額（A）、中段は支出済額（B）、下段は執行率（B/A）、億円、%）

事業類型	平成23年度 予算	24年度 予算	25年度 予算	26年度 予算	27年度 予算	計
① 直轄	1兆3978	3026	6348	1943	2593	2兆7889
	1兆1269	2434	5834	1774	1384	2兆2696
	80.6	80.4	91.8	91.3	53.3	81.3
② 補助	4兆5504	1兆2569	9745	6924	1兆1296	8兆6040
	3兆0620	1兆0613	7340	4121	3918	5兆6614
	67.2	84.4	75.3	59.5	34.6	65.7
③ 直轄、補助等	1兆0626	8573	1兆1167	1兆0288	1兆1971	5兆2627
	6456	7069	9284	6959	7015	3兆6785
	60.7	82.4	83.1	67.6	58.6	69.8
④ 補助（基金）	4兆2308	5939	9379	6762	1056	6兆5446
	4兆2298	5925	9338	6748	980	6兆5291
	99.9	99.7	99.5	99.7	92.7	99.7
⑤ 補助（運営費交付金）	1068	262	157	146	91	1726
	1068	262	157	146	91	1726
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑥ 補助（拠出金）	83	5	-	1	1	91
	83	5	-	1	1	91
	99.9	99.9	-	99.9	99.9	99.9
⑦ 出資	1兆1722	1461	1204	160	230	1兆4779
	1兆1722	1461	1204	59	196	1兆4644
	100.0	100.0	100.0	36.9	85.2	99.0
⑧ 地方交付税交付金	2兆1408	6704	6053	5723	4415	4兆4304
	2兆1408	6704	5771	4116	4415	4兆2416
	100.0	100.0	95.3	71.9	100.0	95.7
⑨ その他	1542	1兆1475	1兆0428	9249	9319	4兆2015
	694	1兆0774	8747	7544	8203	3兆5964
	44.9	93.8	83.8	81.5	88.0	85.5
計	14兆8243	5兆0018	5兆4484	4兆1200	4兆0976	33兆4922
	12兆5622	4兆5251	4兆7679	3兆1471	2兆6206	27兆6231
	84.7	90.4	87.5	76.3	63.9	82.4

注(1) 「平成23年度予算」の支出済額欄は、平成23年度一般会計予算分（予備費、23年度補正予算）の合計額である。

注(2) 「計」の欄は、累計予算現額、累計支出済額及び累計執行率である。

図表4-6 集中復興期間における復旧・復興事業の事業類型別の累計支出済額



イ 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

(ア) 財源項目別の歳入の予算・決算

集中復興期間における復旧・復興事業の財源は、1(2)ウのとおり、復興財源フレームに基づき復興特別税、歳出削減、税外収入等により確保することとなっている。また、復旧・復興に係る事業費の財源が短期的に不足すると見込まれる場合、これを賄う一時的なつなぎとして復興債が発行されている。

集中復興期間における各年度の復旧・復興事業の財源等の予算額及び決算額を予算の財源等の内容から区分した項目（以下「財源項目」という。）ごとにそれぞれ示すと、図表4-7及び図表4-8のとおりであり、各年度に計上されている財源項目をみると、復興特別法人税は、25年度の「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）により、課税期間が1年短縮されて25年度までとされたが、課税対象となる法人の申告時期等を勘案して26年度も予算額が計上されている。一般会計からの受入れは、復興施策の実施や復興債の償還に要する費用に充てるために一般会計の前年度の決算剰余金等を財源として受け入れているものであるが、当該受入額はそのときの財政状況等により変動が大きいものである。なお、23年度については、数次にわたる補正予算の編成において、一時的な財源とするために年金臨時財源等の既定経費の減額により捻出した3兆8754億余円を計上した後、復旧・復興事業以外の事業に係る経費の財源となった2兆9125億余円を控除している。

集中復興期間における各年度の予算額と決算額とを比較すると、復興特別所得税は24年度以降の4年間、復興特別法人税は24、25両年度、いずれも決算額が予算額を上回っている。復興特別法人税は27年度の予算額には計上されていないものの、既往年度で収納されなかった税額が収納されたことにより決算額が48億余円となっている。また、前年度剰余金受入は、25年度以降、決算額が予算額を大幅に上回っているが、これは、24年度以降に復興特会で予算措置された財源等が当年度のうちに支出されずに、繰越し又は不用として翌年度以降の財源となっていることによるものである。

図表4-7 集中復興期間における復旧・復興事業の財源等（予算ベース）

（単位：億円）

財源項目	一般会計	復興特会				計
	注(1) 平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
復興特別所得税	—	495	3195	3299	3677	1兆0666
復興特別法人税	—	5062	1兆0935	4446	—	2兆0443
一般会計より受入	—	1兆9999	3兆1769	1兆6874	1兆3817	8兆2461
特別会計より受入	—	—	—	1	10	11
公共事業費負担金収入	—	101	61	625	714	1502
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	—	12	32	3	1	50
附帯工事費負担金収入	—	—	—	3	2	6
政府資産整理収入	—	—	—	—	—	—
雑収入	3237	2	1087	946	2990	8264
前年度剰余金受入	1兆9987	—	2373	4031	300	2兆6692
復興公債金	11兆5500	2兆4033	3569	1兆0970	1兆9463	17兆3535
注(2) 歳出予算の既定経費の減額	3兆8754	—	—	—	—	3兆8754
注(3) (復旧・復興事業以外の経費の財源)	△2兆9125	—	—	—	—	△2兆9125
計 (復興公債金を除く計)	14兆8354 (3兆2854)	4兆9706 (2兆5673)	5兆3023 (4兆9454)	4兆1200 (3兆0230)	4兆0976 (2兆1513)	33兆3261 (15兆9726)

注(1) 平成23年度は、図表中の予算額のほかに、23年度当初予算の予備費503億余円が東日本大震災関係経費として使用されている。

注(2) 年金臨時財源、子ども手当等の歳出予算の補正減により、復旧・復興事業の財源を確保したものである。

注(3) 独立行政法人の運営費、年金臨時財源、台風12号対策等に充てられることになったため、復旧・復興事業以外の経費の財源として控除したものである。

図表4-8 集中復興期間における復旧・復興事業の財源等（決算ベース）

（単位：億円）

財源項目	一般会計	復興特会				計
	(注) 平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
復興特別所得税	—	511	3338	3491	3706	1兆1048
復興特別法人税	—	6493	1兆2043	4327	48	2兆2913
一般会計より受入	—	1兆9999	3兆1769	1兆6874	1兆3817	8兆2460
特別会計より受入	—	—	—	1	9	11
公共事業費負担金収入	—	61	42	605	711	1421
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	—	—	0	2	4	7
附帯工事費負担金収入	—	—	—	0	2	2
政府資産整理収入	17	—	—	—	—	17
雑収入	2689	123	1808	3433	4190	1兆2246
前年度剰余金受入	1兆9987	—	1兆8700	2兆3635	1兆5652	7兆7976
復興公債金	11兆2499	2兆3032	—	1199	1兆3199	14兆9932
歳出予算の既定経費の減額	3兆8643	—	—	—	—	3兆8643
(復旧・復興事業以外の経費の財源)	△2兆9104	—	—	—	—	△2兆9104
計 (復興公債金を除く計)	14兆4733 (3兆2233)	5兆0222 (2兆7189)	6兆7703 (6兆7703)	5兆3573 (5兆2373)	5兆1344 (3兆8144)	36兆7576 (21兆7644)

(注) 平成23年度については、財源等の実績を示すために、23年度当初予算の予備費503億余円を含めている。

(イ) 復興債の発行及び償還の状況

復旧・復興事業の財源には、復興特別所得税のように49年12月までの長期にわたって確保されるものや、資産の売却収入のようにその収納時期が流動的なものもある。復旧・復興事業の実施に当たっては、多額の費用が限られた期間に生ずることから事業の実施に当たり不足する資金を確保するために復興債が発行されることになるが、復興債の発行には発行額以外にも利子、割引料等の支出が必要となり、多額の発行は復旧・復興事業の経費負担を増加させることとなる。そこで、前記復興公債金の歳入の予算及び決算の状況に加えて、復興債の発行及び償還の状況について検査した。

a 復興債の発行状況

復興財源確保法によれば、復興債は23年度第3次補正予算から27年度予算までの各年度予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされている。そして、財務省は、予算に基づいて国債発行計画を作成して発行計画額を決定し、短期的に確保された財源を復旧・復興事業の費用に充てた後、なお不足する資金を確保するために復興債を発行している。

補正後の予算における発行計画額と発行実績額により、集中復興期間における復興債の発行状況をみると、図表4-9のとおり、発行計画額計17兆3535億円に対して発行実績額計14兆9932億余円となっている。また、年度別の推移をみると、23、24両年度は発行実績額と発行計画額はほぼ等しい額となっている。しかし、25年度以降は、復興特別所得税及び復興特別法人税の税収が予算額を上回ったり、繰越し及び不用の発生による決算剰余金が計上されたりしたことなどにより、25年度は復興債は発行されておらず、26年度も発行計画額1兆0970億円に対して発行実績額1199億余円と計画の1割程度の発行にとどまっている。27年度は発行計画額1兆9463億円に対して発行実績額1兆3199億余円と計画の約7割となっているが、26年度の発行実績額に比べて大幅に増加している。

なお、28年4月に復興財源確保法の改正が行われ、復興債の発行期間は32年度まで延長されることとなった。

図表4-9 集中復興期間における復興債の発行計画額及び発行実績額

(単位：億円)

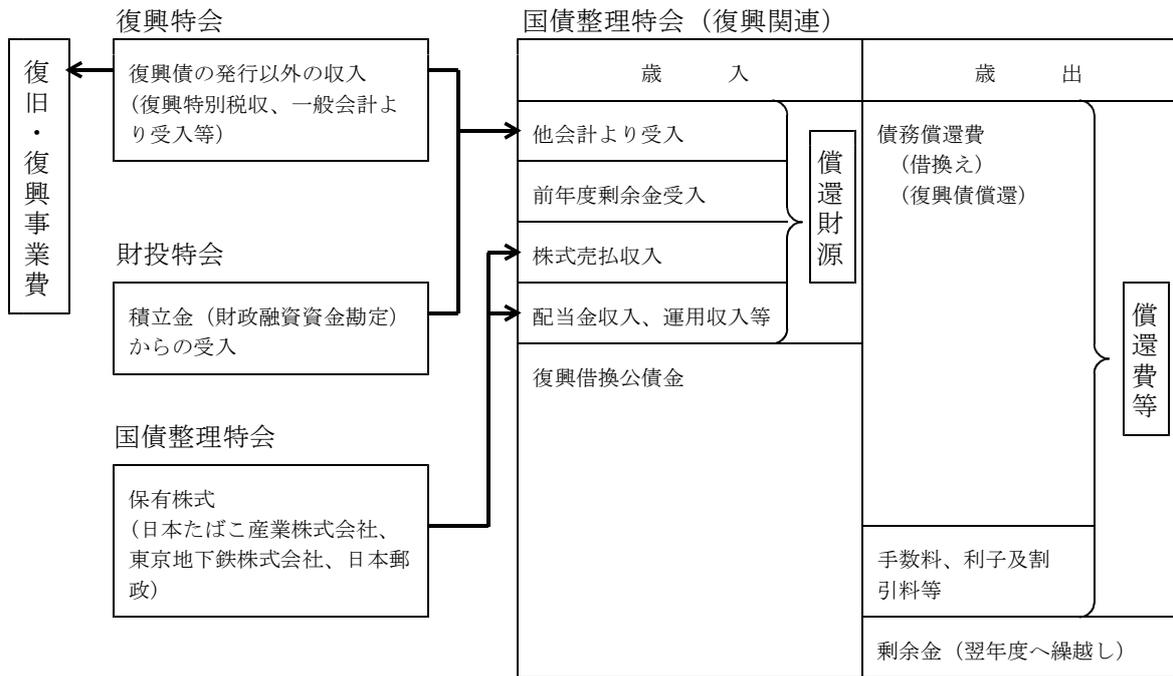
年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
発行計画額	11兆5500	2兆4033	3569	1兆0970	1兆9463	17兆3535
発行実績額	11兆2499	2兆3032	—	1199	1兆3199	14兆9932

(注) 発行計画額は、各年度の補正後の予算（平成23年度は23年度第3次補正予算）に基づく国債発行計画額であり、発行実績額は、復興公債金収納済歳入額である。

b 復興債の償還状況

復興財源確保法によれば、復興債について、49年度までの間に償還することとされている。復興債の償還は、24年度以降、国債等の償還を一元的に行う国債整理基金特別会計（以下「国債整理特会」という。）において行われている。復興債の償還に係る国債整理特会の資金の流れは、図表4-10のとおりである。国債整理特会の歳出において、復興債の債務償還費と復興債の発行に伴う手数料、利子及割引料等（以下、これらを合わせて「償還費等」という。）を計上している。そして、国債整理特会の歳入において、償還費等に充てる財源（以下「償還財源」という。）として、復興特会からは復興特別税の税収等を、財投特会財政融資資金勘定からは同勘定の積立金の一部を、それぞれ受け入れているほか、国債整理特会において保有する株式の売払収入、配当金収入等を計上している。また、償還財源が償還費等の額に不足する場合は、復興借換債の発行による復興借換公債金を歳入に計上している。

図表4-10 復興債の償還に係る資金の流れ



27年度の国債整理特会の歳入歳出決算のうち復興債の償還に係る状況をみると、図表4-11のとおり、歳入では、償還財源として復興特会からの繰入額8081億余円、財投特会からの繰入額7500億円、国が保有する株式の配当金収入388億余円が収納されたほか、27年11月及び12月に一部が売却された日本郵政株式の売払収入1兆4231億余円が収納され、歳入の合計は3兆0201億余円となっている。これに対して、歳出の合計は、償還費等で2兆4821億余円となっており、このうち債務償還費が2兆4535億余円となっている。

なお、特会法により国債の償還に充てるべき資金の充実に資するために国債整理特会において保有する株式のうち、日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ産業」という。）株式は24年度に9774億余円で既に売却済みであり、また、上記のとおり、日本郵政株式は27年度に一部を1兆4231億余円で売却済みであり、これらの売払収入が償還財源に充てられている。一方、東京地下鉄株式会社（以下「東京地下鉄」という。）株式の売払収入も、復興財源確保法に基づいて償還財源として位置付けられているが、売却に向けての動きが進捗していない状況となっている。

図表4-11 集中復興期間における復興債の償還に係る状況（国債整理特会決算ベース）

（単位：億円）

年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度
歳入	5兆5477	4兆5450	1兆5926	3兆0201
他会計より受入	2兆0226	1兆5617	7437	1兆5581
復興特会	1兆0259	8650	7437	8081
財投特会	9967	6967	—	7500
前年度剰余金受入	7	4824	0	0
株式売払収入	9774	—	—	1兆4231
配当金収入	255	62	68	388
運用収入等	82	14	0	—
復興借換公債金	2兆5130	2兆4930	8421	—
歳出	5兆0653	4兆5450	1兆5926	2兆4821
債務償還費	5兆0293	4兆5226	1兆5736	2兆4535
借換え分	2兆5130	2兆4930	8421	—
借換えを除く償還実績	2兆5162	2兆0295	7315	2兆4535
手数料等	224	16	3	124
利子及割引料	135	208	187	160
剰余金	4824	0	0	5380

集中復興期間における復興債の各年度末現在額をみると、図表4-12のとおり、23年度末の11兆2574億余円から27年度末の7兆2612億余円に減少している。

図表4-12 集中復興期間における復興債の各年度末現在額

（単位：億円）

区 分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
年度首現在額 A	—	11兆2574	11兆0437	9兆0135	8兆3996
新規発行による増加 B	11兆2574	2兆3023	—	1201	1兆3156
償還による減少 C	—	5兆0294	4兆5231	1兆5742	2兆4540
Cのうち復興借換債の発行による償還 D	—	2兆5133	2兆4929	8402	—
借換えを除く償還による純減 E = C - D	—	2兆5160	2兆0301	7340	2兆4540
年度末現在額 F = A + B - E	11兆2574	11兆0437	9兆0135	8兆3996	7兆2612

注(1) 図表中の数値は復興債の額面金額であるため、復興公債金収納済歳入額や復興債償還費支出済額等の歳入歳出決算額とは異なっている。

注(2) 復興債は、復興財源確保法により、各年度において翌年度の4月1日から6月30日までの期間も発行できるため、「新規発行による増加 B」は、当該期間内に発行されたものを含めた額面金額を示している。

ウ 復興債の償還財源として位置付けられている株式の売却等の状況

1(2)ウのとおり、集中復興期間における復興財源フレームについて、25年1月の復興推進会議において確保する財源を19兆円程度から25兆円程度に変更することとされた。25兆円程度の財源には、政府出資等の有価証券である日本たばこ産業、東京地下鉄及び日本郵政の各株式の売却による収入として、それぞれ0.5兆円程度、0.2

兆円程度、4兆円程度の計4.7兆円程度が見込まれており、上記3会社の株式（以下「3会社株式」という。）のうち国債整理特会に所属替をするなどしたものの売却により34年度までに生じた収入等は、復興財源確保法等に基づき、復興債の償還財源として位置付けられている。

一方、国は、特別会計における資産及び負債の状況等に関する財務情報を開示するために、企業会計の慣行を参考として財務書類を作成しており、資産の一つである株式についてその残高等が計上されている。3会社株式は、復興特会に所属替をされていないものの、復興債の償還財源として位置付けられていることから、日本たばこ産業株式について復興特会が創設された24年度の復興特会に係る財務書類（以下「復興特会財務書類」という。）に、日本郵政株式について株式の売却が決定された27年度の復興特会財務書類に、東京地下鉄株式について24年度以降の各年度の復興特会財務書類に、それぞれの残高等が計上されている。3会社株式のうち、日本たばこ産業株式及び日本郵政株式の売却等に当たっては、41ページの参考に記載の方法により評価し計上している。

そこで、復興特会財務書類を基に、24、27両年度における日本たばこ産業株式及び日本郵政株式の売却等の状況や、27年度末現在の3会社株式に係る残高及び集中復興期間における配当金収入の状況をみたところ、次のとおりとなっている。

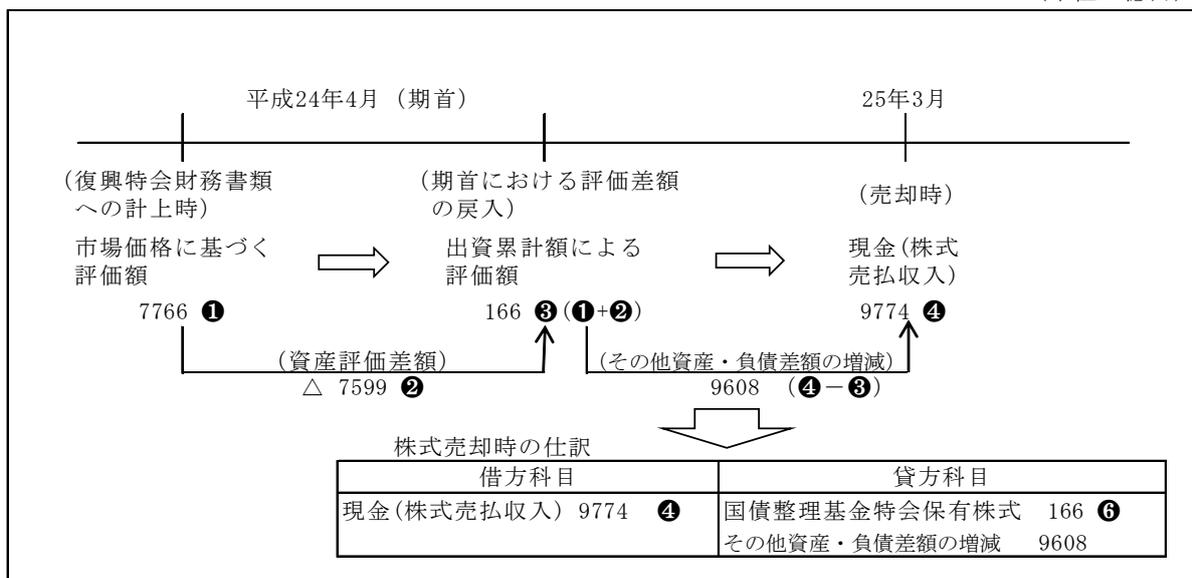
(7) 日本たばこ産業株式及び日本郵政株式の売却等の状況

24年度の復興特会財務書類を基に、日本たばこ産業株式の24年度における売却等の状況についてみると、図表4-13のとおり、まず、24年度の期首において、23年度末の評価額7766億余円（市場価格に基づく国有財産台帳価格により評価した^(注7)額）を166億余円（市場価格のあるものとして取得原価である出資累計額により評価した額）へと変更したことにより、差額の減少分7599億余円が資産評価差額（評価差額の戻入）に計上されている。そして、24年度に株式を売却した結果、株式売払収入が9774億余円（図表4-15の④）生じており、評価額166億余円との差額9608億余円が増加分としてその他資産・負債差額の増減に計上されている（株式の評価方法及び計上方法については、41ページの参考を参照）。

(注7) 出資累計額 法人が一定の事業を営むために資本として政府が金銭その他の財産を出えんすることにより取得した出資による権利に係る評価額で、出資金等の累計額で計上する。

図表4-13 日本たばこ産業株式の24年度における売却等の状況

(単位：億円)



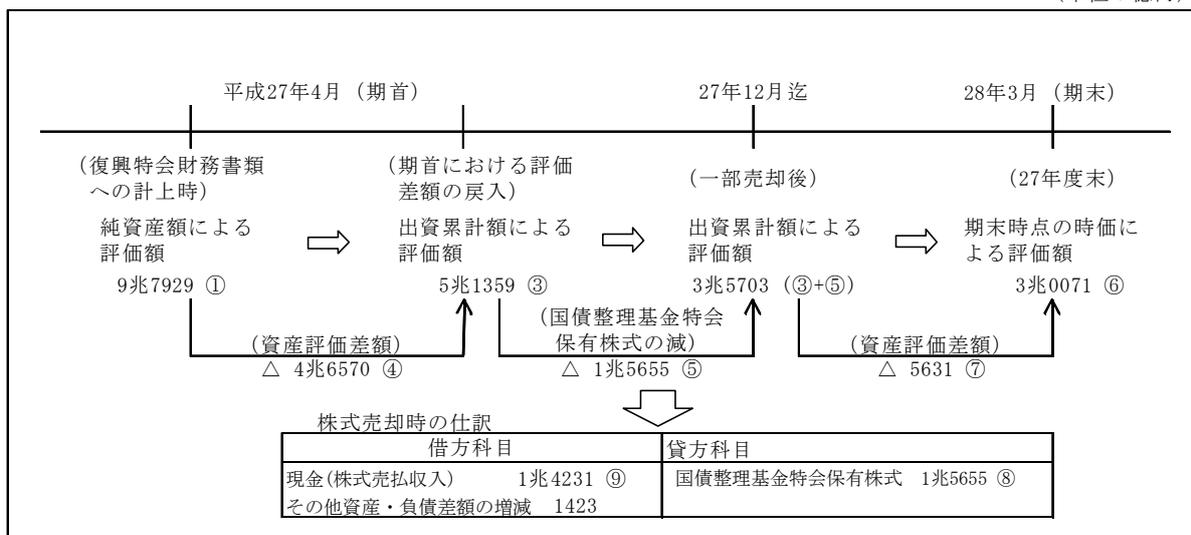
(注) ①、②、④及び⑥は、図表4-15及び図表4-16と共通のものとなっている。

次に、27年度の復興特会財務書類を基に、日本郵政株式の27年度における売却等の状況についてみると、図表4-14のとおり、まず、27年度の期首において、26年度末の評価額9兆7929億余円（市場価格のないものとして純資産額により評価した額）を5兆1359億余円（市場価格のあるものとして取得原価である出資累計額により評価した額）へと変更したことにより、差額の減少分4兆6570億余円が資産評価差額（年度別評価差額）に計上されている。そして、27年度に株式の一部を売却した結果、株式売払収入が1兆4231億余円（図表4-15の⑨）生じており、売却した分に係る評価額1兆5655億余円（図表4-15の⑧）との差額1423億余円が減少分として其他資産・負債差額の増減に計上されている。

当該売却後における日本郵政株式の評価額は、出資累計額に基づき評価すると3兆5703億余円となる。27年度の復興特会財務書類において27年度末の時価により評価することとなっているために3兆0071億余円となっており、出資累計額に基づき評価した額に比べて5631億余円減少している（株式の評価方法及び計上方法については、41ページの参考を参照）。

図表4-14 日本郵政株式の27年度における一部売却等の状況

(単位：億円)



(注) ①及び③から⑨までは、図表4-15及び図表4-16と共通のものとなっている。

日本たばこ産業株式及び日本郵政株式の売却の結果、集中復興期間における株式売払収入は、図表4-15のとおり、計2兆4006億余円（日本たばこ産業株式9774億余円、日本郵政株式1兆4231億余円）となっている。

なお、東京地下鉄株式の売却実績はない。

図表4-15 復興特会財務書類における資産・負債差額増減計算書内訳（国債整理基金）

(単位：億円)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計
国債整理基金					
株式売払収入	9774 ④	-	-	1兆4231 ⑨	2兆4006
保有株式の減少	△ 166 ⑥	-	-	-	△ 166
株式売却	-	-	-	△ 1兆5655 ⑧	△ 1兆5655
財政投融资特別会計より受入	9967	6967	-	7500	2兆4434
国債整理基金合計	1兆9575	6967	-	6076	3兆2618

(イ) 3会社株式に係る残高及び配当金収入の状況

復興特会財務書類の貸借対照表における3会社株式に係る27年度末の保有残高についてみると、図表4-16のとおり、24年度までに全て売却された日本たばこ産業株式の残高はなく、27年度に一部売却された日本郵政株式が3兆0071億余円、27年度末までに売却された実績のない東京地下鉄株式が2717億余円の計3兆2788億余円となっている。

図表4-16 復興特会財務書類における資産評価差額の明細内訳（国債整理基金）

(単位：億円)

区分	前年度末残高	評価差額の戻入	年度別増加額	年度別減少額	年度別評価差額	年度別増減額	年度末残高
市場価格のあるもの							
日本たばこ産業株式							
平成24年度	7766 ①	△7599 ②	-	△166 ⑤	-	△7599	-
日本郵政株式							
27年度	-	-	5兆1359 ③	△1兆5655 ⑥	△5631 ⑦	△5631	3兆0071 ⑧
市場価格のないもの							
東京地下鉄株式							
24年度	2004	△1362	-	-	1536	174	2178
25年度	2178	△1536	-	-	1738	201	2380
26年度	2380	△1738	-	-	1846	108	2489
27年度	2489	△1846	-	-	2074	228	2717
日本郵政株式							
27年度	-	-	9兆7929 ④	△5兆1359 ②	△4兆6570 ④	△4兆6570	-

また、復興特会財務書類における資産・負債差額増減計算書により、3会社株式に係る配当金収入についてみると、図表4-17のとおり、「国債整理基金収入」において、27年度末までの累計で日本たばこ産業199億余円、東京地下鉄254億余円、日本郵政320億余円の計775億余円となっている。

図表4-17 復興特会財務書類における資産・負債差額増減計算書内訳（国債整理基金収入）

(単位：億円)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	計
国債整理基金収入					
配当金収入	255	62	68	388	775
うち日本たばこ産業	199	-	-	-	199
うち東京地下鉄	55	62	68	68	254
うち日本郵政	-	-	-	320	320
運用収入・その他の財源	8	3	0	-	11
国債整理基金収入合計	264	65	68	388	786

前記のとおり、集中復興期間における復興財源フレームでは、3会社株式の売却による収入が4.7兆円程度と見込まれているが、これまでの実績は、(ア)のとおり、計2兆4006億余円となっており、今後確保すべき復興財源フレーム計上額は差引で計2.3兆円程度となる。これに対して、売却による収入は売却時点の株価に応じて決まることになるが、27年度末の残高は、計3兆2788億余円（日本郵政株式3兆0071億余円、東京地下鉄株式2717億余円）となっている。

＜参考 政府出資等の有価証券等の評価方法及び復興特会財務書類への計上方法＞

政府出資等の有価証券等は、「国有財産台帳価格の価格改定に関する評価要領について」（平成23年財理第4670号）において、次のとおり、市場価格のあるものについては企業会計原則に準じて市場価格で、市場価格のないものについては法人の総資産額から総負債額を差し引いた純資産額で、それぞれ評価して資産計上することとなっている。

〈上場株式、非上場株式についての評価算定の方法〉
 市場価格のある政府出資等の有価証券等（上場株式）
 評価額＝株式の1株当たりの評価時点の時価×株数
 市場価格のない政府出資等の有価証券等（非上場株式）
 評価額＝（総資産額－総負債額）×出資割合

政府出資等の有価証券等が復興特会財務書類に計上されてその後売却される場合、復興特会財務書類の貸借対照表における「資産・負債差額の部」の本会計年度における増減内訳を要別に示している資産・負債差額増減計算書にどのような金額が計上されることになるか、日本たばこ産業株式の24年度における売却及び日本郵政株式の27年度における売却を例にすると、次のとおりである。

区分	日本たばこ産業株式	日本郵政株式
期首	国有財産台帳価格により評価した額（時価）を取得原価である出資累計額により評価した額へと変更し、変更によって生じた差額を「評価差額の戻入」に計上する（図表4-16の②）。	復興特会財務書類へ計上した年度に、国債整理特会における前年度末残高相当額（日本郵政の連結貸借対照表の純資産額に基づいて評価した額）を「市場価格のないもの」の「年度別増加額」に計上する（図表4-16の①）。 日本郵政の上場に伴い「市場価格のないもの」から「市場価格のあるもの」に振り替えるため、取得原価である出資累計額を「市場価格のないもの」の「年度別減少額」（同②）及び「市場価格のあるもの」の「年度別増加額」に計上する（同③）とともに、「市場価格のないもの」の「年度別増加額」に計上した額との差額を「市場価格のないもの」の「年度別評価差額」に計上する（同④）。
期中	有価証券の取得原価である出資累計額のうち、売却部分を「市場価格のあるもの」の「年度別減少額」に計上する（図表4-16の⑤及び⑥）とともに、同額を資産・負債差額増減計算書の「保有株式の減少」又は「株式売却」に計上する（図表4-15の⑥及び⑧）。そして、これに対応する株式売払収入を同計算書の「株式売払収入」に計上する（同④及び⑨）。	
期末	有価証券等のうち「市場価格のあるもの」について、年度末における有価証券の残高として、市場価格に基づく国有財産台帳価格を「年度末残高」に計上する（図表4-16の⑥）とともに、取得原価である出資累計額との差額（同（③＋⑤）－⑥）を「年度別評価差額」に計上する（同⑦）。ただし、有価証券等の時価による評価額が著しく（30%以上）下落した場合には、原則として、資産・負債差額増減計算書の「年度別評価差額」ではなく、業務費用計算書の「資産評価損」等に計上する。	
	24年度に全て売却され残高がないため計上していない。	27年度末に残高があるため「年度末残高」及び「年度別評価差額」に計上している。

また、売却した当該有価証券等の売却差額は、売却実績に基づき時価を計上している「株式売払収入」と、売却部分に相当する出資累計額に基づき評価した額を計上している「保有株式の減少」又は「株式売却」との差額となるが、これらは資産・負債差額増減計算書の「その他資産・負債差額の増減」として計上される。

エ まとめ

集中復興期間における復旧・復興事業に係る予算現額計33兆4922億余円の27年度末現在における執行状況は、支出済額27兆6231億余円、繰越額1兆4111億余円、不用額4兆4579億余円であり、集中復興期間5か年度全体の執行率、繰越率、不用率はそれぞれ82.4%、4.2%、13.3%となっている。このうち、27年度予算に係る執行率、繰越率、不用率をみると、それぞれ63.9%、29.0%、6.9%となっている。

また、復旧・復興事業の歳入について集中復興期間における各年度の予算額と決算額とを比較すると、復興特別所得税は決算額が予算額を上回って推移しており、また、前年度剰余金受入も、25年度以降は決算額が予算額を上回っている。復興債の発行及び償還の状況についてみると、復興債の発行実績額は発行計画額を下回っており、各年度末現在額は23年度末の11兆2574億余円から27年度末の7兆2612億余円に減少している。

集中復興期間における復興財源フレームでは、3会社株式の売却による収入が計4.7兆円程度見込まれているが、これまでの実績は計2兆4006億余円となっており、今後確保すべき復興財源フレーム計上額は差引で計2.3兆円程度となる。これに対して、売却による収入は売却時点の株価に応じて決まることになるが、復興債の償還財源となる日本郵政株式及び東京地下鉄株式の27年度末の残高は、計3兆2788億余円となっている。

復興庁及び関係府省等は、復興・創生期間における事業の実施に当たっては、特定被災自治体等との緊密な連絡調整を行うことなどにより事業が迅速に実施されるようにするとともに、集中復興期間中の各種事業の実績を踏まえ、円滑に実施されるように努める必要がある。

(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等

復興基本方針によれば、国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のために、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組を進めていかなければならないとされ、東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとされている。そして、国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえて、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとされ、県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえて、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとされている。

復興基本方針を踏まえて、国は、地方公共団体等が実施する補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業及び福島再生加速化交付金事業に対して国庫補助金等を交付したり、補助事業等の地方公共団体の負担額等に対処するために地方交付税の総額(注8)に係る特例を講じた震災復興特別交付税を交付したり、復興基金に対して地方交付税を交付したりするなどの多様な方法により財政支援を行っている。

そこで、特定被災自治体に対する国からの財政支援の状況、地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等について検査した。

(注8) 復興基金 住民の生活の安定やコミュニティの再生等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として設置造成等されたもの

ア 特定被災自治体に対する国からの財政支援の状況

集中復興期間中の5か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体である11道県及び227市町村に交付されたものは、図表5-1のとおり、計13兆4117億余円であり、このうち東北3県及び沿岸31市町村に交付されたものが計11兆4867億余円となっていて、全体の85.6%を占めている。

主な財政支援に係る類型の概要は、次のとおりである。

復興関連基金事業は、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることなどの特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものについて、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成等した地方公共団体、

公益法人その他の団体（以下、これらの団体を「基金団体」という。）が事業を実施するものである。復興交付金事業及び福島再生加速化交付金事業は、復興庁から特定被災自治体等に通知された復興交付金又は福島再生加速化交付金に係る交付申請の上限額（以下「交付可能額」という。）の範囲内で、特定被災自治体等が国から復興交付金又は福島再生加速化交付金の交付を受けて、単年度で実施する事業（以下「単年度型事業」という。）又は基金を設置造成等して復興交付金事業計画、生活拠点形成事業計画若しくは帰還環境整備事業計画の計画期間内にこれを取り崩して実施する事業（以下「基金型事業」という。）のいずれかを選択するなどして実施するものである。震災復興特別交付税は、復旧・復興事業を実施する地方公共団体の財源の裏付けとなるものであり、一般会計及び復興特会から交付税特会に対して繰入れを行った後に地方公共団体の事業実施状況等に応じて交付額が決定されて交付されるものである。

これらの財政支援に係る類型ごとの交付額について、交付額の合計に占める割合をみると、補助事業等が32.9%と最も高く、次いで地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税22.3%、復興交付金事業21.4%、復興関連基金事業19.4%の順となっている。事業主体別にみると、11道県実施分が56.8%、227市町村実施分が43.1%であり、それぞれの交付額の合計に占める財政支援に係る類型ごとの交付額の割合は、11道県実施分では補助事業等が33.4%、復興関連基金事業が32.9%となっていて、2事業で11道県実施分の6割以上を占めている。227市町村実施分では、復興交付金事業が41.8%、補助事業等が32.2%となっていて、2事業で227市町村実施分の7割以上を占めている。

なお、福島復興再生に資するために福島県等に交付されている福島再生加速化交付金の交付額の同県に対する交付額の合計に占める割合は5.4%となっている。

図表5-1 特定被災自治体に対する国庫補助金等及び地方交付税の交付額の状況（平成23年度～27年度）

（単位：百万円、％）

特定被災自治体	国庫補助金等				地方交付税		特定被災自治体に対する交付額の合計 (11道県及び227市町村計に対する割合) G=(a+b+c+d+e+f)	交付額の合計に占める割合					
	補助事業等	復興関連基金事業	復興交付金事業	福島再生加速化交付金事業	地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税	復興基金事業		補助事業等	復興関連基金事業	復興交付金事業	福島再生加速化交付金事業	地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税	復興基金事業
	国庫補助金等交付額	国庫補助金等交付額	復興交付金交付額	福島再生加速化交付金の交付額	震災復興特別交付税の交付額	特別交付税及び震災復興特別交付税の交付額		(a/G)	(b/G)	(c/G)	(d/G)	(e/G)	(f/G)
a	b	c	d	e	f		(a/G)	(b/G)	(c/G)	(d/G)	(e/G)	(f/G)	
北海道	20,459	18,292	6	—	—	—	38,757	52.7	47.1	0.0	—	—	—
4町	1,896	—	63	—	848	—	2,807	67.5	—	2.2	—	30.2	—
青森県	32,951	20,997	544	—	47,985	8,478	110,956	29.6	18.9	0.4	—	43.2	7.6
4市町	9,462	—	5,074	—	13,019	—	27,557	34.3	—	18.4	—	47.2	—
岩手県	531,152	165,651	141,547	—	352,389	63,460	1,254,201	42.3	13.2	11.2	—	28.0	5.0
33市町村	408,260	—	594,860	—	236,065	—	1,239,186	32.9	—	48.0	—	19.0	—
宮城県	1,142,468	314,767	209,477	—	602,908	136,855	2,406,478	47.4	13.0	8.7	—	25.0	5.6
35市町村	989,585	6,497	1,484,211	—	608,239	—	3,088,533	32.0	0.2	48.0	—	19.6	—
福島県	664,423	1,900,092	89,644	178,919	393,605	67,306	3,293,992	20.1	57.6	2.7	5.4	11.9	2.0
59市町村	282,148	85,000	250,348	48,365	284,291	—	950,153	29.6	8.9	26.3	5.0	29.9	—
茨城県	94,004	39,282	3,448	—	153,639	14,455	304,831	30.8	12.8	1.1	—	50.4	4.7
40市町村	76,267	—	47,760	—	115,512	—	239,539	31.8	—	19.9	—	48.2	—
栃木県	9,715	12,922	—	—	16,317	4,000	42,955	22.6	30.0	—	—	37.9	9.3
17市町	33,319	—	663	—	21,566	—	55,549	59.9	—	1.1	—	38.8	—
埼玉県	1,394	9,085	—	—	—	—	10,480	13.3	86.6	—	—	—	—
1市	4	—	3,256	—	2,321	—	5,581	0.0	—	58.3	—	41.5	—
千葉県	26,351	9,757	251	—	45,004	4,145	85,511	30.8	11.4	0.2	—	52.6	4.8
29市町	58,267	—	38,816	—	71,359	—	168,443	34.5	—	23.0	—	42.3	—
新潟県	13,180	8,978	—	—	13,295	1,000	36,454	36.1	24.6	—	—	36.4	2.7
3市町	6,178	—	78	—	3,397	—	9,655	63.9	—	0.8	—	35.1	—
長野県	10,373	10,681	1,136	—	10,736	1,000	33,926	30.5	31.4	3.3	—	31.6	2.9
2村	4,027	—	886	—	1,293	—	6,207	64.8	—	14.2	—	20.8	—
11道県計	2,546,475	2,510,508	446,057	178,919	1,635,881	300,701	7,618,545 (56.8%)	33.4	32.9	5.8	2.3	21.4	3.9
227市町村計	1,869,418	91,497	2,426,020	48,365	1,357,914	—	5,793,215 (43.1%)	32.2	1.5	41.8	0.8	23.4	—
11道県及び227市町村計	4,415,894	2,602,005	2,872,077	227,285	2,993,796	300,701	13,411,760 (100%)	32.9	19.4	21.4	1.6	22.3	2.2
東北3県及び沿岸31市町村計	3,748,450	2,387,009	2,689,286	179,120	2,215,221	267,622	11,486,711	32.6	20.7	23.4	1.5	19.2	2.3
11道県及び227市町村計に占める割合	84.8	91.7	93.6	78.8	73.9	88.9	85.6						

注(1) 震災復興特別交付税の交付額は、交付決定額と同額となっている。
 注(2) 震災復興特別交付税は、地方税法（昭和25年法律第226号）等の特例措置による減収額に対する措置等を含んでいることから、震災復興特別交付税の交付額等全体に占める割合（表のe/G）が、復旧・復興事業に係る地方負担割合を示すものではない。

このように、国は、東日本大震災からの復旧・復興を進めるために事業の実施主体である地方公共団体等に対して多様な財政支援を行っており、特に、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業及び震災復興特別交付税については、いずれもこれまでの交付額が2兆円以上の規模に上っている。これらの財政支援について、国の予算の執行としては、国庫補助金等の交付や復興特会から交付税特会への繰入れ

の段階で支出済額となるため、国の予算執行のみでは復旧・復興事業の実質的な実施状況を把握できない。

そこで、国庫補助金等の交付先の地方公共団体等が実施している災害復旧等の補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業及び福島再生加速化交付金事業の実施状況並びに交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況について検査したところ、次のイからカまでのとおりとなっていた。

イ 補助事業等の実施状況

特定被災自治体が東日本大震災関係経費により各府省庁から国庫補助金等の交付を受けて実施している補助事業等は、被災直後の被災者に対する緊急援助やその後の避難生活等における各種支援、災害廃棄物の処理の実施、各種産業の復興支援、文教施設、社会福祉施設等の公共施設や河川、道路、港湾等の社会基盤の災害復旧等のためのもので多岐にわたっている。

国は、これらの補助事業等に係る国庫補助金等の交付額を、事業主体である地方公共団体等が交付申請に当たり東日本大震災に伴う被害等の状況から各年度に実施すると見込まれる事業の規模に基づいて算出した概算事業費に基づき決定し、当該補助事業等の実績に基づき確定している。このため、事業の規模が見込みより縮小したり、実施する見込みの事業が実施されなかったりするなどした場合、当該国庫補助金等の交付決定額と交付額との間に差が生ずることになる。また、各年度の実施対象の事業が計画より遅延するなどして、年度内に完了しない場合には、未完了分の事業費に相当する予算額は、一定の条件の下、最大翌々年度まで繰り越すことができることとなっている。

そこで、特定被災自治体が発行している補助事業等について、特定被災自治体及び各府省庁から調書等を徴して、道県事業及び広域連合等が複数の市町村において実施する広域的な事業等（以下「道県事業・その他分」という。）と、各市町村が発行する「市町村事業分」とに区分し、集中復興期間の国庫補助金等の交付決定額の計に対する交付額の計の割合（以下「交付率」という。）や、国庫補助金等の交付決定額の計から不用額の計を控除した額（交付額の計と翌年度への繰越額の計を加えた額と等しくなる。）に対する実際の交付額の計の割合（以下「補助事業執行率」という。）により実施状況を分析した。

(7) 特定被災自治体別の補助事業等の実施状況

集中復興期間における特定被災自治体に対する国庫補助金等の交付決定額は、図表5-2のとおり、道県事業・その他分が3兆4640億余円、市町村事業分が2兆3296億余円、計5兆7936億余円となっている。これに対する5か年度の交付額及び不用額は、それぞれ計4兆4158億余円、計8021億余円となっていて、5756億余円が28年度に繰り越されている。また、特定被災自治体のうち津波等により甚大な被害を受けた東北3県及び管内127市町村への交付決定額及び交付額は、それぞれ計5兆3267億余円、計4兆0180億余円となっていて、特定被災自治体に対する交付決定額及び交付額の9割以上を占めている。

交付率は、特定被災自治体全体で76.2%であり、5道県（北海道、青森、埼玉、新潟、長野各県）で90%以上となっている。また、補助事業執行率は、特定被災自治体全体で88.4%であり、北海道及び埼玉県で100%、6県（青森、福島、栃木、千葉、新潟、長野各県）で90%以上となっている（特定被災自治体における補助事業等の実施状況については225、226ページの別図表4参照）。

図表5-2 特定被災自治体別の補助事業等の実施状況（平成23年度から27年度までの累計）
（単位：百万円、％）

道県名	区分	交付決定額計	交付額計	交付率	平成28年度への繰越額計	不用額計	27年度末の補助事業執行率
		A	B	B/A	C	D=A-B-C	B/(A-D)
北海道	道県事業・その他分	21,400	20,459	95.6	—	941	100.0
	市町村事業分	1,966	1,896	96.4	—	70	100.0
	計	23,367	22,355	95.6	—	1,011	100.0
青森県	道県事業・その他分	36,416	32,951	90.4	2,744	720	92.3
	市町村事業分	10,636	9,462	88.9	809	364	92.1
	計	47,053	42,414	90.1	3,553	1,084	92.2
岩手県	道県事業・その他分	774,245	531,152	68.6	107,114	135,979	83.2
	市町村事業分	505,480	408,260	80.7	42,356	54,863	90.6
	計	1,279,726	939,412	73.4	149,471	190,842	86.2
宮城県	道県事業・その他分	1,639,771	1,142,468	69.6	205,081	292,221	84.7
	市町村事業分	1,279,681	989,585	77.3	95,936	194,159	91.1
	計	2,919,453	2,132,053	73.0	301,017	486,381	87.6
福島県	道県事業・その他分	806,338	664,423	82.4	80,602	61,312	89.1
	市町村事業分	321,270	282,148	87.8	10,950	28,171	96.2
	計	1,127,609	946,572	83.9	91,553	89,484	91.1
茨城県	道県事業・その他分	116,274	94,004	80.8	17,460	4,809	84.3
	市町村事業分	86,309	76,267	88.3	3,146	6,895	96.0
	計	202,584	170,272	84.0	20,606	11,705	89.2
栃木県	道県事業・その他分	10,726	9,715	90.5	—	1,011	100.0
	市町村事業分	43,600	33,319	76.4	1,842	8,437	94.7
	計	54,327	43,035	79.2	1,842	9,449	95.8
埼玉県	道県事業・その他分	1,416	1,394	98.4	—	22	100.0
	市町村事業分	4	4	98.6	—	0	100.0
	計	1,420	1,398	98.4	—	22	100.0
千葉県	道県事業・その他分	33,395	26,351	78.9	5,783	1,260	82.0
	市町村事業分	69,995	58,267	83.2	1,410	10,317	97.6
	計	103,391	84,619	81.8	7,194	11,577	92.1
新潟県	道県事業・その他分	13,378	13,180	98.5	17	180	99.8
	市町村事業分	6,528	6,178	94.6	81	268	98.7
	計	19,907	19,359	97.2	99	448	99.4
長野県	道県事業・その他分	10,702	10,373	96.9	246	83	97.6
	市町村事業分	4,151	4,027	97.0	82	42	98.0
	計	14,854	14,400	96.9	328	125	97.7
11道県計	道県事業・その他分	3,464,068	2,546,475	73.5	419,051	498,541	85.8
	市町村事業分	2,329,626	1,869,418	80.2	156,616	303,591	92.2
	計	5,793,695	4,415,894	76.2	575,667	802,132	88.4
うち東北3県計	道県事業・その他分	3,220,356	2,338,044	72.6	392,798	489,513	85.6
	市町村事業分	2,106,432	1,679,994	79.7	149,243	277,195	91.8
	計	5,326,789	4,018,038	75.4	542,042	766,708	88.1

(イ) 事業区分別の補助事業等の実施状況

特定被災自治体を実施している補助事業等について、各府省庁の主な補助事業をその内容により区分（以下、主な補助事業の内容による区分を「事業区分」という。）として、事業区分ごとの実施状況をみると、図表5-3のとおりである。

交付決定額についてみると、河川、港湾、上水道等の災害復旧に係る「社会基盤施設」「災害廃棄物処理」及び「漁業」が1兆円を超えており、「被災者支援」が8000億円の規模となっている。「災害廃棄物処理」及び「被災者支援」の実施

状況についてみると、交付率がそれぞれ94.1%、89.8%、補助事業執行率はそれぞれ99.8%、100%と高くなっている。一方、「社会基盤施設」及び「漁業」の実施状況についてみると、復旧過程における事業計画の変更、設計、工法等の見直しなどの要因により、交付率がそれぞれ67.4%、57.0%、補助事業執行率はそれぞれ79.1%、77.8%となっている。

他の事業区分についてみると、公立学校施設や公民館等の公立社会教育施設の復旧事業等を実施する「文化・教育施設」では、交付決定額2178億余円に対して1869億余円が、農業用施設や農地の復旧事業等を実施する「農業」では、交付決定額2064億余円に対して1598億余円がそれぞれ交付され、27年度末の補助事業執行率は、それぞれ91.5%、92.8%といずれも高くなっている。また、地域経済の核となる中小企業等グループが策定した復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設等の復旧・整備の事業を実施するなどの「中小企業」では、交付決定額3081億余円に対して2493億余円が交付され、補助事業執行率は87.6%となっている（補助事業等の所管別・事業別の実施状況については、227～230ページの別図表5参照）。

図表5-3 事業区分別の補助事業等の実施状況（平成23年度から27年度までの累計）
（単位：百万円、%）

事業区分	交付決定額計 A	交付額計 B	交付率 B/A	平成28年度への繰越額計 C	不用額計 D=A-B-C	27年度末の補助事業執行率 B/(A-D)
社会基盤施設	1,715,834	1,157,537	67.4	304,555	253,741	79.1
災害廃棄物処理	1,085,699	1,021,880	94.1	1,271	62,547	99.8
漁業	1,003,250	572,151	57.0	162,958	268,140	77.8
被災者支援	803,043	721,669	89.8	—	81,374	100.0
中小企業	308,189	249,394	80.9	35,119	23,674	87.6
文化・教育施設	217,850	186,983	85.8	17,337	13,530	91.5
農業	206,494	159,855	77.4	12,329	34,309	92.8
その他	453,332	346,422	76.4	42,095	64,813	89.1
計	5,793,695	4,415,894	76.2	575,667	802,132	88.4

ウ 復興関連基金事業の実施状況

(ア) 基金事業等に関する国の動き

東日本大震災からの復興等に対する事業の一環として、国から国庫補助金等の交付を受けた基金団体は、基金を設置造成等することにより、復興関連基金事業を実施している。

集中復興期間における復興関連基金事業を含む基金事業等に関する国の動きは次のとおりである。

24年10月に、衆議院決算行政監視委員会は、政府に対し、復旧・復興予算で行われている全ての事業を各府省庁等が総点検して、優先順位及び予算の配分を見直すべきであるとし、その上で、不適切と認められた予算の執行停止も視野に入れて、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするよう求めた。

そして、24年11月に復興推進会議で決定された「基本的な考え方」では、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策に関する事業等のみを復興特会に計上することを基本とし、被災地域と密接に関連する地域において被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策及び全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策に関する事業等は、原則として復興特会には計上しないこととして、一部の復興関連予算に係る事業の執行を停止することとされたが、基金については国から支出済みであったため執行停止の対象外とされていた。その後、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月復興推進会議決定）等において復興関連予算について使途の厳格化を行うこととされたことを踏まえて、基金についても使途の厳格化を徹底するため、復興庁及び財務省は、25年7月に、復興関連基金事業の所管府省に対して、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」（平成25年復本第957号・財計第1690号。以下「基金使途通知」という。）を发出している。そして、基金使途通知において、その後に実施する復興関連基金事業については、被災地又は被災者に対する事業に使途を限定した上で、それ以外の事業のうち、執行済みの事業及び契約済みのものなど執行済みと認められる事業を除いた基金残額について国庫に返納することを要請している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月閣議決定）では、基金の設置造成等の抑制、使用見込みの低い基金についての国庫返納の検討及び基金

の執行状況の公表が示されている。

そして、26年10月には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第341号）が施行され、これまで法令上明確な定義が示されていなかった基金を財源とする事務又は事業（以下「基金事業等」という。）について、「複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう」と規定されている。

これを受けて、財務省は、同月、同政令の施行に関し必要な事項を示すために、「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年財計第2534号。以下「基金指針」という。）を发出している。基金指針によれば、基金事業等に該当し得ると考えられる①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業、③当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの以外の事務又は事業については、基金造成費補助金等（基金事業等の財源として各省各庁の長が交付する補助金等）によることなく対応することが可能か不断に検討するべきであるとされている。また、同政令においては、基金造成費補助金等の交付に当たって必ず付する条件として、使用見込みのない額及び残余额の速やかな国庫返納等について定めることとしており、各府省庁は、基金の執行管理に努めるものとされている。

(イ) 集中復興期間における復興関連基金事業の実施状況

集中復興期間における復興関連基金事業157事業の実施状況をみると、図表5-4のとおり、国庫補助金等交付額は計4兆4483億余円、27年度末までの基金の取崩額は2兆7683億余円、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合（以下「基金事業執行率」という。）は62.2%、27年度末に保有している国庫補助金等相当額は1兆3746億余円となっている。国庫補助金等交付額を所管府省庁別にみると、交付している8府省庁のうち環境省が1兆3121億余円と最も多額となっている。

図表5-4 集中復興期間における復興関連基金事業の実施状況

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額(国庫返納額を除く。)	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了予定年月	27年度末時点の終了予定年月
					A	B	B/A	C	A-B-C		
1	23年度第2次補正予算	福島県特別緊急除染事業	内閣府(内閣府本府)	福島県	17,981	14,460	80.4	-	3,521	定めていない。	29年3月末
2	23年度第2次補正予算(予備費)	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	199,999	194,786	97.3	-	5,212	定めていない。	29年3月末
3	23年度第2次補正予算(予備費)	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	40,385	38,310	94.8	-	2,074	定めていない。	29年3月末
4	23年度第3次補正予算	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府(内閣府本府)	一般財団法人ニューメディア開発協会	3,200	2,867	89.6	332	-	25年3月末	-
5	23年度第3次補正予算	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	岩手県、宮城県、福島県	879	819	93.2	59	-	25年3月末	-
6	24年度当初予算	地方消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	364					28年3月末	30年3月末
7	25年度当初予算	地方消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	729	1,471	82.1	-	320	28年3月末	30年3月末
8	26年度当初予算	地方消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	698					28年3月末	30年3月末
9	25年度補正予算	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	復興庁	一般財団法人住宅金融普及協会	25,000	6,583	26.3	-	18,417	27年9月末までに事業を開始(住宅取得等)し、支払が終了するまで	31年6月末までに事業を開始(住宅取得等)し、支払が終了するまで
10	26年度補正予算	福島原子力災害復興交付金	復興庁	福島県	100,000	1,537	1.5	-	98,462	57年3月末	-
11	23年度第1次補正予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	47都道府県	11,313					27年3月末	-
12	23年度第3次補正予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	47都道府県	29,744	35,267	81.0	8,244	-	27年3月末	-
13	26年度当初予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	宮城県、京都府、熊本県	2,454					27年3月末	-
14	23年度第3次補正予算	幼稚園等の認定こども園としての再開支援(安心こども基金)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	1,810	1,256	69.4	553	-	25年3月末	27年3月末までに施設整備に着手し、28年3月末まで
15	23年度第3次補正予算	低線量域における被ばく線量モニターの開発	文部科学省	福島県	625	554	88.5	-	71	定めていない。	-
16	23年度第3次補正予算	放射性薬剤の研究開発・製造拠点の整備	文部科学省	福島県	11,362	8,458	74.4	-	2,904	定めていない。	-
17	23年度第3次補正予算	放射性核種の生態系における環境動態調査等	文部科学省	福島県	2,245	752	33.5	-	1,492	定めていない。	-
18	23年度第3次補正予算	福島県環境創造センター整備事業	文部科学省	福島県	8,042	4,965	61.7	-	3,076	定めていない。	-
※19	23年度第3次補正予算	奨学金事業(高校生)	文部科学省	34都府県	18,946	16,709	88.1	2,237	-	27年3月末	-
20	23年度第3次補正予算	教育研究環境整備に向けた取組支援(高等学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	4,487	3,289	73.3	-	1,197	27年3月末	29年3月末
21	23年度第3次補正予算	教育研究環境整備に向けた取組支援(専修学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	1,934	420	21.7	-	1,513	27年3月末	29年3月末
22	23年度第1次補正予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	9県	7,020					24年3月末	28年3月末
23	23年度第3次補正予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	10道県	9,035					25年3月末	28年3月末
24	25年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	宮城県、福島県	2,303	16,750	77.2	825	4,099	26年3月末	28年3月末
25	26年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	宮城県	1,548					27年3月末	28年3月末
26	27年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	宮城県	1,766					28年3月末	-
27	23年度第1次補正予算	安心こども基金(地域子育て創生事業)の活用による被災児童の生活復旧支援	厚生労働省	20都県	2,719	2,512	92.3	-	207	24年3月末	26年3月末
28	23年度第1次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	18都道府県	50,000	49,468	98.9	217	313	25年3月末	29年3月末
※29	23年度第3次補正予算	生活福祉資金貸付	厚生労働省	32都道府県	15,190	12,605	82.9	1,949	-	25年3月末	27年3月末
30	23年度第3次補正予算	被災地における保育所等の複合化・多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築(安心こども基金の追加)	厚生労働省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、千葉県	1,553	858	55.2	694	-	25年3月末までに施設整備に着手し、26年3月末まで	27年3月末までに施設整備に着手し、28年3月末まで
※31	23年度第3次補正予算	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15都県	15,633	11,010	70.4	1,115	3,507	24年3月末までの着工事業の終了まで	33年3月末

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額(国庫返納額を除く。)	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了予定年月	27年度末時点の終了予定年月
					A	B	B/A	C	A-B-C		
※ 32	23年度第3次補正予算	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	厚生労働省	茨城県、長野県、和歌山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県	2,664	2,664	100.0	-	-	27年3月末	29年3月末
33	23年度第3次補正予算	被災地における医療提供体制の再構築(既存の地域医療再生基金に積増し)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	72,000	38,142	52.9	-	33,857	28年3月末	31年3月末
※ 34	23年度第3次補正予算	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	24都府県	17,549	17,549	100.0	1,564	-	25年3月末	27年3月末
※ 35	23年度第3次補正予算	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	19都道府県	2,215	1,984	89.5	214	-	25年3月末	-
※ 36	23年度第3次補正予算	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	38都道府県	1,771	81	4.5	778	-	25年3月末	26年3月末
37	23年度第3次補正予算	介護基盤復興まちづくり整備事業(介護基盤整備基金(ハード)への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	2,850	1,512	53.0	1,337	-	25年3月末	28年3月末
38	23年度第3次補正予算	被災3県の革新的医療機器創出・開発促進事業(既存の地域医療再生基金に追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	4,320	3,910	90.5	-	409	28年3月末	-
39	23年度第3次補正予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県	2,893					25年3月末	28年3月末
40	26年度当初予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	1,000	3,263	75.9	6	1,027	27年3月末	28年3月末
41	27年度当初予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	404					28年3月末	-
42	23年度第3次補正予算	被災者の心のケア事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加、災害時等心のケア支援体制整備事業費の一部)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	2,791	1,414	50.6	1,377	-	25年3月末	-
43	23年度第3次補正予算	被災地障害福祉サービス基盤整備事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	1,521	844	55.4	677	-	25年3月末	-
※ 44	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創出事業の拡充(震災対応事業の延長)	厚生労働省	47都道府県	200,000	187,837	93.9	10,983	1,179	26年3月末	29年3月末
45	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創出事業の拡充(雇用復興推進事業の創設)	厚生労働省	9県	151,000	126,261	83.6	414	24,324	28年3月末	32年3月末
※ 46	23年度第3次補正予算	新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等	厚生労働省	中央職業能力開発協会	23,520	10,886	46.2	12,633	-	24年3月末	25年3月末
※ 47	23年度第3次補正予算	被災者への心のケア対策等の推進事業(自殺対策)	厚生労働省	47都道府県	3,700	3,234	87.4	395	69	25年3月末	29年3月末
48	24年度当初予算(予備費)	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	38,000	19,342	50.9	-	18,657	28年3月末	31年3月末
49	24年度補正予算	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	9県	50,000	44,035	88.0	672	5,292	27年3月末	29年3月末
50	25年度補正予算	産業政策と一体となった被災地の雇用支援等	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	44,800	8,385	18.7	-	36,414	30年3月末	32年3月末
51	27年度当初予算	震災等対応雇用支援事業	厚生労働省	宮城県、福島県	9,333	6,936	74.3	-	2,397	29年3月末	-
52	27年度当初予算	事業復興型雇用創出事業	厚生労働省	岩手県、宮城県	6,363	-	-	-	6,363	31年3月末	32年3月末
53	27年度当初予算	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	17,229	4,652	27.0	-	12,577	28年3月末	31年3月末
54	23年度第1次補正予算	農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	686					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	-
55	23年度第3次補正予算	農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	5,049					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	-
56	24年度当初予算	農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	656	523	7.6	-	6,276	保証残高及び求償権残高がなくなるまで	-
57	25年度当初予算	農業信用保険事業交付金(復旧・復興対策特別保証)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	408					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	-
58	23年度第1次補正予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	5,770					保証残高がなくなるまで	-
59	23年度第3次補正予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	130					保証残高がなくなるまで	-
60	24年度当初予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	441					保証残高がなくなるまで	-
61	25年度当初予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	469	1,040	14.8	4,380	1,602	保証残高がなくなるまで	-
62	26年度当初予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	155					保証残高がなくなるまで	-
63	27年度当初予算	林業信用保証事業交付金(災害復旧)	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	57					保証残高がなくなるまで	-

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了予定年月	27年度末時点の終了予定年月
					A	B	B/A	C	A-B-C		
64	23年度第1次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	1,819					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
65	23年度第3次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	336					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
66	24年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	1,489					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
67	25年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	1,041				5,963	保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
68	26年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	765					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
69	27年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業交付金	農林水産省	独立行政法人農林漁業信用基金	510					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
70	23年度第1次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	北海道漁業信用基金協会等12漁業信用基金協会	360					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
71	23年度第3次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	青森県漁業信用基金協会等6漁業信用基金協会	67					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
72	24年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	北海道漁業信用基金協会等13漁業信用基金協会	550	1,623	71.3	13	638	保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
73	25年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	北海道漁業信用基金協会等13漁業信用基金協会	494					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
74	26年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	北海道漁業信用基金協会等13漁業信用基金協会	428					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
75	27年度当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	北海道漁業信用基金協会等12漁業信用基金協会	373					保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
76	23年度第3次補正予算	農業経営金融支援対策費補助金(復旧・復興対策特別保証)	農林水産省	岩手県農業信用基金協会等3農業信用基金協会	1,883	162	8.6	—	1,720	保証残高及び求償権残高がなくなるまで	—
77	23年度第3次補正予算	農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業(福島基金分)	農林水産省	福島県	100	11	11.6	88	—	33年3月末	27年3月末
※78	23年度第3次補正予算	配合飼料価格安定対策事業	農林水産省	公益社団法人配合飼料供給安定機構	9,700	9,700	100.0	—	—	定めていない。	38年3月末
79	23年度第3次補正予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	700	220	31.5	479	—	25年3月末	—
※80	23年度第3次補正予算	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	45道府県(東京都及び神奈川県を除く。)	139,945	88,694	63.3	46,303	4,947	27年3月末	定めていない。
81	23年度第3次補正予算	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	81,753			—	54,387	29年3月末	32年3月末
82	24年度当初予算	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	10,605	37,970	41.1	—	—	29年3月末	32年3月末
※83	23年度第3次補正予算	漁業経営セーフティネット構築事業	農林水産省	一般社団法人漁業経営安定化推進協会	3,980	3,980	100.0	—	—	定めていない。	—
84	24年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	422	269	63.6	153	—	26年3月末	—
85	24年度補正予算	福島発農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	福島県	1,299	1,299	100.0	—	—	26年3月末	27年3月末
86	24年度補正予算	福島県営農再開支援事業	農林水産省	福島県	23,185	8,826	38.0	—	14,358	28年3月末	31年3月末
87	25年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	187	107	57.0	80	—	27年3月末	—
88	25年度補正予算	福島発農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省	福島県	1,604	1,604	100.0	—	—	27年3月末	—
89	26年度当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	112	49	43.9	44	19	28年3月末	—
90	23年度第1次補正予算	中小企業災害復旧資金利子補給事業	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,000	1,465	14.6	—	8,534	定めていない。	—
91	23年度第1次補正予算	中小企業の資金繰り支援(保証)	経済産業省	一般社団法人全国信用保証協会連合会	39,600			—	66,043	定めていない。	—
92	23年度第3次補正予算	経営安定関連保証等対策費補助事業	経済産業省	一般社団法人全国信用保証協会連合会	30,100	3,656	5.2	—	—	定めていない。	—
93	23年度第1次補正予算	石油製品販売業災害特別保証事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	5,079	267	5.2	3,199	1,612	定めていない。	—
94	23年度第1次補正予算	特定被災地域石油製品供給支援事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	910	—	—	910	—	定めていない。	—
95	23年度第1次補正予算	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	248	248	100.0	—	—	28年3月末	33年3月末
96	23年度第2次補正予算	中小企業再生支援利子補給事業	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構	18,400	2,763	15.0	—	15,636	定めていない。	—
97	23年度第3次補正予算	医療福祉機器・創業産業拠点整備事業	経済産業省	福島県	39,493	23,185	58.7	—	16,307	定めていない。	33年3月末

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了予定年月	27年度末時点の終了予定年月
					A	B	B/A	C	A-B-C		
※98	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(全国防災)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	6,986	7,054	80.7	1,681	-	27年3月末	-
※99	23年度第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業(被災地向け)	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	1,749					27年3月末	-
100	23年度第3次補正予算	被災中小企業復興支援リース補助事業	経済産業省	日本商工会議所	10,049	4,066	40.4	-	5,982	31年3月末	-
※101	23年度第3次補正予算	中小企業人材対策事業	経済産業省	全国中小企業団体中央会	2,487	1,080	43.4	1,406	-	27年3月末	26年5月末
※102	23年度第3次補正予算	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	295,000	176,764	59.9	72,807	45,428	27年3月末	-
103	23年度第3次補正予算	がんぼうろうふくしま産業復興企業立地支援事業	経済産業省	福島県	170,000					29年3月末	-
104	24年度当初予算(予備費)	地域経済産業復興立地推進事業(予備費)	経済産業省	福島県	40,224	130,144	61.9	-	80,079	29年3月末	-
※105	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	8,499	5,164	60.7	3,150	184	27年3月末	-
※106	23年度第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	26,500	17,363	65.5	6,830	2,305	28年3月末	-
※107	23年度第3次補正予算	住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	86,992	73,945	85.0	13,047	-	27年3月末	-
※108	23年度第3次補正予算	住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,394	31,811	98.2	582	-	27年3月末	-
※109	23年度第3次補正予算	エネルギー管理システム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	30,000	16,496	54.9	13,503	-	26年11月末	-
※110	23年度第3次補正予算	電力需要ピークカット蓄電池導入支援事業	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	20,999	11,840	56.3	9,159	-	26年3月末	27年3月末
※111	23年度第3次補正予算	建築物節電改修支援事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	15,000	10,200	68.0	4,799	-	26年11月末	-
※112	23年度第3次補正予算	再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金	経済産業省	一般社団法人低炭素投資促進機構	7,000	7,000	100.0	-	-	定めていない。	25年3月末
113	23年度第3次補正予算	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽光発電協会	32,599	19,032	58.3	11,396	2,170	28年3月末	-
114	23年度第3次補正予算	スマートコミュニティ導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	8,059	2,412	29.9	-	5,646	28年3月末	33年3月末
115	23年度第3次補正予算	スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会	4,346	1,683	38.7	2,662	-	28年3月末	-
※116	23年度第3次補正予算	火力発電運転円滑化対策費補助金	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	9,000	2,836	31.5	6,163	-	定めていない。	26年3月末
※117	23年度第3次補正予算	温排水利用施設整備等対策交付金	経済産業省	静岡県	995	430	43.2	564	-	定めていない。	26年3月末
118	23年度第3次補正予算	被災地域石油製品販売業再建等支援事業	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	2,349	591	25.1	-	1,758	定めていない。	-
119	23年度第3次補正予算	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	岩手県(一般社団法人岩手県土木技術センター)、宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)、福島県(公益財団法人福島県農業振興公社)	495	494	78.8	-	132	28年3月末	33年3月末
120	24年度補正予算	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金	経済産業省	宮城県(公益社団法人みやぎ農業振興公社)	132					28年3月末	33年3月末
※121	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(産学連携イノベーション促進事業費補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	4,000	3,069	76.7	904	25	28年3月末	-
※122	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,000	-	-	10,000	-	26年3月末	-
123	24年度当初予算	国内立地推進事業費補助金(原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業)	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	14,000	4,918	35.1	1,196	7,884	29年3月末	-
124	24年度当初予算(予備費)	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業	経済産業省	福島県	13,390	5,531	41.3	-	7,858	32年3月末	-
125	25年度当初予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	110,000					30年3月末	33年3月末
126	25年度補正予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	33,000					30年3月末	33年3月末
127	26年度当初予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	30,000	11,167	5.3	-	197,832	30年3月末	33年3月末
128	27年度当初予算	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	経済産業省	一般社団法人地域デザインオフィス	36,000					30年3月末	33年3月末
129	27年度補正予算	官民合同チーム個別訪問支援事業	経済産業省	一般社団法人福島相双復興推進機構	8,199	-	-	-	8,199	33年3月末	-

(単位：百万円、%)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	基金団体名	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額(国庫返納額分を除く。)	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額(国庫補助金等相当額)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	当初の終了予定年月	27年度末時点の終了予定年月
					A	B	B/A	C	A-B-C		
130	27年度補正予算	中小・小規模事業者の事業再開等支援事業	経済産業省	福島県	7,399	-	-	-	7,399	33年3月末	-
131	27年度補正予算	事業再開・帰還促進交付金	経済産業省	福島県	7,200	-	-	-	7,200	33年3月末	-
132	23年度第1次補正予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	52,600						災害復興住宅融資の返済が完了するまで
133	23年度第3次補正予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	135,800	14,963	6.1	-	227,336		災害復興住宅融資の返済が完了するまで
134	24年度当初予算	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	53,900						災害復興住宅融資の返済が完了するまで
135	23年度第1次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	3,400	5,084	27.7	8,489	4,725		定めていない。
136	23年度第3次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	14,900						定めていない。
※137	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	国土交通省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	58,902	81.4	13,154	243	27年1月末(ポイントの交換期限)	-
138	23年度第3次補正予算	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	国土交通省	独立行政法人住宅金融支援機構	15,900	8,543	53.7	-	7,356		申請を受け付けた住宅ローンの返済が完了するまで
139	25年度当初予算	造船業等復興支援基金	国土交通省	公益財団法人日本財団	16,024	964	6.0	2,860	12,199	29年3月末	31年3月末
140	23年度第2次補正予算	原子力被災者健康確保・管理関連交付金	環境省	福島県	78,182	21,878	27.9	-	56,304		定めていない。
141	23年度第3次補正予算	地域グリーンニューディール基金の拡充(災害廃棄物処理事業の地方支援)	環境省	10道県	67,963	67,963	100.0	-	-	26年3月末	-
142	23年度第3次補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	70,644						定めていない。
143	24年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	96,119						定めていない。
144	25年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	189,839						定めていない。
145	25年度補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	80,000	779,897	96.5	-	28,133		定めていない。
146	26年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	128,300						定めていない。
147	27年度当初予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	171,467						定めていない。
148	27年度補正予算	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	71,660						定めていない。
※149	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	環境省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	58,902	81.4	13,154	243	27年1月末(ポイントの交換期限)	-
150	23年度第3次補正予算	グリーンニューディール基金の拡充(自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業)	環境省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、仙台市	83,977	71,117	84.6	-	12,859	28年3月末	33年3月末
151	24年度当初予算	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューディール基金)	環境省	9県	30,797	20,659	67.0	4,806	5,330	26年3月末	30年3月末
152	24年度当初予算(予備費)	福島健康管理拠点の緊急整備	環境省	福島県	5,980	3,823	63.9	-	2,156		定めていない。
153	24年度補正予算	福島県環境創造センター(仮称)整備事業	環境省	福島県	11,337	6,814	60.1	-	4,522		定めていない。
154	26年度補正予算	中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金	環境省	福島県、大熊町、双葉町	150,000	5,357	3.5	-	144,642	57年3月末	-
155	25年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制委員会)	福島県	1,306						定めていない。
156	26年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制委員会)	福島県	1,343	2,084	58.3	-	1,489		定めていない。
157	27年度当初予算	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	環境省(原子力規制委員会)	福島県	923						定めていない。
計(157事業)					4,448,301	2,768,392	62.2	305,262	1,374,646		
内閣府(内閣府本府・消費者庁)					264,238	252,717	95.6	391	11,129		
復興庁					125,000	8,120	6.4	-	116,879		
文部科学省					92,967	71,675	77.0	11,035	10,256		
厚生労働省					762,700	576,145	75.5	35,857	150,697		
農林水産省					297,542	156,084	52.4	51,543	89,914		
経済産業省					1,228,885	576,692	46.9	163,968	488,224		
国土交通省					364,824	88,458	24.2	24,504	251,861		
環境省(環境本省・原子力規制委員会)					1,312,142	1,038,499	79.1	17,960	255,682		
うち基金使途通知対象事業(※印)の小計(31事業)					1,157,025	849,803	73.4	249,086	58,135		

- 注(1) 復興関連基金事業数は、予算別、復興関連基金事業別に集計している。また、国土交通省及び環境省から国庫補助金等が交付されている「住宅エコポイント」は、省別に区分して国庫補助金等交付額等を集計している。
- 注(2) 既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないものは、案分等により、復旧・復興予算に相当する額を算出している。
- 注(3) ※印は基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業であることを示している。
- 注(4) 「基金事業執行率」の欄は、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合を示したものであり、代位弁済の費用の一部を補填する事業等、基金事業執行率が事業の進捗状況を示していないものがある。
- 注(5) 「終了予定年月」は、新規申請終了後の後年度負担や後年度事務を終える予定の時期を示しているため、終了予定年月を超えても残高がゼロにならないものがある。「当初の終了予定年月」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限を記載している。また、「27年度末時点の終了予定年月」の欄の「-」は、当初の終了予定年月から変更がないことを示している。
- 注(6) 事業番号29、34、35及び36の4事業は事業間で配分変更して使用できるため、「27年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄は、配分変更した額（事業番号29は計△635百万円、事業番号34は計1,564百万円、事業番号35は計△16百万円、事業番号36は計△912百万円）を考慮して算出している。

また、予算措置年度別にみると、図表5-5のとおり、23年度に予算措置された事業が、事業数91事業、国庫補助金等交付額計2兆7784億余円、27年度末までの取崩額1兆8830億余円と、それぞれ最も多くなっている。

図表5-5 復興関連基金事業の予算措置年度別の実施状況

(単位：事業、百万円、%)

予算措置年度	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額 A	平成27年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。） B	基金事業執行率 B/A	27年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額） C	27年度末に保有している国庫補助金等相当額 A-B-C
23年度	91	2,778,498	1,883,074	67.7	283,700	611,724
24年度	22	406,896	215,621	52.9	17,738	173,537
25年度	16	507,208	302,777	59.6	2,947	201,484
26年度	13	416,807	140,110	33.6	876	275,819
27年度	15	338,889	226,809	66.9	-	112,080
計	157	4,448,301	2,768,392	62.2	305,262	1,374,646

(ウ) 終了予定年度別及び終了予定年度の延長期間別の実施状況

復興関連基金事業を27年度末現在の終了予定年度別にみると、図表5-6のとおり、26年度を終了予定年度としている事業が23事業と最も多くなっていて、国庫補助金等交付額は28年度を終了予定年度としている事業が計8080億余円と最も多くなっている。また、集中復興期間の終了後も継続して実施するとしている事業は98事業、国庫補助金等交付額計3兆4489億余円（27年度末に保有している国庫補助金等相当額1兆3182億余円）であり、集中復興期間内に終了した事業59事業、国庫補助金等交付額計9993億余円と比較し、事業数、国庫補助金等交付額ともに多くなっている。

一方、終了期限を定めていない事業は24事業、国庫補助金等交付額計1兆1089億余円となっており、原子力災害からの復興再生が長期にわたると想定されている福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害関係経費に係るものが多くなっ

ている。

図表5-6 復興関連基金事業の終了予定年度別の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：事業、百万円、％）

終了予定年度	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの取崩額（国庫返納額分を除く。）	基金事業執行率	27年度末までの国庫返納額（国庫補助金等相当額）	27年度末に保有している国庫補助金等相当額
		A	B	B/A	C	A-B-C
集中復興期間	59	999,371	722,795	72.3	220,212	56,363
24年度	9	42,738	26,038	60.9	16,684	16
25年度	8	102,573	83,793	81.6	17,660	1,119
26年度	23	743,350	537,567	72.3	160,611	45,171
27年度	19	110,709	75,396	68.1	25,256	10,056
28年度以降	98	3,448,929	2,045,597	59.3	85,049	1,318,282
28年度	14	808,026	681,667	84.3	13,465	112,893
29年度	4	32,590	22,131	67.9	4,806	5,651
30年度	6	176,488	75,995	43.0	2,860	97,632
31年度	6	307,912	178,149	57.8	414	129,348
32年度	13	379,590	119,388	31.4	1,115	259,086
37年度以降	3	328,182	28,773	8.7	-	299,409
その他	28	307,145	33,440	10.8	4,393	269,311
未定	24	1,108,993	906,051	81.7	57,993	144,948
計	157	4,448,301	2,768,392	62.2	305,262	1,374,646

注(1) 「終了予定年度」は、平成27年度末時点の終了予定年月により集計している。また、終了予定年月前に、国庫補助金等交付額の全額を取り崩したり、国庫に返納したりした事業は、保有している国庫補助金等相当額がなくなった年度を終了予定年度として集計している。

注(2) 「その他」は、事業の終了期限が住宅ローンの返済完了時や融資の返済完了時であるなど明確ではない事業を示している。また、「未定」は終了期限が設定されていない事業を示している。

復興関連基金事業については、一般に、事業の終了期限が到来しても依然として資金需要が高いなどの場合、事業の終了期限を延長している。終了予定年度の延長状況をみると、図表5-7のとおり、157事業のうち終了予定年度を延長したものが49事業（国庫補助金等交付額1兆4018億余円）となっていて、そのうち延長期間が3年のものが16事業（同6839億余円）と事業数、国庫補助金等交付額ともに最も多くなっている。

また、終了予定年度を延長している49事業について、資金需要が高く基金残額が不足しているなどのため基金の積増しを行っている事業が20事業（同7257億余円）ある一方で、想定したほど基金の取崩しが行われず基金の残余额が多いことなどから、基金の積増しを行っていない事業が29事業（同6761億余円）ある。

図表5-7 復興関連基金事業の終了予定年度の延長期間別の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：事業、百万円、%）

終了予定年度の 延長期間	復興関 連基金 事業数	国庫補助金等交 付額	平成27年度末ま での取崩額（国 庫返納額分を除 く。）	基金事業 執行率	27年度末までの 国庫返納額（国 庫補助金等相当 額）	27年度末に保有 している国庫補 助金等相当額
		A	B	B/A	C	A-B-C
1年	7	56,501	26,032	46.0	22,570	7,898
2年	14	161,020	96,360	59.8	7,740	56,918
3年	16	683,996	331,481	48.4	14,301	338,212
4年	6	267,518	212,705	79.5	6,355	48,458
5年以上	6	232,857	162,967	69.9	46,303	23,586
計	49	1,401,894	829,548	59.1	97,271	475,074
積増し有	20	725,788	481,349	66.3	14,457	229,981
積増し無	29	676,105	348,198	51.5	82,814	245,092

（注）当初の終了予定年度は平成26年度であったが、終了予定年度の定めをなくした森林整備加速化・林業再生事業は、「5年以上」に分類している。

（エ）復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納状況等

基金団体は、復興関連基金事業が終了して残余额があったり、使用見込みがない余剰金があったりなどする場合には、所管府省庁が定めたそれぞれの事業の交付要綱等により、これらに係る国庫補助金等を国庫に返納することとなっている。また、前記のとおり、基金使途通知において、使途の厳格化を徹底するために、被災地又は被災者に対する事業以外の事業であって執行済みの事業及び執行済みと認められる事業を除いた基金残額について、基金団体は、基金からの執行を見合わせて国庫に返納するよう要請されている。

また、本院は27年報告において、東北3県を除く17都県における復興関連基金事業の実施状況について検査したところ、事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため今後の実施が見込めないものが4事業で計11億2583万余円見受けられたり、基金の使途が被災者に対する事業に限定されていなかったものが上記4事業のうちの1事業で1億7847万余円見受けられたりしたことを記述した。そして、これらの4事業は26年度末までに事業が終了し、残余额は27年度末までに国庫に返納されている。

そこで、精算時の残余额や使用見込みがない余剰金等の国庫への返納の状況をみたところ、図表5-8のとおり、157事業のうち77事業において、各基金団体は、27年度末までに3064億余円、28年度（28年8月末現在）に323億余円、計3387億余円の基金残額（運用益を含む。）を国庫に返納している。基金団体が基金残額（運用益を含む。）を国庫に返納した事由は、①使用見込みがないことによるもの1696億余円

(40事業)、②使途厳格化によるもの1252億余円(19事業)、③事業の終了によるもの437億余円(53事業)などとなっている。

図表5-8 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の返納の状況(平成28年8月末現在)

(単位:百万円)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの国庫返納額(運用益を含む。)	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	28年度の国庫返納額(運用益を含む。)(28年8月末現在)	28年8月末までの国庫返納額(運用益を含む。)				
								A+B	①使用見込みがないことによるもの	②使途厳格化によるもの	③事業の終了によるもの	④事業実施後返納事由が生じたもの
4	23年度第3次補正予算	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府(内閣府本府)	3,200	332	-	-	332	-	-	332	-
5	23年度第3次補正予算	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	879	61	-	-	61	-	-	61	-
11	23年度第1次補正予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	11,313	8,333	-	-	8,333	-	-	8,333	-
12	23年度第3次補正予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	29,744								
13	26年度当初予算	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	文部科学省	2,454								
14	23年度第3次補正予算	幼稚園等の認定こども園としての再開支援(安心こども基金)	文部科学省	1,810	558	-	-	558	-	-	558	-
※19	23年度第3次補正予算	奨学金事業(高校生)	文部科学省	18,946	2,251	-	-	2,251	-	1,928	322	-
22	23年度第1次補正予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	7,020	828	4,099	-	828	627	-	201	-
23	23年度第3次補正予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	9,035								
24	25年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	2,303								
25	26年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	1,548								
26	27年度当初予算	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	1,766								
28	23年度第1次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	50,000	223	313	-	223	-	-	223	0
※29	23年度第3次補正予算	生活福祉資金貸付	厚生労働省	15,190	2,001	-	0	2,001	360	-	1,641	0
30	23年度第3次補正予算	被災地における保育所等の複合化・多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築(安心こども基金の追加)	厚生労働省	1,553	697	-	-	697	-	-	697	-
※31	23年度第3次補正予算	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15,633	1,150	3,507	-	1,150	961	-	188	-
※34	23年度第3次補正予算	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	17,549	1,567	-	-	1,567	-	365	1,201	-
※35	23年度第3次補正予算	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	2,215	215	-	-	215	92	-	122	-
※36	23年度第3次補正予算	被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	1,771	778	-	0	778	18	-	760	0
37	23年度第3次補正予算	介護基盤復興まちづくり整備事業(介護基盤整備基金(ハード)への追加)	厚生労働省	2,850	1,344	-	-	1,344	-	-	1,344	-
39	23年度第3次補正予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	2,893	6	1,027	-	6	-	-	6	-
40	26年度当初予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	1,000								
41	27年度当初予算	被災地健康支援事業	厚生労働省	404								
42	23年度第3次補正予算	被災者の心のケア事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加、災害時等心のケア支援体制整備事業費の一部)	厚生労働省	2,791	1,384	-	-	1,384	-	-	1,384	-
43	23年度第3次補正予算	被災地障害福祉サービス基盤整備事業(障害者自立支援対策臨時特例基金の追加)	厚生労働省	1,521	682	-	-	682	0	-	682	-
※44	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充(震災対応事業の延長)	厚生労働省	200,000	11,235	1,179	-	11,235	-	7,486	3,707	42
45	23年度第3次補正予算	重点分野雇用創造事業の拡充(雇用復興推進事業の創設)	厚生労働省	151,000	414	24,324	-	414	414	-	-	-
※46	23年度第3次補正予算	新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等	厚生労働省	23,520	12,665	-	-	12,665	-	7,978	4,686	-
※47	23年度第3次補正予算	被災者への心のケア対策等の推進事業(自殺対策)	厚生労働省	3,700	395	69	-	395	-	395	-	-
49	24年度補正予算	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	50,000	675	5,292	56	732	-	-	675	56

(単位：百万円)

事業 番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	国庫補助金 等交付額	平成27年 度末まで の国庫返 納額（運 用益を含 む。） A	27年度末 に保有し ている国 庫補助金 等相当額	28年度の国庫 返納額（運用 益を含む。） （28年8月末 現在） B	28年8月末までの国庫返納額（運用益を含む。）				
								A+B	①使用見込 みがないこ とによるも の	②使途厳格 化によるも の	③事業の終 了によるも の	④事業実施 後返納事由 が生じたも の
58	23年度 第1次補正予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	5,770	4,380	1,602	-	4,380	4,380	-	-	-
59	23年度 第3次補正予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	130								
60	24年度 当初予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	441								
61	25年度 当初予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	469								
62	26年度 当初予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	155								
63	27年度 当初予算	林業信用保証事業交付金 （災害復旧）	農林水産省	57								
70	23年度 第1次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	360	13	638	-	13	-	-	0	13
71	23年度 第3次補正予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	67								
72	24年度 当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	550								
73	25年度 当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	494								
74	26年度 当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	428								
75	27年度 当初予算	漁業者等緊急保証対策事業	農林水産省	373								
77	23年度 第3次補正予算	農地土壌等の浄化の研究拠 点施設整備調査事業（福島 基金分）	農林水産省	100	88	-	-	88	-	-	88	-
79	23年度 第3次補正予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	700	479	-	-	479	-	-	479	-
※ 80	23年度 第3次補正予算	森林整備加速化・林業再生 事業	農林水産省	139,945	46,663	4,947	-	46,663	347	39,432	6,884	-
84	24年度 当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	422	153	-	-	153	-	-	153	-
87	25年度 当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	187	80	-	-	80	-	-	80	-
88	25年度 補正予算	福島発農産物等戦略的情報 発信事業	農林水産省	1,604	1	-	-	1	-	-	1	-
89	26年度 当初予算	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	112	44	19	19	63	44	-	19	-
93	23年度 第1次補正予算	石油製品販売業災害特別保 証事業	経済産業省	5,079	3,199	1,612	-	3,199	3,199	-	-	-
94	23年度 第1次補正予算	特定被災地域石油製品供給 支援事業	経済産業省	910	910	-	-	910	-	-	910	-
※ 98	23年度 第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境 保全対策促進事業（全国防 災）	経済産業省	6,986	1,691	-	-	1,691	202	1,443	44	-
※ 99	23年度 第3次補正予算	被災地域等地下タンク環境 保全対策促進事業（被災地 向け）	経済産業省	1,749								
100	23年度 第3次補正予算	被災中小企業復興支援リー ス補助事業	経済産業省	10,049	-	5,982	4,367	4,367	4,367	-	-	-
※ 101	23年度 第3次補正予算	中小企業人材対策事業	経済産業省	2,487	1,407	-	-	1,407	-	1,407	0	-
※ 102	23年度 第3次補正予算	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	295,000	73,396	45,428	23,070	96,467	74,776	21,691	-	-
※ 105	23年度 第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地 推進事業費補助金（希少金 属使用量削減・代替技術開 発設備整備費等補助金）	経済産業省	8,499	3,150	184	7	3,158	3,011	146	-	0
※ 106	23年度 第3次補正予算	産業技術研究開発拠点立地 推進事業費補助金（先端技 術実証・評価設備整備費等 補助金）	経済産業省	26,500	6,832	2,305	2,119	8,952	3,309	5,642	-	-
※ 107	23年度 第3次補正予算	住宅用太陽光発電導入支援 復興対策基金造成事業費補 助金	経済産業省	86,992	13,141	-	-	13,141	11,330	-	1,810	-
※ 108	23年度 第3次補正予算	住宅用太陽光発電高度普及 促進復興対策基金造成事業 費補助金	経済産業省	32,394	608	-	-	608	307	-	300	-
※ 109	23年度 第3次補正予算	エネルギー管理システム導 入促進事業費補助金	経済産業省	30,000	13,545	-	-	13,545	658	12,851	34	1
※ 110	23年度 第3次補正予算	電力需要ピークカット蓄電 池導入支援事業	経済産業省	20,999	9,188	-	-	9,188	-	8,324	862	0
※ 111	23年度 第3次補正予算	建築物節電改修支援事業費 補助金	経済産業省	15,000	4,814	-	-	4,814	15	4,734	56	7
113	23年度 第3次補正予算	再生可能エネルギー発電設 備等導入促進支援復興対策 事業費補助金	経済産業省	32,599	11,396	2,170	2,251	13,648	11,396	-	2,251	-
115	23年度 第3次補正予算	スマートエネルギーシステム 導入促進事業費補助金	経済産業省	4,346	2,673	-	-	2,673	-	-	2,673	-
※ 116	23年度 第3次補正予算	火力発電運転円滑化対策費 補助金	経済産業省	9,000	6,175	-	-	6,175	5,385	790	-	-

(単位：百万円)

事業番号	復旧・復興予算	基金事業名	所管府省庁	国庫補助金等交付額	平成27年度末までの国庫返納額(運用益を含む。) A	27年度末に保有している国庫補助金等相当額	28年度の国庫返納額(運用益を含む。)(28年8月末現在) B	28年8月末までの国庫返納額(運用益を含む。)				
								A+B	①使用見込みがないことによるもの	②使途厳格化によるもの	③事業の終了によるもの	④事業実施後返納事由が生じたもの
※ 117	23年度第3次補正予算	温排水利用施設整備等対策交付金	経済産業省	995	567	-	-	567	-	567	-	-
※ 121	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(産学連携イノベーション促進事業費補助金)	経済産業省	4,000	904	25	-	904	871	32	-	-
※ 122	24年度当初予算	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(先端技術実証・評価設備整備費等補助金)	経済産業省	10,000	10,000	-	-	10,000	-	10,000	-	-
123	24年度当初予算	国内立地推進事業費補助金(原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業)	経済産業省	14,000	1,196	7,884	444	1,641	1,641	-	-	-
135	23年度第1次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	3,400	8,489	4,725	-	8,489	8,489	-	-	-
136	23年度第3次補正予算	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	14,900								
※ 137	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	国土交通省	72,300	13,355	243	-	13,355	13,355	-	-	-
139	25年度当初予算	造船業等復興支援基金	国土交通省	16,024	2,860	12,199	-	2,860	2,860	-	-	-
141	23年度第3次補正予算	地域グリーンニューデール基金の拡充(災害廃棄物処理事業の地方支援)	環境省	67,963	0	-	-	0	-	-	0	-
※ 149	23年度第3次補正予算	住宅エコポイント	環境省	72,300	13,355	243	-	13,355	13,355	-	-	-
151	24年度当初予算	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業(グリーンニューデール基金)	環境省	30,797	3,861	5,330	-	3,861	3,861	-	-	-
計(77事業)				1,681,268	306,432	135,359	32,337	338,769	169,639	125,220	43,786	122
うち※の小計(27事業)				1,133,680	251,058	58,135	25,198	276,256	128,357	125,220	22,624	52

(注) ※印は基金使途通知の対象とされた復興関連基金事業であることを示している。

(ウ) 集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業のその後の状況

集中復興期間内に事業の終了期限が到来したり、国庫補助金等交付額の全額を取り崩したりするなどして事業が終了した復興関連基金事業は、図表5-9のとおり、59事業ある。59事業について終了後の同種事業の実施状況をみると、基金方式を採らずに同種事業を実施していたもの(一般会計又は復興特会以外の特別会計から交付された国庫補助金等によるものを含む。)は12事業となっている。

図表5-9 集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業の同種事業の実施状況

(単位：事業)

項目	復興関連基金事業数
国庫補助金等(一般会計又は復興特会以外の特別会計から交付された国庫補助金等を含む。)により基金を設置造成等して同種事業を実施していたもの	17
基金方式を採らずに同種事業を実施していたもの(一般会計又は復興特会以外の特別会計から交付された国庫補助金等によるものを含む。)	12
当該事業終了後に同種事業を実施していないもの	30
計	59

前記のとおり、基金指針によれば、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討するべきであるとされていることから、国は、今まで基金造成費補助金等により基金を設置造成等して実施していた事業についても、同種事業の実施に当たっては、国費の適正かつ効率的な使用等のために、基金方式を採らずに実施できないか検討することが求められる。

集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業について、事業終了後に同種事業を基金方式を採らずに実施していた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例1> 集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業について、事業終了後に同種事業を基金方式を採らずに実施していたもの

所管府省庁	基金事業名	復旧・復興予算	基金事業に対する交付金交付額
文部科学省	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	23年度第1次補正予算	113億1300万円
		23年度第3次補正予算	297億4495万余円
		26年度当初予算	24億5430万余円
		計	435億1225万余円

文部科学省は、東日本大震災により被災して経済的理由により就学が困難となった幼児、児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的として、北海道等47都道府県が被災幼児就園支援事業、被災児童生徒就学援助事業等（以下「支援事業」という。）を実施するために、都道府県に対して、23年度第1次補正予算等に計上された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金計435億1225万余円を交付していた。同交付金の交付を受けた都道府県は、基金を設置造成等して支援事業を実施しており、高校生修学支援基金事業実施要領（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）によれば、基金による支援事業は平成26年度末までとされていた。そして、都道府県は、27年度に残余额計83億3351万余円を国庫に返納していた。

文部科学省によれば、当初、支援事業は、東日本大震災が未曾有の震災であり、被災した幼児児童生徒の状況も含めて震災直後の事業規模が把握できない状態であったことから、4か年の事業実施に必要な額を担保することで都道府県が事業を実施できるように、基金方式で実施したとしている。

文部科学省は、引き続き支援事業を実施する必要があるとする一方、基金による支援事業が終了する26年度には避難者の状況もある程度見通しがつき都道府県ごとに事業規模を把握できるような状況になったなどとして、27年度以降は、基金方式を採らずに被災児童生徒就学支援等事業交付金により、単年度で支援事業を実施している（27年度の歳出予算現額80億3315万余円。都道府県への支出済額計65億2544万余円）。

エ 復興交付金事業の実施状況

(ア) 復興交付金制度の概要及び復興交付金の交付等の状況

復興交付金は、特区法に基づき、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域を対象として、円滑かつ迅速な復興のための復興交付金事業の実施に要する経費に充てるために、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号）で定めるところにより、予算の範囲内で交付されるものである。

復興交付金事業を実施する特定被災自治体は、復興交付金事業計画を作成して、復興庁に提出し、同庁が東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年府復第3号等。以下「制度要綱」という。）に基づき算定した交付可能額の通知を受け、交付可能額の範囲内で復興交付金事業を所管する文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境各省（以下「所管省」という。）にそれぞれ交付申請を行い、所管省から復興交付金の交付決定及び交付を受けて事業を実施している。

特定被災自治体は、復興交付金の交付を受けるに当たり、制度要綱に基づき、単年度で事業を実施する単年度型事業か、又は、基金を設置造成等し、事業計画期間内に、事業年度ごとにあらかじめ計画された事業の実施に要する経費（以下「〇〇年度の実施計画分」という。）を取り崩して事業を実施する基金型事業かを選択することが可能となっている。また、単年度型事業を実施する場合には同一の交付決定による単年度型事業間において、基金型事業を実施する場合には交付決定が同一か否かにかかわらず、同一の所管省に係る基金型事業間において、それぞれ復興交付金の流用を行うことが可能となっている。

特区法及び制度要綱によると、復興交付金事業には、東日本大震災により被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする40の基幹事業（237～239ページの別図表7参照）と、基幹事業と一体となってその効果を増大させることを目的とする効果促進事業とがある。このうち、効果促進事業は、特定被災自治体が著しい被害を受けた地域の復興のために基幹事業と関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施するものであり、あらかじめ事業内容を定めて基幹事業ごとに個別に事業費が配分されるもの（以下「効果促進事業（個別配分）」という。）と、あらかじめ事業内容を定めることなく特定の基幹事業に係る事業費の

一定割合を一括して先渡しで配分される漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業（被災地の要望を踏まえて24年度に創設された事業。以下、両事業を合わせて「効果促進事業（一括配分）」という。240～244ページの別図表8参照）とがある。効果促進事業（一括配分）について、特定被災自治体は、事業に係る復興交付金の交付を受けた後に事業内容を定めて、24年1月に農林水産、国土交通両省が定めた東日本大震災復興交付金基金交付要綱等（平成24年23予第636号農林水産事務次官依命通知、平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知）に基づき、当該事業で実施する旨を記載した使途内訳提出書を作成し、漁業集落復興効果促進事業については復興庁を経由して農林水産省に、市街地復興効果促進事業については同庁を経由して国土交通省に、それぞれ提出して事業を実施することとなっている。

復興交付金事業は、東日本大震災により被災した地域の復興地域づくりに必要な事業であるとされており、その特徴として、①交付を受けるに当たり、一つの復興交付金事業計画に当該事業計画期間内に予定している事業を全て含めることで事務手続の簡素化が図られていること、②基幹事業について、国が通常行っている同種の補助事業の補助率を負担するのに加えて、地方負担分の50%を追加的に交付するとともに、残りの地方負担分を震災復興特別交付税の加算により手当てするなど地方負担の軽減が図られていること、③基金型事業を選択して事業を実施できること、④復興交付金を事業間で流用できることなどが挙げられる。

集中復興期間における復興交付金の交付額等の状況をみると、図表5-10のとおり、8道県及び96市町村が交付可能額の通知を受け、このうち3道県及び13市町が単年度型事業を選択していて、交付可能額は計16億余円、交付額は計14億余円、執行額は計13億余円となっている。また、上記交付可能額の通知を受けた市町村のうち約9割に当たる7県及び88市町村が基金型事業を選択していて、交付可能額は計2兆8707億余円、交付額は計2兆8706億余円、このうち28年度の実施計画分を除いた23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆6415億余円、取崩額は計1兆6326億余円、基金事業執行率は61.8%となっている。

図表5-10 集中復興期間における復興交付金事業の交付額等（平成27年度末現在）

(単位：百万円、%)

実施方法	道県及び市町村数	交付可能額 (第1回～ 第14回)	交付額 (第1回～ 第14回)	左のうち平成 23年度から27 年度までの実 施計画分に係 る交付額 A	流用増額 B	流用減額 C	執行額又は取 崩額 D	執行率又は基 金事業執行率 D/(A+B-C)	国庫返還額 E	執行未済額又 は取崩未済額 (A+B-C)-D-E
単年度型	3道県及び 13市町	1,696	1,400	1,400	4	4	1,396	99.7	-	3
基金型	7県及び 88市町村	2,870,700	2,870,677	2,641,565	35,241	35,241	1,632,636	61.8	3,519	1,005,409
計	8道県及び 96市町村	2,872,397	2,872,077	2,642,965	35,245	35,245	1,634,032	61.8	3,519	1,005,413

注(1) 道県及び市町村数は、復興交付金の交付を受けた道県及び市町村の数である。

注(2) 道県及び市町村は、①単年度型、②基金型、又は③単年度型及び基金型のいずれかの類型で事業を実施しており、③の類型は①及び②の類型のそれぞれに重複計上されている。

注(3) 交付可能額は、復興庁から特定被災自治体に対してこれまで平成24年3月の第1回から28年2月の第14回まで通知されており、第14回の交付可能額には27年度の実施計画分のほかに28年度の実施計画分が含まれている。

注(4) 交付可能額（第1回～第14回）及び交付額（第1回～第14回）は、平成23年度から28年度までの実施計画分に係るものであり、これらの額以外の額及び率は、23年度から27年度までの実施計画分に係るものである。

注(5) 流用増額及び流用減額については、他事業から復興交付金が流用された場合の額を流用増額、他事業に復興交付金を流用した場合の額を流用減額としており、平成27年度末現在で5県39市町村において実績がある。

注(6) 取崩未済額は、取崩しが行われずに基金に保有されている額である（74ページ参照）。

(イ) 集中復興期間における復興交付金事業の完了等の状況

集中復興期間内に復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を全て完了している特定被災自治体数は、図表5-11のとおり、3道県及び30市町村であり、復興交付金の交付を受けて事業を実施している全ての特定被災自治体8道県及び96市町村の31.7%となっており、このうち16市町村は福島県管内の特定被災自治体である。

図表5-11 復興交付金事業を完了している特定被災自治体の状況（平成27年度末現在）

完了事業	道県及び市町村数	実施方法	道県及び市町村の内訳
全事業	3道県及び30市町村	単年度型	北海道、北海道広尾郡広尾町、福島県郡山市、同県田村市、同県伊達市、同県伊達郡川俣町、千葉県銚子市、新潟県十日町市
		基金型	青森県三戸郡階上町、宮城県白石市、福島県福島市、同県会津若松市、同県二本松市、同県伊達郡国見町、同県西白河郡西郷村、同県東白川郡矢祭町、同県石川郡石川町、同県同郡古殿町、同県田村郡三春町、同県双葉郡川内村、同県同郡葛尾村、同県相馬郡飯館村、茨城県笠間市、同県ひたちなか市、同県那珂郡東海村、栃木県矢板市、千葉県、同県習志野市、同県我孫子市、同県匝瑳市
		単年度型及び基金型	青森県、青森県三沢市、岩手県北上市
文部科学省所管事業	8市町村	単年度型	
		基金型	岩手県下閉伊郡普代村、宮城県登米市、同県大崎市、福島県双葉郡浪江町、茨城県高萩市、同県鹿嶋市、同県潮来市、千葉県山武市
		単年度型及び基金型	
厚生労働省所管事業	1町	単年度型	
		基金型	宮城県亶理郡山元町
		単年度型及び基金型	
農林水産省所管事業	2県及び10市町村	単年度型	長野県
		基金型	青森県八戸市、宮城県岩沼市、同県大崎市、福島県いわき市、同県白河市、同県岩瀬郡鏡石町、同県双葉郡楡葉町、茨城県、同県日立市、同県東茨城郡大洗町、長野県下水内郡栄村
		単年度型及び基金型	—
国土交通省所管事業	1県及び4市町村	単年度型	青森県上北郡おいらせ町、埼玉県久喜市、千葉市、長野県
		基金型	岩手県下閉伊郡普代村
		単年度型及び基金型	—
環境省所管事業	3市村	単年度型	
		基金型	岩手県久慈市、同県九戸郡野田村、宮城県東松島市
		単年度型及び基金型	

注(1) 本図表は、平成27年度末現在における特定被災自治体の復興交付金事業計画に記載されている復興交付金事業で整理している。

注(2) 複数の所管省の事業を完了している特定被災自治体は、重複して記載している。

注(3) 復興交付金事業を全て完了した特定被災自治体のうち制度要綱第10の3の規定に定められた復興交付金事業計画の実績に関する評価及び公表を行ったものは、北海道広尾郡広尾町、青森県三沢市、福島県福島、郡山、二本松、田村、伊達各市、同県伊達郡川俣、東白川郡矢祭、石川郡石川、同郡古殿、田村郡三春各町、同県西白河郡西郷、双葉郡川内両村、茨城県笠間市及び千葉県銚子市の16市町村である。

次に、復興交付金事業を特定被災自治体ごとの延べ事業数で見ると、集中復興期間における基幹事業、効果促進事業（個別配分）及び効果促進事業（一括配分）は、図表5-12のとおり、それぞれ2,771事業、791事業、94事業の計3,656事業となっている。このうち、完了した事業は、それぞれ990事業、537事業、1事業の計1,528事業であり、復興交付金事業計画に記載されている事業のうち中止又は廃止となった事業を除く事業数に対する完了した事業数の割合（以下「事業完了率」という。）は、それぞれ36.8%、71.7%、1.0%となっていて、特に効果促進事業（一括配分）の事業完了率が低くなっている。

完了した事業を復興庁及び所管省が決定した復興交付金事業の事業番号別にみると、基幹事業、効果促進事業（個別配分）及び効果促進事業（一括配分）を合わせた事業数は、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）が395事業と最も多くなっていて、次いで都市防災推進事業（事業番号D-20）が244事業、都市再生区画整理事業

(事業番号D-17) が106事業となっている。合計の事業数が10未満である幼稚園等の複合化・多機能化推進事業(事業番号A-3)等を除いて事業完了率をみると、木質バイオマス施設等緊急整備事業(事業番号C-9)が最も高い100.0%となっていて、次いで造成宅地滑動崩落緊急対策事業(事業番号D-14)が93.7%、都市防災推進事業(事業番号D-20)が81.0%となっている。

また、上記と同様に合計の事業数が10未満である事業を除いて基幹事業、効果促進事業(個別配分)及び効果促進事業(一括配分)別に事業完了率をみると、基幹事業のうち災害公営住宅家賃低廉化事業(事業番号D-5)及び東日本大震災特別家賃低減事業(事業番号D-6)はそれぞれ僅か2.9%、1.4%となっているが、これは、これらの事業が災害公営住宅等の入居者が無理なく家賃を負担できるように家賃を低廉化するなど長期にわたり継続して実施する事業であることなどによるものである。

効果促進事業(個別配分)についてみると、前記のとおり基幹事業と比べて事業完了率が高く、事業別にみても一部の事業を除いて基幹事業の事業完了率を上回って70%以上となっているものが多くなっている。これは、効果促進事業(個別配分)が災害公営住宅における駐車場の整備のように基幹事業と比べて小規模かつ短期間で完了する事業が多いことなどによるものである。一方、効果促進事業(一括配分)の事業完了率は0%から4.7%と他の事業に比べて著しく低くなっているが、これは、効果促進事業(一括配分)は、事業計画期間内に基幹事業の進捗状況等を勘案して、必要の都度事業内容を決定して実施されることなどによるものであり、復興交付金事業計画上も、全ての基幹事業が完了して事業計画期間が終了するまでは事業として完了しないものとして取り扱われている。

復興交付金事業の中には、27年度末までに事業に着手していないもの、27年度末までに事業が中止又は廃止となったものが、基幹事業、効果促進事業(個別配分)及び効果促進事業(一括配分)を合わせて259事業ある。このうち中止又は廃止となったものについて事業別にみると、道路事業(事業番号D-1)が基幹事業29事業、効果促進事業(個別配分)13事業の計42事業と最も多く、次いで災害公営住宅整備事業等(事業番号D-4)が基幹事業20事業、効果促進事業(個別配分)14事業の計34事業となっていて、道路事業(事業番号D-1)及び災害公営住宅整備事業等(事業番号D-4)で全体の50%以上を占めている。

中止又は廃止となった理由について、特定被災自治体は、道路事業(事業番号D-

1) においては、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）や防災集団移転促進事業（事業番号D-23）の中で道路整備が行われることとなったため道路事業としての整備が不要になったこと、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）においては、当初入居を希望していた者が希望を取り下げたために必要となる住宅戸数が減り、災害公営住宅の整備を取りやめたことなどのためとしている。

図表5-12 復興交付金事業の事業別完了等の状況（平成27年度末現在）

（単位：事業、％）

所管省	事業番号	事業名	効果促進事業															合計								
			基幹事業					効果促進事業（個別配分）					効果促進事業（一括配分）					完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	事業完了率			
			完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	事業完了率	完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	事業完了率	完了	実施中	未着手							中止又は廃止	計	事業完了率
A	B	C	A/(C-B)	A	B	C	A/(C-B)	A	B	C	A/(C-B)	A	B	C	A/(C-B)	A	B	C	A/(C-B)							
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	8	9	-	1	18	47.0	13	4	3	1	21	65.0							21	13	3	2	39	56.7
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	34	28	3	-	65	52.3	14	2	-	1	17	87.5							48	30	3	1	82	59.2
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	2	2	-	-	4	50.0	1	2	-	-	3	33.3							3	4	-	-	7	42.8
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	22	50	5	-	77	28.5	14	2	-	-	16	87.5							36	52	5	-	93	38.7
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							-	-	-	-	-	
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	1	-	-	-	1	100.0	-	-	-	-	-	-							1	-	-	-	1	100.0
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	8	3	1	-	12	66.6	3	2	-	-	5	60.0							11	5	1	-	17	64.7
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	46	63	-	4	113	42.2	14	4	1	2	21	73.6							60	67	1	6	134	46.8
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	24	1	4	1	30	82.7	11	5	-	1	17	68.7							35	6	4	2	47	77.7
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	-	1	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	-							-	1	-	-	1	0.0
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	61	17	1	-	79	77.2	23	3	1	4	31	85.1							84	20	2	4	110	79.2
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	25	132	3	3	163	15.6	12	1	-	-	13	92.3							37	133	3	3	176	21.3
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	27	35	6	-	68	39.7	2	1	1	-	4	50.0							29	36	7	-	72	40.2
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	38	42	7	2	89	43.6	26	10	2	-	38	68.4							64	52	9	2	127	51.2
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	8	2	-	-	10	80.0	-	-	-	-	-	-							8	2	-	-	10	80.0
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	17	-	-	1	18	100.0	6	-	-	1	7	100.0							23	-	-	2	25	100.0
	F-1	漁業集落復興効果促進事業													1	17	3	-	21	4.7	1	17	3	-	21	4.7
F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）													-	6	8	-	14	0.0	-	6	8	-	14	0.0	
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	64	321	1	29	415	16.5	24	5	1	13	43	80.0							88	326	2	42	458	21.1
	D-2	道路事業（高台移転に伴う道路整備（区画整理））	4	27	1	-	32	12.5	-	-	-	-	-	-							4	27	1	-	32	12.5
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	4	5	-	-	9	44.4	1	-	-	-	1	100.0							5	5	-	-	10	50.0
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	238	156	15	20	429	58.1	157	50	4	14	225	74.4							395	206	19	34	654	63.7
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	2	61	5	-	68	2.9	-	-	-	-	-	-							2	61	5	-	68	2.9
	D-6	東日本大震災特別家賃低廉化事業	1	61	5	-	67	1.4	2	-	-	-	2	100.0							3	61	5	-	69	4.3

(単位：事業、%)

所管省	事業番号	事業名	基幹事業															効果促進事業															合計				
			効果促進事業（個別配分）					効果促進事業（一括配分）					効果促進事業（一括配分）					合計																			
			完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計	完了	実施中	未着手	中止又は廃止	計										
A			B	C	A/(C-B)	A			B	C	A/(C-B)	A			B	C	A/(C-B)	A			B	C	A/(C-B)	A			B	C									
国土交通省	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	5	3	1	1	10	55.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-11	優良建築物等整備事業	2	5	4	-	11	18.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	4	-	-	-	4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	3	23	2	-	28	10.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-14	造成地地滑動崩落緊急対策事業	29	3	-	-	32	90.6	16	-	-	-	-	16	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-15	津波復興拠点整備事業	5	24	-	2	31	17.2	4	8	-	-	-	12	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-16	市街地再開発事業	2	7	1	3	13	20.0	3	1	-	-	-	4	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	82	57	4	6	149	57.3	24	39	6	1	70	34.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	10	8	-	-	18	55.5	8	-	1	-	9	88.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	138	43	5	2	188	74.1	106	8	1	4	119	92.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-21	下水道事業	31	82	3	3	119	26.7	11	10	4	-	25	44.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-22	都市公園事業	11	53	4	3	71	16.1	12	8	4	-	24	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	D-23	防災集団移転促進事業	30	268	3	4	305	9.9	30	15	2	1	48	63.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	F-2	市街地復興効果促進事業	-	31	5	-	36	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	-	23	-	-	23	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	4	20	-	-	24	16.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
計			990	1,612	84	85	2,771	36.8	537	180	31	43	791	71.7	1	77	16	-	94	1.0	1,528	1,869	131	128	3,656	43.3											

注(1) 効果促進事業（一括配分）については、あらかじめ事業内容を定めることなく一括して先渡して復興交付金が配分され、事業計画期間内に必要の都度事業内容を決定して実施されることから、事業計画期間が終了して効果促進事業（一括配分）が完了したものだけを完了欄で計上している。
注(2) 復興交付金の交付後に、復興交付金が執行されている事業、及び復興交付金が執行されていない事業のうち工事等契約を締結した事業又は使途内訳提出書を提出した事業については実施中欄で計上し、復興交付金が執行されていない事業のうち工事等契約が締結されていない事業又は使途内訳提出書が提出されていない事業については未着手欄で計上している。

27年度末現在において実施中である基幹事業、効果促進事業（個別配分）及び効果促進事業（一括配分）の計1,869事業には、当初の復興交付金事業計画から28年度以降に完了予定としている事業もあるが、当初の復興交付金事業計画どおりに事業が完了せずに事業期間が延長されたものもある。

そこで、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備する事業であり、復興交付金事業の進捗状況を最も反映すると考えられる基幹事業について、27年度末現在において実施中の1,612事業のうち当初の復興交付金事業計画において完了予定時期を27年度末以前としていた1,297事業を対象に完了予定時期の状況をみると、図表5-13のとおり、全ての事業が復興・創生期間の終期である32年度末までに完了予定となっていて、そのうち771事業（59.4%）が28年度に完了予定となっている。この771事業を事業別にみると、防災集団移転促進事業（事業番号D-23）が202事業（77.9%）と最も多く、次いで道路事業（事業番号D-1）が169事業（58.8%）、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）が93事業（69.4%）となっている。

また、上記の1,297事業を対象に延長期間の状況をみると、3年以上延長している事業は479事業となっていて、5年以上延長している事業も134事業ある状況となっている。基幹事業の別にみると、3年以上延長している事業が27基幹事業において生じており、このうち長期にわたり継続して実施する事業である災害公営住宅家賃低廉化事業（事業番号D-5）及び東日本大震災特別家賃低減事業（事業番号D-6）を除くと、道路事業（事業番号D-1）及び防災集団移転促進事業（事業番号D-23）において、3年以上延長している事業数がそれぞれ89事業、100事業と特に多くなっている。この2基幹事業において上記の事業数が多いのは、実施事業数が多いことにもよるが、事業期間を延長している理由として、特定被災自治体は、地権者との用地交渉や建設資材及び建設事業従事者の確保に時間を要したことを挙げているほか、道路事業（事業番号D-1）においては、関連して進められている他の事業等との調整に時間を要したこと、防災集団移転促進事業（事業番号D-23）においては、事業に係る住民の合意形成に時間を要したことなどを挙げている。

図表5-13 基幹事業に係る事業別完了予定時期及び事業の延長期間の状況（平成27年度末現在）

(単位：事業、%)

所管省	事業番号	事業名	当初の完了予定時期を平成27年度末以前としていた事業の完了予定時期							事業の延長期間								
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計	28年度の占める割合 B/A	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計	うち3年 以上の期 間	3年以上 の占める 割合
			B	A	C	D	D/C											
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	5	1	-	-	-	6	83.3	2	3	1	-	-	-	6	-	0.0
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	10	-	-	-	-	10	100.0	6	3	-	1	-	10	1	10.0	
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	2	-	-	-	-	2	100.0	1	-	-	1	-	2	1	50.0	
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	15	1	3	5	10	34	44.1	-	10	3	4	2	15	34	21	61.7
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	1	-	-	-	-	1	100.0	-	-	-	1	-	1	1	100.0	
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	24	11	7	2	16	60	40.0	1	18	13	7	5	16	60	28	46.6
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	1	-	-	-	-	1	100.0	-	1	-	-	-	-	1	-	0.0
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	15	1	-	-	-	16	93.7	1	7	4	3	1	-	16	4	25.0
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	61	33	10	-	-	104	58.6	1	33	35	27	8	-	104	35	33.6
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	14	14	1	1	2	32	43.7	-	11	5	4	10	2	32	16	50.0
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	24	10	1	-	-	35	68.5	5	11	9	6	3	1	35	10	28.5
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	1	1	-	-	-	2	50.0	-	1	1	-	-	-	2	-	0.0
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	169	59	45	11	3	287	58.8	16	100	82	69	15	5	287	89	31.0
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	2	8	1	-	-	11	18.1	-	1	9	1	-	-	11	1	9.0
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	4	-	1	-	-	5	80.0	1	2	1	-	-	1	5	1	20.0
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	93	32	6	-	3	134	69.4	31	35	43	18	3	4	134	25	18.6
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	-	-	-	-	28	28	0.0	-	-	-	-	-	28	28	28	100.0
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	-	-	-	-	28	28	0.0	-	-	-	-	-	28	28	28	100.0

(単位：事業、%)

所管省	事業番号	事業名	当初の完了予定時期を平成27年度末以前としていた事業の完了予定時期						事業の延長期間										
			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	計	28年度の占める割合 B/A	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計	うち3年 以上の期 間	3年以上 の占める 割合	
			B					A											C
国土交通省	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	2	1	-	-	-	3	66.6	-	1	1	-	1	-	3	1	33.3	-
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-11	優良建築物等整備事業	5	-	-	-	-	5	100.0	3	2	-	-	-	-	5	-	0.0	-
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	10	1	4	2	3	20	50.0	-	4	3	4	5	4	20	13	65.0	-
	D-14	造成地地滑動崩落緊急対策事業	3	-	-	-	-	3	100.0	-	-	-	3	-	-	3	3	100.0	-
	D-15	津波復興拠点整備事業	9	8	1	-	-	18	50.0	2	7	6	2	1	-	18	3	16.6	-
	D-16	市街地再開発事業	3	1	1	-	-	5	60.0	-	3	-	-	1	1	5	2	40.0	-
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	10	11	7	-	-	28	35.7	-	8	12	7	1	-	28	8	28.5	-
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	5	2	-	1	-	8	62.5	1	2	3	2	-	-	8	2	25.0	-
	D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	29	9	3	-	-	41	70.7	6	8	13	10	2	2	41	14	34.1	-
D-21	下水道事業	24	22	3	-	1	50	48.0	2	19	13	14	1	1	50	16	32.0	-	
D-22	都市公園事業	24	11	7	3	-	45	53.3	1	15	12	12	4	1	45	17	37.7	-	
D-23	防災集団移転促進事業	202	29	12	1	15	259	77.9	15	73	71	53	27	20	259	100	38.6	-	
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	4	1	6	-	5	16	25.0	-	2	3	6	-	5	16	11	68.7	-
計			771	267	119	26	114	1,297	59.4	95	380	343	255	90	134	1,297	479	36.9	-

(ウ) 集中復興期間における基金型事業の実施状況

図表5-10のとおり、集中復興期間における基金型事業の基金事業執行率は61.8%となっており、取崩しが行われずに基金に保有されている額（以下「取崩未済額」という。）は1兆0054億余円となっている。これを基幹事業、効果促進事業（個別配

分) 及び効果促進事業 (一括配分) 別にみると、図表5-14のとおり、基金事業執行率はそれぞれ64.8%、67.9%、31.2%、取崩未済額はそれぞれ8158億余円、226億余円、1669億余円となっており、特に効果促進事業 (一括配分) の基金事業執行率が低くなっている。

図表5-14 基金型事業の事業別交付額等（平成27年度末現在）

（単位：百万円、％）

所管省	事業番号	事業名	区分	交付可能額 (第1回～ 第14回)	交付額 (第1回～ 第14回)	左のうち平成23年度から27年度までの実施計画分に係る交付額 A	流用増額 B	流用減額 C	取崩額 D	基金事業執行率 D/(A+B-C)	国庫返還額 E	取崩未済額 (A+B-C)-D-E
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	基幹事業	2,542	2,542	1,904	56	53	1,572	82.4	-	335
			効果促進事業（個別配分）	2,640	2,640	2,448	1	13	1,914	78.5	-	522
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	基幹事業	4,196	4,196	3,674	27	26	2,882	78.4	0	793
			効果促進事業（個別配分）	950	950	950	38	39	664	69.9	1	284
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業	137	137	131	-	-	50	38.6	-	80
			効果促進事業（個別配分）	235	235	228	-	-	190	83.5	-	37
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	基幹事業	2,740	2,740	2,622	17	7	1,479	56.2	1	1,150
			効果促進事業（個別配分）	523	523	519	-	0	452	87.1	-	66
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	基幹事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	基幹事業	30	30	30	-	-	30	100.0	-	-
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	基幹事業	342	342	279	1	-	257	91.6	-	23
			効果促進事業（個別配分）	599	599	599	-	1	558	93.4	-	39
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	基幹事業	91,538	91,538	81,053	2,023	2,056	54,502	67.2	44	26,474
			効果促進事業（個別配分）	1,097	1,097	1,029	53	-	603	55.6	-	480
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	基幹事業	3,393	3,393	3,214	21	120	2,756	88.4	-	358
			効果促進事業（個別配分）	1,269	1,269	1,141	120	-	977	77.4	-	284
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	基幹事業	433	433	433	-	-	185	42.7	-	248
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	基幹事業	42,813	42,813	41,786	93	85	40,287	96.3	-	1,507
			効果促進事業（個別配分）	791	791	791	0	11	568	72.8	0	212
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	基幹事業	58,269	58,269	51,676	48	22	22,922	44.3	-	28,780
			効果促進事業（個別配分）	1,085	1,085	1,085	-	-	939	86.4	-	146
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	基幹事業	7,527	7,527	7,429	2	20	4,113	55.4	-	3,299
			効果促進事業（個別配分）	147	147	136	-	-	133	97.9	-	2
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	基幹事業	115,272	115,272	112,913	133	216	90,491	80.2	19	22,319
			効果促進事業（個別配分）	4,681	4,681	4,594	36	-	3,327	71.8	-	1,303
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	基幹事業	12,317	12,317	8,396	-	-	7,071	84.2	-	1,324
効果促進事業（個別配分）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	基幹事業	3,483	3,483	3,483	5	5	428	12.3	3,037	16	
		効果促進事業（個別配分）	166	166	166	-	1	153	93.5	-	10	
F-1	漁業集落復興効果促進事業	効果促進事業（一括配分）	12,430	12,430	10,853	-	-	2,574	23.7	-	8,279	
F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）	効果促進事業（一括配分）	722	722	722	-	-	163	22.6	-	558	
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	基幹事業	296,268	296,268	278,083	4,689	1,204	126,922	45.0	3	154,642
			効果促進事業（個別配分）	2,958	2,958	2,958	314	127	2,184	69.4	-	962
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	基幹事業	40,614	40,614	36,238	411	1,408	26,351	74.7	-	8,890
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	基幹事業	1,237	1,237	1,237	317	7	1,133	73.2	-	414
			効果促進事業（個別配分）	3	3	3	-	-	3	100.0	-	-
	D-4	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）	基幹事業	640,650	640,650	603,639	5,495	9,743	420,017	70.0	31	179,342
			効果促進事業（個別配分）	6,169	6,169	6,151	83	55	4,156	67.2	0	2,022
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	基幹事業	24,433	24,433	11,229	297	-	7,752	67.2	0	3,774	
		効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	基幹事業	3,281	3,281	1,543	86	-	1,087	66.7	-	541	
		効果促進事業（個別配分）	11	11	11	-	-	9	81.0	-	2	

(単位：百万円、%)

所管省	事業番号	事業名	区分	交付可能額 (第1回～ 第14回)	交付額 (第1回～ 第14回)	左のうち平成 23年度から 27年度まで の実施計画 画分に係る 交付額 A	流用増額 B	流用減額 C	取崩額 D	基金事業執 行率 D/(A+B-C)	国庫返還額 E	取崩未済額 (A+B-C)-D-E	
国土交通省	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	基幹事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	基幹事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	基幹事業	1,173	1,173	1,173	-	-	757	64.5	-	415	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	基幹事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-11	優良建築物等整備事業	基幹事業	2,184	2,184	2,063	-	-	1,381	66.9	-	682	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	基幹事業	56	56	56	-	-	52	92.4	-	4	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	基幹事業	22,064	22,064	21,934	28	1,334	7,990	38.7	-	12,637	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	基幹事業	30,508	30,508	30,508	-	24	25,616	84.0	290	4,575	
			効果促進事業（個別配分）	427	427	427	9	-	374	85.5	4	58	
	D-15	津波復興拠点整備事業	基幹事業	85,482	85,482	78,852	56	15	55,896	70.8	-	22,997	
			効果促進事業（個別配分）	2,483	2,483	2,370	6	-	1,277	53.7	-	1,100	
	D-16	市街地再開発事業	基幹事業	8,275	8,275	7,723	-	-	4,284	55.4	-	3,438	
			効果促進事業（個別配分）	1,039	1,039	1,039	-	-	978	94.1	-	61	
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	基幹事業	238,528	238,528	209,994	6,083	4,331	135,888	64.1	-	75,858	
			効果促進事業（個別配分）	26,264	26,264	21,602	610	2	12,133	54.6	-	10,077	
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	基幹事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	基幹事業	53,074	53,074	52,511	518	3	19,323	36.4	-	33,703	
			効果促進事業（個別配分）	77	77	77	-	-	69	89.6	-	8	
D-20	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）	基幹事業	17,290	17,290	16,874	390	78	13,153	76.5	7	4,025		
		効果促進事業（個別配分）	5,864	5,864	5,847	27	74	4,808	82.8	0	990		
D-21	下水道事業	基幹事業	137,124	137,124	121,396	1,140	2,769	49,758	41.5	-	70,009		
		効果促進事業（個別配分）	4,677	4,677	3,417	172	112	2,378	68.4	-	1,098		
D-22	都市公園事業	基幹事業	41,541	41,541	40,703	1,694	1,450	17,794	43.4	-	23,154		
		効果促進事業（個別配分）	1,600	1,600	1,161	2	6	546	47.1	-	611		
D-23	防災集団移転促進事業	基幹事業	514,290	514,290	491,706	10,083	9,810	362,653	73.7	62	129,263		
		効果促進事業（個別配分）	11,237	11,237	10,929	36	-	8,703	79.3	-	2,262		
F-2	市街地復興効果促進事業	効果促進事業（一括配分）	264,574	264,551	221,844	-	-	71,671	32.3	-	150,172		
F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	効果促進事業（一括配分）	10,072	10,072	9,539	-	-	1,615	16.9	-	7,924		
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	基幹事業	2,776	2,776	2,410	-	-	1,655	68.6	12	742	
			効果促進事業（個別配分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基幹事業の計				2,505,895	2,505,895	2,328,913	33,726	34,794	1,508,505	64.8	3,512	815,828	
効果促進事業（個別配分）の計				77,004	77,004	69,691	1,514	447	48,106	67.9	7	22,645	
効果促進事業（一括配分）の計				287,800	287,777	242,960	-	-	76,024	31.2	-	166,936	
合計				2,870,700	2,870,677	2,641,565	35,241	35,241	1,632,636	61.8	3,519	1,005,409	
被災者に住宅又は宅地を供給している事業（事業番号C-5、D-4、D-17及びD-23）の計				1,496,494	1,496,494	1,396,786	22,442	23,965	967,415	69.3	94	427,754	

(注) 効果促進事業（一括配分）のうち漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1及びF-3）の対象となる基幹事業は、漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）の1事業であり、市街地復興効果促進事業（事業番号F-2及びF-4）の対象となる基幹事業は、災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）、津波復興拠点整備事業（事業番号D-15）、市街地再開発事業（事業番号D-16）、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）及び防災集団移転促進事業（事業番号D-23）の4事業である。

a 基幹事業及び効果促進事業（個別配分）の実施状況

基幹事業及び効果促進事業（個別配分）において、集中復興期間における基金事業執行率が約6割となっている原因として、復興庁等は、特定被災自治体が作成する復興交付金事業計画について、事業に係る住民の合意形成や事業用地の取得等が極めて短期間で行われるとともに円滑に工事が進捗するとの想定で計画が策定されており、これを前提に復興交付金が交付されていることを挙げている。また、特定被災自治体は、事業に係る住民の合意形成の難航、建設資材単価や建設事業従事者労務単価の高騰による入札の不調・不落、事業用地の取得の難航、建設資材や建設事業従事者の不足による工事の遅延、関連して進められている他の事業等との調整の難航等を挙げている。

一方、取崩未済額が多額となっている原因として、復興交付金事業が完了したときの基金の残余额の返還に係る取扱いが挙げられる。当該返還に係る取扱いについては24年1月に東日本大震災復興対策本部により定められた東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成24年府復第4号等）において、特定被災自治体は、復興交付金事業が全て完了したときに、基金の残余额を国庫に返還することとなっていた。そして、その後の26年6月に開催された第13回復興推進会議において、事業計画期間の終了前でも必要のなくなった金額の返還を進めることが必要との決定がなされ、この決定を受けて、復興庁は、27年10月に特定被災自治体に対して、復興交付金事業のうち一部の基幹事業や効果促進事業

（一括配分）を除いて、所管省単位で事業が全て完了したときに当該事業に係る残余额を国庫に返還することとするなど、残余额の返還が従来よりも促進される取扱方針を示した。しかし、集中復興期間の最終年度である27年度においても、図表5-11のとおり、所管省単位で事業が全て完了している特定被災自治体は少なく、復興交付金事業のうち一部の事業が完了して残余额が生じていても引き続き基金で保有を続けている状況となっている。

そこで、上記の基金を活用する方法として復興交付金の事業間の流用が考えられることから、流用の状況についてみると、図表5-14のとおり、基幹事業及び効果促進事業（個別配分）全体で計352億余円が事業間で流用されており、国から追加で復興交付金の交付を受けずに事業が実施されている。その内訳をみると、そのほとんどが基幹事業に係るものであり、これを事業別にみると、災

害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）が流用増額計54億余円、流用減額計97億余円、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）が流用増額計60億余円、流用減額計43億余円、防災集団移転促進事業（事業番号D-23）が流用増額計100億余円、流用減額計98億余円と他の事業と比較して流用額が多額となっている。これは、特定被災自治体において、被災者に住宅又は宅地を供給している上記の各事業が、東日本大震災からの復興等に係る各事業のうち最優先で実施されるべき事業であり、他の事業に先行して実施されてきたため、他の事業に比べて早期に事業全体の見通しが立ち、事業の完了までに必要となる事業費の過不足を把握できたことから事業間の流用が頻繁に行われたためであると考えられる。

また、復興交付金の国庫返還の状況をみると、木質バイオマス施設等緊急整備事業（事業番号C-9）が計30億余円と他の事業と比較して国庫返還額が多額となっている。これは、同事業の完了に伴う精算により国庫に返還された額が一部含まれているものの、そのほとんどは福島県が東白川郡塙町において実施を予定していた同事業を廃止して国庫に返還（国庫返還額30億余円）したことによるものである。

なお、復興基本方針に基づき、被災者の居住と安定確保を図るために、被災者に住宅又は宅地を供給している農林水産省所管の漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）並びに国土交通省所管の災害公営住宅整備事業等（事業番号D-4）、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）及び防災集団移転促進事業（事業番号D-23）の4事業の23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額は計1兆3967億余円と基金型事業の同交付額の約5割を占めていて、27年度末までの取崩額は9674億余円、基金事業執行率は69.3%となっている（上記4事業の実施状況については145～157ページ参照）。

b 効果促進事業（一括配分）の実施状況

効果促進事業（一括配分）は、前記のとおり、集中復興期間における基金事業執行率が31.2%と、基幹事業や効果促進事業（個別配分）に比べて低くなっている。

そこで、効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金の交付を受けた特定被災自治体延べ5県及び57市町村への交付額のうち24年度から27年度までの4か年度の実施計画分に係る計2429億余円について、所管省である農林水産、国土交

通両省にそれぞれ提出された使途内訳提出書等により各特定被災自治体の事業内容の決定状況をみたところ、図表5-15のとおり、27年度末までに事業内容が未定の交付額は、漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1及びF-3）に係る交付額計115億余円のうち2県及び20市町村に交付された79億余円（68.4%）並びに市街地復興効果促進事業（事業番号F-2及びF-4）に係る交付額計2313億余円のうち3県及び36市町村に交付された1020億余円（44.0%）となっていて、計1099億余円（45.2%）の復興交付金が、事業内容が未定のままとなっている。このうち、事業内容の全てが未定の交付額は、漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1）で3市町に交付された計4億余円、市街地復興効果促進事業（事業番号F-2）で5市町に交付された計4億余円となっている。

図表5-15 効果促進事業（一括配分）に係る交付額の事業内容の決定状況（平成27年度末現在）

(単位：百万円、%)

所管省	事業番号	事業名	交付を受けた県及び市町村延べ数	平成24年度から27年度までの実施計画分に係る交付額 A	事業内容の一部又は全てが決定している県及び市町村延べ数	事業内容が決定している交付額 B	事業内容の一部又は全てが未定の県及び市町村延べ数	事業内容が未定の交付額 A-B	事業内容が未定の交付額の割合 (A-B)/A
農林水産省	F-1	漁業集落復興効果促進事業	21市町村	10,853	(1村) 18市町村	(13) 3,479	(3市町) 20市町村	(430) 7,374	67.9
	F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）	2県	722	(-) 2県	(-) 178	(-) 2県	(-) 544	75.2
計			2県及び21市町村	11,576	(1村) 2県及び18市町村	(13) 3,657	(3市町) 2県及び20市町村	(430) 7,918	68.4
国土交通省	F-2	市街地復興効果促進事業	36市町村	221,844	(-) 31市町村	(-) 126,025	(5市町) 36市町村	(444) 95,819	43.1
	F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	3県	9,539	(-) 3県	(-) 3,326	(-) 3県	(-) 6,213	65.1
計			3県及び36市町村	231,383	(-) 3県及び31市町村	(-) 129,351	(5市町) 3県及び36市町村	(444) 102,032	44.0
合計			5県及び57市町村	242,960	(1村) 5県及び49市町村	(13) 133,009	(8市町) 5県及び56市町村	(875) 109,951	45.2

注(1) 県及び市町村は、①漁業集落復興効果促進事業、②市街地復興効果促進事業、又は③漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業のいずれかの類型で事業を実施しており、③の類型の県及び市町村数は①及び②の類型のそれぞれに重複計上されている。

注(2) 「事業内容の一部又は全てが決定している（未定の）県及び市町村延べ数」及び「事業内容が決定している（未定の）交付額」欄の上段（）書きは、「事業内容の全てが決定している（未定の）県及び市町村延べ数」及び「事業内容の全てが決定している（未定の）交付額」である。

そして、基金の造成時期別に、上記の事業内容が未定の交付額計1099億余円の内訳をみると、図表5-16のとおり、24年度は206億余円、25年度は100億余円、26年度は759億余円、27年度は32億余円となっていて、1099億余円のうち約2割に相当する24年度の実施計画分に係る交付額206億余円は、交付されてから3年以上にわたり、事業内容が未定のままとなっている。

図表5-16 事業内容が未定の効果促進事業（一括配分）に係る基金の造成時期別の交付額
（平成27年度末現在）

（単位：百万円）

所管省	事業番号	事業名	平成24年度に設置造成等された基金のうち事業内容が未定の交付額	25年度に設置造成等された基金のうち事業内容が未定の交付額	26年度に設置造成等された基金のうち事業内容が未定の交付額	27年度に設置造成等された基金のうち事業内容が未定の交付額	計
農林水産省	F-1	漁業集落復興効果促進事業	3,012	1,172	2,484	706	7,374
	F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）	333	10	199	-	544
計			3,345	1,182	2,684	706	7,918
国土交通省	F-2	市街地復興効果促進事業	11,131	8,916	73,265	2,504	95,819
	F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	6,213	-	-	-	6,213
計			17,345	8,916	73,265	2,504	102,032
合計			20,691	10,099	75,949	3,210	109,951

効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金が交付された後、27年度末現在で事業内容の全てが未定となっているものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金が交付された後、平成27年度末現在で事業内容の全てが未定となっているもの

県・市町村名	交付額	事業概要
岩手県大船渡市	1億1880万円	漁業集落復興効果促進事業
<p>大船渡市は、被災した漁業集落の安全安心な居住環境の確保を目的として、復興交付金事業の基幹事業である漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）を実施するために、農林水産省から、平成25年度3億5970万円、26年度6757万余円、27年度1億0710万円の計5億3437万余円の復興交付金の交付を受けており、当該事業の効果を増大させるために漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1）を実施するとして、同省から、24年度480万円、25年度7673万余円、26年度1441万余円、27年度2284万余円の計1億1880万円の復興交付金の交付を受けている。</p> <p>上記漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1）の進捗状況についてみたところ、27年度末現在、用地取得に時間を要したことにより漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）が復興交付金事業計画どおりに進まずに事業完了年度が27年度から28年度に延長されており、同事業に係る復興交付金の取崩額は2億1330万余円、基金事業執行率は39.9%となっていて、漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1）に係る事業内容の全てが未定となっていた。</p> <p>なお、大船渡市は、漁業集落防災機能強化事業（事業番号C-5）の完了の見通しが立ち、その際に必要となる漁業集落復興効果促進事業（事業番号F-1）の事業内容を決定し次第、農林水産省に用途内訳提出書を提出し、当該事業を実施したいとしている。</p>		

さらに、27年度末までに事業内容が決定している交付額計1330億余円のうち、使途内訳提出書において事業の着手予定年度が27年度以前とされているものについて、基金の取崩しの状況をみると、図表5-17のとおり、取崩しが行われずに基金に保有されている額が397億余円となっているなど、事業内容が決定していても実際には執行されていない状況も見受けられる（事業内容が決定している交付額の事業分類別内訳については245ページの別図表9参照）。

図表5-17 事業内容が決定している効果促進事業（一括配分）に係る基金の取崩しの状況（平成27年度末現在）

(単位：百万円)

所管各	事業番号	事業名	事業内容が決定している交付額	左のうち使途内訳提出書において事業の着手予定年度が平成27年度以前とされている交付額 A	取崩額 B	取崩未済額 A-B
農林水産省	F-1	漁業集落復興効果促進事業	3,479	3,386	2,574	812
	F-3	漁業集落復興効果促進事業（県分）	178	178	163	14
計			3,657	3,565	2,738	827
国土交通省	F-2	市街地復興効果促進事業	126,025	109,068	71,671	37,397
	F-4	市街地復興効果促進事業（県分）	3,326	3,131	1,615	1,516
計			129,351	112,199	73,286	38,913
合計			133,009	115,765	76,024	39,740

(注) 取崩額は、図表5-14に記載の効果促進事業（一括配分）に係る取崩額と同額である。

このように、特定被災自治体において、効果促進事業（一括配分）に係る事業内容が未定の交付額が多額となっており、事業内容が決定している交付額についても取崩未済額が多額となっていること、また、28年報告において、会計検査院は、「基金型事業のうち、効果促進事業（一括配分）については、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円（37.9%）の復興交付金の事業内容が未定であり、そのうち約7割については交付された後2年以上にわたり、事業内容が未定のままとなっている。」

「国は、今後の効果促進事業（一括配分）の機動的な事業の実施についても十分に配慮しつつ、各特定被災自治体における事業内容の決定状況等を踏まえた復興交付金の交付時期や規模等について検討を行っていく必要がある。」との所見を示していることなどを踏まえて、復興庁は、28年6月に交付可能額を通知

した第15回復興交付金において効果促進事業（一括配分）の配分を見送ることとした。また、第16回復興交付金以降における効果促進事業（一括配分）の配分について、特定被災自治体の事業内容の決定状況を踏まえながら、制度要綱で定められている効果促進事業（一括配分）に係る上限額の範囲内で、効果促進事業を実施するのに真に必要な額のみを配分することとした上で、28年12月に交付可能額を通知した第16回復興交付金においても、効果促進事業（一括配分）の配分を見送ることとした。

なお、復興庁が27年5月に公表した「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」では、復興は新たなステージに移行しつつあり、28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」という観点から、1(2)ア(イ)のとおり、復興事業として整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとし、被災自治体が負担する程度については、財政状況等も踏まえ、全国で取り組まれている一般事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災自治体の財政負担に十分配慮することとしている。これにより、28年度以降に復興交付金を配分して実施する効果促進事業に係る事業費は、国負担分80%を除いた地方負担分20%のうち95%が震災復興特別交付税により措置されることとなった。そして、残りの5%が特定被災自治体の実質的な負担となるが、これは効果促進事業に係る事業費の1%に相当する。

オ 福島再生加速化交付金事業の実施状況

(ア) 福島再生加速化交付金制度の概要

福島再生加速化交付金は、福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の見直しが進められたことに伴い、長期避難者の支援から早期帰還への対応まで幅広く対応し、復興の動きを加速させる次の各事業の実施に要する経費に充てるために、福島復興再生特別措置法等で定めるところにより、予算の範囲内で交付されるものである。

① 長期避難者生活拠点形成事業

災害公営住宅の整備を中心に、長期避難者を受け入れている地方公共団体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持等の避難者を支援するための

ソフト施策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進することを目的とした事業

② 福島定住等緊急支援事業

福島第一原発の事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域において、子どもの運動機会を確保するための施設整備、公的な賃貸住宅の整備その他の取組を支援することにより、長期にわたる避難生活を余儀なくされている子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えることを目的とした事業

③ 帰還環境整備事業

住民が避難したことなどにより復興再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興再生のための事業をそれぞれの地域が自主的、主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的とした事業

上記の福島再生加速化交付金事業を実施する福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体等は、長期避難者生活拠点形成事業を実施するための生活拠点形成事業計画、福島定住等緊急支援事業を実施するための定住緊急支援事業計画又は帰還環境整備事業を実施するための帰還環境整備事業計画をそれぞれ作成して復興庁に提出し、復興交付金事業と同様に同庁が算定した交付可能額の通知を受けて、交付可能額の範囲内で福島再生加速化交付金事業を所管する内閣府、復興庁、警察庁、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（以下「所管各府省庁」という。）にそれぞれ交付申請を行い、所管各府省庁から福島再生加速化交付金の交付決定及び交付を受けて福島再生加速化交付金事業を実施している。

福島県等の事業主体は、福島再生加速化交付金事業の実施に当たり、所管各府省庁が定めた実施要綱等に基づき、福島定住等緊急支援事業については単年度型事業を実施することとなっており、また、長期避難者生活拠点形成事業及び帰還環境整備事業については、実施要綱等に規定する基幹事業ごとに、単年度型事業、基金型事業又は両者のいずれかを選択して実施することとなっている。そして、単年度型事業を実施する場合には、同一の交付決定の単年度型事業間において、基金型事業を実施する場合には、交付決定が同一か否かにかかわらず、同一の所管各府省庁に

係る基金型事業間において、それぞれ福島再生加速化交付金の流用を行うことができることとなっている。

上記の実施要綱等によると、長期避難者生活拠点形成事業には避難先の災害公営住宅の整備等を目的とする基幹事業が29事業（270～275ページの別図表11参照）、福島定住等緊急支援事業には学校、保育所、公園等の遊具の更新等を目的とする基幹事業が6事業（270～275ページの別図表11参照）、帰還環境整備事業には避難元の災害公営住宅の整備等を目的とする基幹事業が47事業（270～275ページの別図表11参照）ある。そして、長期避難者生活拠点形成事業には、生活拠点形成事業計画の目標を実現するために基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業である避難者支援事業があり、福島定住等緊急支援事業及び帰還環境整備事業には、定住緊急支援事業計画及び帰還環境整備事業計画の目標を実現するために基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業である効果促進事業（以下、避難者支援事業と効果促進事業を合わせて「避難者支援事業等」という。）がある。避難者支援事業等は、あらかじめ事業内容を定めて、基幹事業ごとに個別に事業費が配分されることとなっている。

福島再生加速化交付金事業の特徴として、復興交付金事業と同様に、①一つの事業計画に当該事業計画期間内に予定している複数の事業を全て含めることができること、②一部の基幹事業について、国が通常行っている同種の補助事業の補助率を負担することに加えて地方負担分の50%を追加的に交付するとともに、残りの地方負担分を震災復興特別交付税の加算により手当てするなどの地方負担の軽減が図られていること、③事業によって基金型事業を実施できること、④福島再生加速化交付金をそれぞれの事業間で流用できることなどが挙げられる。

(イ) 集中復興期間における福島再生加速化交付金事業の実施状況

集中復興期間における福島再生加速化交付金事業の実施状況をみると、図表5-18のとおり、長期避難者生活拠点形成事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計1816億余円、執行額及び取崩額計639億余円）では、福島県及び12市町村が交付可能額の通知を受け、このうち福島県及び10市町村は単年度型事業により実施していて、交付可能額及び交付額はともに計108億余円、執行額は計73億余円となっており、執行率は68.0%となっている。一方、上記交付可能額の通知を受けた福島県及び12市町村のうち福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、交付

可能額及び交付額はともに計1720億余円、このうち28年度以降の実施予定分を除いた25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額は計1708億余円となっている。基金型事業については、「災害公営住宅整備事業等」において用地取得に時間を要したことなどにより、27年度末での取崩額は計565億余円となっていて、基金事業執行率は33.0%となっている。

福島定住等緊急支援事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計141億余円、執行額計117億余円）では、27市町村が交付可能額の通知を受けて事業を実施していて、交付可能額は計174億余円、交付額は計141億余円、執行額は計117億余円、執行率は82.8%となっている。

帰還環境整備事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計302億余円、執行額及び取崩額計238億余円）では、福島県、29市町村及び2一部事務組合が交付可能額の通知を受け、このうち福島県、27市町村及び2一部事務組合は単年度型事業により実施していて、交付可能額は計332億余円、交付額は計247億余円、執行額は計219億余円、執行率は88.6%となっている。一方、福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、交付可能額及び交付額はともに計55億余円で、全額が25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額となっている。基金型事業については、避難企業の帰還や新たな企業を誘致する「原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業」において産業団地の整備を行うために必要となる土砂を調達することが困難となったことなどにより、取崩額は計19億余円となっていて、基金事業執行率は35.8%となっている。

図表5-18 集中復興期間における福島再生加速化交付金事業の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：百万円、％）

事業	実施方法	県、市町村及び一部事務組合数	交付可能額	交付額	左のうち平成25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額 A	流用増額 B	流用減額 C	執行額又は取崩額 D	執行率又は基金事業執行率 D/(A+B-C)	国庫返還額 E	執行未済額又は取崩未済額 (A+B-C)-D-E
長期避難者生活拠点形成事業	単年度型	県及び10市町村	10,868	10,802	10,802	0	0	7,348	68.0	2	3,450
	基金型	県及び7市町村	172,027	172,027	170,873	3,494	3,494	56,555	33.0	-	114,318
	計	県及び12市町村	182,896	182,830	181,676	3,494	3,494	63,904	35.1	2	117,769
福島定住等緊急支援事業	単年度型	27市町村	17,422	14,199	14,199	22	22	11,763	82.8	15	2,420
	基金型										
	計	27市町村	17,422	14,199	14,199	22	22	11,763	82.8	15	2,420
帰還環境整備事業	単年度型	県、27市町村及び2一部事務組合	33,242	24,713	24,713	30	30	21,911	88.6	-	2,802
	基金型	県及び7市町村	5,541	5,541	5,541	20	20	1,984	35.8	-	3,556
	計	県、29市町村及び2一部事務組合	38,784	30,255	30,255	50	50	23,895	78.9	-	6,359
単年度型計	県、33市町村及び2一部事務組合	61,533	49,715	49,715	52	52	41,023	82.5	17	8,674	
基金型計	県及び11市町村	177,569	177,569	176,415	3,515	3,515	58,539	33.1	-	117,875	
合計	県、33市町村及び2一部事務組合	239,102	227,285	226,131	3,567	3,567	99,563	44.0	17	126,549	

注(1) 本図表は、福島再生加速化交付金の交付を受けた県、市町村及び一部事務組合が把握しているものを集計している。
 注(2) 県、市町村及び一部事務組合数は、福島再生加速化交付金の交付を受けた県、市町村及び一部事務組合の数である。
 注(3) 県、市町村及び一部事務組合は、①単年度型、②基金型又は③単年度型及び基金型のいずれかの類型で事業を実施しており、③の類型は①及び②のそれぞれに重複計上されている。
 注(4) 交付可能額は、復興庁から各事業主体に対して平成25年度から通知されており、27年度の交付可能額には27年度の実施計画分のほかに28年度以降の実施予定分が含まれている。
 注(5) 交付額は、平成25年度から27年度までの実施計画分に28年度以降の実施予定分に係るものが含まれているものがある。
 注(6) 流用増額及び流用減額については、他事業から福島再生加速化交付金が流用された場合の額を流用増額、他事業に福島再生加速化交付金を流用した場合の額を流用減額としており、平成27年度末現在で県及び13市町村で実績がある。

カ 震災復興特別交付税に係る経費の執行状況

震災復興特別交付税は、アのとおり、一般会計及び復興特会から交付税特会に対して繰入れを行った後に地方公共団体の事業実施状況等に応じて交付額が決定されて交付されるものである。

集中復興期間について、23年度の一般会計及び24年度から27年度までの復興特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況をみると、図表5-19のとおり、23年度の一般会計及び24、27両年度の復興特会から予算現額の全額が交付税特会に繰り入れられている。また、25、26両年度は、それぞれ復興特会から予算現額のうちの95.3％、71.9％が交付税特会に繰り入れられており、集中復興期間における累計執行率は95.2％と高くなっている。

図表5-19 集中復興期間の復興特会等における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況

(単位：億円、%)

年度	事業名	予算現額 A	支出済額 B	不用額	執行率 B/A
平成23	地方交付税の加算 (震災復興特別交付税)	1兆6635	1兆6635	-	100.0
24	震災復興特別交付税 の追加	6704	6704	-	100.0
25	震災復興特別交付税 の追加	6053	5771	281	95.3
26	震災復興特別交付税	5723	4116	1607	71.9
27	震災復興特別交付税	4415	4415	-	100.0
計		3兆9531	3兆7642	1888	95.2

(注) 各年度において、翌年度繰越額は生じていない。

交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行において、復興特会から交付税特会に繰り入れた金額が復興費用の支出に必要な金額として受け入れるべき金額を超過した場合は、特会法第231条の規定により、翌年度の繰入額を減額して調整することとなっている。交付税特会において震災復興特別交付税に係る経費の執行の結果生じた不用額は、この規定により復興費用の支出に必要な金額として繰り入れるべき金額を超過した金額として、翌年度の歳出予算現額に過不足の調整として計上される。

集中復興期間の交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況を見ると、図表5-20のとおり、歳出予算現額は24年度以降減少しており、支出済額は23年度の8134億余円が25年度に5070億余円となったものの、その後の復興事業の進捗に伴い、徐々に増加している。不用額について、復興事業の進捗の遅れなどにより24年度から26年度までの間にそれぞれ855億余円、1633億余円、1482億余円が生じているが、いずれも前記の規定による過不足の調整として同額が翌年度の歳出予算現額に計上されている。また、復興特会等からの累計繰入額に対する累計支出済額の割合は、23年度の48.8%に対して、27年度までの累計が84.7%となっていて、集中復興期間を通じて上昇している。

図表5-20 集中復興期間の交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況
(単位：億円、%)

年度	歳出予算現額 A=B+D+前年度のG	復興特会等からの繰入れ		特会法の規定による繰入金 の過不足の調整 D=前年度のH	支出済額		繰越額 G	不用額 H=C-F-G	復興特会等からの累計繰入れ額 に対する累計支出済額の割合 F/C
		B	復興特会等からの累計繰入れ額 C		E	累計支出済額 F			
平成23	1兆6635	1兆6635	1兆6635	—	8134	8134	8500	—	48.8
24	1兆5204	6704	2兆3339	—	7645	1兆5779	6704	855	67.6
25	1兆3331	5771	2兆9111	855	5070	2兆0850	6627	1633	71.6
26	1兆2377	4116	3兆3227	1633	5144	2兆5995	5749	1482	78.2
27	1兆1647	4415	3兆7642	1482	5889	3兆1884	5758	—	84.7

キ 国からの財政支援等による地方公共団体の財政への影響

復興庁が27年5月に公表した「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」では、復興は新たなステージに移行しつつあり、28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとする必要があるとしている。また、被災地の「自立」という観点から、1(2)ア(i)のとおり、復興事業と整理されるものでも、地方振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとし、被災自治体が負担する程度については、その財政状況等も踏まえ、全国で取り組まれている一般事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災自治体の財政負担に十分配慮するとしている。

アのとおり、国は、集中復興期間に特定被災自治体に対して国庫補助金等、復興交付金等計13兆4117億余円を交付して支援してきた。そして、特に津波被害や原子力災害が甚大であった東北3県及び沿岸31市町村に対して行われた上記の8割以上に相当する11兆4867億余円に上る多額の財政支援等は、これらの地方公共団体の歳入歳出の内容等に大きな影響を与えていることが想定される。

そこで、特定被災地方公共団体及びその区域が特定被災区域内にある特定被災地方公共団体以外の市町村を加えた9県及び227市町村（以下「9県及び227市町村」という。）における国からの財政支援等による財政への影響の状況をみると、次のとおりとなっている。

(ア) 23年度から26年度までの間における9県及び227市町村の財政状況

国は、東日本大震災後の地方財政への対応に当たり、被災した地方公共団体が東

日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災した地方公共団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするために、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年9月閣議決定）に基づき、地方財政に係る歳入歳出等を通常収支分と東日本大震災の復旧・復興事業等に係る分（以下「東日本大震災分」という。）とに区分して整理している。また、23年度から26年度までの地方公共団体の決算については、通常収支分と東日本大震災分とに区分された状況が総務省の地方財政白書等により公表されている。

9県及び227市町村の23、26両年度の普通会計に係る歳入歳出の決算の状況をみると、図表5-21のとおり、9県の歳入総額は、23年度12兆1024億余円に対して26年度1兆1155億余円（対23年度比91.8%）であり、このうち東日本大震災分が23年度3兆6207億余円に対して26年度2兆4697億余円（同68.2%）となっている。また、歳出総額は、23年度11兆6440億余円に対して26年度10兆5772億余円（同90.8%）であり、このうち東日本大震災分は、23年度3兆3162億余円に対して26年度2兆1419億余円（同64.5%）となっている。

227市町村の歳入総額は、23年度7兆2430億余円に対して26年度8兆3886億余円（同115.8%）であり、このうち東日本大震災分は23年度1兆3546億余円に対して26年度2兆2254億余円（同164.2%）となっている。また、歳出総額は、23年度6兆8282億余円に対して26年度7兆8553億余円（同115.0%）であり、このうち東日本大震災分は23年度1兆1537億余円に対して26年度1兆9828億余円（同171.8%）となっている。

総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に、会計実地検査を行った東北3県及び沿岸31市町村分の東日本大震災分の歳出を算出して、9県及び227市町村の東日本大震災分の歳出に占める割合をみると、26年度は、9県計2兆1419億余円のうち東北3県計1兆9538億余円、227市町村計1兆9828億余円のうち沿岸31市町村計1兆2829億余円となっていて、東北3県で約9割を、沿岸31市町村で約6割を占めている。

図表5-21 9県及び227市町村の歳入歳出決算（平成23年度～26年度）

（単位：億円、％）

県・市町村区分	区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	26年度対23年度比
9県	歳入総額	12兆1024	11兆4073	11兆0698	11兆1155	91.8
	東日本大震災分	3兆6207	3兆0277	2兆7567	2兆4697	68.2
	うち東北3県	3兆1835	2兆7064	2兆5242	2兆2501	70.6
	通常収支分	8兆4817	8兆3795	8兆3130	8兆6457	101.9
	歳出総額	11兆6440	10兆7756	10兆5044	10兆5772	90.8
	東日本大震災分	3兆3162	2兆5936	2兆3852	2兆1419	64.5
	うち東北3県	2兆9249	2兆2900	2兆1776	1兆9538	66.7
	通常収支分	8兆3278	8兆1820	8兆1192	8兆4353	101.2
	実質収支	818	1053	1042	1115	136.3
	うち東北3県	475	649	648	725	152.6
227市町村	歳入総額	7兆2430	8兆5141	8兆1525	8兆3886	115.8
	東日本大震災分	1兆3546	2兆6379	2兆1650	2兆2254	164.2
	うち沿岸31市町村	9113	2兆0729	1兆6176	1兆4811	162.5
	通常収支分	5兆8885	5兆8762	5兆9875	6兆1632	104.6
	歳出総額	6兆8282	8兆0321	7兆6212	7兆8553	115.0
	東日本大震災分	1兆1537	2兆4115	1兆9324	1兆9828	171.8
	うち沿岸31市町村	7937	1兆8865	1兆4282	1兆2829	161.6
	通常収支分	5兆6746	5兆6206	5兆6888	5兆8725	103.4
	実質収支	2531	2478	2480	2432	96.0
	うち沿岸31市町村	529	550	667	688	130.0

注(1) 9県及び227市町村の計数は、総務省が公表している地方財政白書を基に、東北3県及び沿岸31市町村の計数は、同省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基にそれぞれ算出した。

注(2) 本図表の決算状況は、普通会計に係るものである。

注(3) 実質収支は、歳入歳出差引額から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額で、財政運営の良否を判断する指標であるとされている。

(イ) 集中復興期間における東北3県及び沿岸31市町村の財政状況

上記のとおり、東北3県及び沿岸31市町村の東日本大震災分の歳出は、9県及び227市町村全体のうちの多くの割合を占めていることから、東北3県及び沿岸31市町村の集中復興期間における普通会計に係る歳入歳出決算の状況及び地方公営企業の経営状況について、震災前と比較するために22年度分も含めてみたところ、次のとおりとなっている。

a 歳入決算の状況

東北3県の歳入総額は、図表5-22及び図表5-23のとおり、22年度の2兆4460億余円から、23年度に5兆6113億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆6037億余円と推移しており、集中復興期間5か年度の平均（以下「期間平均」という。）の対22年度比は200.8%となっている。沿岸31市町村の歳入総額は、図表5-22及び図表5-24のとおり、22年度の9619億余

円から、23年度1兆8428億余円、24年度3兆0304億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆3574億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は256.6%となっている。主な内訳は地方交付税及び国庫支出金の増加が大きく、期間平均の対22年度比は、地方交付税では東北3県が147.9%、沿岸31市町村が202.3%、国庫支出金では東北3県が402.5%、沿岸31市町村が630.0%となっている。また、地方公共団体の自主財源である地方税について、東北3県及び沿岸31市町村とも23年度は22年度より減少したものの、24年度から27年度まで増加し続けており、期間平均の対22年度比は、東北3県が113.6%、沿岸31市町村が97.8%となっている。

図表5-22 東北3県及び沿岸31市町村の歳入決算（平成22年度～27年度）

（単位：億円、%）

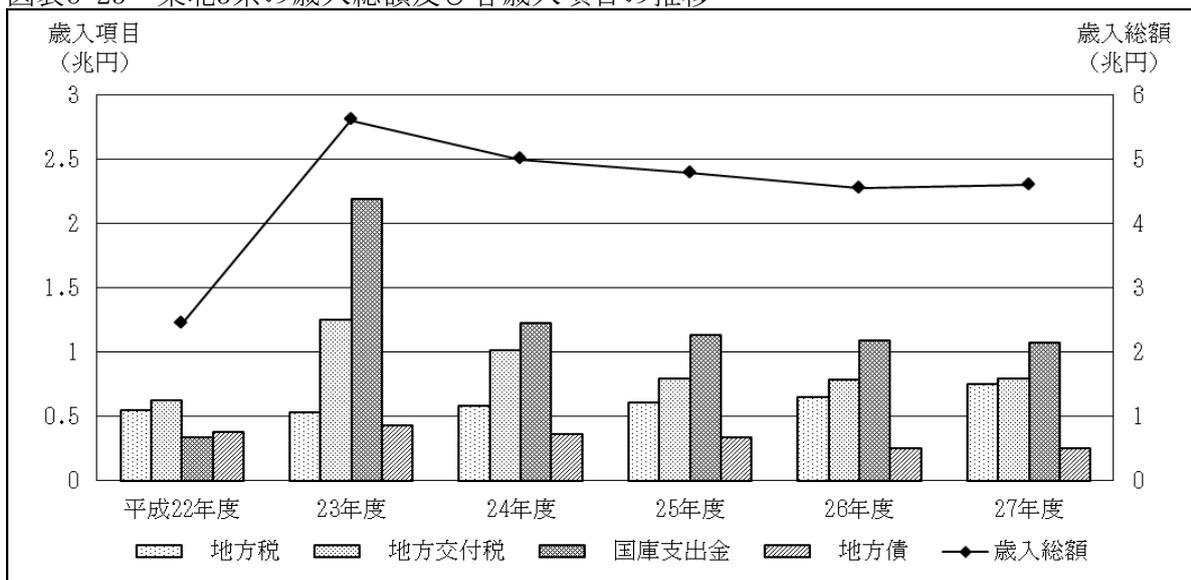
県・市町村区分	区分	平成22年度 A	集中復興期間					期間平均 G=(b+c+d+e+f)/5	期間平均の対22年度比 G/A
			23年度 b	24年度 c	25年度 d	26年度 e	27年度 f		
東北3県	歳入総額	2兆4460	5兆6113	5兆0051	4兆7931	4兆5550	4兆6037	4兆9136	200.8
	地方税	5484	5297	5839	6053	6480	7507	6235	113.6
	地方交付税	6279	1兆2558	1兆0145	7948	7846	7963	9292	147.9
	国庫支出金	3341	2兆1929	1兆2287	1兆1387	1兆0929	1兆0731	1兆3453	402.5
	地方債	3774	4272	3639	3384	2540	2572	3282	86.9
	その他	5580	1兆2056	1兆8137	1兆9156	1兆7753	1兆7261	1兆6873	302.3
沿岸31市町村	歳入総額	9619	1兆8428	3兆0304	2兆6114	2兆4995	2兆3574	2兆4683	256.6
	地方税	3264	2824	3070	3237	3392	3453	3195	97.8
	地方交付税	1770	4017	3916	3308	3166	3507	3583	202.3
	国庫支出金	1278	5565	1兆4796	8833	6533	4544	8054	630.0
	都道府県支出金	493	2484	2703	1726	1266	1105	1857	376.5
	地方債	1127	1239	1280	1064	1203	1208	1199	106.4
	その他	1685	2296	4537	7943	9432	9754	6793	403.0

注(1) 平成22年度から26年度までは、総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に作成した。

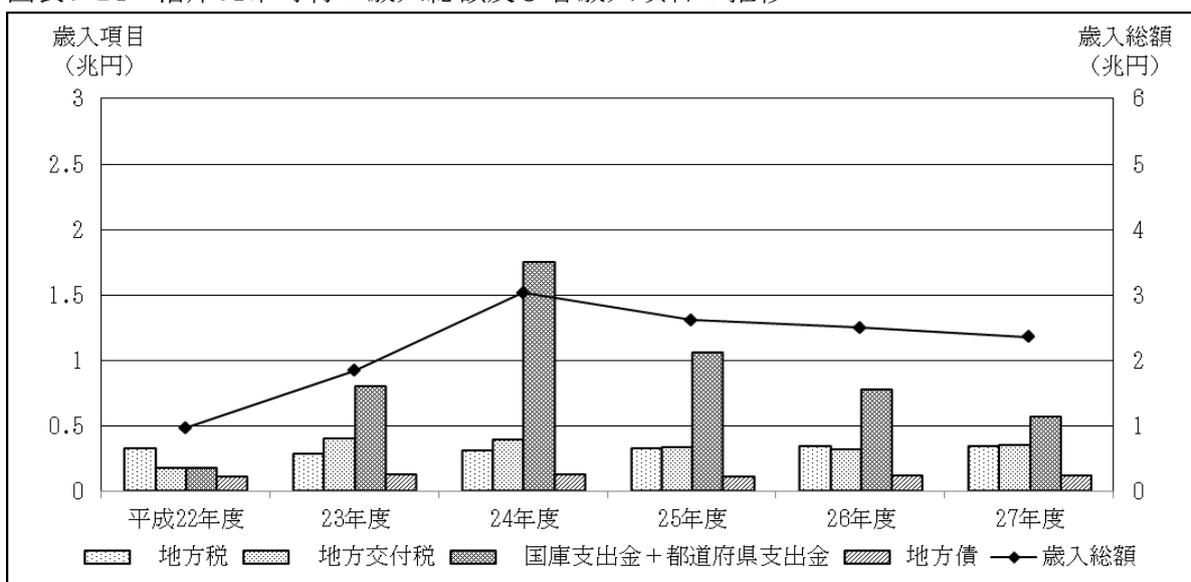
注(2) 平成27年度は、会計実地検査により把握した。

注(3) 本図表の決算状況は、普通会計に係るものである。

図表5-23 東北3県の歳入総額及び各歳入項目の推移



図表5-24 沿岸31市町村の歳入総額及び各歳入項目の推移



地方税について、沿岸31市町村の22、27両年度の状況をみると、図表5-25のとおり、22年度は、地方税総額3264億余円のうち市町村民税1337億余円、固定資産税1455億余円であるのに対して、27年度は、地方税総額3453億余円のうち市町村民税1592億余円、固定資産税1341億余円となっていて、地方税総額は5.7%、市町村民税は19.0%それぞれ増加し、固定資産税は7.8%減少している。27年度において22年度の水準に達している市町村数は、地方税が19市町村、市町村民税が27市町村、固定資産税が4町村となっている。また、税収確保の要因である人口及び事業所数の状況をみると、人口は約235万人から約231万人に、事業所は約11万事業

所から約10万事業所にそれぞれ減少している。

沿岸31市町村によれば、市町村民税については、復旧・復興事業による受注増等により一時的に増加しているものの、少子高齢化、人口減少等構造的な状況を考慮すると、今後、大幅な増加は見込めないとしている。また、一部の地方公共団体は、このような状況においても、産業基盤の整備や企業立地の促進、交流人口の拡大等により地域経済を活性化していくことで財源の確保等を図る必要があるとしている。一方、固定資産税については、津波により浸水した地域の減免等により減少しているものの、今後、当該地域における土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等の進捗に伴う住宅建設や産業集積等に伴い、震災前の水準に戻っていくとしている。

集中復興期間における自主財源の確保に関する取組について、沿岸31市町村は、東日本大震災直後の23年度においては、震災の影響を考慮して被災者支援のために必要な徴収猶予等の措置や納税者の居所の把握等を行うにとどまっていたが、その後、適切な滞納処分の実施、地域産業の振興、住民の利便性を考慮した収納方法の導入等の対応を行ったとしている。また、復興・創生期間においては、地域産業の活性化と子育て支援策の拡充等により都市部からの移住を進め、定住促進と人口増加を図るなどして自主財源の確保に取り組んでいきたいとしている。

図表5-25 沿岸31市町村の地方税、人口及び事業所数

(単位：百万円、千人、事業所、%)

県名	市町村名	地方税									人口			事業所数		
		市町村民税			固定資産税			22年度	28年1月1日	対22年度比	21年度	26年度	対21年度比			
		平成22年度	27年度	対22年度比	22年度	27年度	対22年度比									
岩手県	洋野町	1,131	1,263	111.6	465	560	120.3	555	575	103.5	19	17	92.4	699	642	91.8
	久慈市	4,038	4,333	107.2	1,371	1,722	125.5	2,360	2,227	94.3	37	36	96.2	2,077	1,911	92.0
	野田村	283	309	109.1	106	131	123.7	137	126	91.3	4	4	93.0	193	165	85.4
	普代村	184	199	108.2	69	79	114.5	99	101	101.8	3	2	93.1	164	139	84.7
	田野畑村	218	263	120.6	90	119	132.5	105	117	111.7	3	3	91.8	150	131	87.3
	岩泉町	686	710	103.6	266	290	108.7	346	326	94.0	11	10	90.4	589	521	88.4
	宮古市	5,418	5,469	100.9	2,196	2,574	117.1	2,759	2,296	83.2	59	55	93.7	3,073	2,684	87.3
	山田町	1,167	1,143	98.0	495	534	107.7	536	421	78.4	18	16	87.0	857	589	68.7
	大槌町	1,060	961	90.6	407	469	115.1	493	300	60.8	15	12	77.4	760	340	44.7
	釜石市	4,283	4,482	104.6	1,676	2,353	140.3	2,315	1,727	74.6	39	35	90.3	2,306	1,820	78.9
	大船渡市	3,842	4,328	112.6	1,491	1,975	132.4	2,010	1,881	93.5	40	38	94.7	2,623	2,197	83.7
	陸前高田市	1,690	1,660	98.1	611	787	128.6	881	657	74.6	24	20	83.2	1,225	747	60.9
	宮城県	気仙沼市	6,555	6,220	94.8	2,597	2,917	112.3	3,077	2,324	75.5	73	66	90.4	3,949	2,944
南三陸町		1,299	1,184	91.1	480	521	108.4	675	500	74.0	17	13	80.2	853	307	35.9
石巻市		17,190	16,899	98.3	6,632	7,556	113.9	8,043	6,720	83.5	161	147	91.4	8,740	5,941	67.9
女川町		4,143	3,182	76.8	450	251	55.8	3,608	2,720	75.3	9	6	69.6	612	225	36.7
東松島市		3,414	3,449	101.0	1,514	1,659	109.5	1,553	1,320	85.0	42	40	95.0	1,631	1,173	71.9
松島町		1,793	1,677	93.5	675	619	91.6	891	815	91.4	15	14	96.5	656	579	88.2
利府町		4,259	4,690	110.1	1,887	2,238	118.6	2,093	2,085	99.6	34	36	104.0	1,003	998	99.5
塩竈市		5,865	5,336	90.9	2,468	2,443	99.0	2,374	1,946	81.9	57	55	96.2	3,207	2,730	85.1
七ヶ浜町		2,218	2,163	97.5	846	893	105.5	1,174	1,072	91.3	20	19	92.9	569	443	77.8
多賀城市		7,660	7,082	92.4	3,174	3,498	110.2	3,314	2,426	73.2	62	62	99.5	2,457	2,119	86.2
仙台市		172,525	186,442	108.0	76,847	91,230	118.7	69,018	66,228	95.9	1,011	1,045	103.3	48,006	49,555	103.2
名取市		10,267	11,076	107.8	4,018	4,739	117.9	4,942	4,818	97.5	72	76	106.1	2,703	2,670	98.7
岩沼市		6,453	6,641	102.9	2,240	2,697	120.3	3,386	3,039	89.7	43	44	100.3	1,951	1,787	91.5
亘理町		3,345	3,376	100.9	1,376	1,493	108.4	1,476	1,346	91.2	35	34	96.6	1,113	995	89.3
山元町	1,340	1,106	82.5	545	492	90.2	682	490	71.9	15	12	78.7	542	394	72.6	
福島県	新地町	2,070	2,076	100.3	292	398	136.2	1,711	1,591	93.0	8	7	96.6	343	275	80.1
	相馬市	4,512	5,258	116.5	1,646	2,402	145.9	2,529	2,366	93.5	37	35	95.1	1,892	1,745	92.2
	広野町	1,951	3,160	161.9	293	546	186.2	1,612	2,539	157.5	5	5	93.1	274	199	72.6
	いわき市	45,560	49,185	107.9	16,530	21,021	127.1	20,813	19,000	91.2	345	330	95.4	15,390	14,477	94.0
計		326,434	345,336	105.7	133,769	159,221	119.0	145,581	134,113	92.1	2,348	2,307	98.2	110,607	101,442	91.7

注(1) 「地方税」「市町村民税」及び「固定資産税」は、総務省が公表している「市町村別決算状況調」を基に作成した。
 注(2) 「人口」は、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。なお、本調査は、平成26年から人口・世帯数の調査期日を3月31日現在から1月1日現在に変更している。
 注(3) 「事業所数」は、総務省及び経済産業省が公表している「平成21年度経済センサス-基礎調査」及び「平成26年度経済センサス-基礎調査」を基に作成した。

b 歳出決算の状況

東北3県の歳出総額は、図表5-26のとおり、22年度の2兆3321億余円から、23年度に5兆2862億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆2447億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は193.8%となっている。沿岸31市町村の歳出総額は、22年度の9250億余円から、23年度1兆7214億余円、24年度2兆8117億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆0814億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は242.0%となっている。

行政目的に着目した分類による決算（目的別歳出決算）の状況をみると、図表5-26のとおり、東北3県では、災害復旧費を除くと、総務費及び民生費の増加が大きく、期間平均の対22年度比でそれぞれ402.9%、304.7%となっている。これは、総務費については、復興交付金基金や復興基金等への積立金の計上によるものであり、民生費については、災害救助費の計上及び除染事業に係る積立金の計上によるものである。また、沿岸31市町村では、災害復旧費を除くと、総務費や、漁港、道路等の建設に係る農林水産業費、土木費の増加が大きく、期間平均の対22年度比でそれぞれ579.0%、377.7%、374.6%となっている。

図表5-26 東北3県及び沿岸31市町村の目的別歳出決算（平成22年度～27年度）

(単位：億円、%)

県・市町村 区分	区分	平成22年度 A	集中復興期間					期間平均 G=(b+c+d+ e+f)/5	期間平均 の対22年 度比 G/A
			23年度 b	24年度 c	25年度 d	26年度 e	27年度 f		
東北3県	歳出総額	2兆3321	5兆2862	4兆5169	4兆3826	4兆1797	4兆2447	4兆5220	193.8
	総務費	1478	9876	7420	3571	5389	3537	5959	402.9
	民生費	2982	1兆0104	6674	1兆0859	8379	9421	9088	304.7
	農林水産業費	1598	2049	2861	2393	2521	2508	2466	154.3
	土木費	2282	2765	2886	3285	4041	4734	3542	155.1
	災害復旧費	38	2070	3270	4030	3009	3322	3140	8,153.8
	その他	1兆4940	2兆5996	2兆2055	1兆9686	1兆8455	1兆8922	2兆1023	140.7
沿岸31市町村	歳出総額	9250	1兆7214	2兆8117	2兆3473	2兆2333	2兆0814	2兆2390	242.0
	総務費	1120	3735	1兆2631	5487	6128	4456	6487	579.0
	民生費	2800	6411	6477	6644	3693	3527	5350	191.0
	農林水産業費	205	281	521	827	1044	1203	775	377.7
	土木費	1076	1026	2460	4631	5936	6115	4034	374.6
	災害復旧費	15	1234	1549	1397	805	905	1178	7,423.1
	その他	4031	4524	4477	4486	4724	4607	4564	113.1

注(1) 平成22年度から26年度までは、総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に作成した。

注(2) 平成27年度は、会計実地検査により把握した。

注(3) 本図表の決算状況は、普通会計に係るものである。

経費の経済的な性質に着目した分類による決算（性質別歳出決算）の状況をみると、図表5-27のとおり、災害復旧事業費を除くと、積立金が大きく増加している。これは、復興関連基金事業を実施するための国庫補助金等や復興交付金を基金に繰り入れていることによるものである。積立金の推移について、東北3県では22年度874億余円が23年度1兆6473億余円へ、沿岸31市町村では22年度238億余円が24年度1兆2220億余円へといずれも著しく増加した後、減少傾向にあるが、期間平均の対22年度比では東北3県が957.6%、沿岸31市町村で2,355.2%となっている。

図表5-27 東北3県及び沿岸31市町村の性質別歳出決算（平成22年度～27年度）

（単位：億円、％）

県・市町村 区分	区分	平成22年度 A	集中復興期間					期間平均 G=(b+c+d+ e+f)/5	期間平均 の対22年 度比 G/A
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			b	c	d	e	f		
東北3県	歳出総額	2兆3321	5兆2862	4兆5169	4兆3826	4兆1797	4兆2447	4兆5220	193.8
	物件費	780	2684	3097	3124	1512	1305	2345	300.5
	扶助費	533	637	451	446	445	449	486	91.1
	普通建設事業費	3112	6281	4051	5005	6175	6809	5664	182.0
	災害復旧事業費	38	2070	3269	4027	3009	3322	3139	8,152.2
	積立金	874	1兆6473	8017	6080	5876	5432	8376	957.6
	繰出金	199	417	293	270	241	280	300	150.3
その他	1兆7782	2兆4296	2兆5986	2兆4871	2兆4537	2兆4847	2兆4907	140.0	
沿岸31市町 村	歳出総額	9250	1兆7214	2兆8117	2兆3473	2兆2333	2兆0814	2兆2390	242.0
	物件費	1174	3379	3500	3677	1996	1708	2852	242.9
	扶助費	1618	2304	1724	1727	1823	1865	1888	116.7
	普通建設事業費	1100	967	2066	4997	6547	6801	4276	388.7
	災害復旧事業費	15	1234	1547	1393	785	903	1172	7,388.6
	積立金	238	2909	1兆2220	4555	5039	3315	5607	2,355.2
	繰出金	833	931	984	1155	1199	1349	1124	134.9
その他	4270	5486	6073	5967	4941	4870	5467	128.0	

注(1) 平成22年度から26年度までは、総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に作成した。

注(2) 平成27年度は、会計実地検査により把握した。

注(3) 本図表の決算状況は、普通会計に係るものである。

c 基金の状況

bのとおり、性質別歳出決算において積立金が大きく増加していることから、22年度から27年度までの各年度末現在における基金の状況をみると、図表5-28及び図表5-29のとおり、東北3県及び沿岸31市町村の積立金現在額は、22年度がそれぞれ2974億余円、1897億余円であったのに対して、25年度にそれぞれ1兆6859億余円、1兆5617億余円に達している。基金を構成する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の別にみると、復興交付金、復興関連基金等の受入れにより、東北3県、沿岸31市町村とも、その他特定目的基金が著しい増加を示しており、期間平均の対22年度比は、それぞれ657.6%、1,110.3%となっている。

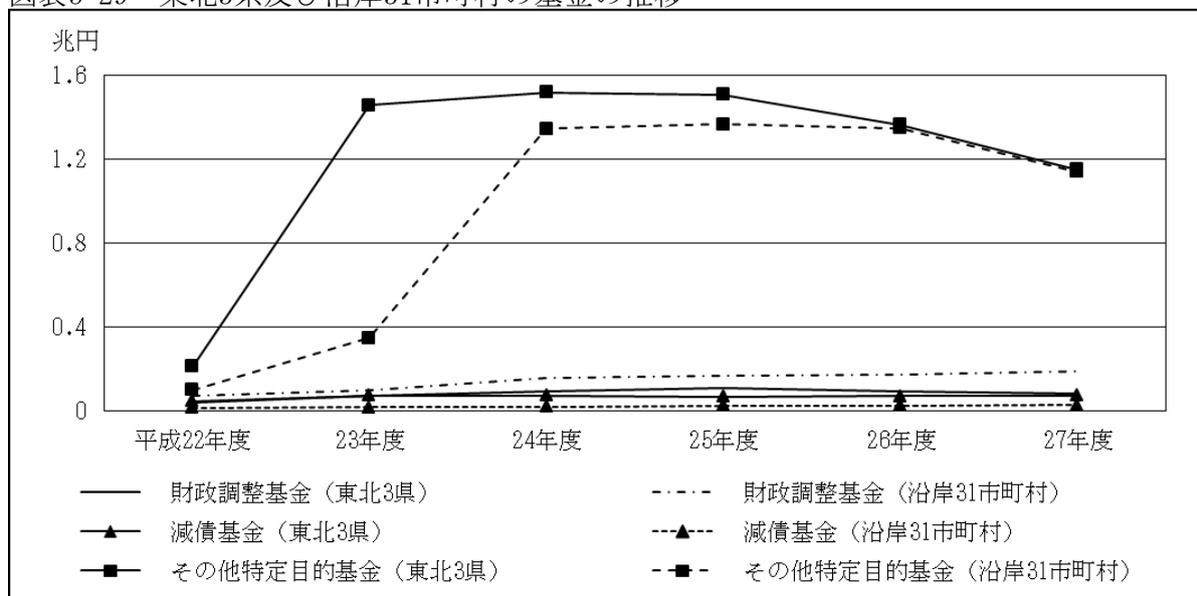
図表5-28 東北3県及び沿岸31市町村の基金の状況（平成22年度～27年度）

（単位：億円、％）

県・市町村区分	区分	平成22年度 A	集中復興期間					期間平均 G=(b+c+d+e+f)/5	期間平均 の対22年 度比 G/A
			23年度 b	24年度 c	25年度 d	26年度 e	27年度 f		
東北3県	積立金現在額	2974	1兆6021	1兆6842	1兆6859	1兆5308	1兆3070	1兆5620	525.1
	財政調整基金	382	729	937	1091	958	840	911	238.1
	減債基金	465	730	738	695	723	730	723	155.5
	その他特定目的基金	2126	1兆4561	1兆5166	1兆5072	1兆3626	1兆1499	1兆3985	657.6
沿岸31市町村	積立金現在額	1897	4634	1兆5232	1兆5617	1兆5500	1兆3571	1兆2911	680.5
	財政調整基金	739	984	1566	1706	1760	1881	1579	213.5
	減債基金	158	177	210	259	265	281	238	150.8
	その他特定目的基金	998	3472	1兆3455	1兆3652	1兆3474	1兆1404	1兆1092	1,110.3

注(1) 平成22年度から26年度までは、総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に作成した。
 注(2) 平成27年度は、会計実地検査により把握した。
 注(3) 本図表の計数は、普通会計に係るものである。

図表5-29 東北3県及び沿岸31市町村の基金の推移



その他特定目的基金の状況を見ると、図表5-30のとおり、26市町村が24年度に23年度の倍以上の規模になっており、27年度においても29市町村が23年度と同等以上の規模となっている。

図表5-30 東北3県別及び沿岸31市町村別のその他特定目的基金の状況（平成23年度～27年度）

（単位：百万円、％）

県・市町村名	集中復興期間									
	23年度	24年度	25年度		26年度		27年度		対23年度比	
			対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比			
岩手県	229,353	250,917	109.4	219,277	87.3	172,830	78.8	124,727	72.1	54.3
洋野町	3,159	3,276	103.6	3,318	101.2	2,982	89.8	3,073	103.0	97.2
久慈市	2,399	5,628	234.5	5,386	95.6	3,745	69.5	3,060	81.7	127.5
野田村	2,993	10,137	338.6	8,799	86.8	9,308	105.7	4,241	45.5	141.6
普代村	1,003	510	50.8	356	69.9	306	85.9	328	107.2	32.7
田野畑村	5,083	14,655	288.2	13,171	89.8	10,660	80.9	7,411	69.5	145.7
岩泉町	2,999	5,213	173.8	4,808	92.2	4,252	88.4	3,180	74.7	106.0
宮古市	9,200	46,730	507.9	39,193	83.8	41,873	106.8	27,256	65.0	296.2
山田町	4,130	59,732	1,446.0	60,776	101.7	59,152	97.3	54,634	92.3	1,322.6
大槌町	7,639	68,021	890.4	57,639	84.7	54,885	95.2	65,668	119.6	859.6
釜石市	11,496	70,654	614.5	74,466	105.3	85,631	114.9	74,981	87.5	652.2
大船渡市	5,994	32,971	549.9	32,461	98.4	28,491	87.7	21,182	74.3	353.3
陸前高田市	8,467	63,475	749.6	69,552	109.5	65,596	94.3	55,163	84.0	651.5
宮城県	322,462	423,956	131.4	398,890	94.0	347,572	87.1	302,708	87.0	93.8
気仙沼市	8,982	121,219	1,349.4	147,816	121.9	146,730	99.2	104,209	71.0	1,160.0
南三陸町	7,208	66,924	928.4	55,760	83.3	54,541	97.8	49,383	90.5	685.1
石巻市	25,395	164,164	646.4	200,454	122.1	206,401	102.9	172,785	83.7	680.3
女川町	5,412	47,892	884.8	48,690	101.6	56,433	115.9	60,318	106.8	1,114.3
東松島市	11,924	63,966	536.4	58,314	91.1	72,729	124.7	59,597	81.9	499.7
松島町	1,369	8,562	625.1	6,178	72.1	5,272	85.3	3,300	62.6	240.9
利府町	949	3,807	400.8	3,882	101.9	4,660	120.0	3,809	81.7	400.9
塩竈市	8,897	24,455	274.8	23,963	97.9	29,038	121.1	25,839	88.9	290.4
七ヶ浜町	6,663	21,484	322.4	19,003	88.4	16,118	84.8	10,829	67.1	162.5
多賀城市	6,957	15,561	223.6	23,505	151.0	25,628	109.0	18,495	72.1	265.8
仙台市	124,509	190,241	152.7	171,576	90.1	143,811	83.8	128,210	89.1	102.9
名取市	9,095	16,439	180.7	35,629	216.7	31,003	87.0	34,158	110.1	375.5
岩沼市	6,002	33,282	554.5	26,136	78.5	28,470	108.9	16,407	57.6	273.3
亘理町	12,391	30,661	247.4	22,784	74.3	19,250	84.4	16,564	86.0	133.6
山元町	5,816	32,551	559.6	26,165	80.3	23,148	88.4	16,967	73.2	291.7
福島県	904,296	841,743	93.0	889,038	105.6	842,258	94.7	722,544	85.7	79.9
新地町	1,405	13,821	983.5	16,914	122.3	17,559	103.8	16,684	95.0	1,187.2
相馬市	17,701	36,330	205.2	32,526	89.5	28,394	87.2	22,712	79.9	128.3
広野町	1,115	3,282	294.3	2,892	88.1	2,364	81.7	2,307	97.5	206.9
いわき市	20,916	69,917	334.2	73,100	104.5	69,051	94.4	57,693	83.5	275.8
東北3県及び沿岸31市町村計	1,803,397	2,862,194	158.7	2,872,431	100.3	2,710,159	94.3	2,290,440	84.5	127.0

d 主要財政指標の状況

東北3県及び沿岸31市町村の主要財政指標の状況を震災前の22年度と27年度とで（注9）比較してみると、図表5-31のとおり、財政力指数は、経済回復を背景とした税収増等の影響を受けて、東北3県及び11市町において改善しており、財源の余裕度が増している。

（注10）

実質公債費比率は、償還計画に基づく償還により元利償還金が減少していることや、震災復興特別交付税の措置により復旧・復興事業に係る地方負担分が起債によることなく賄えるため急激な悪化を回避していることなどから、宮城、福島

両県及び24市町村において改善している。なお、岩手県の実質公債費比率は、22年度15.6%から27年度20.5%へと上昇しているが、これは、東北新幹線の盛岡以北延伸や公共施設の整備等に係る多額の起債や病院の整備等の財源とした公営企業債に係る繰出金が多額に上っていることによるものであり、東日本大震災に起因しているものではない。岩手県は、24年度に実質公債費比率が18%を超えたため、公債費負担適正化計画を策定して、公債費の抑制に努めているとしている。

- (注9) 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
- (注10) 実質公債費比率 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標。地方債の起債に協議を要する団体等の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は地方債の起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限される。

図表5-31 東北3県及び沿岸31市町村の財政力指数及び実質公債費比率

(単位：財政力指数は単位なし、実質公債費比率は%)

県・市町村名	財政力指数					実質公債費比率				
	平成22年度	23年度	22年度より改善	27年度	22年度より改善	平成22年度	23年度	22年度より改善	27年度	22年度より改善
岩手県	0.31	0.30	—	0.34	○	15.6	17.6	—	20.5	—
洋野町	0.22	0.21	—	0.23	○	12.9	11.5	○	9.6	○
久慈市	0.39	0.39	—	0.40	○	15.8	15.5	○	14.2	○
野田村	0.17	0.17	—	0.17	—	11.5	9.4	○	6.1	○
普代村	0.14	0.14	—	0.14	—	16.0	15.2	○	11.7	○
田野畑村	0.13	0.12	—	0.13	—	11.6	11.4	○	9.0	○
岩泉町	0.15	0.14	—	0.15	—	11.6	11.2	○	6.3	○
宮古市	0.34	0.32	—	0.35	○	14.2	12.9	○	11.7	○
山田町	0.27	0.26	—	0.27	—	14.5	13.6	○	9.9	○
大槌町	0.31	0.30	—	0.24	—	10.1	11.8	—	11.1	—
釜石市	0.46	0.43	—	0.47	○	11.9	12.1	—	14.1	—
大船渡市	0.41	0.39	—	0.45	○	11.3	11.7	—	10.9	○
陸前高田市	0.27	0.26	—	0.26	—	18.2	18.0	○	14.1	○
改善した県・市町村数			—		6			9		10
宮城県	0.52	0.51	—	0.60	○	15.1	15.5	—	14.5	○
気仙沼市	0.42	0.41	—	0.40	—	15.6	15.2	○	12.5	○
南三陸町	0.30	0.29	—	0.27	—	14.2	13.3	○	9.8	○
石巻市	0.50	0.48	—	0.49	—	14.9	13.7	○	15.2	—
女川町	1.28	1.17	—	0.99	—	4.0	4.5	—	4.9	—
東松島市	0.43	0.41	—	0.40	—	13.2	13.4	—	13.5	—
松島町	0.50	0.48	—	0.44	—	12.4	11.1	○	9.0	○
利府町	0.83	0.81	—	0.83	—	14.3	13.4	○	9.6	○
塩竈市	0.52	0.50	—	0.49	—	9.7	12.4	—	11.0	—
七ヶ浜町	0.62	0.62	—	0.60	—	12.0	10.3	○	2.6	○
多賀城市	0.73	0.72	—	0.68	—	9.7	9.5	○	10.6	—
仙台市	0.86	0.85	—	0.89	○	11.9	11.6	○	9.8	○
名取市	0.75	0.75	—	0.79	○	10.4	10.1	○	6.5	○
岩沼市	0.79	0.78	—	0.80	○	4.2	6.6	—	△ 0.4	○
亘理町	0.56	0.53	—	0.54	—	9.9	9.6	○	7.1	○
山元町	0.38	0.36	—	0.35	—	14.6	13.9	○	13.6	○
改善した県・市町村数			—		4			11		11
福島県	0.45	0.42	—	0.51	○	14.4	14.4	—	11.7	○
新地町	0.83	0.78	—	0.79	—	13.6	13.4	○	9.8	○
相馬市	0.55	0.55	—	0.60	○	19.6	17.7	○	11.8	○
広野町	1.12	1.02	—	1.25	○	14.1	16.1	—	8.2	○
いわき市	0.68	0.66	—	0.72	○	12.4	12.8	—	9.7	○
改善した県・市町村数			—		4			2		5
計			—		14			22		26

注(1) 平成22年度及び23年度は、総務省が公表している「都道府県決算状況調」及び「市町村決算状況調」を基に作成した。

注(2) 平成27年度は、会計実地検査により把握した。

e 地方公営企業の経営状況

地方公営企業を含めて地方公共団体が実施する東日本大震災に係る復旧事業について、国は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等により特別の補助等を行うこととされたが、これに併せて、被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営の安定を図るために、「東日本大震災に係る

地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成23年6月総財公第65号総務副大臣通知）等により、地方公営企業の復旧・復興事業に要する経費に充てるための一般会計からの繰出金について特例を設けることとした。具体的には、地方公営企業施設に係る通常の建設改良において一般会計で負担することとされている部分に、地方公営企業が負担する残余の部分の2分の1を加えるなどした額を一般会計からの繰出対象とすることとした。また、東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額については、資金手当のための公営企業債を充当できることとするとともに、これに係る利子の2分の1の額に一般会計からの繰出しを認めて、当該繰出しに要する経費について震災復興特別交付税を措置することとした。

沿岸31市町村の地方公営企業の経営状況についてみると、図表5-32のとおり、赤字事業は、22年度が149事業のうち17事業あり、震災直後の23年度が152事業のうち37事業へと増加したが、27年度には149事業のうち18事業へと減少している。
(注11)
また、黒字額と赤字額の差額である総収支は、22年度の68億余円から27年度の280億余円へと増加している。

(注11) 黒字額と赤字額 黒字額は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する事業（水道事業（簡易水道事業を除く。）、鉄道事業、病院事業等。以下「法適用事業」という。）において計上された純利益の金額と、法適用事業以外の事業（簡易水道事業、市場事業、下水道事業等。以下「法非適用事業」という。）において実質収支がプラスとなった場合の金額を合計したものである。また、赤字額は、法適用事業において計上された純損失の金額と、法非適用事業において実質収支がマイナスとなった場合の金額を合計したものである。

図表5-32 沿岸31市町村の地方公営企業の経営状況（平成22年度～27年度）

（単位：事業、百万円）

県名 (対象市町村数)	区分	平成22年度	集中復興期間					
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
岩手県 (12市町村)	黒字事業	事業数	56	49	52	54	55	53
		黒字額	779	1,039	828	824	1,337	1,257
	赤字事業	事業数	2	9	4	2	2	3
		赤字額	△ 248	△ 624	△ 141	△ 119	△ 127	△ 263
	事業数計	58	58	56	56	57	56	
	総収支	530	414	686	705	1,209	993	
宮城県 (15市町)	黒字事業	事業数	66	56	65	65	64	65
		黒字額	8,418	4,840	9,755	12,569	12,499	23,325
	赤字事業	事業数	13	24	17	16	17	15
		赤字額	△ 3,596	△ 15,826	△ 3,062	△ 2,896	△ 7,810	△ 2,578
	事業数計	79	80	82	81	81	80	
	総収支	4,822	△ 10,985	6,692	9,673	4,689	20,747	
福島県 (4市町)	黒字事業	事業数	10	10	11	11	13	13
		黒字額	1,851	1,811	4,051	3,361	4,066	6,299
	赤字事業	事業数	2	4	2	1	—	—
		赤字額	△ 350	△ 675	△ 134	△ 85	—	—
	事業数計	12	14	13	12	13	13	
	総収支	1,500	1,135	3,917	3,275	4,066	6,299	
計 (沿岸31市町村)	黒字事業	事業数	132	115	128	130	132	131
		黒字額	11,049	7,691	14,635	16,756	17,904	30,882
	赤字事業	事業数	17	37	23	19	19	18
		赤字額	△ 4,195	△ 17,127	△ 3,339	△ 3,101	△ 7,938	△ 2,842
	事業数計	149	152	151	149	151	149	
	総収支	6,854	△ 9,435	11,296	13,654	9,966	28,040	

(注) 黒字事業は、法適用事業において純利益を計上したものの、及び法非適用事業において実質収支のプラスを計上したものであり、赤字事業は、法適用事業において純損失を計上したものの、及び法非適用事業において実質収支のマイナスを計上したものである。

ク 地方公共団体等が実施する復旧・復興事業に係る個別の検査結果

イからオまでのとおり、地方公共団体等が実施する復旧・復興事業について、集中復興期間における各事業の実施状況を記述したところであるが、検査の過程で復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納に関する事項及び復興交付金事業に係る交付可能額の算定等に関する事項について、次のような事態が見受けられた。

(ア) 復興関連基金事業

復旧・復興事業に充てられる費用について、国は、復興基本法に基づき定められた復興基本方針、復興財源確保法等で定める方法により財源を確保することとなっており、その資金の流れについて透明化を図ることなどとなっている。このため、国は、復旧・復興事業に充てられるよう措置された費用に係る返納金について、復興基本法、復興財源確保法等で定める財源確保の趣旨から、返納させた後、その額を復旧・復興事業の費用及び復興債の償還費用の財源に充てることにしている。

23年度第3次補正予算に計上された費用のうち国会の議決を受けた復興費用に関する権利義務は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号）附則第3条の規定に基づき、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き、復興特会に帰属することとなっている。これにより、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された国庫補助金等について、当該補助金等を活用した事業において使用する見込みのないなどの額を国庫に返納させる場合、国は、復興特会に返納させることとなる。

一方、上記以外の23年度第1次補正予算又は23年度第2次補正予算に計上された費用等のうち使用する見込みのないなどの額について、国はこれまで、一般会計に返納させた後、その額を復興特会に繰り入れて復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるように、その原因となった支出を把握するなどして復興税外収入として別途整理するなどの所要の措置を執ってきている。

そこで、27年度末までの返納金が、各会計に適正に返納されているか、一般会計に返納された後、復興特会に繰り入れることになっているかなどに着眼して検査したところ、国土交通省が23年度第3次補正予算に復興費用として計上して独立行政法人住宅金融支援機構に23年度内に交付した国庫補助金について、使用する見込みのない額83億8631万余円を誤って復興特会ではなく一般会計に返納させている事態が見受けられたことから、不当事項として平成27年度決算検査報告に掲記した（平成27年度決算検査報告427ページ及び別添351、352ページ参照）。なお、上記の83億8631万余円については、復興特会において復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるよう所要の措置が執られた。

また、23年度第1次補正予算に係る返納金が一般会計に返納された後、復興特会に繰り入れられて復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるよう所要の措置が執られていない事態が、文部科学省（286万余円）及び農林水産省（42億5030万余円）で計42億5317万余円見受けられた。

上記のように、復旧・復興事業の費用等に充てられることになっている返納金の額が復興特会に繰り入れられるよう所要の措置が執られていなかったものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 復旧・復興事業の費用等に充てられることになっている返納金の額が復興特会に繰り入れられるよう所要の措置が執られていなかったもの

所管府省庁	基金事業名	復旧・復興事業に充てられることになっていなかった額
農林水産省	林業信用保証事業交付金（災害復旧）	42億5030万余円
<p>林野庁は、林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が実施する林業信用保証業務に必要な経費を助成することにより、林業・木材産業者に対する林業関係資金の円滑な供給を図ることを目的として、信用基金に対して、平成23年度に、23年度第1次補正予算に計上された林業信用保証事業交付金57億7000万円及び23年度第3次補正予算に計上された同交付金1億3000万円を交付するなどしている。そして、信用基金は、同交付金を財源として、林業信用保証業務（災害復旧）を実施している。</p> <p>同業務の内容は、林業者等が事業を実施するに当たり金融機関から融資を受けた資金について債務保証を行い、東日本大震災により被害を受け返済が困難となった場合に、その資金を代位弁済したり、債務保証に係る保証料を助成したりするものである。</p> <p>同実施要綱によれば、信用基金は、同業務が完了する前であっても同業務で使用する見込みのない額が生じた場合、当該使用する見込みのない額を国庫に返還することとされている。</p> <p>林野庁は、28年3月、同業務において、代位弁済の実績が少なかったことから、信用基金が算出した使用する見込みのない額42億5030万余円（23年度第1次補正予算分）を一般会計に返還させている。</p> <p>しかし、同庁は上記の返還額について、復興基本法、復興財源確保法等で定める財源確保の趣旨から、一般会計に返還させた後、その額を復興特会に繰り入れて復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるように、復興税外収入として別途整理するなどの事務手続をとる必要があったにもかかわらず、これらの手続をとっていなかった。このため、当該返還額は一般財源と区分されないまま、一般会計において収納されており、その額が復旧・復興事業の費用等の財源に充てられることになっていなかった。</p>		

(イ) 復興交付金事業

復興交付金事業を実施する特定被災自治体は、エ(ア)のとおり、復興交付金事業計画を作成して復興庁に提出し、同庁が制度要綱に基づき算定した交付可能額の通知を受け、交付可能額の範囲内で復興交付金事業の所管省にそれぞれ交付申請を行い、所管省から復興交付金の交付決定及び交付を受けて事業を実施している。

制度要綱によれば、復興交付金の交付可能額の算定について、効果促進事業（一括配分）に係る事業費（以下「効果促進事業費（一括配分）」という。）の上限額は、市町村にあっては、当該市町村が実施している基幹事業の交付対象事業費の合計額から民間事業者等の負担額を減じた額に10分の2を乗じて得られる額又は所定の

額（第2回から第4回までの通知時においては100億円）のうちいずれか少ない額とされ、交付額は、効果促進事業費（一括配分）に10分の8を乗じた額とされている。

そこで、復興庁が公表している第1回から第14回までの復興交付金に係る交付可能額の通知時における復興交付金配分計画表を確認するなどしたところ、27年2月に復興庁が岩手県陸前高田市に通知した交付可能額に算定の誤りがあり、同市も同様に算定を誤って復興交付金の交付申請を行った結果、8541万余円が過大に交付されていた事態が見受けられたことから、不当事項として平成27年度決算検査報告に掲記した（平成27年度決算検査報告452ページ及び別添352ページ参照）。

また、過年度の交付可能額の通知時において効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されている事態が、2市分で計15億9946万余円見受けられた。

制度要綱で定められた効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されていたものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されていたもの

市町村名	上限額を超えて算定されていた交付可能額計	事業概要
仙台市	9億3833万円	市街地復興効果促進事業
<p>復興庁は、平成24年11月に仙台市に対して通知した第4回交付可能額のうち、効果促進事業（一括配分）に係る交付可能額について、下記の<計算過程>（復興庁の算定）のとおり効果促進事業費（一括配分）の上限額を111億7291万余円と算定し、これから第2回及び第3回の効果促進事業費（一括配分）計68億1559万余円を減じるなどして、交付可能額を34億8585万余円としている。</p> <p>しかし、制度要綱によれば、効果促進事業費（一括配分）の上限額は、交付対象事業費の合計額から民間事業者等の負担額を減じた額に10分の2を乗じて得られる額又は所定の額（第4回通知時においては100億円）のうちいずれか少ない額とされており、本件では所定の額（100億円）の方が少額であることから、これを上限額として交付可能額を算定すると25億4752万余円となり、交付可能額（34億8585万余円）のうち9億3833万円が上限額を超えている。</p> <p>なお、仙台市は、同年12月に、復興庁から通知された前記の交付可能額により国土交通省に交付申請を行い、同額で復興交付金の交付を受けている。そして、第2回及び第3回に交付を受けた効果促進事業（一括配分）に係る復興交付金54億5247万余円と合わせて基金を造成（交付額計89億3832万余円）して事業を実施しているが、第4回の復興交付金の交付から3年以上経過した27年度末までの取崩額は33億7530万余円（基金事業執行率37.7%）となっており、制度要綱に基づき算定された復興交付金の交付額であったとしても、その合計は取崩額の合計を上回っている。</p>		

<計算過程>

(復興庁の算定)

効果促進事業費(一括配分)の上限額	55,864,568千円×2/10=11,172,913千円 …(A)
$\left[\begin{array}{l} \text{第1回～第4回交付対象事業費の合計額} \\ \text{から民間事業者等の負担額を減じた額} \end{array} \right]$	
第2回及び第3回効果促進事業費(一括配分)計	6,815,596千円 …(B)
	(A) (B)
第4回効果促進事業費(一括配分)	11,172,913千円－6,815,596千円=4,357,317千円 …(C)
	(C)
第4回交付可能額	4,357,317千円×8/10=3,485,853千円

(制度要綱に基づく算定)

第1回～第4回交付対象事業費の合計額 から民間事業者等の負担額を減じた額 に10分の2を乗じた額	55,864,568千円×2/10=11,172,913千円 …(A)
所定の額	10,000,000千円 …(A')
効果促進事業費(一括配分)の上限額 (A)又は(A')のいずれか少ない額)	10,000,000千円 …(A')
第2回及び第3回効果促進事業費(一括配分)計	6,815,596千円 …(B)
	(A') (B)
第4回効果促進事業費(一括配分)	10,000,000千円－6,815,596千円=3,184,404千円 …(C')
	(C')
第4回交付可能額	3,184,404千円×8/10=2,547,523千円

ケ まとめ

国は、復興基本方針等を踏まえて、特定被災自治体が復興事業を実施するため、国庫補助金等の交付により集中復興期間において特定被災自治体に対して13兆4117億余円の財政支援を行った。

財政支援が多額に上る補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業及び福島再生加速化交付金事業の集中復興期間における実施状況については、単年度で事業を実施する補助事業等の補助事業執行率が88.4%、福島再生加速化交付金事業の執行率が82.5%であるのに対して、基金を活用した事業の基金事業執行率は、復興関連基金事業が62.2%、復興交付金事業が61.8%、福島再生加速化交付金事業が33.1%となっている。

復興関連基金事業について、集中復興期間において157事業に国庫補助金4兆4483億

余円が交付されていて、59事業が終了した。復興関連基金事業は、集中復興期間の終了後においても98事業が実施するとされていて、98事業に係る基金において、27年度末現在、1兆3182億余円の国庫補助金等相当額が保有されている。

事業が終了した復興関連基金事業について、28年度（28年8月末現在）までに事業終了後の残余额や使用見込みがない余剰金等計3387億余円が国庫に返納されているものの、復旧・復興事業の費用等に充てられることになっている返納金の額が復興特会に繰り入れられるよう所要の措置が執られていない事態が見受けられた。集中復興期間の終了後に実施される復興関連基金事業についても、残額の規模が適正か検証して、復旧・復興事業への使用が見込めなくなった場合、当該余剰金等については速やかに返納すること、その返納において適正を期することが求められる。

復興交付金事業について、集中復興期間において8道県及び96市町村に復興交付金2兆8720億余円が交付されていて、3道県及び30市町村において、27年度末現在、計画されていた復興交付金事業が全て完了している。復興交付金事業3,656事業のうち完了した事業数は1,528事業、実施中の事業数は1,869事業、未着手の事業数は131事業、中止又は廃止となった事業数は128事業となっている。

復興交付金事業のうち基金型事業の23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額2兆6415億余円のうち取崩未済額は1兆0054億余円となっていて、所管省単位で事業が全て完了していない特定被災自治体において引き続き基金で保有を続けている状況にある。基金型事業のうち効果促進事業（一括配分）について、24年度から27年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額2429億余円のうち事業内容が未定の交付額が1099億余円あり、事業内容が決定している交付額1330億余円についても取崩しが行われずに基金に保有されている交付額が397億余円ある。また、復興交付金の交付可能額の算定について、過年度の交付可能額の通知時において制度要綱で定められた効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されている事態が、2市分で計15億9946万余円見受けられた。

復興交付金事業は、復興・創生期間においても多数の事業が引き続き実施されるため、国は、基金型事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえ、特定被災自治体による事業の執行状況に応じた適切な復興交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余额等や効果促進事業（一括配分）において事業内容が未定の額について、基幹事業及び効果促進事業（個別配分）への流用等を一層進めるなど

して着実な縮小を図ること、また、復興交付金の交付可能額について、制度要綱に基づき適切に算定することなどが必要である。

復旧・復興事業に係る国からの財政支援等の結果、集中復興期間における東北3県及び沿岸31市町村の歳入総額は、期間平均の対22年度比で東北3県が200.8%、沿岸31市町村が256.6%となっており、その内訳をみると、国庫支出金の増加が大きくなっている。自主財源の確保について、地方税は、人口や事業所の減少等構造的な状況に起因して減少する面もあるが、一部の市町村は、土地区画整理や産業集積等の復興事業を進めることによってその確保に努めており、集中復興期間を通じて徐々に回復している。また、性質別歳出決算について、復興関連基金事業を実施するための国庫補助金等や復興交付金を基金に繰り入れていることから積立金が大きく増加している。基金について、その他特定目的基金は、期間平均の対22年度比で東北3県が657.6%、沿岸31市町村が1,110.3%となっている。主要財政指標についてみると、財政力指数及び実質公債費比率が震災前と比較して改善している市町村も見受けられる。

復興・創生期間においては、復興財源フレームにおける事業規模は減少するものの、被災した地方公共団体は、国庫補助金等により設置造成等した基金等により、引き続き復興事業を実施していくことを踏まえて、国は、各種施策、事業等が経済的、効率的に実施されるよう留意することが求められる。

(3) 集中復興期間における復旧・復興事業の成果の状況

「(2) 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等」において、補助事業等や復興交付金事業等の復旧・復興事業の事業規模や完了、延長等の進捗状況等を分析したが、これらの分析のみでは各事業において整備されている公共施設等が集中復興期間にどの程度完成し、活用されているかなどを把握することはできない。

そこで、国からの財政支援等の8割以上を占める東北3県及び沿岸31市町村において実施された事業を主な対象として、集中復興期間に実施された補助事業等や復興交付金事業等により整備された公共施設等はどの程度完成しているかなど、復旧・復興事業の成果の状況を検査した。検査に当たっては、津波等の災害を防止するために設置される堤体、水門等（以下、これらを合わせて「防潮堤」という。）の公共施設等の整備状況について、各府省庁の公表資料等を参考に「①津波防災等の社会基盤」「②交通網等の社会基盤」「③復興まちづくり」及び「④農水産業」の4分類と25の施策^(注12)項目に区分して分析した。具体的には、区分した施策項目について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づく災害復旧事業に係る計画や復興交付金事業計画等における整備計画施設等数（以下「計画施設数」という。）、27年度末現在完成している施設等数（以下「完成施設数」という。）、計画施設に係る事業費（以下「計画事業費」という。）、同年度末までに投じられた事業費（以下「支出済事業費」という。）及び完成施設に係る事業費（以下「完成分事業費」という。）を把握した。その上で、計画施設数に対する完成施設数の割合（以下「完成率」という。）、計画事業費に対する支出済事業費の割合（以下「事業費進捗率」という。）等の指標を用いて、計画に対する達成状況等を分析した。

また、集中復興期間における復旧・復興事業は、復興基本方針に基づき、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生等の復興施策の下に実施されてきたものであり、施設整備の計画に対する達成状況を分析しても十分に施策の成果が測定できないものについては、災害公営住宅等の恒久住宅の入居戸数や産業復興に関する企業立地支援の採択事業者数、事業者の資金繰り支援に係る貸付実績等、それぞれの施策の目的に応じて会計検査院が選定した指標等に基づき、施策の達成に関する概括的な状況分析を行った。

特に、東日本大震災では、津波による人的被害や建物被害等が甚大であり、復興基

本方針においても、津波防災に関する施策として、人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進するとしており、これらの施策として、海岸・河川堤防等の復旧・整備、避難計画の策定、避難場所の確保、被災都市の中核機能の復興のための市街地の整備、集団移転等を挙げている。

これらを踏まえて、ハード施策について、まず海岸法（昭和31年法律第101号）等に基づく海岸を防護するための施設（以下「海岸保全施設」という。）のうち、特に防潮堤はどの程度完成しているか、防潮堤の整備に要する事業費や完成時期は事業の進捗に伴いどのように変化しているかを検査した。

次に、津波による災害を防止したり、軽減したりすることができる防災性の高い市街地を形成するために、復興交付金により実施している都市再生区画整理事業（事業番号D-17）及び津波復興拠点整備事業（事業番号D-15）（以下、これらを合わせて「市街地整備に係る2事業」という。）による市街地の整備はどの程度進んでいるかなどを検査した。

さらに、ソフト施策との組合せの一環として、避難計画の策定の状況、避難所や津波避難ビル等の避難施設の指定の状況、避難所における避難者への支援のための備蓄物資の状況等について検査した。

（注12） 25の施策項目 海岸（防潮堤及びその他の2項目）、河川、海岸防災林、地盤沈下対策、交通網（道路、港湾、鉄道及び空港の4項目）、上水道、下水道、住まいの再建（漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業、公営住宅及び造成宅地の滑動崩落防止の6項目）、医療・福祉（医療・保健衛生施設及び社会福祉施設の2項目）、文化・教育（小中学校等及び社会教育施設等の2項目）、農地、農業用施設、漁港施設及び水産業共同利用施設、養殖施設

ア 施策項目別の成果の状況

東北3県及び沿岸31市町村における25の施策項目の計画事業費は、図表6-1のとおり、27年度末現在、計7兆2786億余円であり、これに対する完成分事業費は計2兆2452億余円（うち国庫補助金等計1兆8433億余円）となっている。

施策項目別の完成率をみると、100%は「鉄道」「空港」「公営住宅」及び「養殖施設」の4項目であり、80%以上が「港湾」「造成宅地の滑動崩落防止」等の9項目、20%以下が「海岸（防潮堤）」（防潮堤の新設、改修等を計画し又は実施している海岸の整備。以下同じ。）「海岸防災林」「上水道」及び「都市再生区画整理事

業」の4項目である。20%以下の4項目は、津波により破壊され、流出した海岸保全施設、その背後地の市街地等の整備に関する施策項目となっている。また、計画事業費により事業規模をみると、「海岸（防潮堤）」が1兆3433億余円と最も多額であり、「河川」「道路」「災害公営住宅」「防災集団移転促進事業」及び「漁港施設及び水産業共同利用施設」の5項目が5000億円以上1兆円未満の規模となっている。

「①津波防災等の社会基盤」のうち海岸について、「海岸（防潮堤）」と「海岸（その他）」を合わせて、計画施設数589海岸のうち完成施設数が96海岸、完成率は16.2%となっており、「海岸（防潮堤）」と「海岸（その他）」の別にみると、「海岸（防潮堤）」では整備が計画されている576海岸のうち完成施設数が87海岸、完成率は15.1%、事業費進捗率は34.2%、「海岸（その他）」では整備が計画されている13海岸のうち完成施設数が9海岸、完成率は69.2%、事業費進捗率は68.9%となっている。

「③復興まちづくり」のうち住まいの再建について、「公営住宅」は全て完成し、「防災集団移転促進事業」も計画施設数8,840戸のうち完成施設数が6,484戸、完成率は73.3%となっていて、全体でみると、計画施設数計56,946戸のうち完成施設数が計33,061戸と、集中復興期間において約6割が完成している。

完成率及び事業費進捗率からみると、「河川」「社会福祉施設」「小中学校等」「社会教育施設等」及び「農地」について、完成率はそれぞれ78.8%、95.1%、93.9%、84.2%、84.4%となっている一方で、事業費進捗率は、事業規模の大きい施設等が完成していないことにより、それぞれ35.6%、63.2%、57.5%、40.6%、42.5%となっている。

そこで、完成していない施設等で事業規模の大きいものについて、27年度末現在で完成していない理由をみると、図表6-2のとおり、「河川」では、まちづくりなどの他事業との調整等、「小中学校等」では、移転のための用地取得等、「社会教育施設等」では、資材の調達等にそれぞれ時間を要していることなどによるとしている。また、福島県では、「河川」及び「社会福祉施設」の施設等が避難指示区域内に所在していることなどの理由を挙げている。

図表6-1 施策項目別の復旧・復興事業の成果（平成27年度末現在）

（単位：施策項目ごとの単位、億円、％）

施策項目		施設等数				事業費						
		単位	計画施設数	完成施設数	完成率	計画事業費	支出済事業費	事業費進捗率	完成分事業費			
									国庫補助金等	その他	計	
A	B	B/A	C	D	D/C							
① 津波防災等の社会基盤	海岸	海岸（防潮堤）	海岸	576	87	15.1	1兆3433	4605	34.2	302	30	332
		海岸（その他）	海岸	13	9	69.2	64	44	68.9	21	2	24
			海岸	589	96	16.2	1兆3498	4649	34.4	323	33	356
		河川	箇所	818	645	78.8	6481	2313	35.6	1218	95	1313
		海岸防災林	地区	28	3	10.7	1604	406	25.3	45	63	108
		地盤沈下対策	ha	59	27	47.1	48	26	54.7	17	4	21
② 交通網等の社会基盤	交通網	道路	km	1,111	648	58.3	9167	3724	40.6	1595	499	2094
		港湾	施設	527	423	80.2	1200	976	81.2	600	129	729
		鉄道	km	255	255	100.0	86	86	100.0	55	30	86
		空港	空港	1	1	100.0	90	90	100.0	81	8	90
		上水道	km	1,300	164	12.6	909	264	29.1	217	42	259
		下水道	km	645	293	45.5	4800	2382	49.6	1759	226	1985
③ 復興まちづくり	住まいの再建	漁業集落防災機能強化事業	戸	500	276	55.2	789	251	31.8	42	13	56
		災害公営住宅	戸	29,575	16,747	56.6	9328	5825	62.4	3764	508	4272
		都市再生区画整理事業	戸	10,129	1,652	16.3	3498	1635	46.7	253	72	326
		防災集団移転促進事業	戸	8,840	6,484	73.3	6023	4346	72.1	1622	244	1867
		公営住宅	戸	7,902	7,902	100.0	105	105	100.0	90	14	105
		造成宅地の滑動崩落防止	地区	162	159	98.1	328	295	89.8	220	74	295
	医療・福祉	医療・保健衛生施設	施設	215	209	97.2	159	142	89.2	69	71	140
		社会福祉施設	施設	1,432	1,363	95.1	666	421	63.2	247	171	419
	文化・教育	小中学校等	施設	930	874	93.9	1796	1034	57.5	536	292	828
		社会教育施設等	施設	299	252	84.2	575	234	40.6	117	106	224
④ 農水産業	農地	ha	38,718	32,703	84.4	2566	1093	42.5	876	167	1044	
	農業用施設	施設	4,838	3,914	80.9	1275	1093	85.7	877	203	1081	
	漁港施設及び水産業共同利用施設	施設	7,558	6,282	83.1	7645	5880	76.9	3680	922	4603	
	養殖施設	施設	56,470	56,470	100.0	140	140	100.0	118	22	140	
計						7兆2786	3兆7420	51.4	1兆8433	4019	2兆2452	

- 注(1) 本図表は全ての復旧・復興事業を記載したものではない。
 注(2) 各施策項目とも県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。
 注(3) 「海岸」については、会計実地検査を行った沿岸31市町村のほか5市町に所在する海岸の事業実施分を含んでいる。また、「災害公営住宅」については、岩手、福島両県及び沿岸31市町村のうち30市町村のほか、その他の22市町村の事業実施分を、「防災集団移転促進事業」については、沿岸31市町村のうち22市町村のほか、その他の4市町の事業実施分をそれぞれ含んでいる。
 注(4) 注(3)に掲げるもの以外の施策項目については、市町村が把握している事業分としては会計実地検査を行った沿岸31市町村分を計上している。
 注(5) 「海岸（防潮堤）」については、防潮堤以外の海岸保全施設を防潮堤と合わせて整備しているものを含んでいる。
 注(6) 「災害公営住宅」「漁業集落防災機能強化事業」「都市再生区画整理事業」及び「防災集団移転促進事業」については、効果促進事業に係る事業費も含んでいる。
 注(7) 「災害公営住宅」については、復興交付金及び福島再生加速化交付金により整備されたものを合わせて計上している。
 注(8) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の整備が完了したものを計上している。
 注(9) 施設等数の「単位」は、各施策項目に係る主なものとしている。
 注(10) 各施策項目の表記単位以外のものに係る額についても計画事業費、支出済事業費及び完成分事業費に含めて計上している。
 注(11) 岩手県の各施策項目の施設等には、平成28年8月の台風第10号により被災したものがあがるが、27年度末現在で集計しているため、同台風による影響は反映されていない。

図表6-2 完成率が高い施策項目に係る施設のうち完成していない主な施設等の状況
(平成27年度末現在)

(単位：施策項目ごとの単位、百万円、%)

施策項目	県・市町村名	単位	計画施設数	未完成施設数	計画事業費 A	完成していない施設に係る計画事業費 B	計画事業費に対する完成していない施設に係る計画事業費の割合(注) B/A	主な完成していない施設の名称等	平成27年度末現在で完成していない理由(復興・創生期間における進捗の見込み)
河川	岩手県(県事業分)	箇所	118	24	175,728	167,510	95.3	気仙川等の津波対策水門等	事業規模が大規模であることから関係機関との調整に時間を要したため(32年度完成予定)
	宮城県(県事業分)		287	66	378,510	266,264	70.3	七北田川の河川堤防等	まちづくりなどの他事業との調整に時間を要したことに加え、用地確保が難航しているため(復興・創生期間内に完成予定)
	福島県(県事業分)		263	51	82,822	76,550	92.4	紅葉川の河川堤防等	避難指示区域に所在するため放射線量の低減状況を考慮して事業に着手しているため(復興・創生期間内に完成予定)
社会福祉施設	福島県(県事業分)	施設	181	29	23,544	14,751	62.6	避難指示区域内にある施設	避難指示区域に所在するため被害調査や計画が進んでいない施設があるため(28年度一部施設が完成済み)
小中学校等	大槌町	施設	5	5	11,705	11,705	100.0	大槌小学校、安渡小学校等5施設	入札不調により工事に着手できなかったため(28年度完成済み)
	大船渡市		10	3	12,400	11,864	95.6	越喜来小学校等3施設	入札不調、用地取得の遅れなどにより工事に着手できなかったため(28年度完成済み)
	陸前高田市		14	2	6,101	4,486	73.5	高田東中学校等2施設	移転のための用地取得等に時間を要したため(28年度1施設完成済み、30年度1施設完成予定)
	宮城県(県事業分)		81	3	33,645	25,774	76.6	気仙沼向洋高等学校等3施設	移転のための用地取得等に時間を要したため(28年度1施設完成済み、29年度2施設完成予定)
	石巻市		102	19	20,491	14,186	69.2	雄勝小学校、渡波中学校等19施設	工法の見直しや移転先に応急仮設住宅が設置されているため(応急仮設住宅の退去状況により検討中)
	名取市		19	2	6,563	5,190	79.0	関上小学等2施設	土地区画整理事業による造成が完了していないため(28年度から工事着手)
社会教育施設等	岩手県(県事業分)	施設	7	1	2,757	2,712	98.3	高田松原野外活動センター	移転のための用地取得等に時間を要したため(28年度に基本構想計画を策定)
	大槌町		9	6	2,728	2,721	99.7	安渡、赤浜、吉里吉里各地区の公民館等6施設	移転のための用地取得、関係機関等との調整に時間を要したため(28年度から工事着手)
	釜石市		9	2	5,946	5,729	96.3	釜石市民交流センター等2施設	資材の調達等に時間を要したため(29年度までに完成予定)
	気仙沼市		8	2	2,026	1,888	93.2	気仙沼中央公民館等2施設	移転場所において土地区画整理事業による造成が完了していないなどのため(31年度までに完成予定)
	女川町		3	1	2,050	2,032	99.1	生涯学習センター	移転のための用地取得等に時間を要したため(29年度から工事着手)
	名取市		24	5	1,452	1,116	76.8	関上地区の公民館等4施設、増田地区の公民館1施設	移転場所において土地区画整理事業による造成が完了していないなどのため(29年度から事業着手)
農地	福島県(県事業分)	ha	18,042	3,544	69,053	55,532	80.4	南相馬市原町東地区	ほ場整備事業が完了していないこと、再生可能エネルギーの導入計画等他事業との調整に時間を要したことなどのため(他事業との調整、施行の効率化により今後は事業が進捗する見込み)

(注) 「計画事業費に対する完成していない施設に係る計画事業費の割合」は、完成していない施設の事業規模を示すものであり、事業の進捗の度合いを示すものではない。

イ 津波防災に関する施策における復旧・復興事業の成果

(ア) 東日本大震災後の国の津波対策に関する取組

東北地方太平洋沖地震による津波は、従前の想定をはるかに超える規模のものであった。この津波は、広範囲にわたり浸水、地盤沈下、河川氾濫等を生じさせ、膨大な死者・行方不明者の発生、住宅・施設等の流出、産業の停滞や経済的損失等により、地域全体を壊滅的な状況に陥らせる被害を発生させた。

復興基本方針では、津波防災に関する施策として、たとえ被災したとしても人

命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進するとしている。

東日本大震災後の国の津波対策に関する取組は、図表6-3のとおりとなっている。

復興基本方針の策定に先立ち、発災直後の23年4月に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（以下「専門調査会」という。）が中央防災会議に設置され、東北地方太平洋沖地震による地震・津波の発生状況、被害の状況等についての分析及び今後の対策について検討が行われた。

専門調査会が中間取りまとめに伴う提言として示した「今後の津波防災対策の基本的考え方について」（平成23年6月中央防災会議。以下「津波対策の基本的考え方」という。）では、今後の津波防災対策は、切迫性が低くても東北地方太平洋沖地震や最大クラスの津波を想定し、様々な施策を講ずるよう検討していく必要があるとし、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響等を考慮すると現実的ではないため、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備等のハード・ソフトの取り得る手段を尽くした総合的な津波対策の確立が急務であるとしている。この提言を受けて、23年6月に成立した「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号）においては、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省するなどの津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進することとした。

専門調査会が取りまとめとして示した「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月中央防災会議）では、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の間違った考え方を根本的に改めて、地震・津波の想定から個々の対策までの手順全体について徹底的に見直しを行い、防災対策全体を再構築していく必要があるとして、津波対策を構築するに当たり想定される津波等の考え方、津波被害を軽減するための対策等について提言している。これらの提言を受けて、国は、23年12月に防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議策定）に津波災害対策編を新設し、

都道府県が作成する都道府県地域防災計画及び市町村が作成する市町村地域防災計画においても津波対策の強化が図られることとなった。

そして、同月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）において、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成に関する事項等が定められ、東日本大震災を踏まえた津波対策の抜本的強化が図られた。

また、津波防災地域づくり法に基づき国土交通大臣が策定した「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（平成24年国土交通省告示第51号。以下「津波防災基本指針」という。）では、津波防災地域づくりのために、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえて、「多重防御」の発想により、津波防災を効率的かつ効果的に推進することが基本理念とされた。

(注13) 最大クラスの津波 東北地方太平洋沖地震による津波のように発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

図表6-3 東日本大震災後の国の津波対策に関する取組

年 月	津波対策に係る法令等	府省庁等
平成23年4月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置	内閣府中央防災会議
6月	「今後の津波防災対策の基本的考え方について」の策定	内閣府中央防災会議
	津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）成立	
7月	「設計津波の水位の設定方法等について」を通知	農林水産省、国土交通省
9月	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
12月	防災基本計画の見直し（津波災害対策編の新設）	内閣府中央防災会議
	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）成立	
	「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」の策定	国土交通省
24年7月	「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」の取りまとめ	内閣府中央防災会議
25年3月	「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の取りまとめ	消防庁

(イ) 津波防災に関するハード施策に係る復旧・復興事業の状況

a ハード施策の概要

海岸保全施設が整備される海岸は、海岸の存する地域及びその背後地の利用

状況等に応じて、土地改良事業として管理している施設で防潮堤等の海岸保全施設に該当するものの存する地域等に係る海岸保全区域（以下「農地海岸」という。）、漁港区域に係る海岸保全区域（以下「漁港海岸」という。）、港湾区域及び港湾隣接地域に係る海岸保全区域（以下「港湾海岸」という。）並びにこれら以外の海岸保全区域（以下「建設海岸」という。）に区分され、農地海岸及び漁港海岸は農林水産大臣が、港湾海岸及び建設海岸は国土交通大臣が、それぞれの主務大臣となっている。主務大臣は、海岸法等に基づき、津波等による災害の発生の防止等を総合的に考慮して、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」を定めている。そして、都道府県知事は、同方針に基づき「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画」を策定し、これに基づき、海岸保全施設の整備等を計画的に行うこととしている。

津波対策の基本的考え方では、海岸保全施設等について、比較的頻度の高い一定程度の津波高に対して、引き続き整備を進めていくことを基本とすべきであるとし、設計対象の津波高を超えても、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく必要があるとしている。そして、農林水産省及び国土交通省は、海岸堤防の設計等に関する基準として「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月農林水産省農村振興局、水産庁漁港漁場整備部、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局通知）を県、市町村等の海岸管理部局に通知している。

同基準によれば、海岸保全施設の設計を行うために、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」（平成16年農林水産省、国土交通省令第1号）に基づいて定める設計津波の高さ（以下「設計津波水位」という。）を設定することとされている。設計津波水位は、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波（以下「頻度の高い津波」という。）の集合を対象として行われた津波シミュレーション等の結果により設定され、防潮堤の高さは、設計津波水位を前提に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性等を総合的に考慮して、設定することとされている。

b 集中復興期間におけるハード施策に係る復旧・復興事業の状況

(a) 防潮堤の整備に係る復旧・復興事業の実施状況

防潮堤の整備に係る復旧・復興事業について、東北3県の沿岸31市町村に福島県の南相馬市、双葉郡楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町の6市町を加えた沿岸部の37市町村に所在する海岸を検査した。

防潮堤の整備に係る復旧・復興事業は、図表6-4のとおり、27年度末現在、37市町村のうち福島県の大熊町を除く36市町村に所在する576海岸において事業が計画されており、このうち集中復興期間における完成施設数は87海岸、完成率は15.1%となっている。計画事業費1兆3433億余円のうち支出済事業費は4605億余円、事業費進捗率は34.2%、完成分事業費は332億余円（うち国庫補助金等302億余円）となっている。

県別にみると、計画施設数は、岩手県が111海岸、宮城県が370海岸、福島県が95海岸となっていて、それぞれの完成施設数及び完成率は、岩手県が11海岸、9.9%、宮城県が54海岸、14.5%、福島県が22海岸、23.1%となっている。計画事業費は、事業を実施する海岸数が多い宮城県が7255億余円と最も多額であり、次いで岩手県が4222億余円、福島県が1955億余円となっている。

また、海岸区分別にみると、完成率は、農地海岸が32.8%、港湾海岸が15.1%、建設海岸が13.3%、漁港海岸が6.1%となっている。計画事業費は、建設海岸が6938億余円と最も多くなっており、次いで漁港海岸が4055億余円等となっている。

図表6-4 防潮堤の整備に係る復旧・復興事業の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：海岸、%、百万円）

県名 (事業を実施している市町村数)	海岸区分	海岸数	海岸(防潮堤)の計画施設数		計画施設数576海岸に係る事業費							
			平成27年度末までに復旧・復興事業が実施されている海岸数	完成施設数	完成率	計画事業費	支出済事業費	事業費進捗率	完成分事業費			
									A	B	B/A	C
岩手県 (12市町村)	農地海岸	11	11	11	1	9.0	22,576	12,461	55.1	67	2	70
	漁港海岸	56	56	56	1	1.7	193,395	35,402	18.3	106	6	113
	港湾海岸	12	12	12	—	—	69,099	30,052	43.4	—	—	—
	建設海岸	32	32	32	9	28.1	137,163	70,552	51.4	844	24	868
	計	111	111	111	11	9.9	422,235	148,468	35.1	1,019	33	1,052
宮城県 (15市町村)	農地海岸	103	103	87	38	36.8	26,064	15,812	60.6	15,337	474	15,812
	漁港海岸	131	130	128	4	3.0	177,756	14,844	8.3	1,637	771	2,409
	港湾海岸	37	37	36	—	—	92,501	26,549	28.7	—	—	—
	建設海岸	100	100	100	12	12.0	429,249	139,422	32.4	5,778	491	6,269
	計	371	370	351	54	14.5	725,571	196,629	27.0	22,754	1,737	24,491
福島県 (9市町村)	農地海岸	11	11	10	2	18.1	24,159	17,683	73.1	827	151	979
	漁港海岸	27	27	27	8	29.6	34,360	22,667	65.9	2,729	554	3,284
	港湾海岸	17	17	17	10	58.8	9,612	6,247	64.9	2,484	506	2,991
	建設海岸	40	40	40	2	5.0	127,443	68,812	53.9	392	90	482
	計	95	95	94	22	23.1	195,574	115,411	59.0	6,434	1,303	7,738
東北3県 (36市町村)	農地海岸	125	125	108	41	32.8	72,799	45,958	63.1	16,233	629	16,862
	漁港海岸	214	213	211	13	6.1	405,511	72,913	17.9	4,474	1,332	5,807
	港湾海岸	66	66	65	10	15.1	171,213	62,849	36.7	2,484	506	2,991
	建設海岸	172	172	172	23	13.3	693,856	278,788	40.1	7,015	606	7,621
	合計	577	576	556	87	15.1	1,343,381	460,509	34.2	30,208	3,074	33,282

注(1) 県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(2) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の整備が完了したものを計上している。

注(3) 岩手県の各海岸には、平成28年8月の台風第10号により被災したものがあがるが、27年度末現在で集計しているため、同台風による影響は反映されていない。

復旧・復興事業により整備する防潮堤の高さ（以下「復旧後堤防高」とい（注14）う。）別の計画施設数は、図表6-5のとおり、27年度末現在、T.P. 10m超が95海岸、T.P. 5m超10m以下が286海岸、T.P. 5m以下が195海岸となっていて、それぞれの完成施設数及び完成率は、10海岸・10.5%、24海岸・8.3%、53海岸・27.1%となっている。計画事業費は、事業を実施する海岸数が多いT.P. 5m超10m以下が7706億余円と最も多額であり、次いでT.P. 10m超が3452億余円、T.P. 5m以下が2275億余円となっている。

県別では、T.P. 10m超は岩手県が東北3県計の95海岸のうち78海岸、T.P. 5m超10m以下は宮城県が東北3県計の286海岸のうち171海岸を占め、両県において整備する防潮堤の中心となっているが、岩手県のT.P. 10m超の防潮堤の完成率は11.5%、宮城県のT.P. 5m超10m以下の防潮堤の完成率は5.8%とな

っている。

(注14) T.P. Tokyo Peilの略。東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

図表6-5 復旧後堤防高別の防潮堤の整備に係る復旧・復興事業の実施状況（平成27年度末現在）

(単位：海岸、%、百万円)

県名 (事業を実施している市町村数)	復旧後堤防高 (T.P.) 区分	計画施設数 A	平成27年度末までに復旧・復興事業が実施されている海岸数			計画施設数576海岸に係る事業費					
			完成施設数 B	完成率 B/A	計画事業費 C	支出済事業費 D	事業費進捗率 D/C	完成分事業費			
								国庫補助金等	その他	計	
岩手県 (12市町村)	10m超	78	78	9	11.5	285,851	114,656	40.1	734	24	758
	5m超～10m以下	32	32	1	3.1	136,314	33,741	24.7	217	6	223
	5m以下	1	1	1	100.0	70	70	100.0	67	2	70
	計	111	111	11	9.9	422,235	148,468	35.1	1,019	33	1,052
宮城県 (15市町村)	10m超	17	17	1	5.8	59,365	7,830	13.1	1,314	40	1,355
	5m超～10m以下	171	169	10	5.8	440,451	99,571	22.6	4,544	849	5,394
	5m以下	182	165	43	23.6	225,754	89,227	39.5	16,894	846	17,741
	計	370	351	54	14.5	725,571	196,629	27.0	22,754	1,737	24,491
福島県 (9市町村)	10m超	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5m超～10m以下	83	82	13	15.6	193,889	113,939	58.7	5,367	1,101	6,469
	5m以下	12	12	9	75.0	1,684	1,472	87.4	1,067	202	1,269
	計	95	94	22	23.1	195,574	115,411	59.0	6,434	1,303	7,738
東北3県 (36市町村)	10m超	95	95	10	10.5	345,216	122,486	35.4	2,048	65	2,114
	5m超～10m以下	286	283	24	8.3	770,655	247,252	32.0	10,129	1,957	12,086
	5m以下	195	178	53	27.1	227,509	90,770	39.8	18,029	1,051	19,081
	合計	576	556	87	15.1	1,343,381	460,509	34.2	30,208	3,074	33,282

注(1) 県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(2) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の整備が完了したものを計上している。

注(3) 岩手県の各海岸には、平成28年8月の台風第10号により被災したものがあがるが、27年度末現在で集計しているため、同台風による影響は反映されていない。

注(4) T.P.(Tokyo Peil)は、東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

(b) 防潮堤の整備に要する計画事業費及び期間

36市町村はいずれも津波により甚大な被害を被っているが、復旧後堤防高等の諸元は一様ではなく、また、被災地域の地形、環境等は被災前の状況から著しく変化しており、事業の進捗とともに計画や設計の変更を行う必要があったことなどから事業費や完成（予定）年度が見直されることが想定される。

そこで、防潮堤の計画施設数576海岸について、所在する市町村別の完成状

況を把握したり、27年度末までに事業が実施されている556海岸について、計画事業費及び完成（予定）年度を26年度末現在と27年度末現在とで比較したりするなどして分析した。

市町村別の完成状況をみると、図表6-6のとおり、27年度末現在、36市町村のうち計画施設数の全てが完成した市町村は1村、計画施設数のうち一部が完成した市町村は17市町村であり、18市町村では完成した防潮堤はない。

事業が実施されている556海岸に係る27年度末現在の計画事業費は、気仙沼市に所在する83海岸分が2197億余円、石巻市に所在する66海岸分が1321億余円、大船渡市に所在する25海岸分が1007億余円等となっている。また、被害の程度が甚大であった岩手県の宮古市から宮城県の東松島市までの範囲にある11市町のうち8市町において、当該市町に所在する全海岸における計画事業費がそれぞれ500億円を超えている。

27年度末までに事業を実施している556海岸について、26年度末現在と27年度末現在の計画事業費を比較すると、増加したものが184海岸、減少したものが123海岸となっている。また、556海岸から27年度末現在までに完成した87海岸を除く469海岸の完成（予定）年度をみると、26年度末現在の見込みより延長されたものが299海岸と約6割を占め、このうち7海岸は3か年度以上延長されている。

図表6-6 防潮堤の市町村別完成状況（平成27年度末現在）及び計画事業費等の変化

(単位：海岸、%、百万円)

県名 (市町村数)	市町村名	計画施設 数 A	平成27年度末までに復旧・復興事業が実施されている海岸数		復旧・復興が実施されている556海岸								
			完成施設 数 B	完成率 B/A	計画事業費の変化				完成（予定）年度の変化				
					計画事業費が増加した海岸数	計画事業費が減少した海岸数	26年度末現在の計画事業費 C	27年度末現在の計画事業費 D	増減額 D-C	完成（予定）年度が延長された海岸数	うち3か年度以上延長したものの	完成（予定）年度が短縮された海岸数	
岩手県 (12市町村)	洋野町	6	6	4	66.6	—	1	2,539	2,369	△ 170	1	—	—
	久慈市	4	4	—	—	4	—	6,408	8,451	2,043	3	—	—
	野田村	6	6	1	16.6	2	2	20,716	20,868	152	4	1	—
	普代村	2	2	2	100.0	—	—	321	321	—	—	—	—
	田野畑村	3	3	—	—	2	1	6,475	8,273	1,797	3	—	—
	岩泉町	3	3	2	66.6	1	—	741	747	5	1	—	—
	* 宮古市	16	16	—	—	8	6	60,526	67,667	7,141	12	—	—
	山田町	8	8	—	—	3	4	46,666	45,960	△ 705	4	—	—
	大槌町	3	3	—	—	3	—	15,075	18,093	3,018	1	—	—
	* 釜石市	20	20	—	—	4	8	54,972	57,994	3,021	11	—	—
	* 大船渡市	25	25	1	4.0	10	6	99,982	100,712	730	21	—	—
	* 陸前高田市	15	15	1	6.6	9	2	80,259	90,775	10,515	9	1	—
	計	111	111	11	9.9	46	30	394,685	422,235	27,550	70	2	—
宮城県 (15市町)	* 気仙沼市	84	83	11	13.0	20	29	215,562	219,791	4,229	52	3	—
	* 南三陸町	55	55	10	18.1	20	3	82,682	88,243	5,560	33	—	—
	* 石巻市	67	66	6	8.9	18	7	125,733	132,123	6,389	32	2	—
	女川町	19	19	4	21.0	4	3	10,669	9,935	△ 734	4	—	—
	* 東松島市	38	37	8	21.0	22	2	81,932	83,866	1,933	22	—	—
	松島町	18	18	9	50.0	10	3	10,500	11,833	1,332	8	—	—
	利府町	2	2	—	—	2	—	2,123	4,140	2,016	2	—	—
	塩竈市	60	45	5	8.3	9	2	38,470	39,480	1,010	17	—	1
	七ヶ浜町	9	9	—	—	1	—	14,305	14,310	5	3	—	—
	多賀城市	2	2	—	—	1	—	11,338	12,477	1,139	1	—	—
	仙台市	5	4	1	20.0	1	—	29,359	35,282	5,922	1	—	—
	名取市	5	5	—	—	2	—	24,881	25,653	771	1	—	—
	岩沼市	2	2	—	—	2	—	23,004	26,984	3,980	—	—	—
	亘理町	1	1	—	—	—	—	1,700	1,700	—	—	—	—
山元町	3	3	—	—	1	—	14,870	16,690	1,819	3	—	—	
計	370	351	54	14.5	113	49	687,136	722,512	35,376	179	5	1	
福島県 (9市町)	新地町	5	5	2	40.0	2	2	8,874	8,807	△ 67	1	—	1
	相馬市	13	13	3	23.0	1	9	35,153	34,792	△ 361	7	—	—
	* 南相馬市	19	19	3	15.7	8	9	63,698	62,617	△ 1,080	14	—	1
	浪江町	6	5	—	—	—	1	11,564	11,552	△ 11	2	—	—
	双葉町	2	2	—	—	—	—	4,737	4,737	—	—	—	—
	富岡町	4	4	—	—	—	3	8,932	8,854	△ 77	4	—	—
	楡葉町	5	5	—	—	1	2	11,342	11,754	411	3	—	—
	広野町	4	4	—	—	3	—	4,207	4,974	767	3	—	—
	いわき市	37	37	14	37.8	10	18	47,536	47,324	△ 212	16	—	3
計	95	94	22	23.1	25	44	196,047	195,414	△ 632	50	—	5	
東北3県 (36市町村)	576	556	87	15.1	184	123	1,277,869	1,340,163	62,294	299	7	6	

注(1) 市町村名欄の*印を付した市町村は、平成27年度末現在の計画事業費が500億円を超えているものである。

注(2) 県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。

注(3) 「完成施設数」は、当該施設等について復旧事業から復興事業までの一連の整備が完了したものを計上している。

注(4) 岩手県の各海岸には、平成28年8月の台風第10号により被災したものがあがるが、27年度末現在で集計しているため、同台風による影響は反映されていない。

27年度末現在の計画事業費が26年度末現在と比較して増加又は減少した307海岸のうち、増減額が1億円以上の138海岸（増加96海岸、減少42海岸）を増減理由別にみると、図表6-7のとおり、増加した海岸では「工法、構造等の変更」が53海岸、減少した海岸では「概算事業費等の見直し」が18海岸となっている。

図表6-7 計画事業費の増減理由別海岸数及び増減額（平成27年度末現在）

（単位：海岸、百万円）

計画事業費の増減理由	計画事業費が増減した海岸数		計画事業費の増減額		
	増加	減少	増加額	減少額	差引増減額
増減額1億円以上	96	42	80,668	△ 19,253	61,414
工法、構造等の変更	53	18	48,617	△ 6,334	42,282
資材の確保	19	4	18,822	△ 2,087	16,735
他事業との調整	8	1	8,022	△ 157	7,864
概算事業費等の見直し	16	18	5,206	△ 10,569	△ 5,363
用地取得	—	1	—	△ 104	△ 104
増減額1億円未満	88	81	3,222	△ 2,343	879
合計	184	123	83,891	△ 21,596	62,294

（注）複数の理由のうち主な理由により集計している。

東北3県は、防潮堤の完成時期を最大限早めるために、入札時に、詳細設計に伴う工事費の変動については設計変更により対応する条件を明示した上で標準断面図等により工事を発注している。そして、標準断面図等による工事の発注に当たり積算の開始時点で得られる情報を基にして想定し得る最善の設計を行い、事業費を概算で算出しているが、東北3県は、事業着手に際して詳細な地質調査等を行った結果、当初想定できなかった地質条件等が発見され、基礎杭の延長、打設工法の変更等により計画事業費が増減するケースが多くあるとしている。

556海岸の防潮堤の完成（予定）年度について、26年度末現在の見込みと27年度末現在の見込みとを比較すると、図表6-8のとおり、集中復興期間に完成するとしていた防潮堤は、206海岸から87海岸へと119海岸減少している。また、復興・創生期間では、30年度に完成する予定となっているものが、14海岸から125海岸へと111海岸増加している。

図表6-8 防潮堤の完成（予定）年度別海岸数（平成26年度末現在及び27年度末現在）

（単位：海岸）

県名	完成（予定） 年度を見込んでいた時点	完成（予定）年度別海岸数					計	
		平成23年度～27年度 （集中復興期間）	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度
岩手県	26年度末現在	45	49	14	3	—	—	111
	27年度末現在	11	40	41	18	—	1	111
	増減	△ 34	△ 9	27	15	—	1	—
宮城県	26年度末現在	121	81	139	7	3	—	351
	27年度末現在	54	92	105	91	5	4	351
	増減	△ 67	11	△ 34	84	2	4	—
福島県	26年度末現在	40	31	19	4	—	—	94
	27年度末現在	22	29	26	16	1	—	94
	増減	△ 18	△ 2	7	12	1	—	—
計	26年度末現在	206	161	172	14	3	—	556
	27年度末現在	87	161	172	125	6	5	556
	増減	△ 119	—	—	111	3	5	—

27年度末現在における完成（予定）年度が26年度末現在と比較して延長された299海岸を延長理由別にみると、図表6-9のとおり、「地域住民、関係機関との調整」が100海岸、「他事業との調整」が80海岸となっている。「地域住民、関係機関との調整」では、防潮堤の高さ、延長、構造等について地域との合意形成を図るため、また、「他事業との調整」では、防潮堤を整備する海岸に隣接する道路や漁港施設の復旧・復興事業の進捗と合わせるためなどにそれぞれ時間を要していることが、完成（予定）年度が延長される要因となっている。

図表6-9 完成（予定）年度の延長又は短縮の理由別海岸数（平成27年度末現在）

（単位：海岸）

完成（予定）年度が延長又は短縮された理由	完成（予定）年度が延長又は短縮された海岸数					
	延長	延長された年度				短縮
		1か年度	2か年度	3か年度	4か年度	
地域住民、関係機関との調整	100	81	17	2	—	1
他事業との調整	80	65	14	1	—	—
計画、設計の見直し	42	24	16	1	1	—
資材、人員等の確保困難	34	22	12	—	—	—
用地取得の遅れ	30	25	5	—	—	—
その他	13	7	4	2	—	5
計	299	224	68	6	1	6

注(1) 「その他」は、延長されたものについては、入札不調、風水害等によるものであり、短縮されたものについては、関係機関との調整が早期に完了したものなどである。

注(2) 複数の理由のうち主な理由により集計している。

(ウ) 津波防災まちづくりに係る復旧・復興事業の状況

a 市街地整備に係る2事業の概要

東北地方太平洋沖地震による津波の浸水区域面積は、561km²（平成23年4月国土地理院公表）に及んでいる。復興基本方針では、津波防災まちづくりの推進に当たって、平地に都市機能が存在し、ほとんどが被災した地域、平地の市街地が被災し、高台の市街地は被災を逃れた地域等、地域の状況に応じて、被災都市の中核機能の復興のための市街地の整備・集団移転等のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて実施することとしており、防潮堤の整備と並行して、浸水した市街地等の整備が行われている。

復興基本方針に基づく津波防災まちづくりの推進のため、国土交通省は、24年1月に「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）」（以下「整備ガイダンス」という。）を策定した。整備ガイダンスにおいて、土地区画整理事業又は津波復興拠点整備事業を津波等により被災した地域の復興において適用することができることとなっており、市街地整備に係る2事業の目的等の内容は、次のとおりとなっている。

① 都市再生区画整理事業（事業番号D-17）

本事業は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業で、東日本大震災からの復興に当たっては、津波被害にあった住民の安全・安心を確保するため、既存の土地区画（注15）整理事業を復興交付金事業の都市再生区画整理事業（緊急防災空地整備事業、

(注16) 都市再生事業計画案作成事業及び被災市街地復興土地区画整理事業。以下

(注17) 「都市再生区画整理事業」という。)として活用するものである。都市再生区画整理事業では、防災上安全な宅地を確保する観点から、原位置での復興を基本としているものの、必要に応じて、これらの地区等に隣接する丘陵地との一体的な整備や津波に対しての防災上必要な市街地のかさ上げ(盛土)が行われることがある。

- (注15) 緊急防災空地整備事業 土地区画整理事業が予定される地区において、防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業
- (注16) 都市再生事業計画案作成事業 土地区画整理事業を実施するための事業計画の案の作成に関する事業
- (注17) 被災市街地復興土地区画整理事業 大規模な災害により被災した市街地の復興を促進するために行う土地区画整理事業

② 津波復興拠点整備事業(事業番号D-15)

本事業は、津波により被災した地域の復興を先導する拠点とするため、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させた津波に対して安全な市街地を緊急に整備するため、津波防災地域づくり法に基づく「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定された都市施設を整備する事業である。

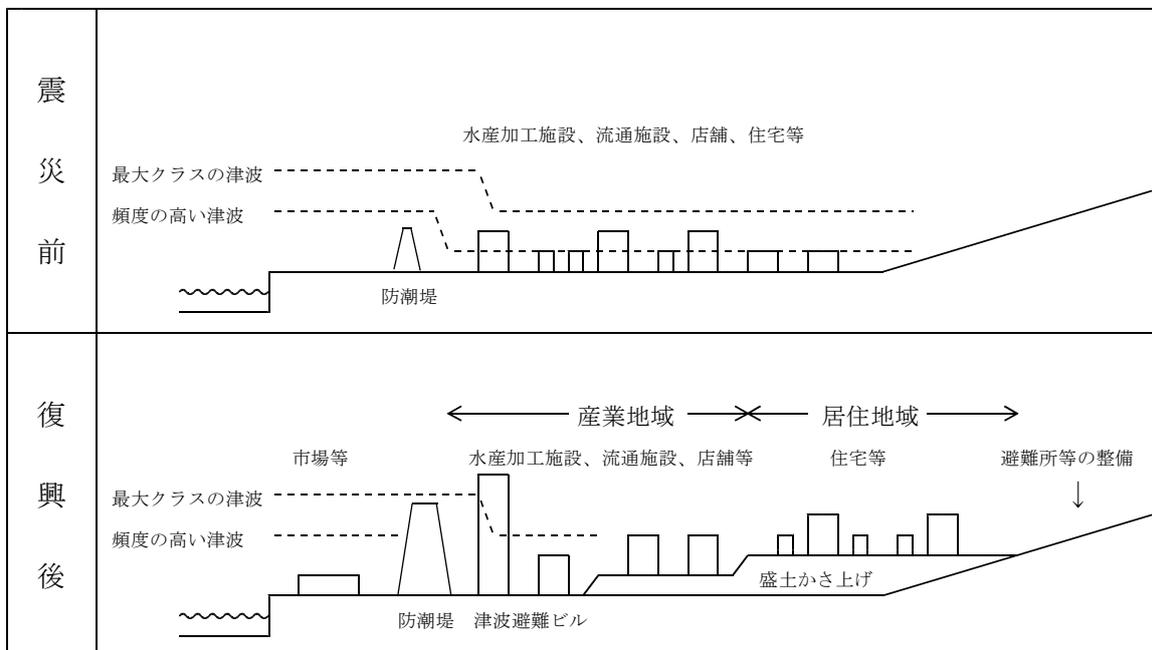
防災集団移転促進事業は、被災した地域において居住に適していないと認められる区域内にある住居を津波等による被災のおそれのない高台等に集団移転するものであるが、市街地整備に係る2事業は、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域においても整備が行われ、この場合には津波防災のためにかさ上げが行われることになる。このため、整備ガイドランスによれば、都市再生区画整理事業では、市街地のかさ上げにおける留意事項として、津波防災上必要最小限のものに限られること、市町村地域防災計画の中で、避難計画等とともに総合的に検討されることが望ましいことなどとされており、また、津波復興拠点整備事業では、津波復興拠点をかさ上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として東北地方太平洋沖地震による津波に対して浸水しないまでのかさ上げに係る費用を限度とすることなどとされている。

また、市町村の復興計画等では、防災及び減災に対応した居住地域と産業地

域の再配置が掲げられており、そのイメージは、図表6-10のとおり、居住地域の前面に産業地域を配置し、当該地域における避難のために津波避難ビル等を備え、また、かさ上げなどにより土地を確保して海岸から可能な範囲で離れた場所に居住地域を配置し、津波発生時には速やかに避難できるように避難所、避難路等を整備するものとなっている。

なお、津波防災まちづくりに関連する事業として、市街地整備に係る2事業のほかに、高台移転等に伴う道路整備を行う道路事業（事業番号D-2）、被災商店の再建や被災者の受皿となる公営住宅等の一体的整備を推進する市街地再開発事業（事業番号D-16）等が実施されている。

図表6-10 津波防災まちづくりのイメージ



(注) 市町村が策定している復興計画等を基に作成した。

b 津波防災まちづくりにおける市街地整備に係る2事業の状況

津波防災まちづくりに係る復旧・復興事業について、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域等においてかさ上げを実施している市街地整備に係る2事業を対象として、市町村別・土地利用別の整備状況を検査した。土地利用別の整備状況の検査においては、事業を実施している区域を、住宅が立地する地区（以下「居住系」という。）、商工業施設等が立地する地区（以下「産業系」という。）及び行政機関、消防等防災施設、公園等が立地する地区（以下「公共系」という。）に区分した。なお、市街地整備に係る2事業の計画に対す

る達成状況は、事業完了率と、整備が計画されている面積に対する整備済みの面積の割合（以下「整備率」という。）としている。

(a) 市街地整備に係る2事業の実施状況

都市再生区画整理事業は、図表6-11のとおり、沿岸31市町村のうち21市町村で217事業実施されており、廃止した7事業を除くと27年度末までの完了事業数が105事業、事業完了率は50.0%となっている。都市再生区画整理事業のうち緊急防災空地整備事業及び都市再生事業計画案作成事業はいずれも事業完了率が90%を超えているが、事業の中心である被災市街地復興土地区画整理事業（以下「復興土地区画整理事業」という。）の事業完了率は6.3%である。都市再生区画整理事業の計画事業費3498億余円のうち支出済事業費は1635億余円であり、事業費進捗率は46.7%となっている。また、津波復興拠点整備事業は、沿岸31市町村のうち17市町で43事業実施されており、廃止した2事業を除くと27年度末までの完了事業数が9事業、事業完了率は21.9%となっている。本事業の計画事業費1169億余円のうち支出済事業費は595億余円であり、事業費進捗率は50.9%となっている。

図表6-11 市街地整備に係る2事業の実施状況（平成27年度末現在）

(単位：市町村、件、%、百万円)

事業名 (復興交付金事業番号)	事業を実施している市町村数	計画事業数 A	完了 B	継続又は未着手	廃止 C	事業完了率 B/(A-C)	計画事業費 D	支出済事業費 E	事業費進捗率 E/D
都市再生区画整理事業 (D-17)	21	217	105	105	7	50.0	349,879	163,516	46.7
緊急防災空地整備事業	12	26	21	—	5	100.0	10,435	10,435	100.0
都市再生事業計画案作成事業	20	57	56	1	—	98.2	17,133	17,104	99.8
復興土地区画整理事業	20	64	4	59	1	6.3	289,652	122,586	42.3
効果促進事業	16	70	24	45	1	34.7	32,658	13,389	40.9
津波復興拠点整備事業 (D-15)	17	43	9	32	2	21.9	116,937	59,595	50.9
基幹事業	17	31	5	24	2	17.2	113,832	58,174	51.1
効果促進事業	8	12	4	8	—	33.3	3,104	1,420	45.7
計	21	260	114	137	9	45.4	466,816	223,111	47.7

(注) 事業を実施している市町村数の計は純計である。

復興土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業による市街地の整備状況をみると、図表6-12のとおり、復興土地区画整理事業では計画面積1,532ha、実績面積319ha、整備率20.8%となっており、津波復興拠点整備事業では計画

面積260ha、実績面積145ha、整備率55.7%となっている。

かさ上げの状況について、両事業とも全体の計画面積の約5割がかさ上げの対象となっており、かさ上げのために要する土量は、復興土地区画整理事業が2,476万m³、津波復興拠点整備事業が466万m³となっている。また、両事業のかさ上げに係る計画面積及び実績面積は、それぞれ761haのうち169ha、143haのうち90haであり、整備率はそれぞれ22.3%、62.9%となっている。

市町村別に全体の整備状況をみると、復興土地区画整理事業について、20市町村のうち整備が完了したものが1村、整備率が80%を超えているものが1町、整備率が20%以下のものが10市町となっている。かさ上げを計画しているのは20市町村のうち15市町であり、このうちかさ上げに係る整備率が20%以下のものが7市町となっている。かさ上げの面積が大きい市町の整備率は、陸前高田市（かさ上げの計画面積128ha）が2.9%、女川町（同128ha）が11.6%、釜石市（同107ha）が6.6%となっている。また、津波復興拠点整備事業について、事業を実施している17市町村のうち16市町で整備を実施しており、このうち整備が完了したものが4市町、整備率が80%を超えているものが1市、整備率が20%以下のものが4市となっている。かさ上げを計画しているのは16市町村のうち13市町であり、このうちかさ上げに係る整備率が20%以下のものが4市町となっている。

図表6-12 市町村別の市街地整備に係る2事業による市街地の整備状況（平成27年度末現在）

（単位：ha、千㎡、百万円、％）

県名 （事業を実施している市町村数）	市町村名	全体の整備状況			かさ上げの状況								
		計画面積	実績面積	整備率	面積			土量			かさ上げに要する事業費等		
					計画	実績	整備率	計画	実績	計画に対する実績の割合	計画事業費	支出済事業費	事業費進捗率
A	B	B/A	C	D	D/C	E	F	F/E	G	H	H/G		
復興土地区画整理事業													
岩手県 (7市町村)	野田村	12	12	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宮古市	42	28	66.2	26	19	72.0	308	214	69.7	1,676	474	28.3
	山田町	51	49	95.0	51	49	95.0	479	296	61.8	6,948	3,590	51.6
	大槌町	52	19	37.2	49	19	39.9	1,532	474	30.9	29,386	8,828	30.0
	釜石市	107	7	6.6	107	7	6.6	1,527	1,157	75.7	7,232	2,934	40.5
	大船渡市	27	7	29.0	11	2	24.7	162	47	29.4	623	229	36.8
	陸前高田市	298	7	2.6	128	3	2.9	6,692	1,590	23.7	7,577	980	12.9
	計	593	132	22.4	374	101	27.1	10,702	3,781	35.3	53,445	17,037	31.8
宮城県 (11市町)	気仙沼市	75	9	13.1	74	9	13.3	2,402	1,292	53.8	28,822	14,065	48.8
	南三陸町	60	4	8.3	60	4	8.3	3,540	2,436	68.8	7,686	2,045	26.6
	石巻市	227	82	36.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	女川町	216	28	13.3	128	15	11.6	4,850	3,270	67.4	12,268	2,702	22.0
	東松島市	73	21	30.0	61	21	35.6	967	242	25.0	3,708	1,532	41.3
	塩竈市	5	2	37.1	5	2	37.1	89	34	38.5	1,631	477	29.2
	七ヶ浜町	26	3	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	多賀城市	7	3	42.6	7	3	42.6	37	7	19.0	250	28	11.5
	仙台市	69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	名取市	56	4	8.1	33	2	7.2	1,700	925	54.4	17,017	6,976	40.9
	岩沼市	5	0	15.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	824	163	19.7	371	59	16.0	13,587	8,207	60.4	71,384	27,829	38.9	
福島県 (2市町)	新地町	23	8	34.1	12	8	65.2	443	313	70.7	2,917	2,064	70.7
	いわき市	91	14	16.1	2	0	19.7	31	10	32.6	68	22	32.6
	計	114	22	19.8	15	8	57.3	474	323	68.2	2,985	2,086	69.8
合計(20市町村)	1,532	319	20.8	761	169	22.3	24,764	12,313	49.7	127,815	46,953	36.7	
津波復興拠点整備事業													
岩手県 (6市町)	宮古市	2	1	42.5	1	0	13.3	7	2	25.5	12	1	8.7
	山田町	7	7	100.0	3	3	100.0	67	60	88.8	2,554	2,540	99.4
	大槌町	23	6	28.6	18	3	19.8	215	23	10.6	1,519	1,359	89.4
	釜石市	32	6	19.9	22	6	28.7	631	289	45.8	8,770	6,139	70.0
	大船渡市	2	0	36.1	2	0	36.1	46	46	100.0	259	170	65.6
	陸前高田市	38	38	100.0	24	24	100.0	1,724	1,724	100.0	8,877	8,877	100.0
	計	106	60	56.9	72	38	53.1	2,691	2,144	79.6	21,993	19,088	86.7
宮城県 (8市町)	気仙沼市	25	15	61.1	13	9	69.7	634	463	73.0	4,258	1,977	46.4
	南三陸町	42	16	38.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
	石巻市	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	女川町	2	2	100.0	1	1	100.0	99	99	100.0	107	107	100.0
	東松島市	9	—	—	7	—	—	113	108	95.6	2,216	1,529	68.9
	塩竈市	3	—	—	0	—	—	3	—	—	0	—	
	多賀城市	15	10	67.0	14	10	71.4	168	130	77.9	4,354	3,673	84.3
	山元町	25	25	100.0	24	24	100.0	515	515	100.0	2,526	2,526	100.0
計	124	69	55.9	62	46	74.2	1,534	1,318	85.8	13,462	9,814	72.9	
福島県 (2市町)	新地町	18	5	30.8	8	5	64.8	443	273	61.6	2,922	1,802	61.6
	いわき市	10	8	82.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	29	14	50.0	8	5	64.8	443	273	61.6	2,922	1,802	61.6
合計(16市町)	260	145	55.7	143	90	62.9	4,669	3,735	80.0	38,378	30,705	80.0	

注(1) 津波復興拠点整備事業を実施した市町村については、調査をもって事業が完了した七ヶ浜町を除いている。

注(2) 復興土地区画整理事業の実績面積が計上されていない仙台市並びに津波復興拠点整備事業の実績面積が計上されていない3市のうち石巻市及び東松島市は、実施設計、道路等の一部工事に着手している。

(b) 土地利用別の整備状況

市街地整備に係る2事業による土地利用別の市街地の整備状況をみると、図表6-13のとおり、復興土地区画整理事業の計画面積は、20市町村計で居住系が437ha、産業系が432ha、公共系が411haであり、それぞれの整備率は34.1%、19.8%、14.1%となっている。また、津波復興拠点整備事業の計画面積は、16市町計で居住系が31ha、産業系が77ha、公共系が133haであり、それぞれの整備率は62.8%、70.5%、50.2%となっている。道路等を先行して整備していることなどから公共系の整備が居住系の整備より進んでいる市町もみられるが、全体としては、両事業とも被災者の住まいの確保や商工業等の活性化に係る部分を最優先に進めてきたことなどから、居住系及び産業系の整備が公共系に比べて進んでいる。

市町村別に土地利用別の市街地の整備状況をみると、復興土地区画整理事業について、居住系では20市町村のうち17市町村で整備を計画しており、このうち整備を完了したものが3市町村、整備率が20%以下のものが5市となっている。産業系では20市町村のうち19市町村が整備を計画しており、このうち整備を完了したものが2市村、整備率が20%以下のものが12市町となっている。公共系では20市町村のうち19市町村が整備を計画しており、このうち整備を完了したものが1村、整備率が20%以下のものが11市町となっている。また、津波復興拠点整備事業について、居住系では16市町のうち5市町で整備を計画しており、このうち整備を完了したものが3市町、整備率が20%以下のものが1市となっている。産業系では16市町のうち12市町が整備を計画しており、このうち整備を完了したものが6市町、整備率が20%以下のものが2市となっている。公共系では16市町のうち15市町が整備を計画しており、このうち整備を完了したものが5市町、整備率が20%以下のものが5市町となっている。

図表6-13 市町村別・土地利用別の市街地整備に係る2事業による市街地の整備状況（平成27年度末現在）

（単位：ha、％）

県名 （事業を実施している市町村数）	市町村名	全体の整備状況（再掲）			居住系			産業系			公共系		
		計画面積	実績面積	整備率	計画面積	実績面積	整備率	計画面積	実績面積	整備率	計画面積	実績面積	整備率
		A	B	B/A	C	D	D/C	E	F	F/E	G	H	H/G
復興土地区画整理事業													
岩手県 (7市町村)	野田村	12	12	100.0	3	3	100.0	5	5	100.0	3	3	100.0
	宮古市	42	28	66.2	8	6	76.8	15	10	65.0	18	11	62.4
	山田町	51	49	95.0	16	16	100.0	13	12	91.0	2	1	94.0
	大槌町	52	19	37.2	17	3	20.6	14	8	58.8	20	7	35.6
	釜石市	107	7	6.6	48	0	0.7	20	1	9.7	38	4	12.4
	大船渡市	27	7	29.0	6	0	13.2	12	5	39.8	7	1	25.1
	陸前高田市	298	7	2.6	75	6	8.6	24	—	—	82	—	—
計	593	132	22.4	176	37	21.4	107	44	41.0	174	31	17.9	
宮城県 (11市町)	気仙沼市	75	9	13.1	26	6	23.7	25	3	12.6	10	—	—
	南三陸町	60	4	8.3	—	—	—	31	2	8.5	5	—	—
	石巻市	227	82	36.4	98	50	50.8	94	16	17.4	34	16	47.3
	女川町	216	28	13.3	31	18	59.0	37	7	19.6	76	0	0.6
	東松島市	73	21	30.0	21	21	100.0	39	—	—	12	0	5.1
	塩竈市	5	2	37.1	1	0	42.9	2	1	52.1	0	0	7.8
	七ヶ浜町	26	3	14.5	12	2	21.1	4	0	12.5	2	0	12.2
	多賀城市	7	3	42.6	2	1	60.2	1	0	10.6	3	1	43.3
	仙台市	69	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—	—
	名取市	56	4	8.1	24	3	16.0	3	—	—	28	0	2.4
	岩沼市	5	0	15.2	—	—	—	4	0	15.2	1	0	15.2
計	824	163	19.7	218	105	48.0	315	32	10.3	175	20	11.4	
福島県 (2市町)	新地町	23	8	34.1	6	4	71.6	—	—	—	17	3	21.2
	いわき市	91	14	16.1	37	2	6.0	9	9	100.0	44	3	7.2
	計	114	22	19.8	43	6	15.3	9	9	100.0	62	6	11.1
合計(20市町村)	1,532	319	20.8	437	149	34.1	432	86	19.8	411	58	14.1	
津波復興拠点整備事業													
岩手県 (6市町)	宮古市	2	1	42.5	—	—	—	—	—	—	2	1	42.5
	山田町	7	7	100.0	0	0	100.0	1	1	100.0	3	3	100.0
	大槌町	23	6	28.6	—	—	—	12	4	38.5	10	1	16.8
	釜石市	32	6	19.9	5	0	6.0	3	1	40.2	24	4	19.9
	大船渡市	2	0	36.1	—	—	—	1	0	17.0	0	0	100.0
	陸前高田市	38	38	100.0	1	1	100.0	9	9	100.0	27	27	100.0
	計	106	60	56.9	7	2	35.6	28	17	60.5	69	39	56.9
宮城県 (8市町)	気仙沼市	25	15	61.1	—	—	—	17	12	69.7	8	3	43.2
	南三陸町	42	16	38.1	16	9	56.9	—	—	—	18	4	23.7
	石巻市	1	—	0.0	—	—	—	—	—	—	1	—	—
	女川町	2	2	100.0	—	—	—	1	1	100.0	0	0	100.0
	東松島市	9	—	0.0	—	—	—	—	—	—	9	—	—
	塩竈市	3	—	0.0	—	—	—	3	—	—	—	—	—
	多賀城市	15	10	67.0	—	—	—	10	10	100.0	5	—	—
	山元町	25	25	100.0	7	7	100.0	3	3	100.0	13	13	100.0
計	124	69	55.9	23	17	71.2	35	27	76.4	57	22	39.7	
福島県 (2市町)	新地町	18	5	30.8	—	—	—	8	5	63.7	0	0	89.5
	いわき市	10	8	82.0	—	—	—	4	4	100.0	6	4	68.9
	計	29	14	50.0	—	—	—	12	9	76.7	6	4	69.9
合計(16市町)	260	145	55.7	31	19	62.8	77	54	70.5	133	67	50.2	

注(1) 津波復興拠点整備事業を実施した市町村については、調査をもって事業が完了した七ヶ浜町を除いている。

注(2) 復興土地区画整理事業の実績面積が計上されていない仙台市並びに津波復興拠点整備事業の実績面積が計上されていない3市のうち石巻市及び東松島市は、実施設計、道路等の一部工事に着手している。

(エ) 津波防災に関するソフト施策に係る復旧・復興事業の状況

a ソフト施策の概要

津波防災基本指針では、津波防災地域づくりを推進するに当たり、国が、広

域的な見地からの基礎調査の結果や津波を発生させる津波の断層モデルを始めとする情報提供、技術的助言等を都道府県に行い、都道府県知事は、これらの情報提供等を踏まえて津波防災地域づくり法に基づく津波により想定される浸水の区域及び水深（以下「津波浸水想定」という。）を設定することとなっている。津波浸水想定の設定は、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震等、海溝型巨大地震により発生する最大クラスの津波を想定して行うが、中央防災会議等により津波の断層モデルが公表されていない海域については、過去に発生した津波の痕跡調査等から最大クラスの津波高を推定等して行うことなどとしている。

そして、津波防災地域づくり法によれば、都道府県知事は、津波浸水想定を踏まえて、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定することができることとされている。また、津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等、津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるために、津波ハザードマップの配布等の措置を講じなければならないこととされている。ただし、東北3県では、27年度末現在、津波の痕跡調査を実施中であること、海溝型巨大地震による最大クラスの津波についての国の検討結果を注視していることなどから、津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定のいずれも行われていない。

イ(イ) b (a)のとおり、防潮堤の完成率は15.1%となっており、多くの市町村において頻度の高い津波に対する防御が十分ではない。また、防潮堤の整備に伴い、津波災害から防御される範囲が拡大することになるものの、最大クラスの津波に対しては、いずれの市町村においても浸水が生ずることが想定され、津波災害時において当該市町村の居住者、事業所の従業者等は速やかな避難が必要となる。

住民等の避難行動について、中央防災会議に設置された津波避難対策検討ワーキンググループの「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年

7月)において、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること、避難の実行性を高めるために、避難しやすい環境をまちづくりと一体となって整備し、最大クラスの津波への対応を目指す必要があること、津波による浸水が想定される市町村においては、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を速やかに策定する必要があることなどが指摘されている。また、津波が発生してから終息するまでのおおむね数時間から十数時間までの間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画（以下「津波避難計画」という。）を市町村が策定するために、国は「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成14年消防庁。25年改訂）において「市町村における津波避難計画策定指針」（以下「策定指針」という。）を示している。

策定指針では、津波避難計画において定める必要がある事項として、図表6-14のとおり、津波浸水想定に定める浸水の区域（以下「津波浸水想定区域」という。）等を示した図（以下「津波浸水想定区域図」という。）、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、津波浸水想定区域図に基づき市町村が指定する地域（以下「避難対象地域」という。）、津波の到達時間までに避難対象地域の外に避難することが困難な地域で津波シミュレーションや避難時の歩行速度等により設定される地域（以下「避難困難地域」という。）、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等（以下「緊急避難場所」という。）、津波情報の収集・伝達等の11事項が示されている。

図表6-14 津波避難計画において定める必要がある事項

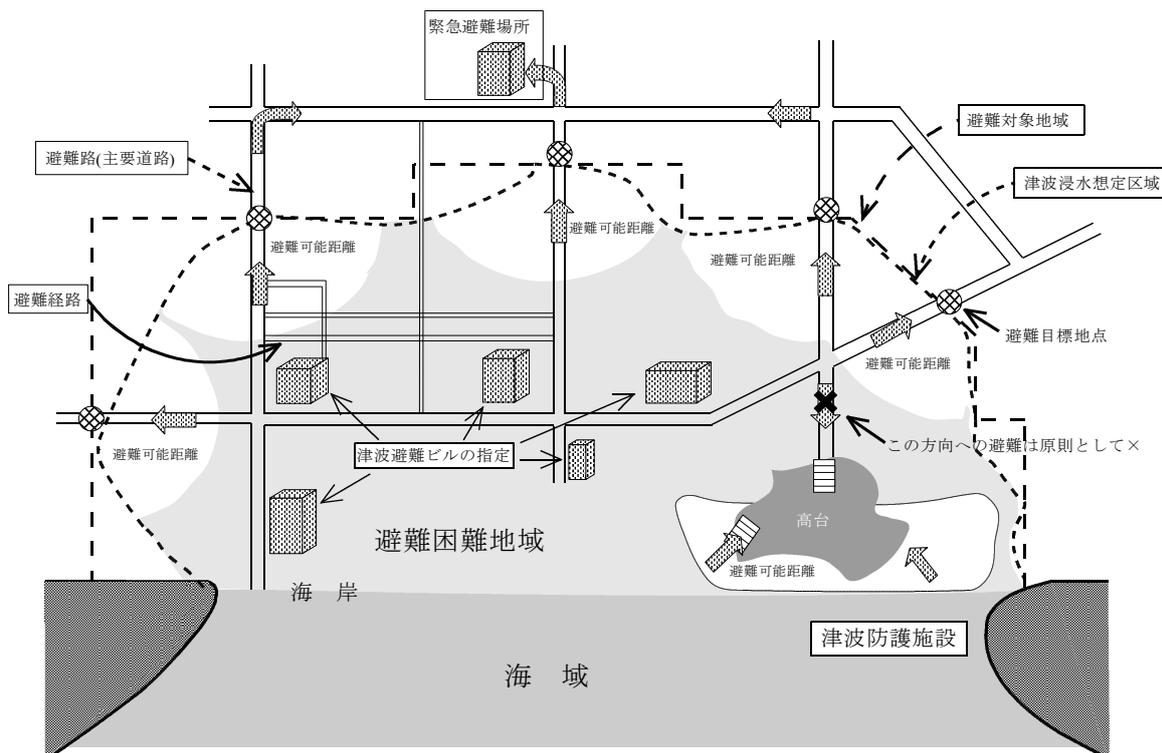
事項		内容
1	津波浸水想定区域図	① 最大クラスの津波の設定
		② 計算条件の設定（断層モデルの設定等）
		③ 津波シミュレーションの実施
		④ 津波浸水想定の設定
		⑤ 津波到達予想時間の想定
2	避難対象地域	津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定
3	避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4	津波情報の収集・伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
5	初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6	避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
7	緊急避難場所、避難路等	緊急避難場所、避難路・避難経路等の指定・設定
8	避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
9	津波対策の教育・啓発	津波避難計画、津波ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
10	避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11	その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

（注） 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を基に作成した。

また、前記の検討会報告書において、津波避難計画の概念図が示されている（図表6-15参照）。この概念図を基に一般的な津波避難計画における地震発生時以降の避難方法を示すと、次のとおりである。

- ① 地震発生時、強い揺れや長い揺れを感じた場合は直ちに避難を開始する。津波浸水想定区域内の避難者は、あらかじめ津波ハザードマップや防災訓練で把握した避難目標地点を目指して指定された避難路を使用して緊急避難場所に避難する。なお、避難目標地点は、津波浸水想定区域外に設定し、避難路は、海岸や河口を避けて津波の進行方向と同方向に向かっていく道路に設定する。
- ② 地震発生時から数分以内に大津波警報等により津波の到達予想時刻や津波高が発表される。避難困難地域の避難者及び到達予想時刻を基に避難目標地点にたどり着けないと判断した避難者は、津波避難ビル等に緊急避難する。

図表6-15 津波避難計画の概念図



出典 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書

b ソフト施策に係る復旧・復興事業の計画及び実施状況

東北3県では、前記のとおり、津波災害警戒区域の指定が行われていないことから、東北3県管内の沿岸市町村には、津波防災地域づくり法に基づく津波ハザードマップの住民への配布等の義務は課されていない。しかし、海岸の背後地に整備されていく居住地や商工業用地の地区等を防御するための防潮堤の完成には時間を要しており、また、防潮堤を越える最大クラスの津波から人命を守るためには、策定指針等に示されたソフト施策を適切に実施することが必要である。

このため、沿岸31市町村は、集中復興期間において、津波避難計画の策定、避難所の指定、津波情報の収集のための機器等の整備等のソフト施策を事業費計652億余円で実施しており、このうち478億余円が復旧・復興予算により措置されている。沿岸31市町村における津波避難計画の策定等の状況や、策定指針に示された11事項のうち、避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定、津波情報等の収集・伝達手段等の整備、避難路等の整備、避難所の指定等の状況は次のとおりである。

(a) 津波避難計画の策定等の状況

沿岸31市町村の津波避難計画の策定状況をみると、図表6-16のとおり、27年度末現在、津波避難計画を策定しているのは21市町村で、このうち、東日本大震災前に津波避難計画を策定していたのは5市町となっており、16市町村は東日本大震災後に策定している。なお、東北3県では、前記のとおり、津波浸水想定の設定は行われていないため、21市町村は、津波避難計画において定める必要のある津波浸水想定区域図を、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域を参考にするなどして作成している。

(注18)

一方、津波避難計画を策定していない10市町村について、その理由をみると、復興事業を実施中のためとしているものが4市町、津波浸水想定の設定が行われていないためとしているものが3市町、復興土地区画整理事業が完了せず住民が少ないなど避難対象等が少ないためとしているものが3町村となっている。なお、これら10市町村は、その代替措置として津波ハザードマップによる情報提供や津波避難訓練等による協力体制を一層推進するなどの対策を講じている。

(注18) 津波避難計画を策定していない10市町村 岩手県の久慈市、下閉伊郡山田、岩泉両町、九戸郡野田村、洋野町、宮城県の塩竈市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、福島県のいわき、相馬両市

図表6-16 津波避難計画の策定等の状況（平成27年度末現在）

(単位：市町村)

県名（対象市町村数）	策定している市町村数	東日本大震災前に策定していた市町村数	策定していない市町村数	津波避難計画を策定していない理由			策定していないことに対する代替措置	
				復興事業を実施中のため	津波浸水想定の設定が行われていないため	避難対象等が少ないため	津波ハザードマップ等による情報提供	津波避難訓練等による協力体制の構築
岩手県（12市町村）	7	3	5	2	1	2	2	3
宮城県（15市町）	12	—	3	1	1	1	2	1
福島県（4市町）	2	2	2	1	1	—	1	1
計（31市町村）	21	5	10	4	3	3	5	5

(b) 避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況

避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況をみると、図表6-17のとおり、27年度末現在、避難対象地域について、沿岸31市町村のうち21市町村が指定しており、その面積及び人口は、約373km²、20万7911人となっている。

また、避難困難地域について、沿岸31市町村のうち11市町村が設定しており、その面積及び人口は約90km²、3万9101人となっている。なお、東北3県では、前記のとおり、津波浸水想定の設定が行われていないため、これらの市町村は、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域等を基に避難対象地域の指定等を行っている。

避難対象地域を指定していない10市町及び避難困難地域を設定していない20市町村について、指定等を行っていない理由をみると、前提条件である津波浸水想定や津波避難計画が定められていないなどのためとしているものが避難対象地域の指定では7市町、避難困難地域の設定では13市町と多く、緊急避難場所への距離や、道路条件、避難手段等を検討した結果、津波到達時間までに住民等が避難できるなどのためとしているものが、避難対象地域の指定では2市町、避難困難地域の設定では6市町村となっている。

図表6-17 避難対象地域の指定及び避難困難地域の設定の状況（平成27年度末現在）

(単位：市町村、km²、人)

県名 (対象市町村数)	避難対象地域			避難困難地域			避難対象地域の指定又は避難困難地域の設定を行っていない理由					
	指定している市町村数	面積	人口	設定している市町村数	面積	人口	避難対象地域			避難困難地域		
							津波浸水想定、津波避難計画が定められていないため	津波到達時間までに避難できるなどのため	復興事業を実施中のため	津波避難計画が策定されていないなどのため	津波到達時間までに避難できるなどのため	復興事業を実施中のため
岩手県 (12市町村)	10	66.9	41,278	6	7.7	3,939	2	—	—	5	1	—
宮城県 (15市町)	11	306.1	166,633	5	81.8	35,162	3	—	1	6	3	1
福島県 (4市町)	—	—	—	—	—	—	2	2	—	2	2	—
計 (31市町村)	21	373.1	207,911	11	89.6	39,101	7	2	1	13	6	1

(c) 津波情報等の収集・伝達手段の確保に係る機器等の整備状況

市町村は、災害対策基本法の規定に基づき、災害に関する予報若しくは警報を受けたとき、又は知ったときは、市町村地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報等に係る事項を住民等に対して伝達しなければならないこととなっている。

また、策定指針において、津波情報等の収集・伝達手段の確保について、気象庁が発表する大津波警報・津波警報、津波注意報の早期収集、津波実況等の情報収集を挙げている。そして、津波実況等の情報収集は、救助活動等の災害応急対策の実施又は待避の判断の基礎となるほか、住民に対する適切な避難誘導に資することが期待されるとし、津波実況の把握方法として、気象庁が発表する津波観測情報等による津波観測結果等の収集、地方公共団体

等が整備する監視用カメラ（以下「津波監視カメラ」という。）や津波観測機器等により行うことが基本となるとしている。

津波監視カメラの整備状況をみると、図表6-18のとおり、沿岸31市町村のうち整備が完了したものが14市町、整備中のものが1村、整備していないものが16市町村となっている。

津波監視カメラを整備していない16市町村のうち、水門、防災行政無線等に設置されたカメラを津波の現況把握の際に使用するなど代替する手段を有しているものが9市町村、沿岸部の復旧を優先して整備の必要性については検討中としているものが7市町村となっている。

図表6-18 津波監視カメラの整備状況（平成27年度末現在）

（単位：市町村、百万円）

県名 （対象市町村数）	整備が完了した	整備中	整備していない	津波監視カメラに代替する手段		整備を検討中	復旧・復興事業に係る事業費	うち国費
				他システム等のカメラを活用	気象庁の警報等を活用			
岩手県（12市町村）	5	1	6	5	—	1	2,664	1,709
宮城県（15市町）	7	—	8	2	2	4	1,033	852
福島県（4市町）	2	—	2	—	—	2	983	740
計（31市町村）	14	1	16	7	2	7	4,681	3,302

策定指針によれば、住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するために、各市町村において、地域の実情に応じて各情報伝達手段の特徴を踏まえて、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築することとされている。そして、情報伝達手段の具体的な整備内容として、システムの耐災害性（非常電源、耐震性、耐浸水性等）の強化、Jアラートによる情報伝達手段の自動起動対象の拡大、緊急速報メールの一括送信、防災行政無線の整備等が記載されている。

情報伝達手段の確保に係る通信機器の整備等の実施状況をみると、図表6-19のとおり、沿岸31市町村のうち整備等が実施済みとなっている市町村数は、システムの耐災害性の強化が27市町村、Jアラートによる自動起動対象の拡大が28市町村、緊急速報メールの一括送信が29市町村、防災行政無線の整備のうち同報系システムが全ての市町村、移動系システムが24市町村、難聴区域の解消が21市町村となっている。

このように、情報伝達手段の確保は、多くの市町村で実施又は整備されている。システムの耐災害性の強化を実施していない4市町は、他の防災用の通信機器等の整備に合わせて復興・創生期間に実施するとしており、移動系システムの防災行政無線を整備していない7市町は、他の移動系通信を活用したり、今後整備したりするとしている。

- (注19) Jアラート 全国瞬時警報システム。弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を人工衛星を用いて国（内閣官房又は気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
- (注20) 同報系システム 屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村等から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム
- (注21) 移動系システム 車載型や携帯型の移動局と市町村、消防、警察等の関係機関が相互に通信を行うシステム

図表6-19 情報伝達手段の確保に係る通信機器の整備等の状況（平成27年度末現在）

(単位：市町村、百万円)

県名 (対象市町村数)	システムの耐災害性の強化		Jアラートによる自動起動対象の拡大		緊急速報メールの一括送信		防災行政無線の整備				難聴区域の解消				復旧・復興事業に係る事業費	うち国費
	実施済	未実施	実施済	未実施	実施済	未実施	同報系システム		移動系システム		実施済	未実施	対象区域がない			
							整備済	未整備	整備済	未整備			実施済	その他		
岩手県 (12市町村)	11	1	11	1	11	1	12	—	9	3	9	3	2	1	3,885	2,358
宮城県 (15市町)	13	2	14	1	15	—	15	—	13	2	11	4	1	3	7,718	4,415
福島県 (4市町)	3	1	3	1	3	1	4	—	2	2	1	3	2	1	1,081	714
計 (31市町村)	27	4	28	3	29	2	31	—	24	7	21	10	5	5	12,686	7,488

(d) 避難路の整備状況及び誘導標識の設置状況

津波発生時において、気象庁から発表された警報や市町村からの避難に関する情報等を基に、住民等は避難路を用いて避難場所へと避難を開始する。策定指針では、避難路について、安全性や機能性が確保されている道路を指定するよう努めることとなっている。また、避難時に、避難場所の位置が分かる地域の住民のほか津波発生時にその場に居合わせた観光客等にも分かるように誘導標識を設置することも必要であるとしている。

避難路の指定状況をみると、図表6-20のとおり、27年度末現在、沿岸31市町村のうち16市町村が194路線を指定しており、東日本大震災前の指定数10路線から大幅に増加している。復旧・復興事業による避難路の整備は、27年度末までに11市町村の44路線が完了しており、復興・創生期間において13市町村が101路線を整備するとしている。

図表6-20 避難路の指定及び整備の状況（平成27年度末現在）

（単位：市町村、路線、百万円）

県名 （対象市町村数）	平成27年度末現在で避難路を指定している市町村数	東日本大震災前の指定数	27年度末現在の指定数	復旧・復興事業による避難路の整備状況						
				避難路を整備する市町村数	27年度末まで		28年度以降		復旧・復興事業に係る事業費	うち国費
					整備した市町村数	整備済みの路線数	整備する市町村数	整備予定の路線数		
岩手県（12市町村）	5	—	36	6	4	8	2	8	4,732	3,616
宮城県（15市町）	8	—	104	10	5	16	9	64	18,009	14,294
福島県（4市町）	3	10	54	2	2	20	2	29	7,761	6,006
計（31市町村）	16	10	194	18	11	44	13	101	30,503	23,917

誘導標識の設置状況をみると、図表6-21のとおり、27年度末現在、沿岸31市町村のうち22市町村が1,321か所に設置しており、東日本大震災前の設置数549か所から大幅に増加している。復旧・復興事業による誘導標識の設置は、27年度末までに17市町村の991か所が完了しており、復興・創生期間において4市が1,808か所を設置するとしている。

なお、避難路の整備に係る事業を実施していない13市町村及び誘導標識の整備に係る事業を実施していない11市町村は、いずれも市街地整備に係る2事業等の復旧・復興事業の進捗等を考慮して、検討していくとしている。

図表6-21 誘導標識の設置及び整備の状況（平成27年度末現在）

（単位：市町村、箇所、百万円）

県名 （対象市町村数）	平成27年度末現在誘導標識を設置している市町村数	東日本大震災前の設置数	27年度末現在の設置数	復旧・復興事業による誘導標識の整備状況						
				誘導標識を整備する市町村数	27年度末まで		28年度以降		復旧・復興事業に係る事業費	うち国費
					整備した市町村数	整備済みの箇所数	整備する市町村数	整備予定の箇所数		
岩手県（12市町村）	10	248	716	10	9	521	1	1,317	153	116
宮城県（15市町）	11	289	576	8	8	470	1	59	37	32
福島県（4市町）	1	12	29	2	—	—	2	432	13	—
計（31市町村）	22	549	1,321	20	17	991	4	1,808	205	149

(e) 避難所、津波避難ビル等の指定、安全性等の状況

25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在して避難者の生活環境を確保するための避難所とが明確に区別された。そして、緊急避難場所について、津波から安全な区域内にあること、避難所について、災害による影響が比較的小さい場所にあるものであることなどの基準が定められた。また、地震の揺れに伴う建物の倒壊は、死者発生や火災の発生等の被害拡大の要因になるとともに、応急対策活動の阻害要因にもなることから、避難施設の耐震性を把握

しておくことも必要となる。

市町村は、市町村地域防災計画において、避難所、緊急避難場所、津波避難ビル等の指定を行っている。また、避難所や津波避難ビル等の一部は、復興交付金事業の都市防災推進事業（都市防災総合推進事業。事業番号D-20）、特別交付税により設置造成等された復興基金の活用等により整備されている。

沿岸31市町村における避難施設の指定の状況をみると、全ての市町村が避難所、緊急避難場所等の避難施設を指定しており、図表6-22のとおり、27年度末現在の指定数は2,313施設となっていて、東日本大震災前の2,266施設から47施設増加している。また、復旧・復興事業による避難施設の整備は、27年度末までに15市町村の118施設が完了しており、復興・創生期間において5市町村が26施設を整備するとしている。

図表6-22 避難施設の指定及び整備の状況（平成27年度末現在）

（単位：施設、市町村、百万円）

県名 (対象市町村数)	東日本大震災前の 指定数	平成27年度末現在の 指定数	指定数が 増加した 市町村数	復旧・復興事業による避難施設の整備状況					
				27年度末まで		28年度以降		復旧・復興 事業に係る 事業費	うち国費
				整備した 市町村数	整備済みの 施設数	整備する 市町村数	整備予定 の施設数		
岩手県（12市町村）	744	893	8	4	13	2	2	3,101	1,849
宮城県（15市町村）	1,138	980	10	10	104	3	24	12,542	10,016
福島県（4市町村）	384	440	4	1	1	—	—	1,077	829
計（31市町村）	2,266	2,313	22	15	118	5	26	16,720	12,695

（注）指定数は、津波災害に対応したものを計上している。また、既存の施設を指定したものを含んでいる。

沿岸31市町村における避難施設について避難者の収容能力、施設の安全性等をみると、図表6-23のとおり、27年度末現在、収容可能面積及び収容可能人数は、緊急避難場所（指定数1,160施設）が約252万㎡に約101万人、津波避難ビル（同94施設）が約5万㎡に約5万人、避難所（同1,059施設）が約145万㎡に約53万人となっていて、避難対象地域の人口約21万人及び避難困難地域の人口約4万人を十分に収容できる規模となっている。

しかし、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域等に所在する避難施設が緊急避難場所で49施設、避難所で56施設、耐震性の有無を把握していない避難施設が津波避難ビルで4施設、避難所で168施設となっている。また、住民等が避難施設に移動するための誘導標識等が設置されていないものが緊急避難場所で684施設、津波避難ビルで11施設、避難所で630施設となっ

ている（市町村別の避難施設の指定数、安全性等の状況については276～279ページの別図表12参照）。

市町村は、浸水した地域等に所在する避難施設について、地震や津波等の状況に応じて活用したり、避難所の指定を見直したりするなどとしている。また、市町村は、いずれも耐震性の有無の把握及び誘導標識等の設置の必要性を認識しており、耐震性の有無について、施設管理者に対して耐震診断の実施状況の確認や耐震診断の実施に関する働きかけなどを行い、誘導標識等の設置について、避難路の整備状況や地域住民の意見を参考にして、今後、設置を進めるなどとしている。

避難所等の装備について、防災基本計画の津波災害対策編では、地方公共団体は、避難所等において、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図ること、指定された避難場所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、毛布等の避難生活に必要な物資等の備蓄に努めることなどとされている。

避難所等の装備の状況をみると、非常用電源が備えられていない避難施設が津波避難ビルで25施設、避難所で497施設、ラジオ等の情報機器がない避難施設が津波避難ビルで62施設、避難所で369施設、備蓄倉庫がない施設が津波避難ビルで56施設、避難所で485施設となっている。なお、備蓄倉庫がない施設については、津波災害時には他の地区等にある拠点施設から物資を移動して持ち込むなどの対応を図るとしている。

このように、指定された避難施設の収容可能面積及び収容可能人数は、指定された避難対象地域等の人口に対して、十分な収容能力が備えられているものの、地震時の安全性を把握していないものや避難生活に関する備蓄物資が不足しているものが見受けられる状況となっている。

図表6-23 避難施設の収容能力、安全性等の状況（平成27年度末現在）

（単位：施設、㎡、人）

避難施設の区分	県名 (指定市町村数)	指定数 注(1)	収容可能面積	収容可能人数	避難所等の安全性等			避難所等の装備					
					浸水地域内に 所在する 注(2)	耐震性の状況		誘導標 識等が ない	非常用 電源が ない	ラジオ 等情報 機器が ない	備蓄倉庫の設置		
						耐震性 がない	把握し ていな い				設置さ れてい ない	把握し ていな い	
避難対象地域から一時的に避難	緊急避難場所 注(3)	岩手県(12市町)	577	587,078	422,826	3	/	/	326	/	/	/	/
		宮城県(12市町)	467	780,281	365,310	46	/	/	345	/	/	/	/
		福島県(3市町)	116	1,152,188	220,280	-	/	/	13	/	/	/	/
		計(27市町)	1,160	2,519,548	1,008,416	49	/	/	684	/	/	/	/
避難困難地域において避難	津波避難ビル 注(4)	岩手県(1町)	1	382	187	/	-	-	-	-	-	-	-
		宮城県(5市町)	78	31,808	46,416	/	2	4	3	11	48	42	-
		福島県(1市)	15	17,733	6,080	/	-	-	8	14	14	14	-
		計(7市町)	94	49,923	52,683	/	2	4	11	25	62	56	-
避難して滞在する	避難所	岩手県(12市町村)	315	188,367	68,902	9	28	104	248	78	102	168	28
		宮城県(15市町)	435	938,996	394,810	47	28	64	293	181	44	161	29
		福島県(4市町)	309	318,813	63,751	-	2	-	89	238	223	156	57
		計(31市町村)	1,059	1,446,177	527,463	56	58	168	630	497	369	485	114

注(1) 指定数は、津波災害に対応したものを計上している。また、既存の施設を指定したものを含んでいる。

注(2) 浸水地域は、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域を指す。

注(3) 緊急避難場所は、公園、校庭、広場等屋外施設が多数あるため、耐震性の状況や避難所等の装備の調査対象から除外している。ただし、緊急避難場所が避難所にも指定されている場合は、当該避難所について耐震性の状況や避難所等の装備を調査した。

注(4) 津波避難ビルは、津波浸水想定区域内に所在するため、浸水地域内の所在の調査対象から除外している。

注(5) 1施設が避難所と緊急避難場所に指定されている施設が多数あるため、合計は記載していない。

市町村が避難所に指定している1,059施設のうち備蓄倉庫が設置されている460施設について、避難者を支援するための備蓄物資の状況をみると、図表6-24のとおり、27年度末現在、収容可能人数約38万人に対して、食糧（保存米）が約34万食、毛布が約9万枚備蓄されている。

津波災害時の避難状況は、浸水の程度、昼夜の時間等様々な条件で異なるが、各避難所において収容可能人数の上限まで住民等が避難したと仮定して食糧（保存米）による食事の供与期間をみると、460施設のうち食事の供与が全くできないものが145施設あり、1日以下が255施設、1日超3日以下が52施設となっている。また、毛布が不足するものが349施設、非常用電源がないため停電時に照明等の電気製品が使えないものが48施設、石油ストーブが備蓄されていないため暖房が使えないものが234施設となっている。

これらの避難所が所在する市町村では、備蓄物資の拡充に努めるとともに、
(注22)
不足する物資について、災害時相互応援協定を締結した団体等からの支援や他の避難所に設置されている備蓄倉庫から輸送するなどの対応を図っている。また、備蓄物資の更新費用等の負担が大きいことが見込まれることから、住民における備蓄の推進や避難時の非常用食糧等の持参等の取組を進めている。

(注22) 災害時相互応援協定 地震等の災害発生時における被災者の救出・救護、必要な人員の派遣、生活必需品等の提供等の支援について、地

方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、又は地方公共団体間で締結される協定

図表6-24 避難者を支援するための備蓄物資の状況（平成27年度末現在）

（単位：施設、人）

県名 （備蓄倉庫が設置されている避難所がある市町村数）	備蓄倉庫が設置されている避難所数	備蓄倉庫にある主な備蓄品の数量			備蓄品による避難者への支援							
		左の避難所の収容可能人数	食糧（保存米）（食）	毛布（枚）	備蓄されている食糧（保存米）による食事供与期間別の避難所数				備蓄品だけでは避難生活に支障が生じる避難所数			
					全くない	1日以下	1日超3日以下	3日超	毛布が不足する	照明等電気製品が使えない	暖房を使えない	
岩手県（10市町村）	119	43,393	111,884	22,046	14	72	26	7	72	21	64	
宮城県（14市町）	245	308,734	218,823	48,707	76	142	26	1	190	22	100	
福島県（3市町）	96	29,900	11,692	15,500	55	41	—	—	87	5	70	
計（27市町村）	460	382,027	342,399	86,253	145	255	52	8	349	48	234	

（注）備蓄されている食糧（保存米）による食事供与期間別の避難所数及び毛布が不足する避難所数については、各避難所において収容可能人数の上限まで住民等が避難したと仮定して算出している。

ウ 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

東日本大震災により、多くの人が住居を失い、また、福島第一原発の事故により、影響を受けた多くの人が居住地を離れることとなり、ともに避難生活を余儀なくされることとなった。このため、東北3県は、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の保護を図ることなどを目的として、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅の供与を実施し、また、被災者等の居住の安定確保を図ることを目的として、被災者等に住宅や宅地を供給している災害公営住宅整備事業等、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業及び都市再生区画整理事業（以下、これらの事業を「住まいの復興に係る4事業」という。）を実施しており、事業費は基本的に全額が国費により賄われている。

そこで、東日本大震災及び福島第一原発の事故の被害の著しかった東北3県が集中復興期間において実施した、被災者等に対する応急仮設住宅の供与並びに住まいの復興に係る4事業による住宅及び宅地の供給に係る復旧・復興事業の状況についてみると次のとおりである。

(ア) 被災者等に対する応急仮設住宅の供与

a 供与に要する費用の状況

応急仮設住宅の供与に要する費用は、内閣府所管（24年度以前は厚生労働省所管）の災害救助費等負担金及び震災復興特別交付税により措置されている。

東北3県が整備等を行った建設型応急仮設住宅（整備戸数計52,822戸）及び借上型応急仮設住宅（借上戸数計24,856戸）について、集中復興期間における整

備費、維持管理費等をみると、図表6-25のとおり、建設型応急仮設住宅の整備費は計3370億余円、維持管理費は計574億余円、撤去費は計14億余円、借上型応急仮設住宅の維持管理費は計1449億余円となっている。

図表6-25 集中復興期間における応急仮設住宅の整備費、維持管理費等の状況

(単位：市町村、戸、百万円)

事業主体	建設型応急仮設住宅						借上型応急仮設住宅		
	設置市町村数	整備戸数	整備費	維持管理費	撤去戸数	撤去費	設置市町村数	借上戸数	維持管理費
	平成27年度末現在	27年度末現在	23年度～27年度の計	23年度～27年度の計	27年度末現在	23年度～27年度の計	27年度末現在	27年度末現在	23年度～27年度の計
岩手県	13	13,984	87,811	3,172	1,065	557	8	1,465	7,226
うち沿岸分	11	13,890	87,206	3,162	1,060	556	8	1,465	
宮城県	15	22,038	155,950	27,906	536	382	15	8,960	58,698
うち沿岸分	13	21,959	155,367	27,904	457	322	13	8,947	
福島県	23	16,800	93,331	26,416	1,042	483	34	14,431	79,051
うち沿岸分	4	2,516	11,476	5,015	517	83	4	1,411	
計	51	52,822	337,093	57,495	2,643	1,423	57	24,856	144,976
うち沿岸分	28	38,365	254,050	36,082	2,034	962	25	11,823	

(注) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において応急仮設住宅を整備等している分である。

建設型応急仮設住宅に係る維持管理費について、集中復興期間における年度別の状況をみると、図表6-26のとおり、震災直後の23年度が344億余円とピークとなっており、24年度以降、建設型応急仮設住宅の統廃合や廃止の進捗により減少傾向となっている。

図表6-26 集中復興期間における建設型応急仮設住宅に係る維持管理費の年度別の状況

(単位：市町村、戸、百万円)

事業主体	設置市町村数	整備戸数	維持管理費							
			平成27年度末現在	27年度末現在	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
			岩手県	13	13,984	232	925	573	702	739
うち沿岸分	11	13,890	231	923	570	699	736	3,162		
宮城県	15	22,038	22,040	2,232	1,235	1,233	1,163	27,906		
うち沿岸分	13	21,959	22,040	2,231	1,235	1,233	1,163	27,904		
福島県	23	16,800	12,183	11,442	1,506	946	336	26,416		
うち沿岸分	4	2,516	2,675	2,037	167	101	32	5,015		
計	51	52,822	34,457	14,600	3,315	2,882	2,238	57,495		
うち沿岸分	28	38,365	24,947	5,193	1,973	2,034	1,932	36,082		

(注) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において応急仮設住宅を整備等している分である。

b 入居の状況

応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とされているが、厚生労働省は、24年4月に、災害公営住宅の整備になお時間を要する状況にあることなどを踏まえて供与期間を1年間延長することとし、25年4月に、地域の実情を踏まえて必要がある場合は、更に延長できることとした。

応急仮設住宅は、被災者等が恒久住宅等に入居する前に一時的に居住する住

宅であることから、各事業主体は、早期に恒久住宅等を整備し、応急仮設住宅の解消に努める必要がある。

そこで、東北3県が被災者等に供与した応急仮設住宅について、集中復興期間の終期である27年度末現在の入居等の状況をみると、図表6-27のとおり、建設型応急仮設住宅は、東北3県の51市町村に計52,822戸が設置されており、借上型応急仮設住宅は、東北3県の57市町村で計24,856戸となっている。建設型応急仮設住宅の入居戸数は27,155戸、空き戸数は23,024戸、入居人数は55,163人であり、借上型応急仮設住宅の入居戸数は24,856戸、入居人数は55,705人となっている。27年度末現在の入居戸数を27年6月末現在と比較してみると、その増減率は、建設型応急仮設住宅が20.9%、借上型応急仮設住宅が24.5%それぞれ減少しており、住まいの復興に係る4事業の進捗に伴い、避難生活から安定した生活に向けて前進した状況が見受けられる。しかし、応急仮設住宅には依然として約11万人が入居している状況であり、その解消にはなお時間を要することが見込まれる。

図表6-27 応急仮設住宅の入居等の状況（平成27年6月末現在及び27年度末現在）

（単位：市町村、戸、%、人）

事業主体	建設型応急仮設住宅												借上型応急仮設住宅							
	設置市町村数	整備戸数 B+D+F	入居戸数			空き戸数			撤去戸数			入居人数		設置市町村数	借上戸数	入居戸数			入居人数	
			平成27年6月末現在	27年度末現在	増△減率 B/A-1	27年6月末現在	27年度末現在	増△減率 D/C-1	27年6月末現在	27年度末現在	増△減率 F/E-1	27年6月末現在	27年度末現在			27年6月末現在	27年度末現在	増△減率 H/G-1	27年6月末現在	27年度末現在
			A	B		C	D		E	F		G	H				I	J		K
岩手県	13	13,984	9,417	7,353	△ 21.9	4,303	5,566	29.3	264	1,065	303.4	19,819	15,193	8	1,465	1,965	1,465	△ 25.4	4,804	3,572
うち沿岸分	11	13,890	9,386	7,334	△ 21.8	4,245	5,496	29.4	259	1,060	309.2	19,756	15,161	8	1,465	1,880	1,465	△ 22.0	4,587	3,572
宮城県	15	22,038	13,915	10,470	△ 24.7	7,769	11,032	42.0	354	536	51.4	30,153	22,167	15	8,960	14,474	8,960	△ 38.0	34,084	20,121
うち沿岸分	13	21,959	13,915	10,470	△ 24.7	7,769	11,032	42.0	275	457	66.1	30,153	22,167	13	8,947	14,324	8,947	△ 37.5	33,691	20,080
福島県	23	16,800	11,025	9,332	△ 15.3	5,528	6,426	16.2	247	1,042	321.8	21,350	17,803	34	14,431	16,503	14,431	△ 12.5	36,351	32,012
うち沿岸分	4	2,516	1,055	727	△ 31.0	1,461	1,272	△ 12.9	0	517	-	2,573	1,681	4	1,411	1,733	1,411	△ 18.5	4,316	3,525
計	51	52,822	34,357	27,155	△ 20.9	17,600	23,024	30.8	865	2,643	205.5	71,322	55,163	57	24,856	32,942	24,856	△ 24.5	75,239	55,705
うち沿岸分	28	38,365	24,356	18,531	△ 23.9	13,475	17,800	32.0	534	2,034	280.8	52,482	39,009	25	11,823	17,937	11,823	△ 34.0	42,594	27,177

（注）沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において応急仮設住宅を整備等している分である。

このように応急仮設住宅の供与が長期間継続することは、被災者等の真の自立に支障を来すことから、各事業主体は、応急仮設住宅の撤去等計画を立て、入居者を個別に訪問するなどして応急仮設住宅の撤去等期限を周知し、災害公営住宅への移転や自力再建を促すなどしている。

(イ) 恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業

a 災害公営住宅整備事業等

災害公営住宅整備事業等は、東日本大震災及び福島第一原発の事故による被

災者等が早急に避難生活から恒久住宅での生活に移るなど居住の安定確保を図るために災害公営住宅等を整備するものであり、復興交付金事業又は福島再生加速化交付金事業のうち長期避難者生活拠点形成事業及び帰還環境整備事業により実施されている。

災害公営住宅整備事業等は、東北3県及び沿岸31市町村のうち岩手、福島両県及び30市町村のほか、その他の22市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、図表6-28のとおり、759地区における計画戸数29,575戸に対して16,747戸が完成（完成率56.6%）し、整備が完了した地区に係る整備額は4383億余円となっている。

図表6-28 集中復興期間における災害公営住宅整備事業等による災害公営住宅の整備状況（平成27年度末現在）

（単位：地区、戸、百万円、%）

事業主体	計画		整備済			完成率 B/A
	地区数	戸数 A	地区数	戸数 B	整備額	
岩手県（1県及び12市町村）	192	5,771	102	3,168	80,213	54.8
うち沿岸分	191	5,744	102	3,168	80,213	55.1
宮城県（21市町）	409	15,919	262	9,812	260,224	61.6
うち沿岸分	387	15,559	241	9,476	251,894	60.9
福島県（1県及び19市町村）	158	7,885	97	3,767	97,958	47.7
うち沿岸分	104	6,587	66	3,064	78,769	46.5
計（2県及び52市町村）	759	29,575	461	16,747	438,396	56.6
うち沿岸分	682	27,890	409	15,708	410,877	56.3

注(1) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において災害公営住宅整備事業等を実施している分である。

注(2) 宮城県（21市町）の計画戸数15,919戸及び計（2県及び52市町村）の計画戸数29,575戸のうち石巻市に係る計画戸数428戸については、平成27年度末現在で地区数が未定であるため、本図表の地区数には計上していない。

また、災害公営住宅整備事業等の整備方法についてみると、①事業主体が自ら設計し、又は設計事務所に委託して設計させて、建設会社に請負工事を発注するもの（以下「直接建設」という。）、②設計と施工を一体として独立行政法人都市再生機構又は県に委託するもの（以下「委託建設」という。）、③事業主体が公募型プロポーザル方式により事業者を選定した後、事業者が設計と施工を併せて行い、完成後に事業主体が買い取るもの（以下「民間買取」という。）、④事業主体が民間住宅を借り上げて被災者等に供与するもの（以下「民間借上」という。）に分類することができる。そして、上記の16,747戸を整備方法別にみると、図表6-29のとおり、直接建設が計画戸数、整備済戸数及び整備額ともに最も多く、それぞれ11,104戸、7,713戸、計1940億余円となって

いる。また、住宅を新築した直接建設、委託建設及び民間買取の1戸当たりの整備額は2県及び52市町村の平均で2483万余円から2981万余円となっている。

図表6-29 集中復興期間における災害公営住宅整備事業等による災害公営住宅の整備の整備方法別の状況（平成27年度末現在）

(単位：地区、戸、千円)

事業主体	整備方法	地区数	計画戸数	整備済戸数		1戸当たりの整備額	
				A	B		
岩手県（1県及び12市町村）	直接建設	79	3,016	1,977	49,891,959	25,236	
	委託建設	36	958	568	16,265,559	28,636	
	民間買取	77	1,797	623	14,055,683	22,561	
	民間借上						
	うち沿岸分	直接建設	78	2,989	1,977	49,891,959	25,236
		委託建設	36	958	568	16,265,559	28,636
		民間買取	77	1,797	623	14,055,683	22,561
		民間借上					
宮城県（21市町）	直接建設	99	3,069	2,256	54,550,455	24,180	
	委託建設	91	5,945	3,600	107,765,819	29,934	
	民間買取	214	6,328	3,807	95,325,900	25,039	
	民間借上	5	149	149	2,582,192	17,330	
	うち沿岸分	直接建設	83	2,861	2,072	50,714,335	24,476
		委託建設	91	5,945	3,600	107,765,819	29,934
		民間買取	208	6,176	3,655	90,832,209	24,851
		民間借上	5	149	149	2,582,192	17,330
福島県（1県及び19市町村）	直接建設	109	5,019	3,480	89,569,151	25,738	
	委託建設	10	869	77	2,529,203	32,846	
	民間買取	39	1,997	210	5,860,361	27,906	
	民間借上						
	うち沿岸分	直接建設	75	4,319	2,944	74,660,838	25,360
		委託建設	7	783	30	956,540	31,884
		民間買取	22	1,485	90	3,152,115	35,023
		民間借上					
計（2県及び52市町村）	直接建設	287	11,104	7,713	194,011,567	25,153	
	委託建設	137	7,772	4,245	126,560,581	29,814	
	民間買取	330	10,122	4,640	115,241,945	24,836	
	民間借上	5	149	149	2,582,192	17,330	
	うち沿岸分	直接建設	236	10,169	6,993	175,267,134	25,063
		委託建設	134	7,686	4,198	124,987,919	29,773
		民間買取	307	9,458	4,368	108,040,008	24,734
		民間借上	5	149	149	2,582,192	17,330

注(1) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において災害公営住宅整備事業等を実施している分である。

注(2) 宮城県（21市町）の計画戸数15,919戸のうち石巻市に係る計画戸数428戸については、平成27年度末現在で整備方法及び地区数が未定であるため、本図表の地区数及び計画戸数には計上していない。

注(3) 民間借上の整備額欄に計上している額は、借入契約額である。

各事業主体は、災害公営住宅の整備に当たり、当初の事業計画を立案する際に被災者等に災害公営住宅への入居に係る意向調査を行い、その結果を踏まえて計画戸数を決定している。

そこで、集中復興期間に整備された災害公営住宅の入居の状況等をみると、図表6-30のとおり、入居可能戸数15,617戸のうち14,754戸（94.4%）が入居済み又は入居手続中であり、863戸（5.5%）が入居者未定で空室となっている。

図表6-30 集中復興期間に整備した災害公営住宅の入居の状況等（平成27年度末現在）

（単位：上段（戸）、下段（％））

事業主体	整備済戸数		入居可能戸数			
			入居済み	入居手続中	入居者未定	入居済み又は入居手続中
			A	B		A+B
岩手県（1県及び12市町村）	3,168	2,748	2,351 85.5	87 3.1	310 11.2	2,438 88.7
うち沿岸分	3,168	2,748	2,351 85.5	87 3.1	310 11.2	2,438 88.7
宮城県（21市町）	9,812	9,326	8,442 90.5	527 5.6	357 3.8	8,969 96.1
うち沿岸分	9,476	8,990	8,155 90.7	516 5.7	319 3.5	8,671 96.4
福島県（1県及び19市町村）	3,767	3,543	3,289 92.8	58 1.6	196 5.5	3,347 94.4
うち沿岸分	3,064	3,045	2,844 93.3	54 1.7	147 4.8	2,898 95.1
計（2県及び52市町村）	16,747	15,617	14,082 90.1	672 4.3	863 5.5	14,754 94.4
うち沿岸分	15,708	14,783	13,350 90.3	657 4.4	776 5.2	14,007 94.7

注(1) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において災害公営住宅整備事業等を実施している分である。

注(2) 入居可能戸数及びその内訳には、整備済戸数から入居開始年月が平成28年4月以降となる戸数を除外したものを計上している。

入居者未定となっている理由について、事業主体によれば、一旦入居した被災者等が施設に入所したり、死亡したりなどしている場合もあるが、被災者等の家族構成や生活状況が変化して他の地域において民間宅地を購入して住宅を建築するなど自力再建を予定していたり、親族の住宅等への同居を予定していたりするなど住宅の再建方法を変更したこと、応急仮設住宅の家賃が無償であるのに対して災害公営住宅の家賃が有償であることなどから、被災者等が災害公営住宅の完成後もなお災害公営住宅に移転せずに応急仮設住宅に入居し続けていることなどによるとしている。

各事業主体は、入居者未定の空室の解消について、応急仮設住宅入居者を個別に訪問し、応急仮設住宅の撤去等期限を周知するとともに災害公営住宅への移転を促したり、広報を通じて随時入居者を募集したりするなど、様々な対策を講じている。

国土交通省は、各事業主体が災害公営住宅を被災者等に提供するために様々な対策を講じたにもかかわらず入居者未定の空室が生じている場合、事業主体の判断により、その解消策の一つとして、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、災害発生から3年を経過した後、災害公営住宅を一般向け公営住宅に変更し、被災者等以外の一般の入居者に貸与等を行うことはやむを得な

いとの見解を示している。一方、災害発生から3年を経過するまでの間において、各事業主体が前記の対策を講じてもなお空室が解消されない場合、公営住宅法に規定されている3年を待たずして災害公営住宅を一般向け公営住宅に変更できることとすれば、より早期に当該災害公営住宅を有効活用することが可能になる。

ただし、災害公営住宅整備事業等は、被災者等に対象者を限定して恒久住宅等を整備するものであり、復興交付金及び福島再生加速化交付金により実施される事業である。一方、一般向け公営住宅整備事業は、住宅に困窮する低額所得者を対象にして住宅を整備するものであり、一般会計予算に計上された国庫補助金により実施される事業であり、災害公営住宅整備事業等よりも補助率が低率となっている。これらのことから、各事業主体において、災害公営住宅の空室が解消されないことが見込まれ、災害発生から3年を待たずして早期に当該災害公営住宅を有効活用しようとする場合には、補助率の差分の国費相当額を国庫に納付することにより一般向け公営住宅としての貸与等を行うことを可能とするなど、国土交通省においてその対策について検討する必要がある。

災害公営住宅への入居を検討中としている者のほか、今後の再建方針が未定となっている者等を対象に入居を募集するなどしても入居者未定の空室が解消されないことが見込まれるものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 災害公営住宅への入居を検討中としている者のほか、今後の再建方針が未定となっている者等を対象に入居を募集するなどしても入居者未定の空室が解消されないことが見込まれるもの

県・市町村名	事業費	事業概要
福島県相馬市	65億1328万余円	災害公営住宅整備事業等
<p>相馬市（以下「市」という。）は、平成24年度から26年度までの間に細田地区等10地区において計398戸の災害公営住宅を事業費65億1328万余円で整備しており、整備が完了した地区から順次入居を開始して27年4月までには全ての住宅において入居が可能な状況となっている。</p> <p>入居状況について確認したところ、集中復興期間の終期である27年度末現在、募集を行ったが入居の申込がないなどにより入居者未定の空室が10地区全てにおいて発生しており、その数は計50戸（入居者未定の率12.5%）となっている。</p> <p>市は、入居者未定の空室が生じている原因について、被災者の生活状況の変化により住宅の再建方法を変更したことなどによるとしており、広報を通じて随時入居者を募集するなど空室の解消に努めている。一方、27年度末現在、相馬市内の応急仮設住宅に入居している14</p>		

6戸355人には、防災集団移転促進事業により整備された宅地を購入予定としている者、独自に住宅建設・購入を予定している者、親族の住宅等への同居を予定している者が117戸301人と多数いるほか、災害公営住宅への入居を検討中としている者が10戸22人、今後の再建方針が未定となっている者等が19戸32人いるという状況である。

上記の災害公営住宅への入居を検討中としている者のほか、今後の再建方針が未定となっている者等を対象に災害公営住宅への入居を募集するなどの対策を講じても空室が解消されないことが見込まれる場合は、入居者未定となっている災害公営住宅を一般向け公営住宅に変更して有効活用することも考えられる。

b 防災集団移転促進事業

防災集団移転促進事業は、被災した地域において居住に適していないと認められる区域（以下「移転促進区域」という。）内にある住宅を津波等による被災のおそれのない高台等へ集団移転するものであり、復興交付金事業により実施されている。主な事業内容は、移転先の土地に宅地を整備し、移転者に宅地を分譲又は貸与（以下「分譲等」という。）するものであり、一部の地区においては災害公営住宅整備事業等も合わせて実施されている。

防災集団移転促進事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち22市町村のほか、その他の4市町において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、図表6-31のとおり、324地区における計画区画数の8,840区画に対して6,484区画が完成（完成率73.3%）し、整備が完了した地区に係る整備額は1252億余円となっている。

図表6-31 集中復興期間における防災集団移転促進事業による宅地の整備状況（平成27年度末現在）

(単位：地区、区画、百万円、%)

事業主体	計画		整備済区画に係るもの					完成率 B/A
			うち全ての区画の整備が完了した地区に係るもの					
	地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	地区数	区画数	整備額	
岩手県（7市町村）	90	2,152	74	1,365	66	1,075	34,579	63.4
うち沿岸分	90	2,152	74	1,365	66	1,075	34,579	63.4
宮城県（12市町）	187	6,026	161	4,496	148	3,746	78,731	74.6
うち沿岸分	187	6,026	161	4,496	148	3,746	78,731	74.6
福島県（7市町）	47	662	42	623	42	623	11,966	94.1
うち沿岸分	20	317	20	317	20	317	6,557	100.0
計（26市町村）	324	8,840	277	6,484	256	5,444	125,277	73.3
うち沿岸分	297	8,495	255	6,178	234	5,138	119,867	72.7

(注) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において防災集団移転促進事業を実施している分である。

各事業主体は、宅地の整備に当たり、当初の事業計画を立案する際や用地の取得時、造成工事の着手時等に防災集団移転促進事業の移転対象者に整備する宅地についての分譲等に係る意向調査を行い、その結果を踏まえて計画区画数

を決定している。

そこで、集中復興期間に整備された宅地の分譲等の状況をみると、図表6-32のとおり、整備された宅地6,484区画のうち5,775区画（89.0%）が分譲等済み又は分譲等手続中であり、709区画（10.9%）が分譲等未定で空き区画となっている。

図表6-32 集中復興期間に整備された宅地の分譲等の状況（平成27年度末現在）

（単位：上段（区画）、下段（%））

事業主体	整備済区画数												
	合計	うち分譲				うち貸与							
		分譲等済み A	分譲等手続中 B	分譲等未定	分譲等済み又は分譲等手続中 A+B	計	分譲済み	分譲手続中	分譲未定	計	貸与済み	貸与手続中	貸与未定
岩手県（7市町村）	1,365	1,068 78.2	135 9.8	162 11.8	1,203 88.1	1,010	824 81.5	88 8.7	98 9.7	355	244 68.7	47 13.2	64 18.0
うち沿岸分	1,365	1,068 78.2	135 9.8	162 11.8	1,203 88.1	1,010	824 81.5	88 8.7	98 9.7	355	244 68.7	47 13.2	64 18.0
宮城県（12市町）	4,496	3,306 73.5	655 14.5	535 11.8	3,961 88.1	1,275	944 74.0	162 12.7	169 13.2	3,221	2,362 73.3	493 15.3	366 11.3
うち沿岸分	4,496	3,306 73.5	655 14.5	535 11.8	3,961 88.1	1,275	944 74.0	162 12.7	169 13.2	3,221	2,362 73.3	493 15.3	366 11.3
福島県（7市町）	623	601 96.4	10 1.6	12 1.9	611 98.0	595	576 96.8	8 1.3	11 1.8	28	25 89.2	2 7.1	1 3.5
うち沿岸分	317	297 93.6	9 2.8	11 3.4	306 96.5	289	272 94.1	7 2.4	10 3.4	28	25 89.2	2 7.1	1 3.5
計（26市町村）	6,484	4,975 76.7	800 12.3	709 10.9	5,775 89.0	2,880	2,344 81.3	258 8.9	278 9.6	3,604	2,631 73.0	542 15.0	431 11.9
うち沿岸分	6,178	4,671 75.6	799 12.9	708 11.4	5,470 88.5	2,574	2,040 79.2	257 9.9	277 10.7	3,604	2,631 73.0	542 15.0	431 11.9

（注）沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において防災集団移転促進事業を実施している分である。

分譲等未定となっている理由について、事業主体によれば、移転対象者の家族構成や生活状況が変化して住宅の再建方法を変更したことや、移転対象者が同一の事業主体に重複して分譲等の要望をしていたことなどから当該区画の分譲等を辞退したことなどによるとしている。

各事業主体は、分譲等未定の区画の解消について、移転対象者に対して空き区画の分譲等の募集を行う説明会を定期的に行うなど様々な対策を講じている。

なお、国土交通省は、各事業主体が様々な対策を講じてもらえず分譲等未定の区画が生じたもので、当該区画を移転対象者以外に分譲等して活用することが被災地の復興に資するものである場合、移転対象者以外への分譲等を認めている。そして、宅地を移転対象者以外に分譲する場合には、同省が定める東日本大震災復興交付金基金交付要綱の規定に基づく財産処分を行い、移転対象者以外に分譲した宅地に係る譲渡額のうち国費相当額を国庫に納付することとしている。

移転対象者以外に分譲した宅地に係る国費相当額を国庫に納付していた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例2> 防災集団移転促進事業により整備した宅地のうち、移転対象者への分譲等が見込めない空き区画を移転対象者以外に分譲し、国費相当額を国庫に納付していたもの

市町村名	財産処分に伴う国庫納付額	事業概要
仙台市	5億8290万余円	防災集団移転促進事業
<p>仙台市（以下「市」という。）は、市沿岸部が津波により甚大な被害を受けたことから、平成24年度から防災集団移転促進事業を実施している。同事業の実施に係る宅地の整備に当たり、市は、移転の対象となる住民に対して移転先の希望に関する意向調査を行っており、この調査結果を踏まえて、仙台市内の14地区において計734区画の宅地の整備を計画した。市は、24年11月から順次各地区の用地の取得や造成工事に着手し、26年度末までに全ての宅地の整備を完了している。</p> <p>一方、工事等の着手から完了までの間に移転対象者の意向の変化により移転対象者数が減少したことから、市は、移転の対象となる住民に対して追加の意向調査や再募集を重ねて行い、空き区画が生ずることがないように事業を進めてきたが、27年8月末現在、8地区において計79区画が空き区画となっていた。</p> <p>そのため、市は、国土交通省と協議を行い、上記79区画の空き区画がやむを得ず生じたものであり、これらを移転対象者以外に分譲して活用することが被災地の復興に資するものであるとして、同省が定める東日本大震災復興交付金基金交付要綱の規定に基づく財産処分を行うこととし、27年10月から市内の移転対象者以外の被災者に、更に28年4月から被災者以外に対象を拡大して分譲を行うこととした。</p> <p>その後、市は、28年8月までに上記79区画の全ての分譲等先を決定したが、そのうち移転対象者以外へ分譲することとした計74区画について同省から財産処分の承認を受けた後、当該74区画に係る分譲額のうち国費相当額の計5億8290万余円を29年1月までに国庫に納付した。</p>		

c 漁業集落防災機能強化事業

漁業集落防災機能強化事業は、被災地の漁業集落において、安心安全な居住環境を確保するための地盤のかさ上げをすることにより、宅地、道路等や防災安全施設を整備するものであり、復興交付金事業により実施されている。主な事業内容は、漁業集落の地盤のかさ上げ及び生活基盤の整備であり、一部の地区においては災害公営住宅整備事業等も合わせて実施されている。また、漁業集落防災機能強化事業は、防災集団移転促進事業において、国庫補助の対象となる移転促進区域内からの移転者のほか、移転促進区域外からの移転者につい

ても宅地の整備が国庫補助の対象となることから、防災集団移転促進事業と組み合わせるなどして事業が実施されている。

漁業集落防災機能強化事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち13市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、図表6-33のとおり、36地区において計画区画数500区画に対して276区画が完成（完成率55.2%）し、整備が完了した地区に係る整備額は59億余円となっている。

図表6-33 集中復興期間における漁業集落防災機能強化事業による宅地の整備状況（平成27年度末現在）

(単位：地区、区画、百万円、%)

事業主体	計画		整備済区画に係るもの					完成率 B/A
	地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	うち全ての区画の整備が完了した地区に係るもの			
					地区数	区画数	整備額	
岩手県（10市町村）	32	471	25	268	24	234	5,851	56.9
うち沿岸分	32	471	25	268	24	234	5,851	56.9
宮城県（3市町）	4	29	2	8	1	2	59	27.5
うち沿岸分	4	29	2	8	1	2	59	27.5
福島県								
うち沿岸分								
計（13市町村）	36	500	27	276	25	236	5,911	55.2
うち沿岸分	36	500	27	276	25	236	5,911	55.2

(注) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において漁業集落防災機能強化事業を実施している分である。

各事業主体は、宅地の整備に当たり、当初の事業計画を立案する際に被災者に整備する宅地についての分譲に係る意向調査を行い、その結果を踏まえて計画区画数を決定している。

そこで、集中復興期間に整備された宅地の分譲の状況をみると、図表6-34のとおり、整備された宅地276区画のうち257区画（93.1%）が分譲済み又は分譲手続中であり、19区画（6.8%）が分譲未定で空き区画となっている。

図表6-34 集中復興期間に整備された宅地の分譲の状況（平成27年度末現在）

（単位：上段（区画）、下段（%））

事業主体	整備済区画数				
	分譲済み	分譲手続中	分譲未定	分譲済み又は分譲手続中	
	A	B		A+B	
岩手県（10市町村）	268	200	49	19	249
		74.6	18.2	7.0	92.9
うち沿岸分	268	200	49	19	249
		74.6	18.2	7.0	92.9
宮城県（3市町）	8	8	-	-	8
		100.0	-	-	100.0
うち沿岸分	8	8	-	-	8
		100.0	-	-	100.0
福島県					
うち沿岸分					
計（13市町村）	276	208	49	19	257
		75.3	17.7	6.8	93.1
うち沿岸分	276	208	49	19	257
		75.3	17.7	6.8	93.1

（注）沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において漁業集落防災機能強化事業を実施している分である。

分譲未定となっている理由について、事業主体によれば、被災者の家族構成や生活状況が変化して住宅の再建方法を変更したこと、分譲を希望している被災者が分譲を受けるに当たっての資金繰りに時間を要していることなどによるとしている。

なお、農林水産省は、各事業主体が様々な対策を講じてもやむを得ず分譲未定の区画が生ずる場合、一般向けの分譲を認めている。そして、宅地を一般向けに分譲した場合には、宅地の分譲により事業主体が得た収入の国費相当額を国庫返還させることとしている。

d 都市再生区画整理事業

都市再生区画整理事業は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備するものであり、復興交付金事業により実施されている。主な事業内容は、市街地の区画整理であり、一部の地区においては災害公営住宅整備事業等も合わせて実施されている。

都市再生区画整理事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち17市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、図表6-35のとおり、50地区における計画区画数10,129区画に対して1,652区画が完成（完成率16.3

%) し、整備が完了した地区に係る整備額は59億余円となっている。

図表6-35 集中復興期間における都市再生区画整理事業による宅地の整備状況（平成27年度末現在）

(単位：地区、区画、百万円、%)

事業主体	計画		整備済区画に係るもの					完成率 B/A
			うち全ての区画の整備が完了した地区に係るもの					
	地区数	区画数 A	地区数	区画数 B	地区数	区画数	整備額	
岩手県（7市町村）	17	5,249	12	761	1	180	3,595	14.4
うち沿岸分	17	5,249	12	761	1	180	3,595	14.4
宮城県（8市町）	27	3,673	18	784	4	36	2,357	21.3
うち沿岸分	27	3,673	18	784	4	36	2,357	21.3
福島県（2市町）	6	1,207	5	107	-	-	-	8.8
うち沿岸分	6	1,207	5	107	-	-	-	8.8
計（17市町村）	50	10,129	35	1,652	5	216	5,952	16.3
うち沿岸分	50	10,129	35	1,652	5	216	5,952	16.3

(注) 沿岸分は、東北3県及び沿岸31市町村において都市再生区画整理事業を実施している分である。

都市再生区画整理事業は、換地により事業を進めていくため、一般的には事業の完了までに相当な期間を要するものとなっている。このことから、当該事業による宅地の整備状況について、今後も引き続き推移を把握していく必要がある。

エ 地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の成果

東日本大震災により、多くの農林漁業者、中小企業者等は、事業所、施設、設備等の損壊や流失等の著しい被害を受けて、地域によっては事業の存続が危ぶまれる状況となった。

復興基本方針では、地域経済活動の再生に関する施策として、経営活動を再開・再建するための施設等の復旧、事業継続のための資金繰りなどに関する支援、企業の立地環境を改善するための国内立地補助の措置、風評被害防止等のための情報発信等による国内外の旅行需要等の回復、新産業の創出及び雇用創出等の取組の促進、再生可能エネルギーの利用促進等、広範多岐にわたる支援を実施するとしている。

また、26年6月に策定された産業復興創造戦略では、東日本大震災発生後の3年間の取組を総括し、これまでの産業の復興に向けた民間企業の努力と、国及び地方自治体の政策的対応の結果、施設、設備等の復旧は進み、被災地域の経済は全体として回復しつつあるが、地域によりその実感には差異があり、特定の地域業種はまだまだ回復途上にあるとしている。

集中復興期間における各種産業に係る施設等の復旧・復興、資金繰り支援、企業立地支援等の地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の状況は次のとおりであ

る。

(ア) 各種産業に係る施設等の復旧・復興事業の状況

a 農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況

27年度末現在の東北3県における農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況をみると、図表6-36のとおり、農地については計画施設数38,718haのうち32,703haが完成（完成率84.4%）し、農業用施設については計画施設数4,838施設のうち3,914施設が完成（完成率80.9%）している。事業費進捗率は、農地が42.5%、農業用施設が85.7%であり、大きな差が生じている。これは、復旧に多額の事業費を要する農地において、他の各種復旧・復興事業との調整に時間を要している、事業の進捗が遅れていることなどによるものである。

また、漁港施設については計画施設数2,636施設のうち1,645施設が完成（完成率62.4%）し、水産業共同利用施設（荷さばき所、製氷、冷凍、冷蔵、貯氷、給油各施設）については計画施設数4,922施設のうち4,637施設が完成（完成率94.2%）しており、事業費進捗率は、漁港施設、水産業共同利用施設ともに76.9%となっている。宮城県の漁港施設の完成率は、56.3%と他の2県より低くなっているが、これは、隣接する漁業集落や防潮堤の復旧等が遅れていること、これらを含め全体的な事業の遅れにより27年度から着手した事業があることなどによるものである。なお、農林水産省によれば、岸壁の復旧により、被災した漁港の約9割で陸揚げが可能となっているとしている。

図表6-36 農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況（平成27年度末現在）

（単位：施策項目ごとの単位、百万円、％）

施策項目	県名	単位	施設数等			事業費					
			計画施設数	完成施設数	完成率	計画事業費	支出済事業費	事業費進捗率	完成分事業費		
									国庫補助金等	その他	計
A	B	B/A	C	D	D/C						
農業	農地	岩手県	894	791	88.4	19,908	15,901	79.8	12,599	3,302	15,901
		宮城県	18,302	16,094	87.9	161,764	71,671	44.3	60,374	11,296	71,671
		福島県	19,522	15,817	81.0	74,973	21,740	28.9	14,661	2,171	16,832
		計	38,718	32,703	84.4	256,646	109,313	42.5	87,635	16,770	104,405
	農業用施設	岩手県	489	488	99.7	16,590	15,872	95.6	10,254	5,617	15,872
		宮城県	2,673	2,170	81.1	67,737	59,179	87.3	47,546	10,409	57,956
		福島県	1,676	1,256	74.9	43,191	34,297	79.4	29,988	4,308	34,297
		計	4,838	3,914	80.9	127,519	109,349	85.7	87,790	20,335	108,126
水産業	漁港施設	岩手県	1,064	708	66.5	133,370	103,411	77.5	85,304	3,360	88,664
		宮城県	1,222	689	56.3	182,774	137,138	75.0	64,604	2,694	67,298
		福島県	350	248	70.8	30,331	25,913	85.4	21,236	4,677	25,913
		計	2,636	1,645	62.4	346,476	266,463	76.9	171,145	10,731	181,877
	水産業共同利用施設	岩手県	1,553	1,468	94.5	119,183	110,484	92.7	80,627	29,666	110,294
		宮城県	3,306	3,130	94.6	289,514	205,529	70.9	112,044	50,464	162,509
		福島県	63	39	61.9	9,344	5,623	60.1	4,272	1,350	5,623
		計	4,922	4,637	94.2	418,041	321,636	76.9	196,944	81,482	278,426

注(1) 各施策項目とも県、市町村が把握している事業分に限定しており、国の機関による事業（直轄事業）は計上していない。
 注(2) 「完成施設数」及び「完成分事業費」は、当該施設等について復旧事業から復興事業による一連の整備が完了したものを計上している。
 注(3) 「単位」は、各施策項目に係る主なものとしている。
 注(4) 各施策項目の表記単位以外のものに係る額についても計画事業費、支出済事業費及び完成分事業費に含めて計上している。
 注(5) 岩手県の各施策項目の施設等には、平成28年8月の台風第10号により被災したものがあがるが、27年度末現在で集計しているため、同台風による影響は反映されていない。

b 中小企業者等の事業に係る施設等の復旧状況

東日本大震災により被災した中小企業者等の事業に係る施設の復旧について、国は、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（以下「グループ補助金」という。）を創設して支援している。グループ補助金は、復興を牽引する役割を担い得る地域経済の中核を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設等の復旧等を支援するものである。その要件は、当該中小企業等グループがほかの企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、事業規模や雇用規模が大きく、地域の経済・雇用への貢献度が高いこと、当該中小企業等グループの構成員の施設が甚大な被害を受けるなどして事業の継続が困難になっていることなどとなっている。

国は、グループ補助金による事業のために集中復興期間に計3913億余円の予算を措置し、同期間に16次の公募を実施しており、東北3県では、27年度末までに第13次公募分までの事業実績が確定している。その実績をみると、図表6-37のとおり、27年度末現在、交付決定を受けた延べ8,937事業者のうち延べ7,207

事業者が事業を完了しているが、延べ202事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ1,528事業者が事業を延期するなどしている。また、グループ補助金による事業に要する総事業費は計4799億余円であり、その負担の内訳は国庫補助金2190億余円、県補助金1095億余円、事業者負担額1513億余円となっている。

図表6-37 グループ補助金による事業の実績（平成27年度末現在）

（単位：事業者、百万円）

県名	交付決定 事業者数				総事業費	国庫補助金	県補助金	事業者負担額
		事業完了	事業の廃 止・取消	事業延期等				
岩手県	1,372	996	35	341	96,602	43,350	21,677	31,574
宮城県	4,016	3,043	95	878	258,386	121,095	60,547	76,744
福島県	3,549	3,168	72	309	124,970	54,594	27,297	43,078
計	8,937	7,207	202	1,528	479,959	219,040	109,522	151,396

（注）事業者数は、延べ数である。

グループ補助金による事業のほかに、国は、23年度から被災中小企業復興支援リース補助事業（以下「リース補助事業」という。）を実施している。リース補助事業は、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業者に対し、二重債務負担の軽減を図るとともに、被災地の雇用を維持・促進することを目的としており、その要件は、東日本大震災により被災した物件と同一の分類に属する物件をリースにより導入すること、被災時点において旧債務の残高があること、被災時点が旧債務の契約当初の契約期間内であることなどとなっている。そして、リース料の総額の10%又は3000万円のいずれか少ない額が補助金の交付申請者（経済産業省が指定したリース事業者）に交付され、当該リース料の軽減に充当されることとなっている。

23年12月の制度創設時において、対象となるリース契約は23年3月14日から25年度末までの間に締結されたもの、設備は特定被災区域内に設置されるものなどとなっていたが、集中復興期間の終了に伴い、対象となるリース契約を29年度末まで延長し、設備の設置場所を東北3県内に限定するなどの見直しが行われた。

また、リース補助事業は、中小企業者における設備の導入に対する支援を安定的・弾力的に行う必要があることから、日本商工会議所に造成した人材対策

基金の一部を活用した基金事業として実施されていて、国は、23年度第3次補正予算により措置された100億余円をリース補助事業に係る基金造成のために日本商工会議所に交付し、集中復興期間において40億余円が取り崩されて事業に充てられた。

東北3県におけるリース補助事業の実績をみると、図表6-38のとおり、27年度末現在、集中復興期間に6,023件に対して35億余円が交付されており、このうち宮城県が4,361件、24億余円となっている。なお、国は、集中復興期間の終了に伴いリース補助事業の需要等について調査を行っており、被災地の市街地整備等が遅れていて、被災した中小企業者がいまだ本格的な稼働に至っておらず基金の利用見込みが今後もあることから、基金残額59億余円のうち30年度の基金事業終了までの利用見込額を16億余円とし、残余の43億余円を余剰金であるとして、28年6月に、日本商工会議所から国庫に返納させている。

図表6-38 リース補助事業の実績（平成27年度末現在）

（単位：件、百万円）

県名	平成23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		計	
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額	件数	交付決定額
岩手県	8	5	268	120	294	192	209	154	277	195	1,056	668
宮城県	77	40	1,484	653	1,244	713	744	485	812	571	4,361	2,464
福島県	—	—	171	120	166	108	121	110	148	96	606	436
計	85	45	1,923	894	1,704	1,014	1,074	751	1,237	864	6,023	3,570

(イ) 農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援

a 資金繰り支援の概要

被災した農林漁業者、中小企業者等に対しては、既存の借入金の返済を猶予したり、事業の維持又は再開のための設備・運転資金を確保したりするなどの支援が必要となる。日本公庫は、これらの支援を行うために、次のとおり融資等を行っている。

農林漁業者等向けの融資制度では既存融資制度の特例（以下「農林漁業者等震災特例貸付」という。）が設けられている。農林漁業者等震災特例貸付は、被災した農林漁業者や食品製造業者等を対象として、既存の農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金

（以下「農林漁業セーフティネット資金」という。）等の貸付けについて、実質無利子、実質無担保・無保証人による貸付けを行う特例を設けることなどに

より円滑な資金供給を行うものである。そして、国は、日本公庫に対して被災農林漁業者の資金繰り支援として集中復興期間に407億余円を出資している。

中小企業者等向けの融資制度では東日本大震災復興特別貸付（以下「復興特別貸付」という。）が23年5月に創設されるなどしている。復興特別貸付は、中小企業者等に対する事業資金の貸付けについて、金利引下げ措置等により実施されていて、東日本大震災による事業所又は主要な事業資産の全壊や流失等の直接の被害を受けるなどした中小企業者等に対する貸付け（以下「直接被害貸付」という。）、直接の被害を受けた者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者に対する貸付け（以下「間接被害貸付」という。）及び東日本大震災に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来しているなどの者に対する貸付け（以下「風評被害等貸付」という。）がある。そして、国は、日本公庫に対して被災中小企業者の資金繰り支援として集中復興期間に4328億余円を出資している。

b 農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の実績

農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の22年度（23年3月）から27年度までの間の実績をみると、図表6-39のとおり、農林漁業者等震災特例貸付が3442億余円、復興特別貸付が3兆8614億余円、計4兆2057億余円となっていて、復興特別貸付の規模が大きいものとなっている。

全国計の年度ごとの推移をみると、東日本大震災直後の23年度が2兆7608億余円と多額となっているが、復興特別貸付において間接被害貸付や風評被害等貸付に係る資金需要が震災から1年後にはおおむね一巡したことなどにより、24年度には8421億余円と大幅に減少しており、以後、25年度が2209億余円、26年度が1899億余円、27年度が1835億余円となっている。

東北3県における貸付実績は、全国計4兆2057億余円のうち8914億余円であり、県別の計では、宮城県が4836億余円、福島県が2490億余円、岩手県が1587億余円となっている。

図表6-39 農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の実績

県名	対象	(単位：件、億円)													
		平成22年度(23年3月)		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		計	
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
岩手県	農林漁業者等震災特例貸付	5	4	227	72	207	80	183	79	162	92	138	88	922	418
	復興特別貸付	47	3	2,737	401	1,593	252	1,311	185	1,218	183	1,070	141	7,976	1168
	計	52	8	2,964	474	1,800	333	1,494	265	1,380	276	1,208	229	8,898	1587
宮城県	農林漁業者等震災特例貸付	3	2	1,618	203	629	153	487	132	328	99	324	122	3,389	713
	復興特別貸付	158	17	10,510	1318	6,506	863	5,851	666	5,456	660	5,805	595	34,286	4122
	計	161	20	12,128	1522	7,135	1017	6,338	798	5,784	759	6,129	717	37,675	4836
福島県	農林漁業者等震災特例貸付	2	1	139	41	142	37	198	42	162	25	153	45	796	193
	復興特別貸付	62	5	5,510	588	4,573	509	4,391	406	4,371	399	4,200	386	23,107	2296
	計	64	6	5,649	629	4,715	547	4,589	449	4,533	425	4,353	431	23,903	2490
東北3県	農林漁業者等震災特例貸付	10	9	1,984	317	978	271	868	254	652	217	615	255	5,107	1326
	復興特別貸付	267	26	18,757	2308	12,672	1626	11,553	1259	11,045	1243	11,075	1123	65,369	7587
	計	277	35	20,741	2626	13,650	1898	12,421	1513	11,697	1461	11,690	1379	70,476	8914
東北3県以外の都道府県	農林漁業者等震災特例貸付	19	29	2,051	662	814	477	314	296	260	283	218	366	3,676	2115
	復興特別貸付	139	17	144,432	2兆4319	38,942	6045	1,873	399	916	154	426	90	186,728	3兆1026
	計	158	47	146,483	2兆4982	39,756	6522	2,187	696	1,176	437	644	456	190,404	3兆3142
全国計	農林漁業者等震災特例貸付	29	38	4,035	979	1,792	748	1,182	550	912	501	833	622	8,783	3442
	復興特別貸付	406	44	163,189	2兆6628	51,614	7672	13,426	1658	11,961	1398	11,501	1213	252,097	3兆8614
	合計	435	82	167,224	2兆7608	53,406	8421	14,608	2209	12,873	1899	12,334	1835	260,880	4兆2057

注(1) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

注(2) 復興特別貸付（平成23年5月23日制度開始）の実績には、23年3月14日から同年5月22日までの間の災害復旧貸付等を適及して適用した貸付けも含まれている。

東北3県における農林漁業者等震災特例貸付の実績について、設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、図表6-40のとおり、貸付額計1326億余円のうち設備資金が815億余円、運転資金が511億余円となっている。日本公庫は、農林漁業者の共同利用施設等の施設及び設備の復旧・復興については、別途補助事業として実施されるものが多いこと、また、運転資金についても農業協同組合、漁業協同組合等からの支援が見込まれることから、中小企業者等を対象とする復興特別貸付と比較してその資金需要は小規模なものとなっているとしている。

図表6-40 農林漁業者等震災特例貸付の資金使途（設備資金・運転資金）別の実績（平成27年度末現在）

県名	設備資金		運転資金				計	
	件数 A	貸付額 B	件数 C	貸付額 D	うち農林漁業セーフティ ネット資金		件数 A+C	貸付額 B+D
					件数	貸付額		
岩手県	485	297	437	121	354	56	922	418
宮城県	1,162	383	2,227	330	2,040	243	3,389	713
福島県	538	134	258	59	179	36	796	193
東北3県計	2,185	815	2,922	511	2,573	336	5,107	1326
東北3県以外の 都道府県計	1,006	1333	2,670	782	2,086	471	3,676	2115
全国計	3,191	2148	5,592	1293	4,659	808	8,783	3442

注(1) 農林漁業セーフティネット資金は、全て運転資金である。

注(2) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

東北3県における復興特別貸付の実績について、設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、図表6-41のとおり、貸付額計7587億余円のうち設備資金が1802億余円、運転資金が5785億余円となっていて、東北3県のいずれについても7割以上が運転資金となっている。また、直接被害貸付等の貸付けの種類別にみると、直接被害貸付が6655億余円となっていて、東日本大震災の直接的な被害による急激な資金繰りの悪化に対処するための運転資金の需要に対応したものとなっている。

日本公庫によれば、施設及び設備の復旧等については各種補助事業等による支援が実施されているが、農林漁業者、中小企業者等の経営を維持するための資金供給については東北3県の復旧・復興の進展による産業再生の過程において、相応の需要が見込まれるとしている。

図表6-41 復興特別貸付の資金使途（設備資金・運転資金）別の実績（平成27年度末現在）

(単位：件、億円、%)

県名	種別	直接被害貸付		間接被害貸付		風評被害等貸付		計		設備資金、運転資金の割合
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	
		A	B	C	D	E	F	A+C+E	B+D+F	
岩手県	設備資金	1,958	192	78	6	52	3	2,088	202	17.2
	運転資金	4,659	752	625	65	604	148	5,888	966	82.7
	計	6,617	945	703	71	656	152	7,976	1168	100.0
宮城県	設備資金	10,000	953	32	1	116	84	10,148	1038	25.1
	運転資金	22,737	2725	797	58	604	299	24,138	3084	74.8
	計	32,737	3678	829	60	720	383	34,286	4122	100.0
福島県	設備資金	7,197	555	14	0	96	6	7,307	562	24.4
	運転資金	14,287	1476	283	15	1,230	241	15,800	1734	75.5
	計	21,484	2031	297	16	1,326	248	23,107	2296	100.0
東北3県計	設備資金	19,155	1700	124	8	264	93	19,543	1802	23.7
	運転資金	41,683	4954	1,705	140	2,438	690	45,826	5785	76.2
	計	60,838	6655	1,829	148	2,702	784	65,369	7587	100.0
東北3県以外の都道府県計	設備資金	4,030	466	167	17	15,801	1215	19,998	1699	5.4
	運転資金	9,441	1665	2,751	594	154,538	2兆7067	166,730	2兆9327	94.5
	計	13,471	2131	2,918	612	170,339	2兆8282	186,728	3兆1026	100.0
全国計	設備資金	23,185	2167	291	26	16,065	1309	39,541	3502	9.0
	運転資金	51,124	6619	4,456	734	156,976	2兆7757	212,556	3兆5112	90.9
	合計	74,309	8787	4,747	760	173,041	2兆9067	252,097	3兆8614	100.0

(注) 件数及び貸付額は、日本公庫の支店の貸付実績を県単位で集計したものである。

(ウ) 企業立地支援による復旧・復興の状況

東日本大震災を契機として、生産拠点の海外移転等による産業の空洞化が加速するおそれがあることなどから、企業の立地環境を改善するために、復興関連基金事業において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による事業（以下「津波・原子力災害立地補助事業」という。）、地域経済産業復興立地推

進事業費補助金による事業（以下「ふくしま立地支援事業」という。）等が実施されている。

津波・原子力災害立地補助事業は、基金団体である一般社団法人地域デザインオフィスが国から補助金の交付を受けて設置造成等した基金を活用して、東日本大震災で特に大きな被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城各県の津波により浸水した地域等の産業復興を加速するために、これらの地域に該当する100市町村において工場、物流施設等を新設し又は増設する企業に対して、その経費の一部を補助するものである。同事業の実施に当たり、同法人は、公募、審査、採択、補助金の交付等の業務をみずほ情報総研株式会社に委託して行っている。ふくしま立地支援事業は、基金団体である福島県が国から補助金の交付を受けて設置造成等した基金を活用して、県内企業の生産拡大及び継続的な雇用創出を図り、同県の早急な地域経済の復興再生に寄与するために、同県内において工場、物流施設等を新設し又は増設する企業に対して、その経費の一部を補助するものである。また、両事業共に新たに地元からの雇用を確保することなどが要件とされている。

集中復興期間に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金2090億円、地域経済産業復興立地推進事業費補助金2102億余円がそれぞれ国から基金団体に交付され、27年度末現在の基金の取崩額は、津波・原子力災害立地補助事業に係る基金が111億余円（基金事業執行率5.3%）、ふくしま立地支援事業に係る基金が1301億余円（基金事業執行率61.9%）となっている。

集中復興期間の採択、交付決定等の状況をみると、図表6-42のとおり、27年度末現在、津波・原子力災害立地補助事業は、採択件数512件、採択額1997億余円、交付決定件数200件、交付決定額868億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇用者数のそれぞれの見込みは、69市町村、6,359人となっている。また、ふくしま立地支援事業は、採択件数446件、採択額3142億余円、交付決定件数338件、交付決定額1300億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇用者数のそれぞれの見込みは、福島県の管内47市町村、4,394人となっている。

図表6-42 復興関連基金事業による企業立地支援の採択等の状況（平成27年度末現在）

（単位：市町村、件、百万円、%、人）

事業名	県名	対象市町村数	採択の状況			交付決定の状況			新規地元雇用者数 （見込み）
			採択事業者立地予定市町村数	採択件数	採択額	交付決定件数	交付決定額	採択額に対する割合	
津波・原子力災害立地補助事業	岩手県	12	8	37	13,283	14	8,787	66.1	513
	宮城県	15	14	161	65,962	58	23,839	36.1	2,054
	福島県	59	36	248	103,204	94	46,811	45.3	2,820
	その他	14	11	66	17,331	34	7,372	42.5	972
	計	100	69	512	199,782	200	86,810	43.4	6,359
ふくしま立地支援事業	福島県	59	47	446	314,245	338	130,059	41.3	4,394
合計		100	82	958	514,027	538	216,870	42.1	10,753

（注）対象市町村数及び採択事業者立地予定市町村数の合計は、純計である。

両事業を合わせた採択事業者数、完了事業者数、辞退事業者数の状況を見ると、図表6-43のとおり、採択事業者数958事業者、完了事業者407事業者、採択事業者数に対する完了事業者数の割合（以下「完了率」という。）は42.4%となっているが、一方で、辞退事業者数は232事業者、採択事業者数に対する辞退事業者数の割合（以下「辞退率」という。）は24.2%となっている。

また、沿岸31市町村のうち26市町で津波・原子力災害立地補助事業又はふくしま立地支援事業が実施されている。26市町計の採択事業者数は958事業者のうち375事業者と約4割となっており、このうち113事業者が事業を完了（完了率30.1%）している。辞退率は、福島県の4市町全てが20%以下となっているが、岩手県で8市町のうち3市町、宮城県で14市町のうち6市町が50%を超えている。また、辞退事業者が予定していた新規地元雇用者数は2,738人であり、これらの雇用については多くが実現されなかった状況となっている。

経済産業省によれば、多くの辞退者が生じている理由について、工場等を新増設する場合、計画を立てる時点（応募申請時）から計画実施の決定時点（交付申請時）までの間に、用地の確保や資金計画を含めた新規投資のための事業環境の調整等が必要であるが、事業費の高騰等の被災地を取り巻く事業環境の変化があったり、予定していた事業内容の見直しが発生したりしたことなどにより、応募申請時の計画を断念せざるを得なかったことなどによるとしている。また、被災

地における人員不足により雇用要件の達成が困難であるとする辞退理由もあることから、人材のミスマッチを解消するために、被災地での雇用セミナー等を行い、人員確保に向けた取組も引き続き実施するとしている。

図表6-43 津波・原子力災害立地補助事業及びふくしま立地支援事業における事業者の採択、完了及び辞退の状況（平成27年度末現在）

(単位：事業者、%)

県名	市町村名等区分	採択事業者数 A	完了事業者数 B	完了率	辞退事業者数 C	辞退率
				B/A		C/A
岩手県 (8市町)	洋野町	4	1	25.0	3	75.0
	久慈市	6	1	16.6	3	50.0
	岩泉町	1	—	—	—	—
	宮古市	7	1	14.2	5	71.4
	山田町	2	1	50.0	—	—
	大槌町	4	—	—	3	75.0
	釜石市	8	1	12.5	3	37.5
	大船渡市	5	1	20.0	2	40.0
	計	37	6	16.2	19	51.3
宮城県 (14市町)	気仙沼市	11	—	—	8	72.7
	南三陸町	2	—	—	1	50.0
	石巻市	24	3	12.5	13	54.1
	女川町	3	—	—	1	33.3
	東松島市	8	—	—	4	50.0
	利府町	4	1	25.0	3	75.0
	塩竈市	12	1	8.3	4	33.3
	七ヶ浜町	1	—	—	—	—
	多賀城市	13	2	15.3	6	46.1
	仙台市	43	9	20.9	22	51.1
	名取市	18	6	33.3	9	50.0
	岩沼市	11	1	9.0	6	54.5
	亶理町	7	1	14.2	4	57.1
	山元町	4	2	50.0	—	—
計	161	26	16.1	81	50.3	
福島県 (49市町村)	沿岸市町村（6市町）	241	104	43.1	45	18.6
	新地町	7	—	—	1	14.2
	相馬市	19	9	47.3	3	15.7
	広野町	16	5	31.2	3	18.7
	いわき市	135	67	49.6	26	19.2
	4市町以外の沿岸市町村（2市町）	64	23	35.9	12	18.7
	内陸市町村（43市町村）	453	263	58.0	64	14.1
計	694	367	52.8	109	15.7	
沿岸31市町村のうち事業が実施されている26市町計	375	113	30.1	133	35.4	
東北3県以外の市町村（11市町）	66	8	12.1	23	34.8	
合計（82市町村）	958	407	42.4	232	24.2	

(エ) 観光の復興状況

観光について、復興基本方針では、風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化、外国人観光客の受入環境の整備等を効果的・集中的に行い、国

内外の旅行需要を回復、喚起するとしている。また、産業復興創造戦略では、復興まちづくりの過程での観光拠点の整備を支援するとともに、被災地域の優れた観光資源、東北の豊かな地域資源を積極的に活用しながら、観光地の魅力の向上を図るとし、地域と国内外の観光客や旅行会社等との交流を通じ、周辺や大都市圏、国内外からの観光客の誘客を促進するとしている。そして、復興庁及び国土交通省は、東北地方の観光復興対策を推進するため、被災地への専門家派遣や旅行商品の企画・販売等に係る支援として集中復興期間に約40億円を措置している。

沿岸31市町村の観光誘客を目的とした大規模な祭り、催事等（以下「観光イベント」という。）について、東日本大震災の影響、集客等の状況をみると、図表6-44のとおり、東日本大震災前に実施していた67件のうち43件が震災の影響で取りやめとなっており、27年度末までに31件が再開されたものの、12件はいまだ再開に至っていない。また、東日本大震災以後に復興に関するものとして実施されている新しい観光イベントは33件あり、このうち29件は27年度末現在、定期的に継続して実施されている。そして、27年度末現在で実施されている観光イベントは、震災の影響がなかったもの24件、再開されたもの31件及び定期的に実施されている新しいもの29件を合わせて84件となっている。

市町村によれば、東日本大震災前に実施されていた観光イベントを再開できない理由として、開催のために利用していた場所や施設等が、津波により消失したり、復旧・復興事業を実施していたりして利用できないこと、沿岸部での開催に当たり安全対策に十分な措置を講ずる必要があることなどを挙げている。

また、集客数について、25年度が約764万人、27年度が約829万人となっていて、25年度から27年度までの3か年度の間で20市町村において集客数が増加したとしている。

図表6-44 観光イベントの状況（平成27年度末現在）

（単位：件、千人）

県名 (観光イベントが実施されている市町村数)	東日本大震災前に実施されていた観光イベントの状況					東日本大震災後に実施された新しい観光イベントの状況			集客数			
	観光イベント数	震災の影響		震災で取りやめた43件の再開の状況		観光イベント数	定期的に実施されている	特別に実施された	平成25年度	26年度	27年度	集客数が増加した市町村数
		影響はなかった	取りやめた	再開された	再開に至っていない							
岩手県（12市町村）	25	7	18	13	5	11	11	—	367	405	380	8
宮城県（15市町）	35	13	22	16	6	16	13	3	7,112	6,927	7,648	10
仙台市を除く14市町	32	11	21	15	6	15	12	3	1,022	1,117	1,238	9
福島県（4市町）	7	4	3	2	1	6	5	1	160	233	267	2
計（31市町村）	67	24	43	31	12	33	29	4	7,641	7,566	8,296	20

(オ) 産業の回復の状況

集中復興期間において、東北3県では、各種産業に係る施設等の復旧・復興、事業者への資金繰り支援、企業立地支援等が実施されてきた。各種産業の回復の状況は、総務省及び経済産業省が公表している「経済センサス」や農林水産省が公表している「生産農業所得統計」等の各種統計調査により示されるほか、東北3県及び管内各市町村は、それぞれ被災事業者等へのアンケート調査、商工会議所、漁業協同組合等の調査報告等により産業の回復の状況を分析している。

そこで、地域経済活動の再生に係る復旧・復興事業の成果として、建設業、観光業、製造業、農業、水産業及び商業・サービス業の6業種に区分して、沿岸31市町村が、それぞれの産業の回復の状況についてどのように認識しているか調査した。なお、市町村によっては、対象とした6業種の一部について、当該市町村では主要な産業ではないこと、復旧・復興事業が進捗中であり把握する段階にないことなどの理由から状況を把握していないところがある。

産業の回復の状況に関する沿岸31市町村の認識は、図表6-45のとおりとなっている。地域内の産業経済は全体的に回復したとしている市町村は、沿岸31市町村のうち21市町村となっている。業種ごとにみると、震災前の水準に回復したとする市町村数は、建設業では19市町村、観光業では16市町村と沿岸31市町村の半数以上を占めるが、農業、水産業ではそれぞれ8市町村、商業・サービス業では7市町村となっている。また、震災前の水準に回復していないとする市町村数は、水産業では19市町村、農業では18市町村となっている。

より詳細にみると、建設業では、状況を把握している19市町村全てが復旧・復興事業に関連する工事の受注増加等により震災前の水準に回復したとしている。

また、観光業では、状況を把握している27市町村のうち震災前の水準に回復したとする市町村が16市町村ある一方、震災前の水準に回復していないとする市町村も11市町村ある。これら11市町村は、震災前の水準に回復していない理由について、復旧・復興の進捗の度合いにより観光イベントを開催できない状況にあることなどによるとしている。製造業では、状況を把握している24市町村のうち震災前の水準に回復したとする市町村が15市町村、震災前の水準に回復していないとする市町村が9市町となっている。震災前の水準に回復したとする15市町村は、製造業関連の企業立地が進んだことなどを回復の要因としている。

図表6-45 沿岸31市町村における産業の回復の状況に関する認識（平成27年度末現在）
（単位：市町村）

県名 (対象市町村数)	地域内の産業 経済は全体的 に回復したと している市町 村数	業種別区分	業種別の回復 の状況を把握 している市町 村数	業種別の回復 の状況を把握 している市町 村数		業種別の回復 の状況を把握 していない市 町村数
				震災前の水準 に回復した	震災前の水準 に回復してい ない	
岩手県 (12市町村)	9	建設業	9	9	—	3
		観光業	10	8	2	2
		製造業	10	8	2	2
		農業	11	4	7	1
		水産業	12	2	10	—
		商業・サービス業	8	—	8	4
宮城県 (15市町)	8	建設業	7	7	—	8
		観光業	15	7	8	—
		製造業	11	5	6	4
		農業	11	4	7	4
		水産業	12	6	6	3
		商業・サービス業	9	4	5	6
福島県 (4市町)	4	建設業	3	3	—	1
		観光業	2	1	1	2
		製造業	3	2	1	1
		農業	4	—	4	—
		水産業	3	—	3	1
		商業・サービス業	3	3	—	1
計 (31市町村)	21	建設業	19	19	—	12
		観光業	27	16	11	4
		製造業	24	15	9	7
		農業	26	8	18	5
		水産業	27	8	19	4
		商業・サービス業	20	7	13	11

震災前の水準に回復していないとする市町村がある5業種（観光業、製造業、農業、水産業及び商業・サービス業）について、市町村別の回復の状況をみると、

図表6-46のとおり、5業種のうち4業種が回復していないとする市町村が4市町、3業種が回復していないとする市町村が12市町村となっている。県別では、岩手県12市町村のうち水産業で10市町村、商業・サービス業で8市町村が、宮城県15市町村のうち観光業で8市町、農業で7市町が、福島県4市町村のうち農業で全ての市町が回復していないとしている。

図表6-46 東日本大震災前の水準に回復していないとする産業の業種別・市町村別の状況
(平成27年度末現在)

県名 (対象市町村数)	市町村名	東日本大震災前の水準に回復していないとする業種数					(単位：市町村)				
		0業種	1業種	2業種	3業種	4業種	業種 (○印は、東日本大震災前の水準に回復していないとする市町村)				
							観光業	製造業	農業	水産業	商業・サービス業
岩手県 (12市町村)	洋野町	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	久慈市	—	—	—	○	—	—	○	—	○	○
	野田村	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—
	普代村	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	田野畑村	—	—	—	○	—	○	—	—	○	○
	岩泉町	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	宮古市	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—
	山田町	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	大槌町	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	釜石市	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	大船渡市	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○
	陸前高田市	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○
市町村数	2	—	2	7	1	2	2	7	10	8	
宮城県 (15市町)	気仙沼市	—	—	—	○	—	○	○	—	○	—
	南三陸町	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	石巻市	—	—	—	○	—	○	—	○	○	—
	女川町	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	東松島市	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—
	松島町	—	—	—	—	○	○	—	○	○	○
	利府町	—	—	—	○	—	—	○	○	○	—
	塩竈市	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
	七ヶ浜町	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
	多賀城市	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	仙台市	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	名取市	—	—	—	○	—	—	○	○	—	○
	岩沼市	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	亘理町	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○
山元町	—	—	—	○	—	—	○	—	○	○	
市町数	—	7	1	5	2	8	6	7	6	5	
福島県 (4市町)	新地町	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—
	相馬市	—	—	○	—	—	—	—	○	○	—
	広野町	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	いわき市	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—
市町数	—	1	2	—	1	1	1	4	3	—	
市町村数計 (31市町村)	2	8	5	12	4	11	9	18	19	13	

オ まとめ

復興基本方針に基づく災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生等の復興施策の下に、被災した地方公共団体等は、集中復興期間において、津波防災、住宅の整備、産業施設、企業立地等に関する復旧・復興事業を実施してきた。

災害に強い地域づくりに関して、国、地方公共団体等は、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進しており、ハード施策として、頻度の高い津波を想定した防潮堤等を整備するとともに、その背後地には、地盤のかさ上げなどにより安全な宅地、産業用地を整備し、また、ソフト施策として、ハード施策では対応できない最大クラスの津波を想定して、津波情報等の収集伝達手段の確保を図るとともに、避難路、避難施設等を整備することとしている。そして、集中復興期間におけるハード施策の要である防潮堤の完成率は15.1%であり、復興土地区画整理事業におけるかさ上げの整備率も22.3%にとどまっている。このような状況において、住民等を避難させるためのソフト施策が特に重要なものとなるが、まちづくりに関する復興事業を実施中であることなどから津波避難計画が策定されていなかったり、避難所の安全性や備蓄物資の内容が十分ではなかったりする市町村が見受けられた。

ハード施策において、防潮堤等を整備する過程で計画、設計、工法等を変更する必要が生じたことから、事業費の増加や完成（予定）年度の延長が生じており、ソフト施策において、避難所の安全性の確保や備蓄物資の拡充等には費用面の負担等が生じたことから、国は、被災した地方公共団体が行うこれらの事業等について、経済性及び効率性にも十分配慮して、津波災害からの防御を向上させるための施策に関して引き続き情報提供、助言等をしていく必要がある。

地域における暮らしの再生に関して、集中復興期間における住宅の供給等に関する復旧・復興事業についてみると、住まいの復興に係る4事業の完成率は、災害公営住宅整備事業等56.6%、防災集団移転促進事業73.3%、漁業集落防災機能強化事業55.2%、都市再生区画整理事業16.3%となっている。これらの事業の実施に当たって、被災者等から入居、分譲等に係る意向調査を行い計画戸数等を決定しているが、災害公営住宅で入居者が未定となっている率が5.5%、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業で分譲等未定で空き区画となっている率がそれぞれ10.9%、

6.8%となっている。

国は、これら住宅等の整備後において生じている空室及び空き区画を可能な限り解消するための対策を各事業主体に示しているが、災害公営住宅整備事業等において、各事業主体が対策を講じてもお空室が解消されないことが見込まれ、災害発生から3年を待たずして早期に当該災害公営住宅を有効活用しようとする場合には、補助率の差分の国費相当額を国庫に納付することにより一般向け公営住宅としての貸与等を行うことを可能とするなど、国土交通省においてその対策について検討する必要がある。

地域経済活動の再生に関して、経営活動に係る各種施設の復旧が着実に進んでいる。しかし、沿岸市町村の基幹産業である農水産業については、漁業集落の再建、防潮堤の復旧等が遅れていることなどから、一部の地方公共団体では施設の完成率が低くなっている。集中復興期間における企業立地支援による復旧・復興の状況について、958事業者が採択されている一方で232事業者が辞退しており、多くの雇用が実現されなかった。また、被災した市町村の産業の回復の状況について、多くの市町村が震災前の水準に達していないと認識している業種も見受けられた。

国は、地域経済活動の再生について、各施設等の復旧・復興のほか、被災地の防災性や住みやすさ、被災地域における企業活動の利点等に関する情報を収集し、提供するなどして、被災した地方公共団体における経済活動の活性化に取り組むことが求められる。

集中復興期間に実施した復旧・復興事業において、各種公共施設の復旧・復興、被災者に対する住宅及び宅地の供給、産業への支援等に関して、既存制度の枠組みの活用や拡充のほか、復興交付金事業や民間事業者の施設復旧に係る補助事業等が創設された。これらの支援施策等を実施する過程において、地域住民、関係機関、他事業等との調整や想定外の現場条件の確認等による計画、設計の変更等の新たな課題が生ずることにより、その成果がいまだ十分に発揮されていないものも見受けられた。

国は、復興・創生期間において、被災した地方公共団体が実施する復旧・復興事業の実施過程で生じた課題の解消に向けて助言するなど、その成果が十分に発揮されるための取組を引き続き進めていくことが求められる。

(4) 原子力災害からの復興再生

国は、復興基本方針において、原子力災害からの復興については、責任を持って再生及び復興に取り組むこととして、福島基本方針により、原子力災害からの福島の復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、放射性物質の除去、安全対策・健康管理対策等の施策を継続的に講じてきた。

また、国は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月閣議決定・原子力災害対策本部決定。以下「福島復興の加速指針」という。）を策定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。そして、国は、27年6月に福島復興の加速指針を改訂して、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、遅くとも福島第一原発の事故から6年後（29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速するなどとした。

放射性物質による汚染に対する復興事業の実施に当たっては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣は、福島県内の11市町村の地域で除染特別地域を指定するとともに、28年3月末現在、97市町村の地域で汚染状況重点調査地域を指定している。^(注23)^(注24)^(注25)そして、福島第一原発から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「除染等の措置」という。）について、除染特別地域においては国が自ら実施し、汚染状況重点調査地域においては国、県、市町村等がそれぞれ管理する土地等について実施することとなっている。

また、環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、11市町村の除染特別地域を汚染廃棄物対策地域（以下「対策地域」という。）に指定している。そして、対策地域内においては、国が自ら、災害廃棄物、被災家屋等解体ごみ及び片付けごみ（以下、これらを合わせて「災害廃棄物等」という。）や除染等の措置に伴い発生した廃棄物（以下、災害廃棄物等と合わせて「対策地域内廃棄物」という。）の収集、運搬、保管及び処分を実施することとなっている。

このほか、国は、市町村等の協力を得ながら、対策地域内廃棄物等の処理のために必要な仮置場、仮設焼却施設、中間貯蔵施設等の整備やその安全性の確保について、責任を持って行うこととなっている。

(注23) 11市町村 田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯館各村

- (注24) 除染特別地域 除染等の措置並びに除去土壌等（除染等の措置に伴い生じた土壌や廃棄物をいう。以下本文において同じ。）の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した双葉郡檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡葛尾、相馬郡飯館両村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の一部地域
- (注25) 汚染状況重点調査地域 福島第一原発から放出された放射性物質による環境の汚染状態が1時間当たり0.23 μ Sv以上の区域が存在するため重点的に調査測定をすることが必要な地域であるとして環境大臣が指定した地域

ア 原子力災害関係の事業の執行状況

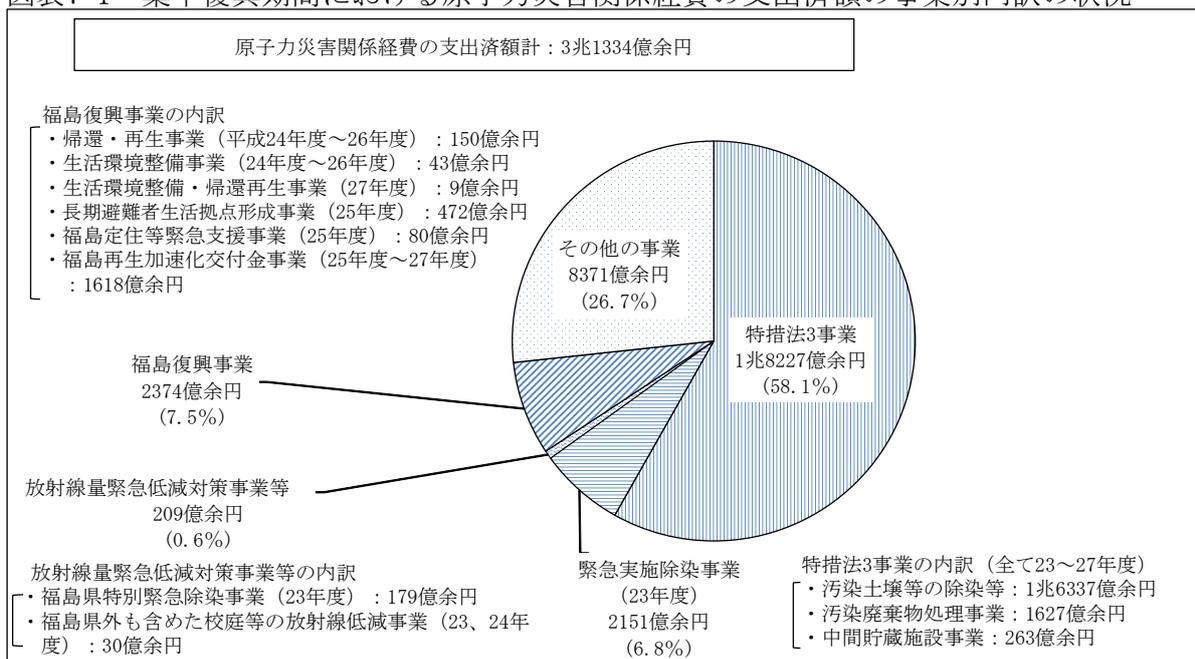
(ア) 原子力災害関係経費の執行状況

集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額は、計3兆1334億余円と多額に上っており、その事業別の内訳をみると、図表7-1のとおり、特措法3事業に係る支出済額が1兆8227億余円と全体の58.1%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆6337億余円となっている。また、「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」（平成23年8月閣議決定）により、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていた内閣府所管の「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等」（以下「緊急実施除染事業」という。）があり、2151億余円（除染等以外の費用を含んだ額）が支出されている。

上記のほか、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されている事業として、23年度第2次補正予算における内閣府所管の福島県特別緊急除染事業と文部科学省及び厚生労働省所管の「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業」がある（以下、これらを合わせて「放射線量緊急低減対策事業等」という。）。その事業内容は、主に学校、公園、保育所等の子どもが生活する場における除染等のほか、学校施設等における空調設備等の設置であり、支出済額は計209億余円（福島県特別緊急除染事業については、除染等以外の費用を含んだ額）となっている。

これらの除染等による放射線量の低減対策に係る事業全体の支出は計1兆8698億余円に上り、原子力災害関係経費の59.6%を占めている。このほか、避難解除区域への帰還支援や帰還環境整備等を行う福島復興事業に係る支出済額は計2374億余円と原子力災害関係経費の7.5%を占めている（福島復興事業の内訳については18ページ参照）。

図表7-1 集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額の事業別内訳の状況



(イ) 原子力災害関係経費以外の経費で実施している放射線量の低減対策に係る事業の執行状況

原子力災害関係経費で実施している除染等のほかに、地方公共団体は、放射線量の低減対策に係る事業として表土の改善等を実施している。これは、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置に該当しないため補助事業の対象とならないことから、地方公共団体が単独事業により実施しているもので、その事業費の一部は、震災復興特別交付税の対象となっている。集中復興期間において、放射線量の低減対策に係る事業費に対して算定された震災復興特別交付税の総額は、図表7-2のとおり、7県138市町村の計54億余円であり、そのうち岩手県が15億余円、千葉県が14億余円、栃木県が12億余円となっていて、3県で全体の77.7%を占めている。

図表7-2 集中復興期間において実施された放射線量の低減対策に係る事業費に対して算定された震災復興特別交付税の状況

(単位:百万円)

事業主体		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
青森県	県	-	-	-	-	-	-
	3市町	1	-	-	-	-	1
	計	1	-	-	-	-	1
岩手県	県	22	1,366	-	-	-	1,389
	16市町村	0	141	2	-	-	143
	計	22	1,507	2	-	-	1,533
宮城県	県	1	62	3	3	1	72
	18市町	54	319	12	50	1	438
	計	55	382	15	54	2	511
福島県	県	38	-	-	-	-	38
	32市町村	44	317	19	2	-	383
	計	83	317	19	2	-	422
茨城県	県	3	-	-	-	-	3
	35市町村	119	107	35	6	0	269
	計	122	107	35	6	0	272
栃木県	県	0	-	-	-	-	0
	6市町	7	20	0	1,006	253	1,288
	計	8	20	0	1,006	253	1,288
埼玉県	県	-	-	-	-	-	-
	1市	2	0	-	-	-	2
	計	2	0	-	-	-	2
千葉県	県	-	34	4	8	-	47
	26市町	509	596	253	39	2	1,400
	計	509	631	257	47	2	1,447
新潟県	県	8	-	-	-	-	8
	1市	0	-	-	-	-	0
	計	8	-	-	-	-	8
計	7県	74	1,464	7	12	1	1,559
	138市町村	739	1,503	323	1,105	256	3,928
	計	814	2,967	330	1,117	257	5,488

また、23年11月に震災復興特別交付税が創設されるまでの間に上記放射線量の低減対策に係る事業を実施した場合等の事業費は、特別交付税の算定対象となっており、その総額は、集中復興期間において6府県177市町村の計14億余円となっている。

このほか、農林水産省所管の東日本大震災農業生産対策交付金により放射性物質の吸収抑制対策が実施されている。除染等の措置が放射性物質により汚染された土壌等の除去等を行うのに対して、この対策の目的は、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物等への移行を低減させることであり、原則として放射線量が0.23 μ Sv/h未満の地域であって、かつ、生産される農作物等の放射能濃度が100Bq/kg(注26)を超える又は超えるおそれがある地域を対象として、県等が反転耕や深耕等の方法により実施している。また、この対策に係る事業費の総額は、図表7-3のとおり、集中復興期間において計61億余円となっている。

(注26) Bq (ベクレル) 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

図表7-3 集中復興期間において実施された東日本大震災農業生産対策交付金による放射性物質の吸収抑制対策の支出済額の状況

(単位:百万円)

県名	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
岩手県	-	125	2,137	100	114	2,477
宮城県	139	298	186	410	421	1,455
福島県	171	595	-	-	-	766
茨城県	-	0	-	-	-	0
栃木県	27	238	398	412	388	1,464
群馬県	-	20	1	0	-	22
計	337	1,278	2,724	923	923	6,187

このように、放射性物質汚染対処特措法に基づかない放射線量の低減対策に係る事業は、特措法3事業の汚染土壌等の除染等と比較すると規模は大きくないものの、各地方公共団体において実施されており、福島第一原発の事故による影響の状況により多様な対策が必要になっている。

イ 特措法3事業の実施状況

福島県内の除染特別地域及び汚染状況重点調査地域や、福島県以外の7県管内の汚染状況重点調査地域において、特措法3事業が計画に照らして適時に実施されているかを把握するために、汚染土壌等の除染等の実施状況や、汚染廃棄物処理事業における廃棄物の処理状況等について検査した。また、汚染土壌等の除染等や汚染廃棄物処理事業の実施に伴って大量に発生することが見込まれる除去土壌等や放射能濃度が10万Bq/kgを超える対策地域内廃棄物を安全かつ集中的に管理及び保管する上で欠くことのできない中間貯蔵施設事業の実施状況についても検査した。

(ア) 汚染土壌等の除染等の実施状況

a 除染特別地域における汚染土壌等の除染等の実施状況

国は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染特別地域について汚染土壌等の除染等を総合的かつ計画的に講ずるための特別地域内除染実施計画（以下「特別地域内計画」という。）を策定するに当たり、23年11月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」（平成23年11月閣議決定）を策定して、放射線量が特に高い地域を除き一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を仮置

場に搬入するなどとした。

その後、環境省は、25年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」において、一律に25年度末までに除染等の措置を行い、発生する除去土壌等を仮置場に搬入するとしていた従前の目標を改めて、個々の市町村の状況に応じて、復興の動きと連動した除染等の措置を推進することとした。そして、環境大臣は、同年12月に富岡町等6市町村の特別地域内計画を改定し、26年7月に双葉町の特別地域内計画を策定して、市町村の状況に応じた除染等の措置の終了時期を定めて、特に放射線量の高い帰還困難区域を除いて29年3月までに除染等の措置を終了する計画に改めた。

27年度末現在の除染等の措置の終了時期をみると、図表7-4のとおり、楢葉町等7市町村では28年3月までに終了しており、飯舘村等4市町村では29年3月までに終了するよう実施しており、集中復興期間において除染特別地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は計7850億余円となっている。飯舘村等4市町村のうち、富岡町では特別地域内計画で計画している除染対象における除染等の措置をほぼ終了しているのに対して、浪江町等3市町村では特別地域内計画で計画している除染対象に対して実際に除染等の措置を実施したものの割合（以下「実施率」という。）が比較的低いが、これは宅地の件数や農地の面積等の対象数が他の市町村と比較して多いことなどによる。また、宅地に比べて他の除染対象の実施率が低い理由は、住民の生活の場である宅地を先行して除染等の措置を進めてきたことなどによるものである。なお、環境省によれば、上記の4市町村では、29年3月末までに予定どおり除染等の措置が終了する見込みであるとしている。

そして、特に放射線量が高いとして上記の計画から除かれた帰還困難区域について、原子力災害対策本部及び復興推進会議は、28年8月に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定して、5年を目途に、放射線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、除染等とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うなどとしている。

(注27) 帰還困難区域 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

図表7-4 除染特別地域における除染等の措置の実施状況等（平成27年度末現在）

市町村名		楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	田村市	南相馬市	川俣町	川内村
宅地	実施率（％）	100	100	100	100	48	100	100	100	88	100	100
	対象数 （宅地の件数） （関係人の数）	2,489	5,972	176	97	5,940	455	1,991	143	4,438	357	161
農地	実施率（％）	100	98	100	100	36	100	54	100	33	99	100
	対象数（千㎡）	8,107	6,665	1,665	1,035	18,504	4,712	16,607	1,431	30,589	4,777	1,331
森林 （生活圏）	実施率（％）	100	100	100	100	74	100	85	100	57	100	100
	対象数（千㎡）	4,507	4,621	1,647	62	3,781	6,343	12,392	1,922	11,592	5,032	2,010
道路	実施率（％）	100	99	100	100	68	100	47	100	39	100	100
	対象数（千㎡）	1,675	1,658	307	84	2,402	1,064	2,354	295	3,191	685	380
特別地域内計画における終了予定時期（終了しているものについては実際の終了時期）		平成26年3月終了	29年3月（宅地は終了）	26年3月終了	28年3月終了	29年3月	27年12月終了	29年3月（宅地は終了）	25年6月終了	29年3月	27年12月終了	26年3月終了
支出済額（億円）		7850										

注(1) 網掛けは、特別地域内計画に基づく除染等の措置が終了した市町村を示す。
 注(2) 実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合で、いずれの面積等も今後の精査によって変わり得る。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
 注(3) 支出済額は、平成23年度から27年度までに環境省が除染関連予算（技術実証、普及啓発、調査等の経費等を含む。）として支出したもののうち、市町村除染に係る経費を除いたものである。
 注(4) 川俣町の農地の実施率が99%で終了としているのは、平成27年9月の豪雨被害で被災した農地の一部を除いているためである。

27年度末現在の除染特別地域における仮置場等の箇所数及び保管量は図表7-5のとおり、264か所、596万㎡となっている。

仮置場等に保管されている除去土壌等は、特別地域内計画において、仮置場等に一時的に保管し、その後、逐次、中間貯蔵施設等に搬入することとしているが、27年度末現在、仮置場等から搬出した保管量は44万㎡であり、仮置場等の保管量の7.4%となっている（中間貯蔵施設事業の実施状況については190～193ページ参照）。

図表7-5 除染特別地域における仮置場等の箇所数、保管量及び搬出済保管量の状況（平成27年度末現在）

市町村名	楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	飯館村	田村市	南相馬市	川俣町	川内村	合計
仮置場等の箇所数	23	12	15	8	29	31	87	6	12	39	2	264
保管量（㎡）	583,741	1,156,433	225,335	118,657	454,312	443,277	1,679,198	36,909	635,901	540,097	93,748	5,967,608
搬出済保管量（㎡）	1,008	207,122	1,002	806	107,360	114,873	9,679	617	—	—	1,600	444,067
うち仮設焼却施設へ	—	206,119	—	—	105,920	113,873	8,679	—	—	—	—	434,591
うち中間貯蔵施設へ	1,008	1,003	1,002	806	1,440	1,000	1,000	617	—	—	1,600	9,476
除染実施対象面積（ha）	2,100	2,800	400	200	3,300	1,700	5,600	500	6,100	1,600	500	24,800

注(1) 仮置場等には、一時保管所、仮置場等を含む。
 注(2) 保管量及び搬出済保管量は、保管袋数を体積に換算している。なお、1袋当たりの体積は、おおむね1㎡である。
 注(3) 仮置場等からの搬出時に減容化した保管物等については複数個を1袋に集約して搬出することがあるため、中間貯蔵施設等が受け入れる保管量とは必ずしも一致しない。

b 汚染状況重点調査地域における汚染土壌等の除染等の実施状況

27年度末現在、福島県管内で汚染状況重点調査地域に指定された39市町村のうち36市町村が、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定して、同計画に基づき除染等の措置を実施しており、集中復興期間において実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は、図表7-6のとおり、計8081億余円となっている。（注28）
 一方、同年度末現在、福島県以外の7県管内で汚染状況重点調査地

域に指定された58市町村のうち57市町村が、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染実施計画を策定して、同計画に基づき除染等の措置を実施しており、集中復興期間において実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は計394億余円となっている。

福島県管内における汚染土壌等の除染等のうち、27年度末現在、除染等の措置の実施状況を住宅、公共施設等、道路、農地・牧草地及び森林（生活圏）の除染対象別にみると、図表7-6のとおり、実施率は、住宅が80.9%、公共施設等が91.1%、農地・牧草地が93.7%と高くなっている。これは、住民の生活に密着した施設等を先行して除染等の措置を実施したことによるものである。一方、道路が50.2%、森林（生活圏）が52.7%と低くなっているが、これは、住宅等の除染を先行して実施したことや仮置場の確保等が課題となっていることなどによるものである。また、地域別にみると、会津地域は実施率が100%となり、県北地域は道路及び森林（生活圏）を除く除染対象で80%以上進捗しているのに対して、県中、県南、いわきの各地域では実施率が50%以下の除染対象も見受けられる。なお、環境省によれば、28年11月末現在の実施率は、住宅、公共施設等及び農地・牧草地が約9割に達するなどしており、29年3月末にはおおむね完了する見込みであるとしている。

また、27年度末現在の福島県管内の汚染状況重点調査地域における除去土壌等の保管箇所及び保管量は、除染した現場と仮置場の合計で142,161か所、518万㎡であるが、それに対して、除去土壌等の仮置場等から中間貯蔵施設等への輸送量は、現状ではまだ僅かな状況である。除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送が進まない場合、除染等の措置の進捗によって除去土壌等の仮置場や住宅、学校等の生活施設における保管量が増大して、地元住民の生活への更なる負担の増加が懸念される。

(注28) 7県 岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉各県

図表7-6 汚染状況重点調査地域における除染等の措置の実施状況等（平成27年度末現在）

県名	地域名	住宅（戸数）			公共施設等（施設数）			道路（km）		
		予定数 A	実績数 B	実施率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	実施率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	実施率(%) B/A
福島県		446,599	361,553	80.9	10,557	9,624	91.1	15,258	7,664	50.2
	県北	158,870	147,588	92.8	5,803	5,153	88.7	4,778	3,057	63.9
	県中	152,660	119,888	78.5	2,846	2,713	95.3	4,945	2,451	49.5
	県南	40,000	35,090	87.7	951	933	98.1	1,533	557	36.3
	会津	6,688	6,688	100.0	144	144	100.0	272	272	100.0
	相双	33,414	20,858	62.4	402	270	67.1	1,321	976	73.8
	いわき	54,967	31,441	57.1	411	411	100.0	2,408	349	14.5
岩手県	—	18,621	16,036	86.1	3,675	3,250	88.4	2,162	2,162	100.0
宮城県	—	10,185	9,943	97.6	681	681	100.0	465	445	95.6
茨城県	—	47,276	47,276	100.0	1,850	1,850	100.0	2,250	2,250	100.0
栃木県	—	46,176	46,100	99.8	2,650	2,300	86.7	81	81	100.0
群馬県	—	6,184	6,184	100.0	200	200	100.0	203	203	100.0
埼玉県	—	—	—	—	150	150	100.0	3	3	100.0
千葉県	—	19,160	19,160	100.0	2,491	2,491	100.0	232	232	100.0
福島県以外の7県の計		147,602	144,699	98.0	11,697	10,922	93.3	5,399	5,379	99.6
合計		594,201	506,252	85.1	22,254	20,546	92.3	20,657	13,044	63.1

県名	地域名	農地・牧草地（ha）			森林（生活圏）（ha）			現場保管		仮置場		支出済額（億円）
		予定数 A	実績数 B	実施率(%) B/A	予定数 A	実績数 B	実施率(%) B/A	箇所数	保管量（㎡）	箇所数	保管量（㎡）	
福島県		31,173	29,228	93.7	4,559	2,404	52.7	141,340	1,856,124	821	3,332,476	8081
	県北	15,704	14,750	93.9	2,875	1,610	56.0	69,777	718,276	497	1,079,561	
	県中	9,142	8,527	93.2	142	116	81.7	68,857	874,410	197	508,862	
	県南	512	512	99.9	801	210	26.2	148	164,664	34	779,297	
	会津	—	—	—	—	—	—	34	1,879	3	4,622	
	相双	5,661	5,286	93.3	732	459	62.6	122	45,083	53	827,029	
	いわき	152	152	100.0	7	7	100.0	2,402	51,813	37	133,105	
岩手県	—	—	—	—	—	—	—	311	24,912	—	—	17
宮城県	—	80	80	100.0	210	210	100.0	684	18,142	28	78,123	67
茨城県	—	175	175	100.0	0	0	100.0	1,045	55,159	2	2,657	53
栃木県	—	1,227	1,227	100.0	83	83	100.0	21,769	147,166	2	6,044	182
群馬県	—	104	104	100.0	6	6	100.0	783	3,338	7	1,836	10
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	46	6,634	2	650	2
千葉県	—	—	—	—	—	—	—	1,628	98,032	2	70	61
福島県以外の7県の計		1,588	1,588	100.0	300	300	100.0	26,266	353,384	43	89,380	394
合計		32,761	30,816	94.0	4,859	2,705	55.6	167,606	2,209,508	864	3,421,856	8475

注(1) 保管量は小数点以下を四捨五入しているため、集計しても計欄と一致しない場合がある。
 注(2) 支出済額は、平成23年度から27年度までに環境省が除染関連予算として支出したもののうち、技術実証、普及啓発、調査等の経費を除いている。
 注(3) 住宅、公共施設等及び道路の実績数には、調査にて終了したものが含まれている。
 注(4) 予定数には一部調整中のものも含まれている。また、「—」は予定及び実績がないことを示す。

除去土壌等の仮置場等における保管には、仮置場の造成等に必要な費用のほか、土地の賃借料、管理費、修繕費等の維持管理費が発生する。仮置場の設置数が全体の95.0%を占める福島県管内の市町村のうち、27年9月末現在、汚染状況重点調査地域に指定されている39市町村について検査したところ、図表7-7のとおり、32市町村において集中復興期間に要した維持管理費は、計95億余円となっており、その内訳は、土地等の賃借料11億余円、管理費79億余円、修繕費2億余円、その他1億余円となっている。これらの維持管理費は、除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送が進み、同施設等において集中管理することにより逓減することが期待されるが、同施設等への輸送が進まない場合、長期にわたり発生し続けることになる。

図表7-7 福島県管内32市町村において設置された仮置場等の維持管理費

(単位：千円)

	土地等の賃借料	管 理 費	修 繕 費	そ の 他	計
平成23年度	2,304	2,220	0	95	4,621
24年度	71,393	343,851	10,000	21,234	446,481
25年度	246,333	1,166,333	39,651	39,041	1,491,360
26年度	414,243	3,076,672	91,545	59,947	3,642,408
27年度	453,713	3,326,873	136,288	50,836	3,967,712
計	1,187,989	7,915,952	277,486	171,154	9,552,583

除去土壌等を仮置場に保管することにより、維持管理費が多額に発生しているものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例5> 除去土壌等を仮置場に保管することにより、維持管理費が多額に発生しているもの

県・市町村名	事業費	事業概要																																																												
福島県いわき市	40億6053万余円	放射線量低減対策特別緊急事業による仮置場の設置等																																																												
<p>いわき市は、住宅、学校等の公共施設等において平成23年度から除染等を毎年度実施しており、その際に発生した除去土壌等は、27年度末現在、仮置場に搬入され保管されているものが37か所、計132,704㎡（除去土壌76,942㎡、可燃性廃棄物55,762㎡）、地区住民の理解が得られず仮置場が確保できなかったことから除染した現場に保管されているものが2,388か所、計50,632㎡（除去土壌43,211㎡、可燃性廃棄物7,421㎡）となっている。</p> <p>そして、除去土壌等の仮置場に係る24年度から27年度までの間の設置費及び維持管理費は、表のとおり、それぞれ36億5522万余円、4億0531万余円となっており、これらの費用は放射線量低減対策特別緊急事業として国が負担している。</p> <p>表 放射線量低減対策特別緊急事業による仮置場の設置費及び維持管理費 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置費</td> <td>3,456</td> <td>3</td> <td>180</td> <td>14</td> <td>3,655</td> </tr> <tr> <td> 補償金等</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td> 委託費(設計等)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td> 工事請負費(土地造成費)</td> <td>3,456</td> <td>-</td> <td>164</td> <td>-</td> <td>3,620</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>99</td> <td>297</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td> 賃貸料</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td> 管理費(委託費)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>83</td> <td>280</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td> その他(修繕費)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,456</td> <td>11</td> <td>279</td> <td>311</td> <td>4,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>仮置場に係る維持管理費は、中間貯蔵施設への輸送が進むにつれて逡減することが期待されるが、搬出が完了するまでの間は毎年度発生することとなり、さらに、28年度も同市は住宅、道路等の除染等の措置の実施を予定していることから、除去土壌等の保管量が増大する見込みである。</p>				24年度	25年度	26年度	27年度	計	設置費	3,456	3	180	14	3,655	補償金等	0	3	10	1	15	委託費(設計等)	-	-	5	12	18	工事請負費(土地造成費)	3,456	-	164	-	3,620	維持管理費	0	8	99	297	405	賃貸料	0	8	13	15	37	管理費(委託費)	-	-	83	280	364	その他(修繕費)	-	-	2	1	3	計	3,456	11	279	311	4,060
	24年度	25年度	26年度	27年度	計																																																									
設置費	3,456	3	180	14	3,655																																																									
補償金等	0	3	10	1	15																																																									
委託費(設計等)	-	-	5	12	18																																																									
工事請負費(土地造成費)	3,456	-	164	-	3,620																																																									
維持管理費	0	8	99	297	405																																																									
賃貸料	0	8	13	15	37																																																									
管理費(委託費)	-	-	83	280	364																																																									
その他(修繕費)	-	-	2	1	3																																																									
計	3,456	11	279	311	4,060																																																									

除去土壌等を保管するための仮置場の設置箇所についてみると、公共施設、

山林、水田、畑等に設置されているが、その中に市町村が定める津波の浸水区域に仮置場が設置されているものが見受けられた。このため、中間貯蔵施設が完成し除去土壌等が搬出されるまでの間、比較的頻度の高い一定程度の津波高を超える津波等の災害の発生時には保管した除去土壌等が流出し、除染等の措置による効果が減少するおそれが継続する状況となっている。上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例6> 除去土壌等を保管するための仮置場が津波の浸水区域に設置されていたもの

県・市町村名	事業費	事業概要
福島県新地町	1億2346万余円	放射線量低減対策特別緊急事業による仮置場の設置
<p>新地町は、学校等の除染対象の施設に保管している除去土壌等について、現場での保管による地域住民等の負担を軽減するなどのため、中間貯蔵施設への輸送が開始されるまでの間、保管するための仮置場を、新地町谷地小屋地区において平成24年度から27年度までの間に事業費計1億2346万余円で設置するなどしていた。同町は、調査等の結果、仮置場を設置するのに適した箇所は同地区以外にはないと判断し、同地区に所在する林野庁が所有する国有林を無償で借り受けて仮置場を設置し、除去土壌等の搬入を開始していた。</p> <p>しかし、同地区は、防潮堤の建設予定地の近辺にあり、防災緑地を造成する予定の箇所であった。そして、同地区は、同町が定める津波の浸水区域に含まれており、比較的頻度の高い一定程度の津波高を超える津波等の災害が発生した場合には、仮置場に保管した除去土壌等が流出するおそれのある状況となっている。</p>		

一方、福島県以外の7県管内における除去土壌等の保管の状況をみると、図表7-6のとおり、除染した現場26,266か所に35万 m^3 、仮置場43か所に8.9万 m^3 の除去土壌等がそれぞれ保管されており、現場における保管量が仮置場における保管量より多い状況となっている。

環境省は、除染等の措置の実施により発生した除去土壌等のうち、除染廃棄物については処分基準が定められており一部処分がなされているが、除去土壌については今後策定予定の基準に従って処分を実施することとなっている。除去土壌等の大部分は現場で保管されたままとなっており、地元住民の生活への影響が懸念される。

なお、会計検査院は、環境大臣に対して28年10月に、会計検査院法第34条の規定により、除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等につい

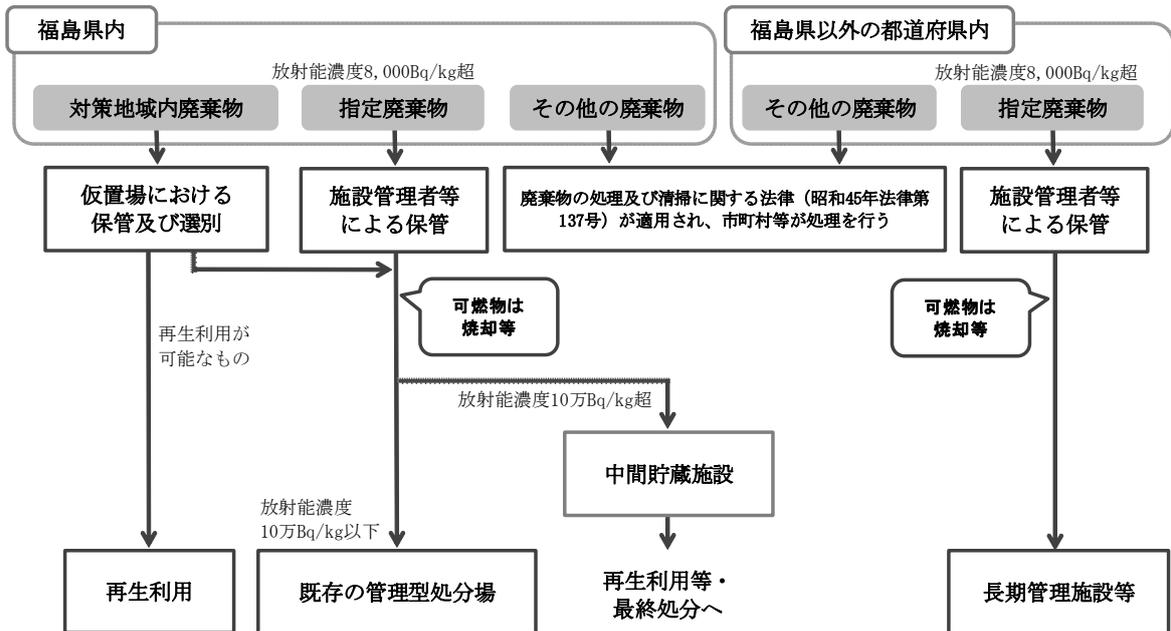
て現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めている（平成27年度決算検査報告548ページ及び別添356ページ参照）。

(イ) 汚染廃棄物処理事業の実施状況

放射性物質に汚染された廃棄物には、主に、①対策地域内廃棄物、②放射能濃度が8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）、③8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が適用され、市町村等が処理を行うこととなっている廃棄物がある。

これらの廃棄物に係る主な処理の流れは、図表7-8のとおりとなっている。福島県内においては、放射能濃度が10万Bq/kgを超える対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は中間貯蔵施設に搬入して、一定の期間、安全かつ集中的に管理及び保管を行うこととなっており、また、10万Bq/kg以下の対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は既存の管理型処分場で処分することとなっている。

図表7-8 対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の主な処理の流れ



注(1) 中間貯蔵ロードマップ（平成23年10月環境省）を基に作成した。

注(2) 図表中の対策地域内廃棄物は、除染等の措置に伴い生じた廃棄物を除いたもの（災害廃棄物等）をいう。

注(3) その他の廃棄物のうち、一定の範囲については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基準が適用される。

注(4) 管理型処分場は、埋立地から出る浸出水による地下水や公共水域の汚染を防止するために、埋立地の側面や底面を遮水シート等で覆う遮水工、浸出水処理施設等を備えた処理施設のことである。

汚染廃棄物処理事業は、対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の迅速な処理等を実施するものであり、集中復興期間における支出済額は計1627億余円となっている。

a 対策地域内廃棄物の処理状況

環境大臣は、24年6月に、放射性物質汚染対処特措法に基づき、双葉町を除く10市町村の対策地域内における災害廃棄物及び除染廃棄物の処理方針を定める対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定し、国は、沿岸部の市町については、帰還困難区域を除き、24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場に搬入し、25年度末までに既存の管理型処分場等の処理施設等へ搬入することを目指すこととし、内陸部の市町村については、帰還困難区域を除き、要解体建物等の状況を把握した上で当該市町村と調整しつつ、25年度末までに災害廃棄物を処理施設等へ搬入することを目指すこととした。このほか、除染廃棄物については、今後、除染の内容等が具体化された段階で、除染廃棄物の種類及び発生量等の予測等を行い、処理体制の整備状況等を踏まえて、処理目標を検討することとした。その後、環境省は、災害廃棄物の処理に係る調整等

に時間を要して25年度末までの完了が困難な状況であるとして、25年9月に「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」を公表して、避難者の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等の処理に当たっては、帰還の妨げとなる廃棄物の処理を優先することとし、環境大臣は、同年12月に処理計画を改定して、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入の完了時期を双葉町を含む市町村ごとに定めて処理を実施している。

27年度末現在の対策地域内における災害廃棄物等の処理状況をみると、図表7-9のとおり、推定量（帰還困難区域を除く。）116.6万tに対して、仮置場等への搬入量は81.6万tであり、災害廃棄物等の推定量に対する仮置場等への搬入量の割合（以下「搬入実施率」という。）は70.0%となっている。また、搬入実施率が30%未満となっているのは、川俣町、大熊町及び飯舘村の3町村であるが、その主な理由は、被災家屋等の処理が他の市町村に対し比較的進んでいないためである。

なお、津波がれき及び片付けごみについてはほぼ全ての市町村において仮置場への搬入が完了している。

図表7-9 対策地域内における災害廃棄物等の仮置場等への搬入状況
(平成27年度末現在)

(単位：t、%)

市町村名	災害廃棄物等の推定量 A	仮置場等への搬入量 B	搬入実施率 B/A
田 村 市	1,600	1,600	100.0
南 相 馬 市	430,000	388,000	90.2
川 俣 町	20,000	5,900	29.5
檜 葉 町	117,000	98,000	83.7
富 岡 町	132,000	89,000	67.4
川 内 村	10,000	8,700	87.0
大 熊 町	7,800	1,100	14.1
双 葉 町	11,000	9,400	85.4
浪 江 町	298,000	188,000	63.0
葛 尾 村	22,000	15,000	68.1
飯 舘 村	117,000	12,000	10.2
計	1,166,400	816,700	70.0

注(1) 災害廃棄物等の推定量は平成28年1月現在のものである。

注(2) 帰還困難区域の数量等は含んでいない。

b 指定廃棄物の保管状況

福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物の数量は、図表7-10のとおり、27年9月末に16.6万tであったものが27年度末現在17.2万tに増加している。環境省は、24年3月に策定した「指定廃棄物の今後の処理の方針」において、国は、指定廃棄物が多量に発生し保管がひっ迫している都道府県において、必要な処理施設等を確保することを目指すとした。

そして、環境省は、24年10月から28年5月までの間に、特に保管状況がひっ迫している宮城、茨城、栃木、群馬及び千葉の5県において市町村長会議を開催し、このうち宮城、栃木及び千葉の3県について長期管理施設等の詳細調査候補地を提示しているが、いまだ確保するには至っていない。

図表7-10 12都県における指定廃棄物の数量の状況

(単位：t)

都県名	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
平成27年9月末現在	475	3,405	2	138,490	3,532	13,533	1,186
28年3月末現在	475	3,405	2	145,037	3,532	13,533	1,186

都県名	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	静岡県	計
27年9月末現在	3,690	981	2	1,017	8	166,328
28年3月末現在	3,714	981	2	1,017	8	172,899

また、環境省は、放射性物質汚染対処特措法に基づく施行規則を28年4月に改正し、指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者と協議した上で、指定を解除することができることとした。そして、指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下に必要な保管・処分を行うこととし、これに対する技術的・財政的支援は環境省が行っていくこととしている。

c 8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物の管理状況

前記のとおり、放射性物質に汚染された廃棄物のうち、廃棄物処理法が適用される8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物については、市町村等が処理を行うこととなっている。そこで、福島第一原発の事故由来の放射性物質の影響を受けた市町村等におけるこれらの廃棄物の処理の状況について検査したところ、図表7-11のとおり、指定廃棄物に指定されていないその他の廃棄物であっても、

指定廃棄物と同様の方法等により一部保管されているものが、10道県管内の市町村等において見受けられた。

農林業系廃棄物等についてみると、ほだ木・きのこ原木が8県管内で計13.7万t、牛ふん堆肥が5県管内で計7.6万tのほか、牧草が8県管内で計4.4万tとなっている。これらは飼料・肥料等として利用されていたものであるが、福島第一原発の事故由来の放射性物質に汚染されたことによって国や都道府県の指示、要請等で利用できなくなった結果、一般廃棄物等となり、市場に流通させずに保管されているものなどである。そして、これらの農林業系廃棄物等は、既存の焼却処理施設の能力が不足していることのほか、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却処理や焼却灰の処分に対する住民の不安等から減容化が進んでおらず、一時集積所の容量も不足していることなどから、各農家等で一時保管されている状況となっている。

また、クリーンセンター等で焼却処理を行って焼却灰となった廃棄物についてみると、5県管内で計17.4万tとなっている。これは、焼却灰の放射能濃度が処理業者の受入基準を下回らないなどの理由により引き続きクリーンセンター等に保管されているものである。

図表7-11 8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物の管理状況

(単位：t)

道県名	農 林 業 系 廃 棄 物 等						焼 却 灰	そ の 他	計
	稲 わ ら	牧 草	牛 ふ ん 堆 肥	ほ だ 木 ・ きのこ原木	そ の 他	計			
北海道	0	—	—	—	—	0			
岩手県	135	7,314	4,151	23,276	105	34,981	62	—	62
宮城県	378	18,589	8,449	15,765	11	43,192	—	268	268
福島県	800	13,000	56,900	24,900	14,700	110,300	171,527	7,326	178,853
茨城県	—	88	—	2,901	—	2,989	207	1	208
栃木県	—	4,315	3,365	45,856	1,249	54,784	1,610	885	2,495
群馬県	—	196	—	22,468	210	22,874	—	—	—
千葉県	—	459	—	2,374	4	2,837	694	22	716
新潟県	—	511	3,138	—	—	3,649			
長野県	—	—	—	21	—	21			
計	1,313	44,471	76,003	137,562	16,280	275,628	174,100	8,502	182,603

注(1) 「農林業系廃棄物等」欄は、平成27年11月末現在の数量について、環境省が各道県に確認した結果を集計している。

注(2) 「焼却灰」「その他」欄は、平成27年9月末時点で汚染状況重点調査地域に指定されている99市町村、当該市町村が所在する県及び会計検査院が28年7月に会計実地検査を行った32市町村を対象に、28年3月末現在、各市町村等が把握している数量を集計している。

上記のような状況から、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物のうち各道県及び各市町村等で保管されているものは、農林業系廃棄物等計27.5万t、焼却灰等計18.2万tに上っており、前記27年度末現在の12都県に保管されている指定廃棄物の数量の合計17.2万tを大きく上回っている。

そして、これらの廃棄物を保管している道県市町村等では、保管のための費用を単費により支出したり、単費により支出したものを東京電力に求償したりなどしている。

農林業系廃棄物等やその他落枝、汚泥等の廃棄物について、環境省は、仮設焼却施設を設置したり、市町村等による処分が加速するよう補助金を交付したりするなどして減容化等を進めているが、前記のとおり、焼却灰を含めた放射能濃度が8,000Bq/kg以下のその他の廃棄物が各道県管内において大量に保管されている状況は、道県市町村にとって大きな負担となっている。

(ウ) 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設事業は、福島県内における汚染土壌等の除染等及び汚染廃棄物処理事業の実施に伴って大量に発生することが見込まれる除去土壌や放射能濃度が10万Bq/kgを超える対策地域内廃棄物及び指定廃棄物（以下「除去土壌・廃棄物」という。）を、一定の期間、安全かつ集中的に管理及び保管を行うための中間貯蔵施設に係る調査検討及びその整備等を行う事業である。国は、集中復興期間において、各種調査業務、施設予定地内に除去土壌・廃棄物の一時的な保管を行うストックヤードの整備、輸送手段等の効率性の確認等を行うパイロット輸送等のために、計263億余円を支出している。なお、会計検査院は、中間貯蔵施設の建設のために必要な関連施設等の築造工事の施工が適切でなかった事態を平成27年度決算検査報告に不当事項として掲記している（平成27年度決算検査報告539ページ及び別添352ページ参照）。

中間貯蔵施設に係る用地取得の状況をみると、環境省は、27年度末現在、当該用地の登記簿上の約2,400人の地権者（面積約1,600ha）のうち連絡先を把握している約1,480人（同約1,450ha）に連絡するなどして、約1,290人に個別訪問等による説明を行っているが、土地の売買契約等の成立件数は83件（同約22ha）にとどまっている。

なお、環境省によれば、29年1月末現在、土地の売買契約等の成立件数は633件

(同約287ha) であるとしている。

a パイロット輸送の状況

環境省は、26年11月に、仮置場等から中間貯蔵施設までの除去土壌・廃棄物の輸送に当たってのルールや考慮すべき項目に関する基本的事項を取りまとめた「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」を策定し、大量の除去土壌・廃棄物の本格輸送を安全かつ効率的に実施するために、パイロット輸送を実施することとした。そして、27年3月から28年3月までの間にパイロット輸送が実施され、図表7-12のとおり、大熊町のストックヤードに23市町村計2.3万³m、双葉町のストックヤードに20市町村計2.2万³m、合計43市町村4.5万³mの除去土壌・廃棄物が輸送され、同年3月に検証報告が取りまとめられている。

図表7-12 中間貯蔵施設のストックヤードへのパイロット輸送の状況

搬出元市町村名	搬出先(保管場)	搬入量(m ³)	搬出元市町村名	搬出先(保管場)	搬入量(m ³)
大熊町	大熊町	1,002	双葉町	双葉町	806
田村市		1,004	浪江町		1,353
富岡町		1,003	葛尾村		1,000
川内村		1,590	郡山市		1,610
広野町		900	檜葉町		1,008
棚倉町		1,516	三春町		1,000
浅川町		286	南相馬市		981
会津美里町		1,000	伊達市		476
平田村		374	飯館村		1,000
会津坂下町		1,071	川俣町		1,218
鮫川村		293	福島市		1,004
古殿町		1,331	須賀川市		1,203
湯川村		1,000	新地町		1,008
白河市		1,000	相馬市		1,568
玉川村		1,180	大玉村		1,049
天栄村		1,287	小野町		937
西郷村		1,002	桑折町		1,124
いわき市		1,040	本宮市		1,216
泉崎村		1,082	国見町		1,200
矢吹町		992	二本松市		1,355
鏡石町		1,062	20市町村	双葉町計	22,116
石川町		1,211	43市町村	合計	45,382
中島村		1,040			
23市町村	大熊町計	23,266			

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1袋の体積を1m³として換算した。

b パイロット輸送後の中間貯蔵施設への輸送状況

環境省は、パイロット輸送の検証の結果等を踏まえて、福島県や県内全市町村を含む関係機関から成る「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議」による調整の上、28年3月に今後の輸送に関する具体的な事項に関する「中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送に係る実施計画」を策定した。同計画によれば、中間貯蔵施設への輸送対象物は、福島県内で発生した除染土壌等及び放射能濃度が10万Bq/kgを超える焼却灰等の廃棄物を基本とすることとされており、発生量は、除染土壌等については焼却することによる減容化前で1870万 m^3 から2815万 m^3 、減容化後で1601万 m^3 から2197万 m^3 、その他の廃棄物については約1.8万 m^3 と推計されている。また、当面は、中間貯蔵施設のストックヤードの整備とストックヤードへの輸送を継続するとともに、施設整備の状況に合わせて、順次、中間貯蔵施設予定地内に設置する土壌貯蔵施設等への搬入に移行することとされ、輸送に当たっては、福島県内の道路網の復旧や整備の状況も踏まえつつ、必要な道路交通対策を実施した上で段階的に輸送量を増加させていくこととされている。そして、28年11月末現在の搬入量は、大熊町等18市町村の仮置場から大熊町のストックヤードへ計4.7万 m^3 、浪江町等14市町村の仮置場から双葉町のストックヤードへ計4.0万 m^3 となっている。

また、環境省は、28年3月に中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表し、32年度までに500万 m^3 から1250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通しであるとした。これにより、少なくとも、①身近な場所にある除染土壌等（住宅、学校等における現場保管量約180万 m^3 （平成27年12月末時点））に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すとした上で、さらに、用地取得等を最大限進める、②幹線道路沿いにある除染土壌等（高速道路沿道から500m以内及び国道・県道沿道から100m以内の仮置場の保管量約300万 m^3 から500万 m^3 （推計値））に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指すこととしている。

c 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金及び福島原子力災害復興交付金の創設

環境省は、26年度補正予算において、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を創設し、中間貯蔵施設の予定地である大熊、双葉両町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建・地域振興等に係る幅広い事業を実施できるようにするために、福島県及び両町が設置造成等する基金に

対して、福島県に650億円、大熊、双葉両町に計850億円を交付した。そして、27年度末現在、福島県及び大熊、双葉両町において、地域医療の維持・向上や先端教育の充実等の事業等に、計53億余円が使用されている。

また、復興庁は、26年度補正予算において、福島原子力災害復興交付金を創設し、中間貯蔵施設の整備等による影響も含めて、原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策を始めとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に広範に利用できるようにするために、福島県が設置造成等する基金に対して1000億円を交付した。そして、27年度末現在、「ロボット産業革命の地」創出事業や教育旅行復興事業等に、計15億余円が使用されている。

両交付金は、対象事業が非常に幅広く多様な事業に活用できるなど極めて自由度が高くなっており、中間貯蔵開始後30年間の長期間にわたって使用できるようになっている。

ウ 原子力災害関係経費の求償の状況

国は、復興基本方針に基づき、原子力災害の応急対策、復旧対策及び復興について、原子力災害関係経費により、自ら又は独立行政法人を通じて事業を実施したり、地方公共団体が実施する事業に対して国庫補助金等を交付したりするなどして対応を図っている。

一方、原子力事業者は、原賠法等によれば、原子力損害を賠償する責めに任ずることとされていて、東京電力は、国及び地方公共団体が実施した福島第一原発の事故に対処するための事業に要した費用のうち、事故との相当因果関係があると認められる損害に係る費用について、国及び地方公共団体からの求償に基づき、その内容等を確認した上で支払っている。

そこで、国は東京電力に対して求償を適切に行っているかを把握するために、国が支出した原子力災害関係経費の東京電力に対する求償の状況について検査した。

(ア) 特措法3事業に係る8省の求償の状況

放射性物質汚染対処特措法において、国、地方公共団体等が行う特措法3事業は、関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとするのが明記された。そして、福島復興の加速指針においても、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施

設事業の費用は、事業実施後に環境省等から東京電力に求償することとされた。
(注29)

放射性物質汚染対処特措法が施行された24年1月以降に8省が、直轄により又は国庫補助金等を交付して実施した特措法3事業について、集中復興期間における事業実施済額（27年度末までに特措法3事業に係る費用として確定した額）、28年10月末現在で8省が東京電力に行った年度別の求償額及び求償額の事業実施済額に対する割合（以下「求償率」という。）並びに求償額に対する東京電力の支払額及び支払額の求償額に対する割合（以下「支払率」という。）を示すと、図表7-13のとおり、事業実施済額の計1兆5607億余円に対して、求償額は計1兆1932億余円（求償率76.4%）、東京電力の支払額は計5062億余円（支払率42.4%）となっている。

汚染土壌等の除染等に係る費用のうち環境省が求償を行っている費用についてみると、図表7-13のとおり、事業実施済額の計1兆3704億余円に対して、求償額は計1兆0079億余円（求償率73.5%）、支払額は計4874億余円（支払率48.3%）となっている。

汚染廃棄物処理事業に係る費用についてみると、図表7-13のとおり、事業実施済額の計1626億余円に対して、求償額は計1615億余円（求償率99.3%）、支払額は計134億余円（支払率8.3%）となっており、中間貯蔵施設事業に係る費用についてみると、事業実施済額の計245億余円に対して、求償額は計216億余円（求償率88.1%）、支払額は計41億余円（支払率18.9%）となっている。

(注29) 8省 法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、国土交通、環境、防衛各省

図表7-13 集中復興期間に8省が実施した特措法3事業に係る8省の求償及び東京電力の支払の状況（平成28年10月末現在）

(単位：百万円、%)

省名	事業名	事業実施済額 A	求償を 行った年度	求償額 B	求償率 B/A	支払額 C	支払率 C/B
			平成24				
環境省	汚染土壌等の除染等	1,370,407	平成24	14,784	73.5	13,165	89.0
			25	44,500		43,571	97.9
			26	119,581		116,165	97.1
			27	391,404		286,266	73.1
			28	437,651		28,252	6.4
			小計	1,007,923		487,422	48.3
	国直轄除染	675,291	24	12,425	95.2	10,871	87.4
			25	32,901		31,993	97.2
			26	57,415		55,967	97.4
			27	231,287		193,464	83.6
			28	309,159		10,096	3.2
			小計	643,189		302,395	47.0
	市町村除染	695,116	24	2,359	52.4	2,293	97.2
			25	11,599		11,577	99.8
			26	62,166		60,198	96.8
			27	160,117		92,802	57.9
			28	128,492		18,155	14.1
			小計	364,734		185,026	50.7
	汚染廃棄物処理事業	162,614	24	-	99.3	-	-
			25	6,409		4,388	68.4
			26	27,813		8,853	31.8
			27	39,672		216	0.5
			28	87,698		-	0.0
			小計	161,593		13,458	8.3
中間貯蔵施設事業	24,593	24	103	88.1	71	68.3	
		25	364		360	98.9	
		26	1,973		1,141	57.8	
		27	4,868		1,051	21.5	
		28	14,373		1,479	10.2	
		小計	21,683		4,103	18.9	
計	1,557,616	計	1,191,200	76.4	504,984	42.3	
法務省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	252	27	33	100.0	33	100.0
		28	219	-		0.0	
		小計	252	33		13.2	
財務省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	51	27	7	15.1	7	100.0
		小計	7	7		100.0	
文部科学省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	352	27	352	100.0	352	100.0
		小計	352	352		100.0	
厚生労働省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	144	27	0	47.7	0	100.0
		28	69	69		100.0	
		小計	69	69		100.0	
国土交通省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	1,243	28	537	43.2	-	0.0
		小計	537	-		0.0	
防衛省	汚染土壌等の除染等 (直轄)	747	27	460	100.0	460	100.0
		28	287	287		100.0	
		小計	747	747		100.0	
農林水産省	除染等の技術実証において実施された汚染土壌等の除染等(直轄)	313	28	72	23.1	72	100.0
		小計	72	72		100.0	
合計		1,560,723	24	14,888	76.4	13,236	88.9
			25	51,274		48,320	94.2
			26	149,368		126,160	84.4
			27	436,800		288,389	66.0
			28	540,909		30,160	5.5
			小計	1,193,240		506,268	42.4

注(1) 福島県に設置造成等された基金により実施されている事業の事業実施済額は、当該基金から取り崩されて執行された額を計上している。

注(2) 事業実施済額は平成27年度末現在の額である。また、事業実施年度は環境省が23年度から27年度まで、農林水産省が24年度から27年度まで、環境、農林水産両省以外の各省は26、27両年度である。

また、28年報告において「農林水産省は、求償の担当部署、求償に必要な手法、準備する書類等の求償を行うための体制や具体的な手法等を定めておらず、東京電力に対して求償を行っていなかった。」と報告した事態については、28年6月までに求償に係る事務が確実に行われることとなるよう処置が講じられている（平成27年度決算検査報告391ページ及び別添353、354ページ参照）。そして、農林水産省は、28年9月に24年度分の求償を行って東京電力から同年10月に支払を受けており、28年10月末現在、25、26両年度分についても手続をとっているところである。

(イ) 緊急実施除染事業に係る求償の状況

内閣府所管の緊急実施除染事業は、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されている除染等（一部除染等以外の事業を含む。）であり、内閣府が自ら事業を行ったり、福島県に補助金を交付して基金を設置造成等させて行わせたりなどするものである。

そして、「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」により、求償については国が支出を行う範囲において当該原子力事業者に行うこととされており、集中復興期間における事業実施済額（27年度末までに緊急実施除染事業に係る費用として確定した額）、28年10月末現在の内閣府が東京電力に行った年度別の求償額及び求償率並びに求償額に対する東京電力の支払額及び支払率を示すと、図表7-14のとおり、事業実施済額計2098億余円に対して、求償額は計745億余円（求償率35.5%）、支払額は計418億余円（支払率56.1%）となっている。

図表7-14 集中復興期間に実施した緊急実施除染事業に係る内閣府の求償及び東京電力の支払の状況（28年10月末現在）

（単位：百万円、％）

事業名	事業実施済額 A	求償を 行った年度	求償額 B	求償率 B/A	支払額 C	支払率 C/B
緊急実施除染事業	209,888	平成25	1,573	/	343	21.8
		26	11,993		10,132	84.4
		27	40,131		27,198	67.7
		28	20,839		4,175	20.0
		計	74,537		35.5	41,849
除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理（福島県）	194,786	25	1,573	/	343	21.8
		26	-		-	-
		27	40,131		27,198	67.7
		28	20,839		4,175	20.0
		計	62,543		32.1	31,717
除染モデル事業、入域・被ばく管理等	13,446	25	-	/	-	-
		26	11,993		10,132	84.4
		27	-		-	-
		28	-		-	-
		計	11,993		89.1	10,132
農業系汚染廃棄物処理	1,498	25	-	/	-	-
		26	-		-	-
		27	-		-	-
		28	-		-	-
		計	-		0.0	-
高濃度汚染稲わらの隔離、一時保管、警戒区域内の家畜遺体処理、生活圏近隣森林等の除染	157	25	-	/	-	-
		26	-		-	-
		27	-		-	-
		28	-		-	-
		計	-		0.0	-

注(1) 「除染、帰還支援、農業系汚染廃棄物処理（福島県）」に係る事業実施済額は福島県に設置造成等された基金から取り崩されて執行された額を計上している。

注(2) 事業実施済額には、帰還支援、入域・被ばく管理等、農業系汚染廃棄物処理等の除染等以外の事業に係る費用を含んでいる。

エ まとめ

国は、原子力災害からの福島の復興再生を国政の最重要課題と位置付けて、特措法3事業のほか、長期避難者支援等を行う福島復興事業等の各種施策を実施していて、集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額は、計3兆1334億余円と多額に上っている。

福島県においては、除去土壌等を保管するための仮置場が相当数設置されるなどしており、多額の維持管理費が発生している。その中には、津波の浸水区域に仮置場が設置されているため、除去土壌等が搬出されるまでの間、比較的頻度の高い一定程度の津波高を超える津波等の災害の発生時には保管した除去土壌等が流出し、除染等の措置による効果が減少するおそれが継続する状況となっているものも見受

けられる。今後、帰還困難区域においても除染等の措置の進捗が見込まれることから、仮置場等の箇所数や除去土壌等の保管量が更に増大することが想定されており、除去土壌等を住宅、学校等の生活施設に保管している地元住民への負担を解消し、仮置場等の維持管理費を軽減するなどのためにも、除染等の措置に伴い発生する除去土壌等の保管場所となる中間貯蔵施設の整備の促進に一層努めることが望まれる。また、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村が管内に所在する福島県以外の7県管内においては、除去土壌等の大部分は現場で保管されたままとなっており、地元住民の生活への影響が懸念されるため、今後早急に除去土壌についての処分の基準を策定して、処分を実施することが望まれる。さらに、10道県管内においては、8,000Bq/kg以下の指定廃棄物に指定されていないものの、放射性物質に汚染された農林業系廃棄物等の減容化が進まず、各農家等で大量に保管されたり、焼却灰となった一般廃棄物等を廃棄することができずに指定廃棄物と同様の管理を行っていたりしている状況となっている。これらの汚染廃棄物を管理している市町村等や地域住民、各農家等の負担を解消するなどのためにも、仮設焼却施設の設置による減容化を一層進めるなど、汚染廃棄物の処理の促進に一層努めることが望まれる。

28年10月末現在、環境省等8省が実施した特措法3事業に係る求償及び東京電力の支払の状況は、求償率76.4%、支払率42.4%となっている。また、内閣府が実施した緊急実施除染事業に係る求償及び東京電力の支払の状況は、求償率35.5%、支払率56.1%となっている。これらの放射性物質汚染対処特措法等に基づき関係原子力事業者が賠償すべき損害については、引き続き求償を適切に行う必要がある。

前記のとおり、国は、27年6月に福島復興の加速指針を改訂し、29年3月までに避難指示を解除することを目指して環境整備を加速することなどとしており、今後も住民の意向等を把握するなどし、原子力災害からの復興再生に向けて円滑かつ迅速に事業を実施する必要がある。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、集中復興期間における復旧・復興事業の実施状況等の総括として、参議院から要請を受けた各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、①東日本大震災に伴う被災の状況等はどのようになっているか、②復興特会において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか、その償還財源として位置付けられている株式の売却等はどのようになっているか、③復興関連基金事業及び復興交付金事業において、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか、また、補助事業等、復興関連基金事業、復興交付金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか、④被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた東北3県において、集中復興期間中に実施された復旧・復興事業によりどのような成果が得られているか、⑤原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているかなどに着眼して、検査を実施した。

会計検査院は、28年次においては、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、特定被災自治体である11道県及び227市町村における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査した。特に東北3県及び管内127市町村に対して、国からの財政支援を受けて実施した復興関連基金事業や復興交付金事業の実施状況、成果等について検査した。また、日本公庫に対して、事業者等への資金繰り支援の成果について検査した。検査に当たっては、14府省庁等の内部部局等並びに4県及び管内45市町村に対して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(イ) 人的被害及び建物被害の状況

死者、行方不明者等の人的被害は死者15,893人、行方不明者2,556人等となっており、また、建物被害は全壊121,739戸、半壊279,088戸等となっている（8ページ参照）。

(イ) 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等の被災の状況は、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では道路（県及び市町村管理区間）における被災路線数6,293路線、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。また、全壊等の被害を受けた施設は、医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、学校施設等12,150施設等となっている（8～10ページ参照）。

(ウ) 避難の状況

29年2月13日現在の避難者数は、全国でなお123,168人に上っており、このうち東北3県の各県内の避難者数は、計77,946人となっていて全体の63%を占めている（10、11ページ参照）。

イ 国の復旧・復興への取組

(ア) 復旧・復興に向けた主な取組

復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間で集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。このうち復興支援の体制について、国は、24年2月に復興庁を設置し、同庁に復興推進会議を設置した。復興施策については、住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォースの検討の下に、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施したり、産業復興の推進に関するタスクフォースの検討の下に、26年6月に産業復興創造戦略を策定したりなどした（11、12ページ参照）。

さらに、復興基本法に基づき、28年3月に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が定められた。同方針では、原子力事故災害からの復興再生について、遅くとも29年3月までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組むことなどとされた（12～15ページ参照）。

(イ) 原子力災害からの福島の復興再生に向けた主な取組

a 復旧・復興に向けた主な取組

24年3月に福島復興再生特別措置法が施行され、国は、同法に基づき福島基本方針を閣議決定して、住民の安全のための除染等による放射能汚染対策を始めとする各種対策を計画的に講ずることとした。除染等による放射能汚染対策に

ついて、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省等は、特措法3事業を実施している。福島第一原発の事故による損害については、原子力損害賠償紛争審査会が損害賠償に関する円滑な合意形成のために、23年8月に賠償すべき損害として類型化が可能なものを示すなどした（15、16ページ参照）。

b 帰還支援等に向けた取組

国は、避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組として24年度に生活環境整備事業及び帰還・再生事業を市町村等に対する委託事業としてそれぞれ創設した。そして、25年度に長期避難者の生活拠点の形成を促進するなどの長期避難者生活拠点形成事業及び福島定住等緊急支援事業を創設した。さらに、25年8月の避難指示区域の見直しの完了を受けて、長期避難者支援から早期帰還までを一括して支援する福島再生加速化交付金を創設して、25年度に創設した2事業及び再生加速化事業を国庫補助事業として実施することとした。また、国は、27年5月に再生加速化事業を拡充して帰還環境整備事業とした。さらに、帰還・再生事業と生活環境整備事業を合わせて生活環境整備・帰還再生事業として再編し、福島再生加速化交付金事業の3事業と生活環境整備・帰還再生事業を合わせた福島復興事業を福島の復興再生の柱として実施している（16～18ページ参照）。

(ウ) 復興財源フレーム

国は、復興期間10年間に係る事業規模と財源の見込みを32兆円程度の規模とする32兆円フレームを示した。32兆円フレームでは、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込んでいる。

集中復興期間に係る事業費として見込んだ25.5兆円及び25兆円フレームにおける計上済財源の27年度末現在の状況について、事業規模をみると、23年度から27年度までの支出済額27.6兆円程度と28年度への繰越額1.4兆円程度の計29.0兆円程度から、復興財源フレームの対象外経費等を除くなどした事業費は、24.6兆円程度となっている。また、財源をみると、27年度末までに復興特別税収が3.4兆円、歳出削減・税外収入等が11.3兆円程度、日本郵政株式の売却収入が1.4兆円、それぞれ確保されている（18～22ページ参照）。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 復旧・復興予算の執行状況等

(ア) 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

a 復旧・復興予算の歳出予算額及び執行状況

集中復興期間において各年度に措置された予算現額の合計額33兆4922億余円の27年度末現在における執行状況は、支出済額27兆6231億余円、繰越額1兆4111億余円、不用額4兆4579億余円であり、集中復興期間5か年度全体の執行率、繰越率、不用率は、それぞれ82.4%、4.2%、13.3%となっている（23、24ページ参照）。

b 経費項目別の執行状況

集中復興期間における復旧・復興予算について経費項目別の支出済額をみると、「災害対応公共事業関係費」「施設費災害復旧費等」「公共事業等の追加」及び「復興関係公共事業等」の4経費項目で計4兆0144億余円となっている。また、特措法3事業の実施に係る経費項目については、「原子力災害復興関係経費」2兆5087億余円となっていて、累計執行率は、他の経費項目と比べておおむね低くなっている（24～30ページ参照）。

(イ) 集中復興期間における復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

a 財源項目別の歳入の予算・決算

集中復興期間における復旧・復興事業の財源等の予算額及び決算額のそれぞれの計は、予算額が33兆3261億余円、決算額が36兆7576億余円となっている（30～32ページ参照）。

b 復興債の発行及び償還の状況

集中復興期間における復興債の発行状況をみると、発行計画額計17兆3535億円に対して発行実績額計14兆9932億余円となっている。25年度は復興債は発行されず、26年度においても発行計画額1兆0970億円に対して発行実績額1199億余円と計画の1割程度にとどまっている。27年度は発行計画額1兆9463億円に対して発行実績額1兆3199億余円と計画の約7割となっている。また、復興債の年度末現在額をみると、23年度末の11兆2574億余円から27年度末の7兆2612億余円に減少している（33～36ページ参照）。

(ウ) 復興債の償還財源として位置付けられている株式の売却等の状況

集中復興期間における復興財源フレームでは、3会社株式の売却による収入が計4.7兆円程度見込まれているが、27年度末での実績は計2兆4006億余円となっている。今後確保すべき復興財源フレーム計上額は差引で計2.3兆円程度であるのに対して、売却による収入は売却時点の株価に応じて決まることになるが、復興債の償還財源となる日本郵政株式及び東京地下鉄株式の27年度末の残高は、計3兆278億余円となっている（36～41ページ参照）。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況等

(ア) 特定被災自治体に対する国からの財政支援の状況

集中復興期間中の5か年度に東日本大震災関係経費として国から交付された国庫補助金等及び地方交付税のうち、特定被災自治体である11道県及び227市町村に交付されたものは、計13兆4117億余円であり、このうち東北3県及び沿岸31市町村に交付されたものが計11兆4867億余円となっていて全体の85.6%を占めている。また、国からの財政支援に係る類型ごとの交付額について、交付額の合計に占める割合をみると、補助事業等が32.9%と最も高く、次いで地方負担に係る地方財政措置としての震災復興特別交付税22.3%、復興交付金事業21.4%、復興関連基金事業19.4%の順となっている（43～46ページ参照）。

(イ) 補助事業等の実施状況

集中復興期間における特定被災自治体に対する国庫補助金等の交付決定額は、計5兆7936億余円（補助事業執行率88.4%）となっていて、このうち津波等により甚大な被害を受けた東北3県及び管内127市町村への交付決定額は計5兆3267億余円と、交付決定額の9割以上を占めている。特定被災自治体が実施している補助事業等について、事業区分ごとの実施状況をみると、「災害廃棄物処理」及び「被災者支援」の補助事業執行率はそれぞれ99.8%、100%と高くなっているが、「社会基盤施設」及び「漁業」の補助事業執行率はそれぞれ79.1%、77.8%となっている（46～49ページ参照）。

(ウ) 復興関連基金事業の実施状況

a 集中復興期間における復興関連基金事業の実施状況

復興関連基金事業157事業の実施状況をみると、国庫補助金等交付額は計4兆4483億余円、27年度末までの基金の取崩額は2兆7683億余円、基金事業執行率は62.2%、27年度末に保有している国庫補助金等相当額は1兆3746億余円となっ

いる（51～57ページ参照）。

b 終了予定年度別及び終了予定年度の延長期間別の実施状況

終了予定年度別にみると、26年度を終了予定年度としている事業が23事業と最も多くなっている。また、集中復興期間の終了後も継続して実施するとしている事業は98事業（27年度末に保有している国庫補助金等相当額1兆3182億余円）となっている。一方、終了期限を定めていない24事業は、原子力災害からの復興再生が長期にわたると想定されている福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害関係経費に係るものが多くなっている（57～59ページ参照）。

c 復興関連基金事業に係る国庫補助金等の国庫への返納状況等

復興関連基金事業157事業のうち77事業において、各基金団体は27年度末までに3064億余円、28年度（28年8月末現在）に323億余円、計3387億余円の基金残額（運用益を含む。）を国庫に返納している（59～62ページ参照）。

d 集中復興期間内に事業が終了した復興関連基金事業のその後の状況

集中復興期間内に事業の終了期限が到来したり、国庫補助金等交付額の全額を取り崩したりするなどして事業が終了した59事業について終了後の同種事業の実施状況をみると、基金方式を採らずに実施していたもの（一般会計又は復興特会以外の特別会計から交付された国庫補助金等によるものを含む。）は12事業となっている（62、63ページ参照）。

(イ) 復興交付金事業の実施状況

a 復興交付金の交付等の状況

復興交付金事業について、集中復興期間において8道県及び96市町村に復興交付金2兆8720億余円が交付されていて、このうち約9割に当たる7県及び88市町村が基金型事業を選択していて、23年度から27年度までの5か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆6415億余円、取崩額は計1兆6326億余円、基金事業執行率は61.8%となっている（64～66ページ参照）。

b 集中復興期間における復興交付金事業の完了等の状況

集中復興期間内に復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業を全て完了している特定被災自治体数は3道県及び30市町村であり、全体の31.7%となっ

ている。27年度末現在において実施中である基幹事業1,612事業のうち当初の復興交付金事業計画において完了予定時期を27年度末以前としていた1,297事業を対象に延長期間の状況をみると、3年以上延長している事業は479事業となっていて、5年以上延長している事業も134事業ある状況となっている。基幹事業の別にみると、道路事業及び防災集団移転促進事業において、3年以上延長している事業数が特に多くなっている（66～74ページ参照）。

c 集中復興期間における基金型事業の実施状況

基金型事業について、基幹事業、効果促進事業（個別配分）及び効果促進事業（一括配分）別にみると、基金事業執行率はそれぞれ64.8%、67.9%、31.2%、取崩未済額はそれぞれ8158億余円、226億余円、1669億余円となっており、特に効果促進事業（一括配分）の基金事業執行率が低くなっている。

効果促進事業（一括配分）は、24年度から27年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額計2429億余円のうち事業内容が未定の交付額が1099億余円あり、このうち計8億余円が事業内容の全てが未定となっている。また、上記の1099億余円の約2割の206億余円は交付されてから3年以上にわたり事業内容が未定のままととなっている。さらに、事業内容が決定していても実際には執行されていない状況も見受けられる（74～83ページ参照）。

(オ) 福島再生加速化交付金事業の実施状況

集中復興期間における福島再生加速化交付金事業の実施状況をみると、長期避難者生活拠点形成事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計1816億余円、執行額及び取崩額計639億余円）では、福島県及び10市町村は単年度型事業により実施していて、交付額計108億余円、執行額計73億余円となっている。また、福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額計1708億余円、27年度末までの取崩額計565億余円、基金事業執行率33.0%となっている。福島定住等緊急支援事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計141億余円、執行額計117億余円）では、27市町村が事業を実施していて、交付額計141億余円、執行額計117億余円となっている。帰還環境整備事業（25年度から27年度までの実施計画分に係る交付額計302億余円、執行額及び取崩額計238億余円）では、福島県、27市町村及び2一部事務組合は単

年度型事業により実施していて、交付額計247億余円、執行額計219億余円となっている。さらに、福島県及び7市町村は基金型事業により実施していて、25年度から27年度までの3か年度分に係る交付額計55億余円、取崩額計19億余円、基金事業執行率35.8%となっている（83～87ページ参照）。

(カ) 震災復興特別交付税に係る経費の執行状況

集中復興期間の交付税特会における震災復興特別交付税に係る経費の執行状況をみると、累計繰入額3兆7642億余円に対する累計支出済額は3兆1884億余円（累計の執行率84.7%）となっている（87～89ページ参照）。

(キ) 国からの財政支援等による地方公共団体の財政への影響

集中復興期間における東北3県及び沿岸31市町村の普通会計に係る歳入歳出決算の状況についてみると、東北3県の歳入総額は、22年度の2兆4460億余円から、23年度に5兆6113億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆6037億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は200.8%となっている。沿岸31市町村の歳入総額は、22年度の9619億余円から、23年度1兆8428億余円、24年度3兆0304億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆3574億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は256.6%となっている（89～95ページ参照）。

東北3県の歳出総額は、22年度の2兆3321億余円から、23年度に5兆2862億余円と大幅に増加した後、24年度から26年度までは減少が続き、27年度に微増に転じて4兆2447億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は193.8%となっている。沿岸31市町村の歳出総額は、22年度の9250億余円から、23年度1兆7214億余円、24年度2兆8117億余円と増加した後、25年度以降は減少が続いて、27年度2兆0814億余円と推移しており、期間平均の対22年度比は242.0%となっている（95～97ページ参照）。

22年度から27年度までの各年度末現在における基金の状況をみると、東北3県及び沿岸31市町村の積立金現在額は、22年度がそれぞれ2974億余円、1897億余円であったのに対して、25年度にそれぞれ1兆6859億余円、1兆5617億余円に達している（97～99ページ参照）。

(ク) 地方公共団体等が実施する復旧・復興事業に係る個別の検査結果

a 復興関連基金事業

23年度第3次補正予算に計上された費用のうち国会の議決を受けた復興費用に関する権利義務は、特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き、復興特会に帰属することとなっているため、23年度第3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された国庫補助金等について、使用する見込みのないなどの額を国庫に返納させる場合、国は、復興特会に返納させることとなる。しかし、国土交通省において、使用する見込みのない額83億8631万余円を誤って復興特会ではなく一般会計に返納させている事態が見受けられた。

一方、23年度第1次補正予算又は23年度第2次補正予算に計上された費用等のうち使用する見込みのないなどの額について、国はこれまで、一般会計に返納させた後、その額を復興特会に繰り入れて復旧・復興事業の費用等の財源に充てられるように、その原因となった支出を把握するなどして復興税外収入として別途整理するなどの所要の措置を執ってきている。しかし、この措置が執られていない事態が、文部科学省及び農林水産省で計42億5317万余円見受けられた（103～105ページ参照）。

b 復興交付金事業

復興庁が公表している第1回から第14回までの復興交付金に係る交付可能額の通知時における復興交付金配分計画表を確認するなどしたところ、27年2月に復興庁が岩手県陸前高田市に通知した交付可能額に算定の誤りがあり、同市も同様に算定を誤って復興交付金の交付申請を行った結果、8541万余円が過大に交付されていた事態が見受けられた。また、復興交付金の交付可能額の算定について、過年度の交付可能額の通知時において制度要綱で定められた効果促進事業費（一括配分）の上限額を超えて交付可能額が算定されている事態が、2市分で計15億9946万余円見受けられた（105～107ページ参照）。

ウ 集中復興期間における復旧・復興事業の成果の状況

(ア) 施策項目別の成果の状況

東北3県及び沿岸31市町村における25の施策項目の計画事業費は、27年度末現在、計7兆2786億余円であり、これに対する完成分事業費は計2兆2452億余円（うち国庫補助金等計1兆8433億余円）となっている。施策項目別の完成率をみると、100

%は「鉄道」「空港」「公営住宅」及び「養殖施設」の4項目であり、80%以上が「港湾」「造成宅地の滑動崩落防止」等の9項目、20%以下が「海岸（防潮堤）」「海岸防災林」「上水道」及び「都市再生区画整理事業」の4項目である。20%以下の4項目は、津波により破壊し、流出した海岸保全施設、その背後地の市街地等の整備に関する施策項目となっている（111～114ページ参照）。

(イ) 津波防災に関する施策における復旧・復興事業の成果

a 津波防災に関するハード施策に係る復旧・復興事業の状況

防潮堤の整備に係る復旧・復興事業は、27年度末現在、36市町村に所在する576海岸において事業が計画されており、このうち集中復興期間における完成施設数は87海岸、完成率は15.1%となっている。計画事業費1兆3433億余円のうち支出済事業費は4605億余円、事業費進捗率は34.2%、完成分事業費は332億余円（うち国庫補助金等302億余円）となっている。

県別にみると、計画施設数は、岩手県が111海岸、宮城県が370海岸、福島県が95海岸となっていて、それぞれの完成施設数及び完成率は、11海岸、9.9%、54海岸、14.5%、22海岸、23.1%となっている。また、市町村別にみると、27年度末現在、36市町村のうち計画施設数の全てが完成した市町村は1村、計画施設数のうち一部が完成した市町村は17市町村であり、18市町村では完成した防潮堤はない。

27年度末までに事業を実施している556海岸について、26年度末現在と27年度末現在の計画事業費を比較すると、増加したものが184海岸、減少したものが123海岸となっている。また、556海岸から27年度末現在までに完成した87海岸を除く469海岸の完成（予定）年度をみると、26年度末現在の見込みより延長されたものが299海岸と約6割を占め、このうち7海岸は3か年度以上延長されている（116～125ページ参照）。

b 津波防災まちづくりに係る復旧・復興事業の状況

復興土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業による市街地の整備状況をみると、復興土地区画整理事業では計画面積1,532ha、実績面積319ha、整備率20.8%となっており、津波復興拠点整備事業では計画面積260ha、実績面積145ha、整備率55.7%となっている。また、両事業のかさ上げに係る計画面積及び実績面積は、それぞれ761haのうち169ha、143haのうち90haであり、整備率はそ

れぞれ22.3%、62.9%となっている。

市町村別に全体の整備状況をみると、復興土地区画整理事業について、20市町村のうち整備が完了したものが1村、整備率が80%を超えているものが1町、整備率が20%以下のものが10市町となっている。津波復興拠点整備事業について、整備を実施している16市町村のうち整備が完了したものが4市町、整備率が80%を超えているものが1市、整備率が20%以下のものが4市となっている（125～132ページ参照）。

c 津波防災に関するソフト施策に係る復旧・復興事業の状況

沿岸31市町村の津波避難計画の策定状況をみると、27年度末現在、津波避難計画を策定しているのは21市町村で、このうち、東日本大震災前に津波避難計画を策定していたのは5市町となっており、16市町村は東日本大震災後に策定している（136、137ページ参照）。

津波情報等の収集・伝達手段の確保に係る機器等の整備状況について、津波監視カメラの整備状況をみると、沿岸31市町村のうち整備が完了したものが14市町、整備中のものが1村、整備していないものが16市町村となっている。また、情報伝達手段の確保に係る通信機器の整備等の実施状況をみると、沿岸31市町村のうち整備等が実施済みとなっている市町村数は、システムの耐災害性の強化が27市町村、Jアラートによる自動起動対象の拡大が28市町村、緊急速報メールの一括送信が29市町村、防災行政無線の整備のうち同報系システムが全ての市町村、移動系システムが24市町村、難聴区域の解消が21市町村となっている（138～140ページ参照）。

沿岸31市町村における避難施設の指定の状況をみると、全ての市町村が避難所、緊急避難場所等の避難施設を指定しており、27年度末現在の指定数は2,313施設となっていて、東日本大震災前の2,266施設から47施設増加している。しかし、東北地方太平洋沖地震による津波で浸水した地域等に所在する避難施設が緊急避難場所で49施設、避難所で56施設、耐震性の有無を把握していない避難施設が津波避難ビルで4施設、避難所で168施設となっている。また、住民等が避難施設に移動するための誘導標識等が設置されていないものが緊急避難場所で684施設、津波避難ビルで11施設、避難所で630施設となっている。

避難所等の装備の状況をみると、非常用電源が備えられていない避難施設が

津波避難ビルで25施設、避難所で497施設、ラジオ等の情報機器がない避難施設が津波避難ビルで62施設、避難所で369施設、備蓄倉庫がない施設が津波避難ビルで56施設、避難所で485施設となっている。

備蓄倉庫が設置されている避難所460施設について、避難者を支援するための備蓄物資の状況をみると、27年度末現在、食事の供与が全くできないものが145施設あり、1日以下が255施設、1日超3日以下が52施設等となっている。また、毛布が不足するものが349施設、非常用電源がないため停電時に照明等の電気製品が使えないものが48施設、石油ストーブが備蓄されていないため暖房を使えないものが234施設となっている（141～145ページ参照）。

(ウ) 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

a 被災者等に対する応急仮設住宅の供与

東北3県が整備等を行った建設型応急仮設住宅（整備戸数計52,822戸）及び借上型応急仮設住宅（借上戸数計24,856戸）について、集中復興期間における整備費、維持管理費等をみると、建設型応急仮設住宅の整備費は計3370億余円、維持管理費は計574億余円、撤去費は計14億余円、借上型応急仮設住宅の維持管理費は計1449億余円となっている。建設型応急仮設住宅に係る維持管理費について、集中復興期間における年度別の状況をみると、震災直後の23年度が344億余円とピークとなっており、24年度以降、建設型応急仮設住宅の統廃合や廃止の進捗により減少傾向となっている（145～147ページ参照）。

b 恒久住宅等の整備に係る復旧・復興事業

災害公営住宅整備事業等は、東北3県及び沿岸31市町村のうち岩手、福島両県及び30市町村のほか、その他の22市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、759地区における計画戸数29,575戸に対して16,747戸が完成（完成率56.6%）し、整備が完了した地区に係る整備額は4383億余円となっている。集中復興期間に整備された災害公営住宅の入居の状況等をみると、入居可能戸数15,617戸のうち14,754戸（94.4%）が入居済み又は入居手続中であり、863戸（5.5%）が入居者未定で空室となっている。国土交通省は、各事業主体が災害公営住宅を被災者等に提供するために様々な対策を講じたにもかかわらず入居者未定の空室が生じている場合、事業主体の判断により、災害発生から3年を経過した後、一般向け公営住宅に変更し、被災者等以外に貸与

等を行うことはやむを得ないとの見解を示している。

防災集団移転促進事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち22市町村のほか、その他の4市町において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、324地区における計画区画数の8,840区画に対して6,484区画が完成（完成率73.3%）し、整備が完了した地区に係る整備額は1252億余円となっている。集中復興期間に整備された宅地の分譲等の状況をみると、整備された宅地6,484区画のうち5,775区画（89.0%）が分譲等済み又は分譲等手続中であり、709区画（10.9%）が分譲等未定で空き区画となっている。

漁業集落防災機能強化事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち13市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、36地区において計画区画数500区画に対して276区画が完成（完成率55.2%）し、整備が完了した地区に係る整備額は59億余円となっている。集中復興期間に整備された宅地の分譲の状況をみると、整備された宅地276区画のうち257区画（93.1%）が分譲済み又は分譲手続中であり、19区画（6.8%）が分譲未定で空き区画となっている。

都市再生区画整理事業は、東北3県及び沿岸31市町村のうち17市町村において実施されており、集中復興期間における整備状況をみると、50地区における計画区画数10,129区画に対して1,652区画が完成（完成率16.3%）し、整備が完了した地区に係る整備額は59億余円となっている（147～157ページ参照）。

(エ) 地域経済活動の再生に関する復旧・復興事業の成果

a 各種産業に係る施設等の復旧・復興事業の状況

27年度末現在の東北3県における農水産業に係る施設等の復旧・復興の状況をみると、農地については計画施設数38,718haのうち32,703haが完成（完成率84.4%）し、農業用施設については計画施設数4,838施設のうち3,914施設が完成（完成率80.9%）している。また、漁港施設については計画施設数2,636施設のうち1,645施設が完成（完成率62.4%）し、水産業共同利用施設については計画施設数4,922施設のうち4,637施設が完成（完成率94.2%）している。

グループ補助金による事業の実績をみると、27年度末現在、交付決定を受けた延べ8,937事業者のうち延べ7,207事業者が事業を完了しているが、延べ202事業者が事業を廃止し又は取り消しているほか、延べ1,528事業者が事業を延期す

るなどしている。また、東北3県におけるリース補助事業の実績をみると、27年度末現在、集中復興期間に6,023件に対して35億余円が交付されており、このうち宮城県が4,361件、24億余円となっている（158～161ページ参照）。

b 農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援

農林漁業者等震災特例貸付及び復興特別貸付の22年度（23年3月）から27年度までの間の実績をみると、農林漁業者等震災特例貸付が3442億余円、復興特別貸付が3兆8614億余円、計4兆2057億余円となっていて、復興特別貸付の規模が大きいものとなっている。東北3県における貸付実績は、全国計4兆2057億余円のうち8914億余円であり、県別の計では、宮城県が4836億余円、福島県が2490億余円、岩手県が1587億余円となっている（161～164ページ参照）。

c 企業立地支援による復旧・復興の状況

集中復興期間に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金2090億円、地域経済産業復興立地推進事業費補助金2102億余円がそれぞれ国から基金団体に交付されており、27年度末現在の基金の取崩額は、津波・原子力災害立地補助事業に係る基金が111億余円（基金事業執行率5.3%）、ふくしま立地支援事業に係る基金が1301億余円（基金事業執行率61.9%）となっている。

集中復興期間の採択、交付決定等の状況をみると、27年度末現在、津波・原子力災害立地補助事業は、採択件数512件、採択額1997億余円、交付決定件数200件、交付決定額868億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇用者数のそれぞれの見込みは、69市町村、6,359人となっている。また、ふくしま立地支援事業は、採択件数446件、採択額3142億余円、交付決定件数338件、交付決定額1300億余円となっていて、企業が立地される市町村数及び新規地元雇用者数のそれぞれの見込みは、福島県の管内47市町村、4,394人となっている。両事業を合わせた採択事業者数、完了事業者数、辞退事業者数の状況をみると、採択事業者数は958事業者、完了事業者は407事業者、完了率は42.4%となっているが、一方で、辞退事業者数は232事業者、辞退率は24.2%となっている（164～167ページ参照）。

d 観光の復興状況

沿岸31市町村の観光イベントについて、東日本大震災の影響、集客等の状況をみると、東日本大震災前に実施していた67件のうち43件が震災の影響で取り

やめとなっており、27年度末までに31件が再開されたものの、12件はいまだ再開に至っていない。東日本大震災以後に復興に関するものとして実施されている新しい観光イベントは33件あり、このうち29件は27年度末現在、定期的に継続して実施されている。27年度末現在で実施されている観光イベントは、震災の影響がなかったもの24件、再開されたもの31件及び定期的に実施されている新しいもの29件を合わせて84件となっている。また、集客数について、25年度が約764万人、27年度が約829万人となっていて、25年度から27年度までの3か年度の間で20市町村において集客数が増加したとしている（167～169ページ参照）。

e 産業の回復の状況

産業の回復の状況に関する沿岸31市町村の認識についてみたところ、全体的に回復したとしている市町村数は、沿岸31市町村のうち21市町村となっている。業種ごとにみると、震災前の水準に回復したとする市町村数は、建設業では19市町村、観光業では16市町村と沿岸31市町村の半数以上を占めるが、農業、水産業ではそれぞれ8市町村、商業・サービス業では7市町村となっている。また、震災前の水準に回復していないとする市町村数は、水産業では19市町村、農業では18市町村となっている（169～171ページ参照）。

エ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の執行状況

a 原子力災害関係経費の執行状況

集中復興期間における原子力災害関係経費の支出済額計3兆1334億余円のうち、特措法3事業に係る支出済額が1兆8227億余円と全体の58.1%を占めていて、その大部分は汚染土壌等の除染等の費用の1兆6337億余円となっている。そして、除染等による放射線量の低減対策に係る事業全体の支出は1兆8698億余円に上り、原子力災害関係経費の59.6%を占めている（175、176ページ参照）。

b 原子力災害関係経費以外の経費で実施している放射線量の低減対策に係る事業の執行状況

集中復興期間において、地方公共団体が単独事業として実施している表土の改善等の放射線量の低減対策に係る事業費に対して算定された震災復興特別交付税は7県138市町村の計54億余円、特別交付税は6府県177市町村の計14億余円

となっている。このほか、農林水産省所管の東日本大震災農業生産対策交付金により実施された放射性物質の吸収抑制対策に係る事業費の総額は計61億余円となっている（176～178ページ参照）。

(イ) 特措法3事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染等の実施状況

除染特別地域における特別地域内計画に基づく除染等の措置の状況をみると、7市町村では28年3月までに終了しており、4市町村では29年3月までに終了するよう実施している。集中復興期間において除染特別地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額は計7850億余円となっている。また、27年度末現在の除染特別地域における仮置場等の箇所数及び保管量は、264か所、596万 m^3 となっており、仮置場等から中間貯蔵施設等に搬出した保管量は44万 m^3 （仮置場等の保管量の7.4%）となっている。

汚染状況重点調査地域に指定された市町村の状況についてみると、福島県管内で汚染状況重点調査地域に指定された39市町村のうち36市町村が、また、福島県以外の7県管内で汚染状況重点調査地域に指定された58市町村のうち57市町村が、それぞれ除染実施計画を策定して、同計画に基づき除染等の措置を実施している。そして、集中復興期間においてこれらの地域で実施された汚染土壌等の除染等に係る支出済額の合計は8475億余円となっている。

福島県管内の汚染状況重点調査地域における除去土壌等の保管箇所及び保管量は、27年度末現在、現場と仮置場の合計で142,161か所、518万 m^3 であるのに対して、除去土壌等の仮置場等から中間貯蔵施設等への輸送量は、現状ではまだ僅かな状況である。そして、除去土壌等の仮置場等における保管のため集中復興期間に要した維持管理費は、32市町村で計95億余円となっており、これらの維持管理費は、除去土壌等の中間貯蔵施設等への輸送が進み、同施設等において集中管理することにより逡減することが期待されるが、同施設等への輸送が進まない場合、長期にわたり発生し続けることになる。仮置場の設置箇所についてみると、市町村が定める津波の浸水区域に仮置場が設置されているため、除去土壌等が搬出されるまでの間、比較的頻度の高い一定程度の津波高を超える津波等の災害の発生時には保管した除去土壌等が流出し、除染等の措置による効果が減少するおそれが継続する状況となっているものが見受けられた（17

8～185ページ参照)。

b 汚染廃棄物処理事業の実施状況

27年度末現在の対策地域内における災害廃棄物等の処理状況をみると、推定量（帰還困難区域を除く。）116.6万tに対して、仮置場等への搬入量は81.6万tとなっている。また、搬入実施率が30%未満となっているのは3町村となっている。そして、福島県を含む12都県に保管されている指定廃棄物の数量は、27年度末現在17.2万tとなっている。

放射性物質に汚染された廃棄物のうち農林業系廃棄物等についてみると、国や都道府県の指示、要請等で利用できなくなった結果、一般廃棄物等となり、市場に流通させずに保管されているものなどが10道県管内で計27.5万tとなっており、既存の焼却処理施設の能力が不足していることなどから減容化が進んでおらず、一時集積所の容量も不足していることなどから、各農家等で一時保管されている状況となっている。また、クリーンセンター等で焼却処理を行い焼却灰となった廃棄物は5県管内で計17.4万tとなっていて、これは引き続きクリーンセンター等に保管されているものである（185～190ページ参照）。

c 中間貯蔵施設事業の実施状況

中間貯蔵施設に係る用地取得の状況をみると、環境省は、27年度末現在、当該用地の登記簿上の約2,400人の地権者（面積約1,600ha）のうち連絡先を把握している約1,480人（同約1,450ha）に連絡するなどしているが、土地の売買契約等の成立件数は83件（同約22ha）にとどまっている。

環境省は、26年11月に、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」を策定し、27年3月から28年3月までの間にパイロット輸送が実施され、大熊町のストックヤードに23市町村計2.3万 m^3 、双葉町のストックヤードに20市町村計2.2万 m^3 、合計43市町村4.5万 m^3 の除去土壌・廃棄物が輸送され、同年3月に検証報告が取りまとめられている。また、同省は、28年3月に中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表し、32年度までに500万 m^3 から1250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通しであるとした（190～193ページ参照）。

(ウ) 原子力災害関係経費の求償の状況

特措法3事業については、集中復興期間における事業実施済額の計1兆5607億余円に対して、28年10月末現在の求償額は計1兆1932億余円、東京電力の支払額は計

5062億余円となっている。また、緊急実施除染事業については、集中復興期間における事業実施済額の計2098億余円に対して、28年10月末現在の求償額は計745億余円、支払額は計418億余円となっている（193～197ページ参照）。

2 所見

東日本大震災は、被災地域が極めて広範囲にわたる大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的な未曾有の大災害である。

復興基本方針等で定めた23年度から27年度までの集中復興期間において、国は、東日本大震災からの復旧・復興のために、既存の制度の見直し、財政支援、自由度の高い交付金の創設等の様々な施策を、その総力を挙げて取り組んできた。

集中復興期間において、国は、総額27兆6231億余円を支出した。そして、これに対する財源を、49年12月までの長期にわたって確保される復興特別税（復興特別所得税等）や歳出削減等により賄うとしているが、他方、多額の費用が限られた期間に生ずることから、事業の実施に当たり不足する資金を確保するために復興債等を発行している。また、復興予算の計上及び執行に当たり、各事業が被災地及び被災者の復興に真に必要なかつ有効なものとなっているかなどの視点から議論がなされたことから、国は、復興予算について、不適切な使用であるなどの批判を招くことがないように用途を厳格化するなどの取組も行ってきた。

こうした国の取組や復旧・復興事業を中心となって実施する地方公共団体の総力を挙げての取組により、集中復興期間が終了した現在、事業の進捗とともにその成果も見受けられる一方、防潮堤やまちづくりなどに係る事業において、膨大な事業量や事業の実施に伴う地域住民や関係機関との調整、他事業との調整等の様々な困難から、被災者がひ益するに至っていないものも依然として見受けられる。

復旧・復興事業について、28年度以降も多くの事業が一刻も早い完了を目指して実施されているところであり、国は、地震・津波被災地域を中心に事業完了に向けた見通しが立ちつつあることを踏まえて、28年度以降の復興支援については、被災地の自立につながるものとしていく必要があるとし、28年度からの5年間で被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から「復興・創生期間」と位置付けた。そして、復興・創生期間において、全国に共通する課題への対応という性質を併せ持つ事業については被災した地方公共団体においても一定の負担を行いつつ、国は、復興の新たなステージに応じた切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に

備えた住まいの再建や復興まちづくりなどを着実に進めるとしている。

については、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が復興基本法に定める基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後も引き続き次の点に留意するなどして、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復興・創生期間における復旧・復興事業について、国は、特定被災自治体等との緊密な連絡調整を行うことなどにより事業が迅速に実施されるようにするとともに、集中復興期間の各種事業の実績を踏まえて、円滑に実施されるように努めること

イ 国庫補助金等を交付して実施している事業について、国は、特定被災自治体の意向や要望、被災者の生活再建の見通しなどを十分に把握して、情報提供、助言その他の着実な執行に向けた取組を行っていくこと。また、復興関連基金事業について、国は、基金団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うとともに、使用見込みのない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金が適切かつ有効に活用されるよう努めること。特に、余剰金等の返納に当たっては、国庫補助金等が復興基本方針に定める復興財源を原資としていることに留意し、適正を期すること

ウ 復興交付金事業について、国は、情報提供、助言その他の必要な協力等を行い、事業の着実な実施に向けて支援を行っていくこと。基金型事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえて、国は、特定被災自治体による事業の執行状況に応じた適切な復興交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余额等や効果促進事業（一括配分）における事業内容が未定の額について、基幹事業及び効果促進事業（個別配分）への流用等を一層進めるなどして着実な縮小を図ること。また、効果促進事業（一括配分）について、復興庁は、28年報告の会計検査院の所見等を踏まえて第15回及び第16回の配分を見送ることとしたものの、過年度の交付可能額の通知時において当時の制度要綱で定められた上限額を超えて交付可能額が算定されている事態も見受けられることから、制度要綱の適正な運用についても留意すること

エ 津波防災に関する復旧・復興事業の実施について、国は、復興基本方針において、被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、経済性及び効率性にも十分に配慮して、防潮堤等の各種施設や市街地の整備等の施策に関する助言等を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を確保するための施策についても早期に適切な実施が図られるよう努めること。また、津波防災に関す

る事業の成果が確実にあがるよう努めること

オ 復興交付金事業等による住宅の供給等について、国は、空室及び空き区画の解消等に向けた助言等に努めること。災害公営住宅整備事業等において、各事業主体が空室の解消のための対策を講じてもなお空室が解消されないことが見込まれ、災害発生から3年を待たずして早期に当該災害公営住宅を有効活用しようとする場合には、一般向け公営住宅としての貸与等を行うことを可能とするなどの対策について検討すること。また、被災地の自立につながることを念頭に、地域経済活動の再生に関する事業の成果が確実にあがるよう努めること

カ 原子力災害からの復興再生のうち除染等の措置について、国は、除去土壌等が仮置場等に長期間保管されていて多額の維持管理費が発生するなどしていることを踏まえて、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設の整備の促進に努めること。また、汚染廃棄物処理事業について、農林業系廃棄物等が各農家等に保管されていて大きな負担となっていることを踏まえて、仮設焼却施設の設置等による減容化等、汚染廃棄物の処理の促進に努めること。さらに、特措法3事業及び緊急実施除染事業に係る事業費について、放射性物質汚染対処特措法等に基づき関係原子力事業者が賠償すべき損害に係る賠償金が東京電力から確実に支払われるよう、求償を適切に行っていくこと

キ 国は、集中復興期間に実施された復旧・復興事業に係る課題やその解決策等に関する事例等の情報を蓄積して整理し、復興・創生期間に実施される事業に反映するとともに、今後想定される災害からの復旧・復興事業に活用していくこと

以上のとおり報告する。

会計検査院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、復旧・復興の完了までに長期間を要するものもあることから、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、被害の大きかった東北3県を中心に復旧・復興事業の実施状況や復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して、計5回にわたり報告した。

会計検査院としては、復興基本方針等で定められた集中復興期間が終了して、28年度から復興・創生期間として復興は新たな段階を迎えたことから、復興・創生期間における事業の実施状況についても、引き続き検査していくこととする。